《1. こども》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
児童相談所に関する事務	こども相談センター　里親制度普及促進事業及び里親委託推進支援事業にかかる事務	・児童福祉施設に入所中の児童のうち、里親家庭で生活することが望ましいと判断された児童の委託を広く全国の里親を対象に行い、受託を希望する里親や里親希望者を対象に研修、家庭訪問調査、委託後の訪問指導（里親制度普及促進事業） ・新規登録里親の開拓（里親委託推進事業） ・要保護児童の養育に不慣れな里親への相談員の派遣（里親訪問支援事業） ・一時的な里親不在時のサポート要員の派遣（里親養育援助事業） ・養育技術に関する研修会の実施・指導を通じて里親への総合的な支援（家庭養育推進事業）	こども青少年局	要綱等	中核市		○	
	こども相談センター　週末里親事業にかかる事務	児童福祉施設に入所している児童で、保護者の面会や一時帰宅の機会のない児童等を週末里親として登録した家庭に週末等に月１回程度（学校の長期休業中には数日間）宿泊。 家庭生活を体験して、個別的な支援の向上、児童の健全育成、将来の施設退所後の自立を促進。	こども青少年局	任意			○	
	こども相談センター　重症心身障がい児訪問指導事業にかかる事務	・非常勤嘱託職員の採用、雇用、経費支払い ・療育手帳判定結果をもとに重症心身障がい児についてリストを作成 ・在宅の重症心身障がい児の家庭を訪問し療育や介護等についての助言や指導 ・訪問記録の保存　　など	こども青少年局	要綱等	中核市		○	
	こども相談センター　精神発達精密検診及び事後指導にかかる事務	・１歳半、３歳、４・５歳の健診後の精密検査（24区からの依頼文書の受付事務、予約） ・判定 ・母子保健担当への結果送付 ・事後指導の必要な親子に対するグループ調整、社会調査、通知等送付 ・スタッフの謝礼支払い	こども青少年局	要綱等	中核市		○	
	こども相談センター　療育手帳の判定にかかる事務	・療育手帳の交付のための受付 （24区からの相談を受付、台帳記入、児童相談システムへの入力、ファイル作成など）	こども青少年局	要綱等	指定都市		○	
	こども相談センター　メンタルフレンド訪問援助事業、「不登校児童通所事業」にかかる事務	・ひきこもり・不登校児童に対し、当該児童の家庭に児童の兄又は姉に相当する世代がメンタルフレンドとして定期的に訪問し、児童の自主性や社会性の伸長を援助。メンタルフレンドの募集、募集説明会、面接、登録、事前研修会、活動費支払い。（ひきこもり等児童の支援） ・こども相談センター、市内各所に通所ルームを開設し、不登校状態の小中学生に対し、社会の構成員として必要な資質・能力の育成をめざして、学習支援や心理治療、集団活動、体験学習などの提供（不登校児童通所事業）	こども青少年局	要綱等	指定都市		○	
	こども相談センター　児童虐待の防止等に関する事務	・虐待を受けた児童の早期対応、保護、自立支援等の援助を迅速かつ的確に実施するため、こども相談センターの体制強化、区役所等との連携強化のための体制整備 ・医学的判断・治療、弁護士による司法対応等の機能強化 ・学識経験者等からの指導・助言を受け、高度な専門的技術や知識を必要とする事例に対応できる体制等を整備 ・未成年後見人の活動を支援	こども青少年局	要綱等	指定都市		○	
	こども相談センター　児童虐待の防止等に関する事務（新子育て支援交付金）	・児童の安全確認のための体制強化、児童虐待防止対策のための資質向上、体制強化のための環境改善等 ・24時間365日対応の「児童虐待ホットライン」を設置し、虐待通告に対する迅速な対応体制を強化し、夜間休日における安全確認を行うための体制を整備	こども青少年局	要綱等	指定都市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	こども相談センター　家族再統合事業に関する事務	・児童虐待により親子分離した家庭に対する家族再統合の援助を迅速かつ的確に実施するため、児童虐待を行った保護者及び虐待を受けた子どもに対するカウンセリングプログラムの実施 ・家庭復帰支援員による保護状況訪問調査、親子交流促進のための親の所在確認、面会交流支援	こども青少年局	要綱等	指定都市		○	
	こども相談センター　家庭相談員の指導にかかる事務	・各区役所での家庭児童福祉にかかる相談を担当する家庭児童相談員に対し、専門的見地からの支援	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	こども相談センター　一時保護所の機能強化	・保護している子どもの個々の学力に応じた学習指導	こども青少年局	任意			○	
	こども相談センター　一時保護所における学習環境充実	・入所が長期化している学齢児の学習指導の充実	こども青少年局	任意			○	
	こども相談センター　診療所	・要保護児童等に対し、健康診断や診療を行い、医療的な支援	こども青少年局	要綱等	指定都市		○	
	こども相談センター　児童相談システム	・こども相談センターにおける相談ケースについての基本情報と取り扱い経過を記録し、ケースの検索、相談の進捗状況、処理状況の把握・確認等 ・国への報告・各種統計調書その他の文書の作成	こども青少年局	任意			○	
民間の児童福祉施設	児童養護施設等職員研修に関する事務	施設入所児童の健全育成と処遇の向上を図るため、施設職員に対して研修。 ・研修委託に関する事務 （公募関係事務、契約事務、支払い事務）	こども青少年局	要綱等	指定都市			○一組
	施設指導及び助成（児童養護施設等）に関する事務	施設入所児童の健全育成と処遇の向上を図るため、市児童福祉施設連盟や施設に対し指導・助成。 ・委託に関する事務 （公募関係事務、契約事務、支払い事務） ・助成に係る申請書受付・審査・支払い	こども青少年局	任意				○一組
	児童養護施設入所児童処遇向上事業等に関する事務	虐待を受けた児童など、心理的な援助や自立支援が必要な児童への継続的かつ専門的なケアや、家庭復帰に向けた家族を含めての支援など、それぞれの児童に応じた処遇向上について充実を図る。 ・入所児童に対し、成長段階や季節に応じた行事の実施 ・施設を退所し就職した児童に適切な指導、助言等 ・施設の退所予定者等に、適切な就業環境を与えるための職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等の就業支援 ・施設を退所後、精神的なより所として施設退所者が気軽に集える居場所を確保し、専門の職員を配置し種々の相談やアドバイス等の支援	こども青少年局	任意				○一組
ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等就業自立支援サポート体制強化事業に関する事務	ひとり親家庭等に対する「サポート体制の充実」を図るため、地域支援システムを活用し、区レベル、地域レベルにおけるネットワークを構築。 区における相談・情報提供機能をより身近で充実したものとし、きめ細かい継続的な就業支援を実施。 ・国庫申請、制度管理、サポーターの雇用・派遣	こども青少年局	要綱等	一般市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	ひとり親家庭等就業自立支援サポート体制強化事業に関する事務（区）	ひとり親家庭等に対する「サポート体制の充実」を図るため、地域支援システムを活用し、区レベル、地域レベルにおけるネットワークを構築。 区における相談・情報提供機能をより身近で充実したものとし、きめ細かい継続的な就業支援を実施。 ・区支援部会の運営、施策の実施	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	養育費の確保対策に関する事業	ひとり親家庭（離婚前含む）の養育費確保のため、大阪弁護士会と協働し無料の法律専門相談を市内各所において提供。 ・弁護士等との委託契約、相談業務	こども青少年局	任意			○	
	ひとり親家庭医療費助成に関する事務	・制度の拡充・変更等、医療費の現物給付分支払い、各区保健福祉センターの実務の指導監督、全区の予算・決算の総括 ・府補助金申請、予算決算	こども青少年局	任意			○	
	ひとり親家庭医療費助成に関する事務(区)	・制度の拡充・変更等、医療費の現物給付分支払い、各区保健福祉センターの実務の指導監督、全区の予算・決算の総括 ・相談・申請受付、システム入力、医療証の発行	こども青少年局	任意			○	
こどもの貧困対策	こどもの貧困対策に関する事務	・こどもの貧困対策推進本部の事務局 （企画、連絡、庁内調整など）	こども青少年局	任意			○	
青少年施策	青少年施策に関する事務（任意事務） 【局】	次代を担う子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長できるよう、青少年施策、青少年活動の推進等に取組むことにより、青少年の健全育成を図る。 ・こども、青少年の健全育成にかかる総合企画に関する事務 ・青少年団体との連携に関する事務 ・青少年指導者・団体表彰に関する事務 ・成人の日記念事業（みおつくしの鐘打鐘のつどい）	こども青少年局	任意			○	
	青少年施策に関する事務（任意事務） 【総合区】	次代を担う子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長できるよう、青少年施策、青少年活動の推進等に取組むことにより、青少年の健全育成を図る。 ・青少年指導員・青少年福祉委員に関する事務（委嘱・表彰）	こども青少年局	任意			○	
	塾代助成事業に関する事務	子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室などに費用を、月額1万円を上限に助成。 ・助成対象者は市内在住の中学生の養育者で、養育者とその配偶者の所得金額の合計が所得制限限度額未満の者（市内在住中学生の約5割） ・交付決定者へ「塾代助成カード」（ICカード）を交付し、事前に登録している学習塾等（参画事業者）へ利用申込をし、カードを提示	こども青少年局	任意			○	
	地域こども体験事業	各地域でこどもの健全育成に関わる団体に対して、こどもへの関わり方に関する知識・技術と、こども向け体験学習プログラムの習得についての研修を実施し、各地域が自らの力でこどもたちに体験学習する機会を提供できるよう支援。 こどもたちの心身の成長を促す体験学習の意義や重要性を広く市民に啓発することにより、各地域におけるこどもの健全育成にかかる機運の向上と活性化を図る。	こども青少年局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	輝け「未来」・こども夢体験プロジェクト事業	・大阪市、民間企業、団体で実行委員会を組織し、市内の小学4年生から中学3年生までを対象に企業や大学、専門学校、NPO法人などと協働で、こども達の憧れる人物、大阪が誇る文化・産業の担い手から学ぶ機会を提供する体験プログラムを実施。（こども夢・創造プロジェクト事業） ・大阪市内の小・中学生を対象に、市及び民間企業などが実施するさまざまな体験プログラムを年間を通じてホームページにより情報発信。（輝け「未来」・こども夢体験プロジェクト広報）	こども青少年局	任意			○	
	若者自立支援事業	青年期になっても仕事に就かないなど、社会参加や自立に課題を抱える若者に対し、それぞれの置かれている状況やニーズに応じて、相談にのりながら、様々なサービスにつなぎ、支援。 大阪市・区・事業実施運営団体・関係機関からなるネットワークの構築と区単位で事業への誘導の方法などについて検討するための事業を実施。 ・コネクションズおおさか運営（委託） ・若者自立支援・ひきこもり支援関係局会議 （直営） ・若者支援のあり方検討学習会 （直営）	こども青少年局	任意			○	
	子ども会活動の推進事業	子ども会活動の基盤を強化し、地域における青少年育成活動を活性化させることで青少年の健全育成を図る。 ・子ども会活動育成事業 ・子ども会指導者研修 ・ジュニア・シニアリーダー1泊研修	こども青少年局	任意			○	
	成人の日記念事業（各区成人の日のつどい）	・市長メッセージおよび各区個別案内チラシ印刷 ・案内送付用封筒作成発注 ・各区宛名カード用コピー用紙購入 ・メッセージ、案内チラシ、宛名カードの封入封緘委託	こども青少年局	任意			○	
信太山青少年野外活動センター	青少年野外活動施設（信太山青少年野外活動センター）管理運営に関する事務	野外活動施設は、自然とのふれあいや感動体験、自立した共同生活、様々な創造活動など、青少年の成長に貴重な体験活動の場を提供することにより、健全な青少年の育成を図る。 ・指定管理者の公募、選定、決定 ・指定管理者との協定締結 ・指定管理者との協議・調整 ・施設運営における歳入・歳出・決算 ・庶務関係（各種施設関係照会への対応） ・施設整備（改修工事） ・行政財産目的外使用許可　　など 【所在地】和泉市	こども青少年局	任意				○一組
青少年センター	青少年センター管理運営に関する事務	青少年の健全な育成を推進するため、青少年の文化と教養を高め、青少年団体の活動の機会を提供し、それらの自主的な活動を促進。 また、青少年に対し、音楽、舞踏、美術その他の芸術の創作、練習、発表の場を提供することにより、音楽等の創作活動を支援し、青少年相互の交流を促進。 【所在地】東淀川区	こども青少年局	任意				○一組
こども文化センター	こども文化センター管理運営に関する事務	優れた演劇、音楽、映画等の鑑賞及び絵画、工作等の創作その他の文化活動を通じ、健全な本市児童の育成を図る。 【所在地】此花区	こども青少年局	任意				○一組
長居ユースホステル	長居ユースホステル管理運営に関する事務	青少年に対し、旅行を通じて自律ある生活を行わせることにより、健全な青少年の育成を図る。 【所在地】東住吉区	こども青少年局	任意				○一組

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
放課後児童健全育成事業	児童いきいき放課後事業【局】	大阪市内の全小学生を対象に、市立小学校全校において余裕教室等を利用し、平日の放課後・土曜日・長期休業日などに、安全・安心な放課後の居場所を提供。 学校と地域との協力のもとに、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図る。 【局】審議会、国庫申請、制度管理	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	児童いきいき放課後事業【総合区】	大阪市内の全小学生を対象に、市立小学校全校において余裕教室等を利用し、平日の放課後・土曜日・長期休業日などに、安全・安心な放課後の居場所を提供。 学校と地域との協力のもとに、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図る。 【総合区】仕様書策定、業者決定、地域との調整	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	大阪市留守家庭児童対策事業に関する事務【局】	民設民営の事業に対する補助を行い、地域の児童の健全育成を図る。 【局】審議会、国庫申請、制度管理	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	大阪市留守家庭児童対策事業に関する事務【総合区】	民設民営の事業に対する補助を行い、地域の児童の健全育成を図る。 【総合区】申請受付、交付決定、施設調整	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
地域の子育て支援	ブックスタート事業に関する事務【総合区】	豊かな親子関係を築き、こどもの心身両面の健全な発育を促すため、3か月児健康診査の対象となる児童の保護者に対し、地域子育て支援拠点事業実施施設等において絵本を手渡し、読み聞かせの効用を指導。 （対象：3か月児健診の対象の乳幼児親子） ・対象者の把握、書籍の選定、購入	こども青少年局	任意			○	
	ブックスタート事業に関する事務（区）	豊かな親子関係を築き、こどもの心身両面の健全な発育を促すため、3か月児健康診査の対象となる児童の保護者に対し、地域子育て支援拠点事業実施施設等において絵本を手渡し、読み聞かせの効用を指導。 （対象：3か月児健診の対象の乳幼児親子） ・絵本の読み聞かせ	こども青少年局	任意			○	
	子育ていろいろ便利帳作成事業に関する事務	子育ての情報を掲載した「子育ていろいろ便利帳」を発行し、新たな施策を含む本市子育て支援施策について周知することで、支援の必要な世帯に必要な情報を届けるとともに、各種施策の利用を促進。	こども青少年局	任意			○	
	子育て包括支援センターに関する事務	子育て世代の支援を行うワンストップ拠点の整備を進め、専門職等が必要なサービスをコーディネートし、妊娠期から子育てにわたる切れ目のない支援を実施。	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
あいりん特別保育対策等	あいりん児童健全育成事業に関する事務	あいりん地区に居住する児童に健全な遊びと活動の拠点を提供し、指導。 児童の家庭への巡回訪問や地域巡回を行い、児童の指導に必要な調査及び保護者に対して児童の養育のため必要な支援。 不登校児童相談、地域の小中学校との連携、西成区との連携、あいりんこども連絡会でのネットワークづくりなど。 ・委託事業者との契約締結、委託料支払い、指導監督	こども青少年局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	あいりん特別保育対策事業に関する事務 【局】	あいりん地区に生活する児童の健全な発達・育成のため、緊急・一時的な保育を必要とする児童を保護・保育するとともに、生活指導及び遊びの指導。 【局】国庫申請、制度管理	こども青少年局	任意			○	
	あいりん特別保育対策事業に関する事務 【総合区】	あいりん地区に生活する児童の健全な発達・育成のため、緊急・一時的な保育を必要とする児童を保護・保育するとともに、生活指導及び遊びの指導。 【総合区】委託事業者との契約締結、委託料支払い、指導監督	こども青少年局	任意			○	
児童手当、子ども手当	総合福祉システム運用・管理に関する事務	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法（生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法）事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用管理。	こども青少年局	任意				○ 一 組
	子育てワンストップサービス（ICT）導入に関する事務	国において今後、児童手当、保育、母子保健、ひとり親の子育てに関するサービスの検索やオンライン申請ができるマイナポータルというインターネット上のWEBサービスの開発を進めており、本市においてもこのサービスへの対応について検討。	こども青少年局	任意				○ 一 組
こども医療費助成	こども医療費助成に関する事務	・制度の拡充・変更等、医療費の現物給付分支払い、各区保健福祉センターの実務の指導監督、全区の予算・決算の総括 ・府補助金申請、予算決算	こども青少年局	任意			○	
	こども医療費助成に関する事務（区）	・制度の拡充・変更等、医療費の現物給付分支払い、各区保健福祉センターの実務の指導監督、全区の予算・決算の総括 ・相談・申請受付、システム入力、医療証の発行	こども青少年局	任意			○	
	医療助成システムの運用・改修に関する事務	・医療費助成事務にかかる資格及び給付のシステムにおける保守、障害及び開発対応事務	こども青少年局	任意				○ 一 組
保育施策	多様な主体の参入促進事業の保育支援に関する事務 【局】	待機児童対策としての保育の量の確保、及び住民ニーズに沿った多様な保育サービスを提供するために、既存保育事業所における保育の安全・安心の維持・向上を図る。 また、民間事業者の参入を促進し、参入事業者の保育の質の確保、安定的かつ継続的な事業運営を支援。 【局】国庫申請、制度管理、報告の取りまとめ	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	多様な主体の参入促進事業の保育支援に関する事務 【総合区】	待機児童対策としての保育の量の確保、及び住民ニーズに沿った多様な保育サービスを提供するために、既存保育事業所における保育の安全・安心の維持・向上を図る。 また、民間事業者の参入を促進し、参入事業者の保育の質の確保、安定的かつ継続的な事業運営を支援。 【総合区】巡回指導員の雇用、事業者との調整	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	延長保育事業に関する事務 【局】	保育時間を延長して児童を預けられる環境の必要性が高まる現状において、これらのニーズに対応するため、保育必要量を超える部分を「延長保育」として、事業を推進。 ・民間保育所等については、事業実施に必要な経費を補助金として支出 【局】国庫申請、制度管理	こども青少年局	要綱等	一般市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	延長保育事業に関する事務 【総合区】	保育時間を延長して児童を預けられる環境の必要性が高まる現状において、これらのニーズに対応するため、保育必要量を超える部分を「延長保育」として、事業を推進。 ・民間保育所等については、事業実施に必要な経費を補助金として支出 【総合区】事業者との調整、給付費の支給	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	低年齢児保育実施保育所看護師等雇用経費助成事業 【局】	児童の健康管理、感染症の予防、傷病時の対応、保護者に対する保健指導等の取組みを充実させ、児童の健やかな成長と安全の確保を図る。 ・乳児が9人以上入所し、保育士配置基準を満たしたうえで、別途看護師又は保健師、准看護師を配置している民間保育所及び認定こども園に対して、看護師等の雇用経費を補助 【局】制度管理	こども青少年局	任意			○	
	低年齢児保育実施保育所看護師等雇用経費助成事業 【総合区】	児童の健康管理、感染症の予防、傷病時の対応、保護者に対する保健指導等の取組みを充実させ、児童の健やかな成長と安全の確保を図る。 ・乳児が9人以上入所し、保育士配置基準を満たしたうえで、別途看護師又は保健師、准看護師を配置している民間保育所及び認定こども園に対して、看護師等の雇用経費を補助 【総合区】事業者との調整、給付費の支給	こども青少年局	任意				○
	アレルギー対応等栄養士配置事業 【局】	栄養士を加配することにより、アレルギー対応給食のほか、栄養指導、栄養管理の取り組みを充実させ、食の分野における児童の安全確保及び食育の推進を図る。 ・自園調理による給食の提供、アレルギー対応給食実施のホームページ等での明示、調理員配置基準を満たしたうえで、別途栄養士を配置している民間保育所、認定こども園、私立幼稚園に対して、栄養士の雇用経費を補助 【局】制度管理	こども青少年局	任意				○
	アレルギー対応等栄養士配置事業 【総合区】	栄養士を加配することにより、アレルギー対応給食のほか、栄養指導、栄養管理の取り組みを充実させ、食の分野における児童の安全確保及び食育の推進を図る。 ・自園調理による給食の提供、アレルギー対応給食実施のホームページ等での明示、調理員配置基準を満たしたうえで、別途栄養士を配置している民間保育所、認定こども園、私立幼稚園に対して、栄養士の雇用経費を補助 【総合区】事業者との調整、給付費の支給	こども青少年局	任意				○
	嘱託医配置円滑化事業に関する事務 【局】	公立保育所の嘱託医手当額と国の運営費に含まれる嘱託医手当額との差額を補助することにより、児童福祉施設最低基準に定められた嘱託医の確保を円滑にし、入所児童の処遇向上を図る。 【局】制度管理	こども青少年局	任意				○
	嘱託医配置円滑化事業に関する事務 【総合区】	公立保育所の嘱託医手当額と国の運営費に含まれる嘱託医手当額との差額を補助することにより、児童福祉施設最低基準に定められた嘱託医の確保を円滑にし、入所児童の処遇向上を図る。 【総合区】事業者との調整、給付費の支給	こども青少年局	任意				○
	地域型保育事業連携施設支援事業 【局】	待機児解消の施策として、地域型保育は不可欠であり、認可取消し等とならないよう連携施設の設定を推進。 ・連携先となる施設へのインセンティブとして「地域型保育事業連携支援補助金事業」を実施（平成29年度からは交付金事業として実施予定） 【局】制度管理	こども青少年局	任意				○

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	地域型保育事業連携施設支援事業 【総合区】	待機児解消の施策として、地域型保育は不可欠であり、認可取消し等とならないよう連携施設の設定を推進。 ・連携先となる施設へのインセンティブとして「地域型保育事業連携支援補助金事業」を実施（平成29年度からは交付金事業として実施予定） 【総合区】申請受付、審査、加算、支払い	こども青少年局	任意			○	
	産休等代替職員費補助金に関する事務 【局】	・児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員の臨時的任用にかかる経費を一部補助 【局】制度管理	こども青少年局	任意			○	
	産休等代替職員費補助金に関する事務 【総合区】	・児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員の臨時的任用にかかる経費を一部補助 【総合区】事業者との調整、給付費の支給	こども青少年局	任意			○	
	教育・保育施設等における感染症対策等保健衛生にかかる事務	・健康危機管理として感染症対策に取り組むために、平成25年8月より一斉導入した学校欠席者情報収集システムの管理 ・各施設への保健衛生に関する情報提供、注意喚起、説明会等の実施 ・各施設、市民等からの相談対応	こども青少年局	要綱等	保健所設置市		○	
	保育所施設外壁改修等工事	・大阪市から施設の貸与を受け保育所運営を行っている民間保育所については、運営に伴う破損や必要な改修は法人が全額負担 ・外壁や屋上など建物の躯体部分等の改修は大阪市が実施	こども青少年局	任意			○	
	公有財産管理業務	・民間保育所等に貸付けている財産の管理	こども青少年局	任意			○	
	民間児童福祉施設耐震診断助成事業に関する事務 【局】	・昭和56年5月の新耐震基準の適用以前に建設された民間児童福祉施設123施設（保育所117、保育所以外6）について、耐震診断にかかる費用の一部を補助 【局】国庫申請、制度管理	こども青少年局	要綱等	地方公共団体		○	
	民間児童福祉施設耐震診断助成事業に関する事務 【総合区】	・昭和56年5月の新耐震基準の適用以前に建設された民間児童福祉施設123施設（保育所117、保育所以外6）について、耐震診断にかかる費用の一部を補助 【総合区】申請受付、審査、補助決定	こども青少年局	要綱等	地方公共団体		○	
	民間保育所改修等事業補助事業に関する事務 【局】	民間保育所等の耐震化改修に加え、施設改修に要する費用の一部を補助することにより、耐震化の促進。 地震等の災害や経年劣化による被害を未然に防止することで、児童等の安心・安全、保育サービスの維持・向上を図る。 【局】国庫申請、制度管理	こども青少年局	要綱等	地方公共団体		○	
	民間保育所改修等事業補助事業に関する事務 【総合区】	民間保育所等の耐震化改修に加え、施設改修に要する費用の一部を補助することにより、耐震化の促進。 地震等の災害や経年劣化による被害を未然に防止することで、児童等の安心・安全、保育サービスの維持・向上を図る。 【総合区】申請受付、審査、補助決定	こども青少年局	要綱等	地方公共団体		○	
	子育て支援員研修事業（地域型保育）	・地域型保育事業及び一時預かり事業等への従事を希望する者のうち、保育士資格及び幼稚園教諭免許を有しない者への研修	こども青少年局	要綱等	一般市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	保育士等に対する資質・専門性を向上させる研修に関する事務	多様な保育ニーズに対応し、豊かな保育を創造するために、常に保育課題について理解を深め、技術の研鑽、意欲と創造力が備わった人材の育成、並びに対人援助者としての資質の向上を図る。 【所在地】保育・幼児教育センター（旭区） ※平成29年4月設置	こども青少年局	任意			○	
	待機児童集計	・毎年4月1日現在および10月1日現在の待機児童数公表 ・各月の入所児童状況の基礎資料の作成	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	こども・子育て支援事務センター	日常的な保育事務業務や書類確認等の事務に関して、業務の正確性・迅速性の向上、業務水準の安定的な確保を図る。 ・業務委託	こども青少年局	任意			○	
	保育料決定および5歳児無償化に関する業務	・保育所保育料階層表および幼稚園保育料階層表の作成・照合・問い合わせ対応 ・口座振替や収納還付に対する問い合わせ等対応 ・平成28年度からは教育部分の無償化にともなう保育料階層表の見直し、制度検討等も実施	こども青少年局	任意			○	
	大規模開発事前協議	・大阪市内で建築予定として都市計画局に届けだされる大型マンション等の開発に際して、開発内容を確認 ・事前に保育所等の整備について建設業者に説明し、保育施設等の整備に対する協力依頼	こども青少年局	任意			○	
	風俗営業・旅館業法に関する警察からの調査への対応	・警察より、風俗営業・旅館業法に該当する施設の近隣に保育施設等がないかの照会への対応	こども青少年局	任意			○	
	公立保育所運営事業に関する事務 【局】	・児童へ保育提供体制を確保し、物品購入、建物・備品の修繕を効率的に行い、保護者が安心して保育所を利用し、児童に充実した保育サービスを提供。（公立保育所管理運営費） ・保育所で主食（ごはんやパン）を提供し、給食内容の充実、給食の安全衛生とともに、保護者の負担軽減を図る。（幼児主食提供事業） ・全ての公立保育所において、3歳以上の幼児を担当する保育士が児童と同一内容の給食を喫食し食事指導。（公立保育所指導食実施事業） ・公立保育所の運営業務を公募等で社会福祉法人に委託し、公設置民営保育所として運営。（公立保育所運営委託事業） ・非常勤保育士の採用 【局】審議会の運営、国庫申請、制度管理	こども青少年局	任意			○	
	公立保育所運営事業に関する事務 【総合区】	・児童へ保育提供体制を確保し、物品購入、建物・備品の修繕を効率的に行い、保護者が安心して保育所を利用し、児童に充実した保育サービスを提供。（公立保育所管理運営費） ・保育所で主食（ごはんやパン）を提供し、給食内容の充実、給食の安全衛生とともに、保護者の負担軽減を図る。（幼児主食提供事業） ・全ての公立保育所において、3歳以上の幼児を担当する保育士が児童と同一内容の給食を喫食し食事指導。（公立保育所指導食実施事業） ・公立保育所の運営業務を公募等で社会福祉法人に委託し、公設置民営保育所として運営。（公立保育所運営委託事業） ・非常勤保育士の採用 【総合区】公立保育所の運営	こども青少年局	任意			○	
	公立保育所障がい児保育対策事業に関する事務	公立保育所における障がい児保育を推進するため、非常勤職員等を雇用することで、障がい児保育の質の向上を図る。	こども青少年局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	公立保育所整備に関する事務【局】	・公立保育所のあり方検討（総括） ・民営化等の進捗管理　　など	こども青少年局	任意			○	
	公立保育所整備に関する事務【総合区】	・経年劣化により老朽化が著しい保育所について、建替等により施設機能を改善し、安全な施設運営を図る。また、条例廃止等により使用しなくなった保育所の解体撤去、跡地の有効活用。（公立保育所整備） ・各施設状況に応じ経済的かつ計画的に改修工事を実施し、施設機能の安全性、壮美性、機能性の回復及び維持管理を図る。（公立保育所リフレッシュ事業） ・平成25年4月に策定した「公立保育所新再編整備計画」に基づき、順次公立保育所の民間移管を実施。移管対象保育所における土地・建物等の必要な諸条件整備を行うとともに、建替移管の場合には移管先法人に対して施設整備補助金を交付。（公立保育所民営化推進事業）	こども青少年局	任意			○	
	障がい児保育助成事業に関する事務【局】	障がいのある児童とない児童が地域社会の中で共に育ちあうことを推進するために、民間施設に対し障がい児保育担当保育士の人件費補助を行い、障がい児の受入れ促進と保育内容の充実を図る。 【局】国庫申請、制度管理	こども青少年局	任意			○	
	障がい児保育助成事業に関する事務【総合区】	障がいのある児童とない児童が地域社会の中で共に育ちあうことを推進するために、民間施設に対し障がい児保育担当保育士の人件費補助を行い、障がい児の受入れ促進と保育内容の充実を図る。 【総合区】補助金の支給	こども青少年局	任意			○	
	障がい児保育巡回指導講師派遣事業に関する事務【局】	・障がい児の専門知識を有する非常勤嘱託職員を保育所に巡回派遣し、保育士・保護者に助言・指導 【局】制度管理	こども青少年局	任意			○	
	障がい児保育巡回指導講師派遣事業に関する事務【総合区】	・障がい児の専門知識を有する非常勤嘱託職員を保育所に巡回派遣し、保育士・保護者に助言・指導 【総合区】巡回保育士の配置	こども青少年局	任意			○	
	保育所保育料滞納整理システム運用管理事務	・保育所保育料滞納整理システムの運用管理事務 ※平成29年度からこども青少年局に移管	財政局	任意			○	
保育人材確保事業（潜在保育士の再就職支援事業等）	保育人材確保事業（潜在保育士の再就職支援事業）	潜在保育士の他都市への流出防止および他都市からの潜在保育士の確保。 ・潜在保育士の保育所への勤務が決まった場合の就職準備金の貸付け	こども青少年局	要綱等	指定都市	○		
	保育人材確保事業（保育料一部貸付事業）	潜在保育士の他都市への流出防止および他都市からの潜在保育士の確保。 ・新たに潜在保育士の保育所への勤務が決まった場合、その子どもの保育料の一部を貸付け	こども青少年局	要綱等	指定都市	○		
保育人材確保事業（保育士・保育所支援センター運営事業等）	保育人材確保事業（保育士・保育所支援センター運営事業）	保育士有資格者が円滑に保育現場に就職できるような支援を行うことにより、有資格者の保育施設への就業を促し、待機児童解消のために必要な保育人材を確保。	こども青少年局	要綱等	中核市		○	
	保育人材確保事業（保育士宿舎借り上げ事業）【局】	他府県への潜在保育士の流出を防ぐとともに、大阪市内の保育所等で勤務する保育人材を他府県からも積極的に確保し、待機児童解消のために必要な保育人材を確保。 ・新規採用保育士への宿舎提供 【局】制度管理	こども青少年局	要綱等	一般市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	保育人材確保事業（保育士宿舎借り上げ事業） 【総合区】	他府県への潜在保育士の流出を防ぐとともに、大阪市内の保育所等で勤務する保育人材を他府県からも積極的に確保し、待機児童解消のために必要な保育人材を確保。 ・新規採用保育士への宿舎提供 【総合区】相談、申請書受付、貸付決定	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	保育人材確保事業（新規採用保育士特別給付に係る補助事業） 【局】	近隣市町村への保育人材の流出を防ぐとともに、大阪市内の保育所等で勤務する若い保育人材を近隣市町村からも積極的に確保。 ・新規採用保育士への特別給付 【局】制度管理	こども青少年局	任意			○	
	保育人材確保事業（新規採用保育士特別給付に係る補助事業） 【総合区】	近隣市町村への保育人材の流出を防ぐとともに、大阪市内の保育所等で勤務する若い保育人材を近隣市町村からも積極的に確保。 ・新規採用保育士への特別給付 【総合区】相談、申請書受付、貸付決定	こども青少年局	任意			○	
公立の児童福祉施設の運営	児童養護施設（長谷川羽曳野学園）の管理運営	児童福祉法第４１条の児童養護施設として、保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を必要とする児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他自立のための援助。 【所在地】長谷川羽曳野学園（柏原市）	こども青少年局	任意				○一組
	弘済みらい園（児童養護施設）の指定管理に関する事務	・弘済みらい園（児童養護施設）の指定管理に関する事務 【所在地】吹田市	こども青少年局	任意				○一組
	児童自立支援施設（阿武山学園）の機能強化	非行児童は被虐待児童の割合が高いことから、要保護児童でもあり、立ち直り支援や最善の福祉サービスの提供を目的とし、社会的養護の充実を図る。 【所在地】阿武山学園（高槻市）	こども青少年局	任意				○一組
	児童院（児童心理治療施設）の指定管理に関する事務	・児童院（児童心理治療施設）の指定管理に関する事務 【所在地】西区	こども青少年局	任意				○一組
	弘済のぞみ園（児童心理治療施設）の指定管理に関する事務	・弘済のぞみ園（児童心理治療施設）の指定管理に関する事務 【所在地】吹田市	こども青少年局	任意				○一組
	指定管理施設の整備に関する事務	・指定管理者制度を導入している児童福祉施設の改修について、協定で定めた負担区分により施設整備	こども青少年局	任意				○一組
スクールカウンセラー事業等	こども相談センター　スクールカウンセラー事業	・いじめや不登校等の子どもの問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決のため、地域におけるカウンセリング機能が一層充実するよう、中学校や小学校にスクールカウンセラーの配置及び派遣	こども青少年局	要綱等	指定都市	○		
	こども相談センター 「休日及び平日夜間の電話教育相談事業」にかかる事務	・不登校やいじめ、学習や行動の悩みなどを電話相談により受け、問題の事前防止や早期発見、早期解決のため、こどもや保護者に助言 ・平日の午後7時から翌朝9時までと土曜・日曜及び祝日に業務委託し、子どもが相談しやすい時間にも対応できる体制を整備	こども青少年局	要綱等	指定都市	○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
教育相談	こども相談センター　教育相談・特別支援教育相談事業にかかる事務（教育相談）	・不登校やいじめ等の学校教育に関わる課題を抱える児童及び保護者等を対象に、こども相談センターでの来所相談とともにサテライトでの出張相談や電話（24時間365日対応）・メールによる相談 ・不登校で、集団参加に課題を抱える子ども一人ひとりの状態に応じた適切な支援を推進するため、学校や関係機関等との連携のもと、不登校児童の問題状況や必要とされる支援内容、利便性に対応した通所を体系的に整備し、再登校などの社会参加を支援	こども青少年局	任意			○	
	こども相談センター　特別支援教育相談にかかる事務	・障がいがある児童、特別な支援が必要となる児童に関する相談窓口を開設し、来所による相談 ・相談者の課題に対し、複数の心理検査を組み合わせた専門的なアセスメント（見立て）を行い、児童の置かれている状況に応じた支援・指導について助言	こども青少年局	任意			○	
内部事務	局庶務事務	・文書、公印管理関係 ・市会関係 ・秘書関係 ・OA関係 ・庁舎管理 ・寄付収受 ・広聴広報 ・人事、給与、福利厚生関係 ・行財政改革、企画関係　　など	こども青少年局	任意			○	
	局経理・調達に関する事務	・局経理（予算・決算）、調達関係	こども青少年局	任意			○	
	普通財産等の管理、耐震改修工事等に関する事務及び管財業務	・普通財産等の整備・日常管理 ・管財事務 ・市有地の売却	こども青少年局	任意			○	
	保育所、幼稚園、子ども・子育てプラザの施設管理、耐震改修工事等に関する事務及び管財業務	・保育所、幼稚園、子ども・子育てプラザの施設の整備・日常管理、管財事務	こども青少年局	任意			○	
	保育所、幼稚園、子ども・子育てプラザの施設管理、耐震改修工事等に関する事務及び管財業務	・保育所、幼稚園、子ども・子育てプラザの施設の整備・日常管理、管財事務 ※専門職（建築、機械、電気）が担っている事務	こども青少年局	任意			○	
	連絡・企画調整、基金管理、区長会議に関する事務	・局運営方針、市政改革プラン、西成特区構想（こども青少年局関連部分）、国家予算要望、区長会議、少子化対策とりまとめ、連絡・企画調整 ・大阪市青少年活動振興基金の管理 ・なにわっ子わくわく未来プログラムの普及 ・社会総がかりでこどもを育む取組の支援	こども青少年局	任意			○	
	庶務・経理業務（青少年課）	・放課後事業グループ所管事業にかかる共通事務	こども青少年局	任意			○	
	庶務・経理業務（管理課）	・課員の勤怠、給与関係諸届け、福利厚生、各種通達の周知 ・予算、決算関係とりまとめなど、経理関係 ・臨時職員、アルバイト等の雇用　　など	こども青少年局	任意			○	
	庶務・経理業務（こども家庭課）	・庶務関係 ・総合福祉システム関係 ・研修関係　　など	こども青少年局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	庶務・経理業務（保育企画課）	・各事務事業の実施に伴う役務費・印刷費・消耗品費・使用料等必要経費の支出　　など	こども青少年局	任意			○	
	庶務・経理業務（幼稚園企画）	・公立幼稚園及び私立幼稚園等に係るその他の事務	こども青少年局	任意			○	

《2. 福祉》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
社会福祉関連	大阪市保護司研修等事業補助金	大阪市内の保護司が更生保護の取組みの推進強化を図り、社会福祉等への理解を深めるために必要な研修経費の一部を補助する。	福祉局	任意			○	
	上海市との社会福祉交流事業	上海市との友好交流協定書に基づき、上海市と大阪市との間で経済、文化等にわたり交流を深めてきており、高齢者社会対策等をはじめとした社会福祉事業についても情報交換等を行う交流事業を実施する。	福祉局	任意			○	
	社会福祉センター管理運営	社会福祉センター社会福祉事業の進展を図り、市民の福祉増進に寄与するとともに、社会福祉関係団体との連絡調整、社会福祉事業に関する情報の収集及び提供等）の管理運営並びに施設の維持管理に関すること。 【所在地】天王寺区	福祉局	任意			○	
	社会福祉研修・情報センター運用管理	大阪市社会福祉研修・情報センター施設を利用して行う次の業務を指定管理業務として委託し、指定管理事業者との連絡調整を行う。 ・社会福祉施設職員等の研修 ・介護実習 ・社会福祉に関する情報収集・調査研究事業等 【所在地】西成区	福祉局	要綱等	一般市		○	
	総合福祉システム運用管理事務（ICT報告外）	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法（生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法）事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用管理事務のうち、ICT戦略室との協議が不要なもの。	福祉局	任意				○一組
	総合福祉システム運用管理事務	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法（生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法）事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用管理事務を行う。	福祉局	任意				○一組
社会福祉法人・事業の許認可・指導等	社会福祉法人の基本財産の処分・担保提供承認	社会福祉法人が基本財産を処分、又は、担保に提供する際に、所轄庁が承認を行う。	福祉局	要綱等	一般市		○	
	税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務	税額控除の対象となる社会福祉法人に対して、所轄庁が当該対象法人であることの証明書を交付する。	福祉局	要綱等	一般市		○	
	社会福祉施設における運営費の運用に係る協議（生活保護法を除く）	社会福祉施設における運営費（措置費）の運用において、一定の条件を満たしていない場合、所轄庁に協議を要する。（保護施設を除く。）	福祉局	要綱等	中核市		○	
	社会福祉施設における運営費の運用に係る協議（生活保護法）	社会福祉施設における運営費（措置費）の運用において、一定の条件を満たしていない場合、所轄庁に協議を要する。（保護施設）	福祉局	要綱等	中核市			○一組
戦傷病者、戦没者遺族等の援護	戦没者遺族援護事業	・戦没者遺族の慰謝激励及び戦没者の祭祀に関する事業として、戦没者追悼式を実施する。	福祉局	任意			○	
戦没者遺族等の援護（なにわの塔追悼式経費補助）	戦没者遺族援護事業（なにわの塔）	・戦没者遺族の慰謝激励及び戦没者の祭祀に関する事業として、沖縄のなにわの塔において行われる追悼式等経費の一部を補助する。	福祉局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
生活保護	生活保護関係事務（要綱）	・事務打合せ会経費 ・生活保護専門相談事業（専門知識を持つ弁護士や不動産鑑定士への相談機会を確保） ・中国語通訳派遣事業　など	福祉局	要綱等	一般市		○	
	生活保護関係事務（要綱）（区）	日本語の不自由な中国帰国者等に対する相談助言・指導指示等ケースワーク業務の際の正確なコミュニケーションを確保するため、中国語通訳を派遣する事業。 ・通訳者の予約 ・局担当者への実績報告	福祉局	要綱等	一般市		○	
	生活保護適正実施事業（要綱）	・年金制度に精通した者を非常勤嘱託職員として雇用し、年金受給権の調査、受給権の確認ができたケースの裁定請求の同行等を実施する。 ・ヘルプデスクとして、本市OB職員及びケアマネジャー有資格者を雇用し、実施機関に対して研修や助言援助等を行う。	福祉局	要綱等	一般市		○	
	生活保護適正実施事業（要綱）（区）	・年金制度に精通した非常勤嘱託職員が年金受給権の調査、受給権の確認ができたケースの裁定請求の同行等を実施する際の市内出張旅費の支出に関する事務 ・消耗品の購入にかかる支出決議、支出に関する事務	福祉局	要綱等	一般市		○	
	生活保護版レセプト管理システム運用管理事務	生活保護の医療扶助に関するレセプト情報を電子情報で取り扱い、医療扶助の適正化を目的として開発した、レセプト管理システムの運用管理に関する事務。	福祉局	任意				○一組
	適正化推進チーム強化事業	・医療事務経験を有する者を嘱託職員として雇用し、本務職員を補助する。 ・個別指導実施対象とした医療機関を受診した被保護患者の診療や処方の算定状況（是非）を確認する。また、個別指導に同行し、医療機関において診療録記載事項等を確認するとともに、事前事後の資料を作成する。	福祉局	要綱等	中核市		○	
	区における生活保護業務適正化対策事業	不正受給等の事案に対する区の調査能力の向上を図るため、不正受給調査を専任で行うチームを全区に配置。日常のケースワーク業務では対応しがたい不正受給等の事案について法的対応も視野に入れた重点的調査を行う。 ・各区適正化での事案の集約 ・告訴事案の相談対応及び大阪府警察本部との連携	福祉局	要綱等	一般市		○	
	区における生活保護業務適正化対策事業（区）	・不正受給事案及び不正受給と疑わしい事案への実地調査を主とした重点的調査業務 ・不正受給事案の告訴・告発・被害届の提出等の検討、及び警察との調整業務 ・不正受給防止に向けた取組みの検討 ・適正化担当チームによるブロック会議（情報共有会議）の開催　など	福祉局	要綱等	一般市		○	
	介護認定調査関係事務	各実施機関が、介護保険の被保険者でない生活保護受給者の介護認定調査を、市町村に設置されている介護認定審査会に審査判定の委託を行う費用の支払い。	福祉局	要綱等	一般市		○	
	介護認定調査関係事務（区）	介護保険の被保険者でない生活保護受給者の介護認定調査を、市町村に設置されている介護認定審査会に審査判定依頼。	福祉局	要綱等	一般市		○	
	医療要否判定事務	・各実施機関における疑義案件及び歯科、精神科にかかる全市分の医療要否判定 ・医学的判断に関する審議会への諮問等	福祉局	要綱等	中核市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	医療要否判定事務（区）	・各実施機関における疑義案件及び歯科、精神科を除く医療要否判定 ・医学的判断に関する審議会への諮問等	福祉局	要綱等	一般市		○	
	診療報酬内容点検事務	次の業務のうち点検業務について、事業者に委託を実施。 ・診療報酬請求内容の点検及び再審査請求 ・診療（歯科）、施術報酬請求の内容審査及び支払い	福祉局	要綱等	一般市		○	
	子ども自立アシスト事業	中学3年生を中心とする問題を抱えた生活保護世帯に対して、家庭訪問を中心とした支援（訪問型のアウトリーチ方式による支援）をすることで世帯ごとの課題解決を目指し、高校進学への動機づけを高め、将来的には生活保護からの脱却を目指すなど、子どもの健全育成及び社会的自立を目的として実施。 ・事業対象者検討（新中学生）リストの各区への配信。 ・各区支援状況確認、支援実績等の把握。	福祉局	要綱等	一般市		○	
	子ども自立アシスト事業（総合区）	・委託事業者の選定	福祉局	要綱等	一般市		○	
	子ども自立アシスト事業（区）	・問題を抱えた生活保護世帯に対し、アセスメントを実施 ・支援対象世帯を選定し、支援計画及び支援目標の策定 ・支援対象世帯への事業説明及び同意書の受理 ・支援内容の確認、支援実績等の管理	福祉局	要綱等	一般市		○	
	心理判定業務	・生活保護施設に措置されている要保護者の心理判定業務を実施する。	福祉局	任意			○	
	被保護者への適正受診支援事業	専門職（看護師・保健師）を嘱託職員として雇用し、実施機関に配置、若しくは巡回させ、被保護者が適切に医療機関を受診するようケースワークを支援する。 ・事業の方向性や進捗を取りまとめを行う。 ・人件費の総務事務センターへの配付。	福祉局	要綱等	一般市		○	
	被保護者への適正受診支援事業（区）	配置（巡回）された専門職が専門的見地からケースワーカーを支援する。	福祉局	要綱等	一般市		○	
中国残留邦人等の支援	中国残留邦人等に対する支援事業に関する事務	・中国残留邦人等の特別の事情に配慮するため、中国残留邦人等に理解が深く、中国語等ができる支援相談員を配置し、生活相談等を実施。 ・中国残留邦人等が地域社会の一員としていきいきと暮らせるよう、地域における中国残留邦人支援ネットワーク事業、身近な地域での日本語教育支援事業、自立支援通訳派遣事業などを実施。	福祉局	要綱等	一般市		○	
地域福祉関連	地域福祉活動推進事業	区において各種団体や行政機関等の代表者による地域福祉関係の会議の開催などを行っており、そのための国庫補助の申請や予算配付、各区への情報共有や事業実施の助言などを行う。	福祉局	要綱等	地方公共団体		○	
	地域福祉活動推進事業（区）	区において各種団体や行政機関等の代表者による地域福祉関係の会議の開催、地域福祉の担い手に対する研修事業の開催、地域住民を対象とした地域福祉の普及啓発事業の開催などを行う。	福祉局	要綱等	地方公共団体		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	福祉ボランティア活動事業	複雑多様化したボランティア活動を円滑に促進するうえで、個別調整するために必要な広域的ネットワークを用いた需給調整及び広報・啓発業務を実施することにより、一層の市民参加を促進し地域福祉の推進を図ることを目的とし、委託事業者の公募などを行う。	福祉局	任意			○	
	地域福祉活動支援事業	大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会が実施する社会福祉関係機関・団体等との連絡調整・連携や社会福祉に関する調査・普及・宣伝活動、ボランティアの振興・活動支援などの事業に対して交付金を交付する。	福祉局	要綱等	地方公共団体		○	
	地域福祉活動支援事業（区）	地域福祉活動を支援する取組として、全ての区役所と各区社会福祉協議会が、各区における地域福祉の推進にかかる課題等の意見交換や連絡調整などを行う。	福祉局	要綱等	地方公共団体		○	
	緊急援護資金貸付事業	・市民が緊急に資金を必要とし、かつ、他制度による資金調達が困難な場合にその世帯を援護することを目的に要件に該当するものに貸付を行う。 ・貸付の申請受付け・償還・滞納債権の管理及び貸付原資の管理を事業委託により実施しており、月ごとの貸付・償還の状況を翌月上旬に報告させ実施状況を確認する。	福祉局	任意			○	
	債権管理事務（介護福祉士等修学資金貸与金、同和更生生業資金貸付金）	・介護福祉士等修学資金貸与金及び同和更生生業資金貸付金は事業廃止しているが、未収金が発生しているため債権管理事務を実施する。	福祉局	任意			○	
	ボランティア功労者厚生労働大臣表彰の推薦	福祉分野等のボランティア活動を、永年率先して行っている者、又は永年にわたりボランティア活動への支援を行っている者であって、その功績が特に顕著であると認められるものについて、区役所と市社会福祉協議会と調整のうえ、厚生労働省あて推薦するとともに、被表彰団体あて贈呈式を実施する。	福祉局	要綱等	中核市		○	
	ボランティア功労者厚生労働大臣表彰の推薦（区）	区内の福祉分野等のボランティア活動を、永年率先して行っている者、又は永年にわたりボランティア活動への支援を行っている者であって、その功績が特に顕著であると認められるものについて、区社会福祉協議会と調整のうえ、福祉局あて推薦するとともに、被表彰団体あて贈呈式を実施する。	福祉局	要綱等	中核市		○	
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業利用事務	・一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する要保護高齢者世帯等に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うための貸付事業に対し制度利用を促す事務。 ・大阪府社会福祉協議会に対し申請書類の提出を行うに際し、その記載内容および資料の確認を実施。	福祉局	要綱等	一般市		○	
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業利用事務（区）	・制度利用に向けてのケースワーク（本人同意、親族調整等） ・制度利用に向けての書類作成・準備事務	福祉局	要綱等	一般市		○	
	社会福祉実習にかかる業務	社会福祉士等を目指す学生に、福祉事務所における実務に関する知識及び技術を習得させるため受入れ依頼があれば、各区保健福祉センターと調整する。	福祉局	任意			○	
	社会福祉実習にかかる業務（区）	社会福祉士等を目指す学生に、福祉事務所における実務に関する知識及び技術を習得させるため受入れ依頼があれば、3年サイクルで毎年8区ずつの各区保健福祉センターにおいて実習・指導を行う。	福祉局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	小中学生福祉学習事業	子どものころから「福祉のこころ」を育み、福祉の大切さを学ぶことで、福祉のイメージアップを図り、将来の担い手を育成することを目的に、小中学生を対象としたリーフレットや福祉読本を作成・配布するとともに、教育と連携し授業等で活用するなど、効果的な福祉学習を行う。	福祉局	要綱等	地方公共団体		○	
	地域福祉推進・社会福祉施設等従事者表彰	地域福祉推進や社会福祉事業等に長年従事された方々の功績を称えることにより、自身がその活動や業務に対して誇りを持ち、社会福祉業務に対する専門職としての意欲を高めるために次の表彰を行うための選考、授与の事務を行う。 ・地域福祉推進功労者表彰 ・大阪市社会福祉施設等従事者表彰	福祉局	任意			○	
	地域福祉推進・社会福祉施設等従事者表彰（区）	区内の社会福祉事業のボランティア活動（団体・個人）として多年にわたり地域福祉の推進に尽力し、その功績が特に顕著である団体・個人について、区社会福祉協議会と調整のうえ、福祉局あて推薦する。	福祉局	任意			○	
	成年後見利用支援（障がい）	区において障がい者の成年後見市長審判請求を行った事案について、次の事務を行う。 ・審判請求費用の区への予算配付 ・後見人等報酬の助成費用の区への予算配付 ・国庫補助金の申請	福祉局	要綱等	一般市		○	
	成年後見利用支援（障がい）（区）	区において障がい者の成年後見市長審判請求を行った事案について、次の事務を行う。 ・審判請求費用の負担及び求償 ・後見人等報酬の助成	福祉局	要綱等	一般市		○	
	成年後見利用支援（高齢）	区において高齢者の成年後見市長審判請求を行った事案について、次の事務を行う。 ・審判請求費用の区への予算配付 ・後見人等報酬の助成費用の区への予算配付 ・国庫補助金の申請	福祉局	要綱等	一般市		○	
	成年後見利用支援（高齢）（区）	区において高齢者の成年後見市長審判請求を行った事案について、次の事務を行う。 ・審判請求費用の負担及び求償 ・後見人等報酬の助成	福祉局	要綱等	一般市		○	
	西成市民館管理運営業務	・指定管理者制度を導入し、大阪市立西成市民館の管理運営を行う。 ・サービスの対象者は、地域内の日雇労働者をはじめ、地域内外を問わない。 ・事業として、貸館事業、地域福祉に関する情報の収集及び提供、講演会・講習会及び教養講座の開催などを行う。 【所在地】西成区	福祉局	任意			○	
	福祉事務関係職員研修	福祉行政における人材育成を目的として、福祉事務所関係職員に社会福祉に関する知識、技能を習得させる研修の実施と他機関で実施する専門的な研修へ派遣する。	福祉局	任意			○	
	区保健福祉センター連絡調整業務	区長会議福祉・健康部会、区福祉担当課長会、区福祉業務担当係長会等の開催及び区CM自由経費（福祉局・健康局分）の予算決算とりまとめ等に係る連絡調整業務を行う。	福祉局	任意			○	
	総合的な相談支援体制の充実	・モデル3区において、「複合的な課題を抱えた要援護者」相談支援機関の担当者や地域の関係者等が一堂に会し、支援方針を共有し、適切な支援につなげるために「総合的な見立ての場」を開催する。モデル区（福島区・東淀川区・平野区） ・これらの取組みを通じ、既存のしくみでは解決できない複合的な課題を抱えた要援護者等を支援するために、「地域」「相談支援機関」「行政」が一体となった「総合的な相談支援体制」を構築する。	福祉局	要綱等	地方公共団体		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業	誰もが安全安心に暮らせる地域社会の実現に向けた、地域における見守りネットワークを強化するため、各区に福祉専門職のワーカーや名簿提供に係る同意確認を実施する調査員等を配置した「見守り相談室」を設置し、地域におけるきめ細やかな見守りネットワークを実現する。 ・事業検証や各区共通した業務の見直し ・各区進捗管理と後方支援 ・業務委託にかかる事業者選定 ・業務委託にかかる契約・支払い（局契約分）	福祉局	要綱等	地方公共団体		○	
	地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業（区）	各区又は地域の実情に応じた要援護者の見守りネットワーク事業の実施手法及び計画等の決定、地域団体等への事業内容の説明や広報の実施及び本事業の検査（履行確認）の実施などを行う。 ・業務委託にかかる契約・支払い（区独自事業と一体に行う場合の区契約分）	福祉局	要綱等	地方公共団体		○	
	「ごみ屋敷」課題解決推進事業	地域において問題となっている「ごみ屋敷」の課題を早急に解消し、居住者と近隣住民の生活環境の改善を図るため、各区の実情把握及び「ごみ屋敷」への対応を進める対策会議の開催の後方支援や環境局など関係先と調整などを行う。	福祉局	任意			○	
	「ごみ屋敷」課題解決推進事業（区）	・受付・確認（苦情や相談の受付け） ・調査（現地確認、情報収集 、堆積者への働きかけ、関係者への働きかけ） ・対策会議の設置・開催 ・精神科医の派遣（精神科医を派遣し、専門的な観点から検討し、区職員に助言） など	福祉局	任意			○	
	ボランティア活動振興基金連絡調整業務	・ボランティア活動振興基金運営が本市の状況や、施策方針・考え方等と一致したものとなるよう大阪市社会福祉協議会（ボランティア・市民活動センター）と調整を行う。 ・助成事業のうち、平成27年度から実施している「区の実情に応じた助成事業」の実施にかかる区と大阪市社会福祉協議会（ボランティア・市民活動センター）との調整を行う。	福祉局	任意			○	
	ボランティア活動振興基金連絡調整業務（区）	平成27年度から実施している「区の実情に応じた助成事業」の実施にかかる区のボランティアの実情の把握と助成内容の作成、助成団体からの申請内容の確認を行う。	福祉局	任意			○	
	あいりん貯蓄組合精算業務	あいりん貯蓄組合事業廃止に伴い、清算業務として利用者に対し預金口座の解約及び払戻しの窓口業務、預金照会に対する回答（生活保護法第29条調査）を行う。 【所在地】西成区	福祉局	任意			○	
地域福祉関連（あんしんさぽーと事業）	あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）	認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な高齢者、障がい者が、地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービス等の利用援助や日常的な金銭管理サービス、証書等の預かりサービスを提供する大阪市社会福祉協議会の事業に対して補助金を交付する。	福祉局	要綱等	指定都市	○		
国民健康保険事業	国民健康保険等システム運用管理事務	・国民健康保険等システムは、市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、国民健康保険事務、後期高齢者医療事務、医療費助成事務、国民年金事務等にかかる事務全般をシステム化したものである。 ・これら各種事務を円滑に実施し、システムの安定的稼働を確保するため、日常的なシステム運用管理や障害対応などを行う。	福祉局	任意				○一組
	MPN口座振替受付けシステム運用管理事務	平成25年7月にマルチペイメントネットワークを利用した口座振替・自動払込受付けサービス（受付端末機器）を導入し、運用管理を行う。	福祉局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	中央情報処理センター維持管理（運用）【国保費分】	大阪市情報通信ネットワークや中央情報処理センターの維持管理、住民情報系基幹システムのオペレーション等の運用などの事業をICT戦略室にて実施しているが、国民健康保険事業については、特別会計であることから、その事業にかかる運用経費については、業務量等から按分しており、その経費を負担する。（運営委託関係）	福祉局	任意				○一組
	中央情報処理センター維持管理（その他）【国保費分】	大阪市情報通信ネットワークや中央情報処理センターの維持管理、住民情報系基幹システムのオペレーション等の運用などの事業をICT戦略室にて実施しているが、国民健康保険事業については、特別会計であることから、その事業にかかる運用経費については、業務量等から按分しており、その経費を負担する。（プリンタ等機械代）	福祉局	任意				○一組
	基幹系システム統合基盤【国保費分】	大阪市情報通信ネットワークや中央情報処理センターの維持管理、住民情報系基幹システムのオペレーション等の運用などの事業をICT戦略室にて実施しているが、国民健康保険事業については、特別会計であることから、その事業にかかる運用経費については、業務量等から按分しており、その経費を負担する。	福祉局	任意				○一組
国民年金事業	ねんきんネット接続システム運用管理事務	国民年金事業の円滑な遂行を目的として、被保険者等の情報の提供を受けるために、平成25年4月より当該システムを導入し、運用管理を行う。	福祉局	任意			○	
	税務事務システム・電子申告システム【国保担当分】	税務事務システムから国民年金システムへのリンケージ処理について、連携項目を追加する改修を行う。	福祉局	任意				○一組
医療費助成（老人、重度障がい者）	老人医療費助成事業	一定の要件を満たす65歳以上の方が、病院や診療所などで診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成する。 ・制度の拡充・変更等にかかる事務 ・医療費の現物給付分支払い事務 ・各区保健福祉センターの指導監督　など	福祉局	任意			○	
	老人医療費助成事業（区）	・資格に関する諸届の受理 ・医療証交付 ・医療助成費の支給決定　など	福祉局	任意			○	
	重度障がい者医療費助成事業	一定の要件を満たす重度障がい者の方が、病院や診療所などで診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成する。 ・制度の拡充・変更等にかかる事務 ・医療費の現物給付分支払い事務 ・各区保健福祉センターの指導監督　など	福祉局	任意			○	
	重度障がい者医療費助成事業（区）	・資格に関する諸届の受理 ・医療証交付 ・医療助成費の支給決定　など	福祉局	任意			○	
要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金交付事業	・一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯等に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うことにより、その世帯の自立を支援し、併せて生活保護の適正化を図ることを目的として社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が実施。 ・当該事業に要する貸付金の原資として補助金を交付する。	福祉局	要綱等	指定都市	○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
ホームレス対策	大阪ホームレス就業支援センター事業	自立支援センター入所者の就労自立の促進と、あいりん地域高齢日雇労働者の就労機会の提供等を図るホームレス等就業支援事業に関する事務。 【所在地】西成区	福祉局	要綱等	地方公共団体		○	
あいりん対策	あいりん越年対策事業	あいりん地域に居住する単身の日雇労働者で、年末年始に仕事を得られないため、自ら食及び住を求めがたい方に対し、面接相談のうえ臨時宿泊所入所などの緊急援護を行う。	福祉局	任意		○		
	あいりん日雇労働者等自立支援事業（高齢日雇労働者社会的就労支援）	今日の大幅な日雇求人の減少により、野宿を余儀なくされるおそれのある日雇労働者が増加し、深刻な社会問題となっていることから、高齢日雇労働者の就労機会を創出し、自立生活を促進するとともに、あいりん地域内ならびに市内各所の環境美化を図る。	福祉局	任意		○		
	あいりん日雇労働者等自立支援事業	あいりん地域においては、長引く経済不況により、大幅に日雇求人が減少しており、野宿生活を余儀なくされている日雇労働者が依然として多い状況にあることから、緊急・一時的な宿泊場所の提供、衛生状態の改善と併せて生活相談、健康相談等を通して必要な施策につなげるなどの自立支援を図る。	福祉局	任意		○		
	大阪社会医療センターの事業・整備助成等	・あいりん地域並びに周辺の居住者及び生計困難者に対し、社会医学的な実態把握を行うとともに必要な医療を行い、地域住民の保健と福祉の増進に努める。 ・本市の外郭団体である大阪社会医療センターの事業及び整備を行うため、補助金を交付。 【所在地】西成区	福祉局	任意		○		
	あいりん地域における医療施設の整備にかかる基本運営計画等策定事業	あいりん地域には依然多くの日雇労働者や生活困窮者がおり、福祉的な役割を果たす医療施設が必要とされている。しかし、現在の施設は老朽化しており耐震対策が必要となっていることから、建替え、移転により医療施設の整備を行うため、整備にかかる基本運営計画等を策定する。	福祉局	任意		○		
	大阪社会医療センター付属病院（外郭団体）への派遣事務	・団体の庶務、人事及び財務の総括 ・付属病院の管理運営に係る大阪市福祉局との連絡調整 【所在地】西成区	福祉局	任意		○		
生活困窮者関連	生活困窮者自立支援事務（庶務業務）	自立支援課（ホームレス自立支援）における事業の円滑かつ適正実施を行うための事務。	福祉局	任意			○	
高齢者、障がい者の虐待防止	要援護障がい者緊急一時保護事業	区から緊急保護決定の連絡を受け、一時保護を行う施設を手配するなど、区や委託事業者等との連絡調整を行う。	福祉局	要綱等	一般市		○	
	要援護障がい者緊急一時保護事業（区）	養護者からの虐待と考えられる行為を受けた障がい者で緊急保護を要する者を発見した場合、緊急保護の決定を行い、その旨を福祉局へ連絡する。その後、福祉局の連絡を受け、要援護者を一時保護を行う施設に移送する。	福祉局	要綱等	一般市		○	
	要援護高齢者緊急一時保護事業	・区から緊急保護決定の連絡を受け、一時保護を行う施設を手配するなど、区や委託事業者等との連絡調整を行う。 ・また、警察に保護された身元不明の徘徊認知症高齢者を一時的に保護するとともに、警察署、区役所・保健福祉センター等と協力しながら身元の判明に努める。	福祉局	要綱等	一般市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	要援護高齢者緊急一時保護事業（区）	・養護者からの虐待と考えられる行為を受けた高齢者で緊急保護を要する者を発見した場合、緊急保護の決定を行い、その旨を福祉局へ連絡する。その後、福祉局の連絡を受け、要援護者を一時保護を行う施設に移送する。 ・また、警察に保護された身元不明の徘徊認知症高齢者を一時的に保護するとともに、警察署、福祉局等と協力しながら身元の判明に努める。	福祉局	要綱等	一般市		○	
	休日・夜間サポートライン（任意）	次の業務を委託して実施。 ・高齢者及び障がい者並びにその家族等からの福祉に関する相談について、地域の相談支援機関の窓口が閉まっている休日・夜間において、電話・FAX等により対応する。	福祉局	任意			○	
身体障がい者手帳、療育手帳関連	身体障がい者手帳無料診断	・身体障がい者手帳の交付申請に必要な診断書の取得にあたり、対象者に市民病院等指定する医療機関で受診してもらい、診断料及び文書料を病院あて支払うことにより、本人の経済的負担の軽減を図るために、制度管理、費用の支出等を行う。	福祉局	任意			○	
	身体障がい者手帳無料診断（区）	・身体障がい者手帳の交付申請に必要な診断書の取得にあたり、対象者に市民病院等指定する医療機関で受診してもらい、診断料及び文書料を病院あて支払うことにより、本人の経済的負担の軽減を図る。	福祉局	任意			○	
	療育手帳発行業務（区）	・知的な障がいのある方に本市の判定機関において障がいの程度の判定を受けていただき、その内容を記載した手帳を対象者に交付するために、申請受付け、判定依頼、手帳交付を行う。	福祉局	要綱等	指定都市		○	
療育手帳の発行	療育手帳発行業務	・知的な障がいのある方に本市の判定機関において障がいの程度の判定を受けていただき、その内容を記載した手帳を対象者に交付するために、制度管理等を行う。	福祉局	要綱等	指定都市	○		
障がい者自立支援給付	障がい支援区分認定システム運用管理事務	障がい支援区分の認定等にかかるシステム管理運用	福祉局	任意				○一組
	障がい福祉サービス費支払実績等管理ツール運用管理事務	自立支援給付等の支払い等にかかるシステム管理運用	福祉局	任意				○一組
民間障がい（児）者施設の認可・指導・補助等	社会福祉施設整備補助事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助する。 （障がい者グループホーム整備助成事業含む）	福祉局	要綱等	中核市		○	
障がい者施設の設置・運営	障がい児に係る本市独自事業等（敷津浦学園）	・敷津浦学園運営費（虐待など、障がい児の人権保護のために措置による障がい児入所施設への施設入所にかかる費用を支弁する。）	福祉局	任意				○一組
	心身障がい者リハビリテーションセンターの運営（施設管理・指定管理）	・施設維持管理 ・指定管理者制度の業務（更生療育センター（指定障がい者支援施設・児童発達支援センター））	福祉局	任意				○一組
	心身障がい者リハビリテーションセンターの運営（診療所・各種サービス事業）	・心身に障がいのある児童の各種相談に応じてた助言・指導 ・総合医療相談（からだの相談クリニック）や健康診査事業の実施 ・研究・研修・情報サービス　等	福祉局	任意				○共同

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
障がい者福祉関連	知的障がい者における介護員資格取得・就労支援事業	・知的障がい者の介護職員初任者研修資格取得に向けた講習、実技等カリキュラムの実施を委託し、資格取得から就職までの支援を行い、就労の促進と職業生活における自立の安定を図る。	福祉局	任意			○	
	障がい者福祉施設等製作物（授産製品）販売促進支援事業	・障がい者支援施設で製作された製品の販売促進を通じて障がい者の工賃増進を図り、障がい者の就労による自立・生活水準の向上を図る。 ・インターネットショッピングモールサイトの管理運営、企業や団体への訪問による製品の展示販売等を委託し、授産製品の販売促進を図る。	福祉局	任意			○	
	障がい者就業・生活支援センター事業	・障がい者の就業に関する相談から就職・就職定着まで一貫した支援を行い、障がい者の雇用促進と職業的自立の安定を図る。 （淀川、北部、西部、中部、南部、南西部の6センターに委託） ・大阪府が委託する「東部地域障がい者就業・生活支援センター」と本市委託の上記6センターの連携調整のため、「中央センター」を大阪市の委託により東部地域障がい者就業・生活支援センター内に設置。	福祉局	任意			○	
	知的障がい者長期受入プロジェクト	・大阪市における知的障がい者の職員採用に向け、知的障がいのある者を非常勤嘱託職員として長期（原則１年間、更新は2回まで）受け入れし、一般就職に向けた障がいの特性による課題解決や、職員に対する啓発を行う。	福祉局	任意			○	
	知的障がい者短期受入プロジェクト	・職員への障がい者就労に関する啓発を目的として、本市の臨時職員（アルバイト）雇用契約制度を活用し有償で受入を行う。	福祉局	任意			○	
	ジョブコーチ（指導員）派遣事業	・「知的障がい者受入プロジェクト」の実施にあたり、本市職員に対する事前研修などの就業相談や受け入れた知的障がい者への相談・助言・指導を行うジョブコーチ（指導員）を派遣。	福祉局	任意			○	
	生活のしづらさなどに関する調査 （各区における実地調査）	障がい者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障がい児・者等（難病等患者やこれまでの法制度では支援の対象とならない方を含む。）の生活実態とニーズを把握することを目的として、５年に１度調査を実施する。	福祉局	要綱等	中核市		○	
	市営交通料金福祉措置	・身体障がい者・知的障がい者・戦傷病者・原爆被爆者に対し、社会参加の促進と援助を目的に、「交通局身体障害者等乗車料金割引等に関する規定」に基づきその障がいの程度により無料乗車証または乗車料金割引証を交付するために、制度管理、交通局との連携（乗車証の作成依頼、乗車料金の支払い事務等）、年度更新業務（封入封緘等）の委託等を行う。	福祉局	任意			○	
	市営交通料金福祉措置（区）	・身体障がい者・知的障がい者・戦傷病者・原爆被爆者に対し、社会参加の促進と援助を目的に、「交通局身体障害者等乗車料金割引等に関する規定」に基づきその障がいの程度により無料乗車証または乗車料金割引証を交付する。	福祉局	任意			○	
	リフト付バス運行事業	・障害者基本法第6条に基づき、重度肢体不自由者が、自立更生の意欲を高め、明るい生活への希望を持つことを目的に団体で野外活動や社会見学などを行う際に、移動に必要なリフト付バスの運行業務委託を行う。	福祉局	任意			○	
	障がい者（児）福祉バス借上助成	・本市に居住する身体障がい児（者）、知的障がい児（者）及びその家族で構成する団体が研修会等を実施する場合に、その事業に使用するバスの借上げにかかる費用の2分の1を１台につき51,500円を限度として補助することにより、障がい者の社会参加と福祉の向上に寄与する。	福祉局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	障がい者（児）福祉バス借上助成（区）	・本市に居住する身体障がい児（者）、知的障がい児（者）及びその家族で構成する団体が研修会等を実施する場合に、その事業に使用するバスの借上げにかかる費用の2分の1を1台につき51,500円を限度として補助することにより、障がい者の社会参加と福祉の向上に寄与するために、申請受付け、各種通知書の交付を行う。	福祉局	任意			○	
	重度障がい者等タクシー料金給付事業	・重度障がい者を対象として、移動手段の確保ならびに社会参加の促進を図るため、市営交通機関無料乗車証の交付を受けていない障がい者に対し、タクシー料金の初乗り運賃相当額の一部または全部を乗車券（年間96枚）で給付するために、券の調製、タクシー業者への支払い、年度更新業務（封入封緘等）の委託等を行う。	福祉局	任意			○	
	重度障がい者等タクシー料金給付事業（区）	・重度障がい者を対象として、移動手段の確保ならびに社会参加の促進を図るため、市営交通機関無料乗車証の交付を受けていない障がい者に対し、タクシー料金の初乗り運賃相当額の一部または全部を乗車券（年間96枚）で給付する。	福祉局	任意			○	
	精神障がい者相談員	・精神障がい者相談員は、主に精神障がい者やその家族であって、精神障がい者の保護、医療及び福祉に関する豊富な経験を有し、他の精神障がい者の相談、指導を行うことが適当と認められる、原則65歳未満の者で、市町村長が推薦した者に対して、大阪府知事が委嘱する。 ・精神障がい者相談員は、精神障がい者の立場になって、服薬や日頃の生活における不安等、精神障がい者の身近な問題についていろいろな相談に応じる。また、地域活動の推進、市町村や保健所等の関係機関の業務に対する協力、精神障がいに対する協力を行う。 （府内28市町に権限移譲済み）	府 福祉部	任意			○	
	市営特定住宅募集事業（障がい分）	・毎年5月に、ひとり親・高齢者・障がい者の世帯の方を対象とした市営住宅の募集を行う。	福祉局	任意			○	
	市営特定住宅募集事業（障がい分）（区）	・毎年5月に、ひとり親・高齢者・障がい者の世帯の方を対象とした市営住宅の募集を行うために、申請受付け、問い合わせ対応等を行う。	福祉局	任意			○	
	身体障がい者自動車改造費補助	・身体障がい者（上肢、下肢、体幹の1・2級）が就労に伴い自ら運転する自動車の改造に要する経費の2分の1を100,000円を限度に補助する。	福祉局	任意			○	
	身体障がい者自動車改造費補助（区）	・身体障がい者（上肢、下肢、体幹の1・2級）が就労に伴い自ら運転する自動車の改造に要する経費の2分の1を100,000円を限度に補助するために、申請受付け、各種通知書の交付を行う。	福祉局	任意			○	
	NHK放送受信料減免証明書の交付事業	・放送受信料の全額免除または半額免除を行うために制度管理等を行う。	福祉局	任意			○	
	NHK放送受信料減免証明書の交付事業（区）	・放送受信料の全額免除または半額免除に必要な証明を交付するにあたって、申請受付け、NHKへの連携、減免証明の更新確認作業を行う。	福祉局	任意			○	
	有料道路割引証の交付事業	・有料道路各社が身体障がい者に対し、有料道路の割引を行っており、当該各社への申請に必要な市町村証明等を行う。	福祉局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	有料道路割引証の交付事業（区）	・有料道路各社が身体障がい者に対し、有料道路の割引を行っており、当該各社への申請に必要な市町村証明等を行うために、申請受付け、手帳への記載・押印を行う。	福祉局	任意			○	
	その他障がい福祉業務	・法律には直接基づかない障がい者福祉に関する事務 団体要望、大都市会議、鉄道駅舎エレベーター等設置助成、障害者優先調達推進法、バリアフリー情報WEB、福祉の店・行政財産目的外使用、本市施設を活用した知的障がい者の就業訓練、軽自動車税減免証明書交付、高次脳機能障がい関係経費、区職員研修、災害時の障がい者支援関係業務、観桜会、福祉のあらまし、食事サービス、第三種低料郵便関連業務、法施行大阪市記念大会、今宮寮整備費　ほか	福祉局	任意			○	
	その他障がい福祉業務（区）	・法律には直接基づかない障がい者福祉に関する事務 　軽自動車税減免証明書交付、高次脳機能障がい関係経費の支出	福祉局	任意			○	
	障がい児に係る本市独自事業等	障がい児に係る本市独自事業を行う。 ①第二子等障がい児施設など利用料軽減措置事業 ②難聴児補聴器給付事業 ③障がい児入所施設療育機能強化事業 ④施設児童援護費 ⑤児童発達支援利用者負担給付事業	福祉局	任意			○	
	障がい者に係る本市独自事業	障がい者に係る本市独自事業を行う。 ①障がい者リハビリテーション促進事業 ②重症心身障がい者施設通所助成 ③障がい者訓練等通所交通費 ④強度行動障がい者処遇改善事業（平成27年度末で収束）	福祉局	任意			○	
	地域生活支援拠点整備事業	・障がいの重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域における生活支援体制の強化を行うための機能を発揮することで、重度の障がいがある方であっても地域で安心して生活をおくることができることを目的とする。	福祉局	要綱等	一般市		○	
	手話言語条例に関する取組み	・大阪市こころを結ぶ手話言語条例に基づき、手話への理解の促進や手話の普及を行い、日常生活及び社会生活において手話が使用できる環境を整備し、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。	福祉局	任意			○	
障がい者福祉関連（生活のしづらさなどに関する調査とりまとめ）	生活のしづらさなどに関する調査 （広域におけるとりまとめ）	障がい者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障がい児・者等（難病等患者やこれまでの法制度では支援の対象とならない方を含む。）の生活実態とニーズを把握することを目的として、５年に１度調査を実施する。	福祉局	要綱等	中核市	○		
障がい者等に対する手当、給付金等	特別児童扶養手当システム運用管理事務	・政令で定める程度の障がいの状態にある児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいずれか1人）または養育者に手当を支給し福祉の増進を図る。 ※特別児童扶養手当事業（マイナンバーにかかるシステム改修）および社会保障・税番号制度対応のための中間サーバ接続端末を含む	福祉局	任意				○一組
	外国人心身障がい者給付金支給事業	・外国人等で障がい基礎年金等を受けることができない重度障がい者に対し、外国人心身障がい者給付金を支給する。	福祉局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	外国人心身障がい者給付金支給事業（区）	・外国人等で障がい基礎年金等を受けることができない重度障がい者に対し、外国人心身障がい者給付金を支給する。	福祉局	任意			○	
	心身障がい者扶養共済事業（区）	・都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度で、障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給するために、申請の受付け等を行う。	福祉局	任意			○	
	大阪府重度障害者在宅介護支援給付金（区）	・重症心身障がい者を介護する者に対し手当を支給することにより、重症心身障がい者の福祉の増進を図る。	福祉局	任意			○	
重度障がい者在宅介護支援給付金	大阪府重度障害者在宅介護支援給付金	・重症心身障がい者を介護する者に対し手当を支給することにより、重症心身障がい者の福祉の増進を図る。	福祉局	任意		○		
心身障がい者扶養共済事業	心身障がい者扶養共済事業	・都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度で、障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する。	福祉局	任意		○		
障がい者歯科診療センターの運営	障がい児（者）歯科診療事業	大阪府・大阪市が共同で一般社団法人大阪府歯科医師会に対し、「障がい者歯科診療センター」の運営委託を行うとともに、障がい児（者）歯科診療を行う医療機関等について情報提供を行うことで、障がい児（者）歯科診療体制の整備を図る。	福祉局	任意		○		
障がい者の競技スポーツ振興	障がい者スポーツ振興事業(政令市)	・全国障害者スポーツ大会への選手派遣および全国障害者スポーツ大会にかかる団体競技地区選の開催。	福祉局	要綱等	指定都市	○		
	知的障がい者スポーツ大阪大会	知的発達障がいのある人たちに日常的体育活動の成果を発表しあう機会を提供し、健全な心身の発達、健康の維持と増進、社会参加と社会自立を目的として開催するスポーツ大会の開催支援を行う。	福祉局	任意		○		
障がい者スポーツ振興	障がい者スポーツ国際親善大会	・障がいのある人のスポーツの普及、発展をめざし国際交流に資するため、車椅子バスケットボール競技大会を開催。	福祉局	任意			○	
	障がい者スキー教室	障がいのある人が雪山でスキー技術の向上や仲間づくりを図り、健康の維持増進や社会参加のきっかけとなるようスキー教室を開催。	福祉局	任意			○	
民間高齢者施設の認可、指定、指導等	介護保険・障がい福祉事業者台帳管理システム運用管理事務	介護保険・障がい福祉事業者台帳の管理システムに係る運用管理。	福祉局	任意			○	
介護保険事業	地域包括支援センター職員等研修事業	・地域包括支援センターに携わる職員、新予防給付ケアマネジメントに従事する介護予防支援事業者及び居宅介護支援事業者に対し研修を行うことにより予防給付や地域支援事業の効果的かつ適正な実施を図る。	福祉局	要綱等	一般市			○一組

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	地域包括支援センター運営協議会（区）	・地域包括支援センターの中立性・公平性を担保し、円滑な運営を図るとともに地域包括ケアを推進するため、区地域包括支援センター運営協議会を運営する。	福祉局	任意				○
	認知症高齢者相談支援サポート事業（認知症サポーター等養成業務）	・「認知症サポーター養成研修事業」の企画・立案及び実施を行い、「キャラバンメイト」を養成するとともに「キャラバンメイト」による研修を実施し、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。	福祉局	要綱等	一般市			○
	認知症高齢者相談支援サポート事業（認知症サポーター等養成業務）（総合区）	・「認知症サポーター養成研修事業」の企画・立案及び実施を行い、「キャラバンメイト」を養成するとともに「キャラバンメイト」による研修を実施し、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。区では業務委託にかかる事業者選定・契約・支払いを行う。	福祉局	要綱等	一般市			○
	認知症介護研修事業（一般市権限）	・介護保険施設・事業者等に従事し相当の介護実務経験を有する者等に対して、認知症介護に関する専門的な知識の習得などを目的に認知症介護実践者研修等を実施する。	福祉局	要綱等	一般市			○
	大阪市介護保険施設情報提供等事業	・施設入所の必要性及び緊急性が著しく高いと認められる方の特養入所について、ケアマネージャーから地域包括支援センターに相談が寄せられる。その内容について地域包括支援センターと事前協議を行い、その結果、大阪市緊急入所判定委員会の開催が必要な場合は、委員を招集し、判定の結果を地域包括支援センターに通知し、施設入所の斡旋を行う。	福祉局	要綱等	一般市			○
	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者が家庭・地域企業等社会の各分野で、豊かな社会経験と知識・技能を生かし、各区老人福祉センターを中心とした「総合推進会議」を設置し、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、様々な地域の施設を活用し、各種事業を自主的に行うことにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長及び介護予防の促進を図る。	福祉局	要綱等	一般市			○
	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（総合区）	高齢者が家庭・地域企業等社会の各分野で、豊かな社会経験と知識・技能を生かし、各区老人福祉センターを中心とした「総合推進会議」を設置し、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、様々な地域の施設を活用し、各種事業を自主的に行うことにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長及び介護予防の促進を図る。 区では業務委託にかかる事業者選定・契約・支払いを行う。	福祉局	要綱等	一般市			○
	地域支援事業等	○介護給付費等費用適正化事務事業 介護給付費用の適正化を図ることにより、介護保険事業の運営の安定化を図る。 ○住宅改修理由書作成支援事業 ○介護保険法の円滑な実施のための特別対策 生計困難な被保険者について、介護保険利用者負担額軽減の実施による低所得者への対策事業を行う。	福祉局	要綱等	一般市			○
	介護保険市単独事業	○おおさか介護サービス相談センター事業 利用者の権利擁護が必要であることから、介護保険サービス等に関する相談を受け、斡旋・調停等の法的手段を用いて苦情解決を図ることを目的とする。 ○介護保険料収納率向上の取組み 介護保険料未収金対策として、財産調査や滞納処分を強化するなど、充実・強化に取り組み、収納率の向上を図る。	福祉局	任意				○

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	特養入所待機者管理システム運用管理事務	介護保険施設（特養）から提供される入所待機者の情報を集約し、介護保険システムの情報と突合することにより、特養の整備計画に必要な入所待機者の統計資料等の作成を行うと共に、死亡者等の情報を本市から各特養に提供することにより適切な待機者管理を行う。	福祉局	任意				○一組
	認知症高齢者見守りメール等配信システム運用管理事務	・認知症の方が、徘徊等により行方不明となった場合に、早期発見・保護につなげるため、24区毎に見守り相談室を設置し、警察捜索の補完的なものとして、協力者にメール等で氏名・身体的特徴等の情報を一斉送信し、捜索の一助とするためのシステムの運用などの事業管理を行う。	福祉局	任意				○一組
	中央情報処理センター維持管理(運用)【介護費分】運用管理事務	大阪市情報通信ネットワークを構成しているサーバ・ネットワーク機器・回線等の維持管理、セキュリティ対策、障害発生時の対応、中央情報処理センターへの入退館装置の維持管理、住民情報系基幹システムのオペレーション等の運用など	福祉局	任意				○一組
	中央情報処理センター維持管理(その他)【介護費分】運用管理事務	大阪市情報通信ネットワークを構成しているサーバ・ネットワーク機器・回線等の維持管理、セキュリティ対策、障害発生時の対応、中央情報処理センターへの入退館装置の維持管理、住民情報系基幹システムのオペレーション等の運用など	福祉局	任意				○一組
	基幹系システム統合基盤【介護費分】運用管理事務	大阪市情報通信ネットワークを構成しているサーバ・ネットワーク機器・回線等の維持管理、セキュリティ対策、障害発生時の対応、中央情報処理センターへの入退館装置の維持管理、住民情報系基幹システムのオペレーション等の運用など	福祉局	任意				○一組
	介護保険システム運用管理事務	介護保険システムは、市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、介護保険事務全般をシステム化。 これらの事務を円滑に実施し、システムの安定的稼働を確保するため、日常的なシステム運用管理や障害対応などを行う。	福祉局	任意				○一組
	中間サーバ接続端末運用管理	介護保険システムでは、サーバ連携機能により「中間サーバ」に対しての情報登録等を行う予定であるが、登録した情報の過誤修正（緊急を要する場合）等に備えて、中間サーバに接続するための専用端末を導入する。	福祉局	任意				○一組
高齢者福祉関連	法施行事務費	・高齢福祉関係事務説明会（出張旅費支給）	福祉局	任意			○	
	法施行事務費（区）	・高齢福祉関係事務説明会出席者への旅費支給	福祉局	任意			○	
	介護老人保健施設の整備	本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、計画的に整備を進めるため、介護老人保健施設を整備する医療法人等に対し、相談の受付け、設計図面の検査、必要な助言を行う。	福祉局	任意			○	
	認知症高齢者相談支援サポート事業（相談支援業務）	・地域包括支援センター等の認知症にかかる支援困難症例への対応について専門的な助言指導及び情報提供等を行い、相談体制の支援を行う。	福祉局	要綱等	指定都市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	・寝具の衛生管理が困難な高齢者の方に、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを提供する。	福祉局	任意			○	
	在日外国人高齢者給付金支給事業・福祉目的住宅募集	○在日外国人高齢者給付金 在日外国人で、老齢基礎年金（国民年金）の受給資格を得ることができなかった高齢者に対して支給する。 ○福祉目的住宅募集 高齢者、障がい者、ひとり親世帯を対象とした市営住宅入居者募集を行う。	福祉局	任意			○	
	在日外国人高齢者給付金支給事業・福祉目的住宅募集（区）	○在日外国人高齢者給付金 区では申請書受理・決定などを行う 。 ○福祉目的住宅募集 区では申請書受理などを行う。	福祉局	任意			○	
	障がい者控除対象者認定書交付業務	・所得税等の障がい者控除の対象となる高齢者に対し、要介護認定における日常生活自立度もしくは医師の診断書により判断し、「障がい者控除対象者認定書」を交付する。	福祉局	要綱等	一般市		○	
	障がい者控除対象者認定書交付業務（区）	・所得税等の障がい者控除の対象となる高齢者に対し、要介護認定における日常生活自立度もしくは医師の診断書により判断し、「障がい者控除対象者認定書」を交付する。 区では、申請受理、交付決定を行う。	福祉局	要綱等	一般市		○	
	高齢者住宅改修費給付事業	・介護保険制度の住宅改修費を利用する高齢者に対し、介護保険制度を補完する制度として高齢者住宅改修費給付事業を実施することにより高齢者の福祉の向上を図る。	福祉局	任意			○	
	高齢者住宅改修費給付事業（区）	・区では申請書類受理、決定通知書交付、実績報告書受理などを行う。	福祉局	任意			○	
	老人ホーム等の職員研修	各老人福祉施設に対して、施設長研修やユニットケア研修等について情報提供を行うとともに、研修の内容により参加の取りまとめを行う。	福祉局	任意			○	
	日常生活支援費支給決定事務	養護老人ホーム入所者に対し、日常生活支援費を支給することにより、養護老人ホームにおいて必要不可欠な生活雑貨等の購入に係る費用負担の軽減を図り、もって老人福祉の向上を図ることを目的とする。	福祉局	任意			○	
	日常生活支援費支給決定事務（区）	養護老人ホーム入所者に対し、日常生活支援費を支給することにより、養護老人ホームにおいて必要不可欠な生活雑貨等の購入に係る費用負担の軽減を図り、もって老人福祉の向上を図る。 区では、申請書受理、支給決定などを行う。	福祉局	任意			○	
	生活支援ハウス運営事業	・大阪市内に住所を有する60歳以上の者で、かつ、ひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者若しくは家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安があると保健福祉センター所長が認めた者に対して安心して健康で明るい生活を送れるように生活支援ハウスの利用承認・取消し及び利用者の収入額に応じた負担額を決定する。 【所在地】 淀川区、東淀川区、東成区、住之江区	福祉局	要綱等	一般市		○	
	生活支援ハウス運営事業(区)	区では生活支援ハウスの利用承認・取消し及び利用者の収入額に応じた負担額を決定する。	福祉局	要綱等	一般市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	地域高齢者活動拠点施設（老人憩の家）運営補助	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点を小学校区を基本に設置しており、施設の運営にかかる費用の一部を補助する。	福祉局	要綱等	一般市		○	
	地域高齢者活動拠点施設（老人憩の家）整備助成	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点を小学校区を基本に、地域において自主的に老人憩の家を建設にかかる費用の一部を補助する。	福祉局	要綱等	一般市		○	
	地域高齢者活動拠点施設（老人憩の家）改修整備事業	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点を小学校区を基本に設置しており、地域において自主的に老人憩の家の老朽化に伴う改修及び段差改修等を行う場合にかかる費用の一部を補助する。	福祉局	任意			○	
	地域高齢者活動拠点施設（老人憩の家）整備・運営助成（区）	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点として小学校区を基本に、地域において自主的に老人憩の家を建設しようとする場合や改修・運営にかかる費用の一部を補助するにあたり、憩の家との連絡調整等の事務を行う。	福祉局	要綱等	一般市		○	
	高齢者入浴利用料割引事業	本市に対して補助金申請を行った公衆浴場で、毎月、1日と15日の月2回、70歳以上の高齢者は割引料金で入浴することができる。公衆浴場からの申請に基づき、補助金を支払う。	福祉局	任意			○	
	高齢者福祉月間事業	市民が高齢者福祉についての関心と理解を深めるとともに、高齢者自身の社会参加意欲を高めることを目的に、毎年9月を高齢者福祉月間と定め、高齢者福祉大会や俳句大会などの事業を実施する。	福祉局	要綱等	一般市		○	
	老人クラブ育成助成	老人クラブの育成とその健全な発展を図るため、大阪市内単位老人クラブへの助成、各区老人クラブ連合会及び大阪市老人クラブ連合会及び助成等の事業を行う。	福祉局	要綱等	一般市		○	
	敬老優待乗車証交付事業	大阪市在住の70歳以上の高齢者で年間3,000円の負担金を納付された方に、本市が指定する交通機関（大阪市営交通）を1乗車50円で利用できる敬老優待乗車証を交付する。	福祉局	任意			○	
	敬老優待乗車証交付事業（区）	大阪市在住の70歳以上の高齢者で年間3，000円の負担金を納付された方に、本市が指定する交通機関（大阪市営交通）を1乗車50円で利用できる敬老優待乗車証を交付する。 区では、申請の受付け等の業務を行う。	福祉局	任意			○	
	国民健康保険等システム(敬老優待乗車証交付)の運用保守	敬老優待乗車証交付事業を実施するために使用している国民健康保険等システム(敬老優待乗車証)の運用保守を行う。	福祉局	任意				○一組
	老人クラブ活動推進員設置事業	大阪市内各単位老人クラブ、各区及び大阪市老人クラブ連合会が行う活動等の相談に応じ、必要な指導・援助を行うとともに、高齢者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等、高齢者の福祉の増進を目的とするため、大阪市老人クラブ連合会に老人クラブ活動推進員を3名、各区老人福祉センターに1名の事務補助員を設置する。	福祉局	要綱等	指定都市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	提案型高齢者の地域交流拠点づくり事業	・民間事業者が、商店街や駅前等の空き店舗を活用し、地域の高齢者と児童、乳幼児とその親等の多世代が交流できるスペースを整備するなど、高齢者を中心とした市民の地域生活を支援する事業の拠点整備にかかる費用を助成する。 ・現在は、補助事業を行っておらず、竣工後10年経過するまでの、事業報告の確認を行っている。	福祉局	要綱等	一般市		○	
	認知症高齢者支援ネットワークへの専門的支援事業	・大阪市立弘済院が培ってきた認知症の専門医療機能と専門介護機能のノウハウを活用し、医療従事職員等へ専門的技術や知識を研修等を通じて伝達する。	福祉局	要綱等	指定都市		○	
高齢者福祉にかかる専門研修	認知症地域医療支援事業	・地域において認知症の診療に携わっている医師に対し、「認知症サポート医養成研修」に派遣し、認知症サポート医を養成するとともにかかりつけ医に対する「認知症研修」を実施し、診療の場で必要な知識と適切な対応の習得を図る。	福祉局	要綱等	指定都市	○		
	認知症介護研修事業（指導者養成研修等）	・認知症介護職員等に対する研修の企画・講師役であり、地域における介護職員等のネットワーク構築の中心的存在である認知症介護指導者を養成するとともに、フォローアップ研修を受講させる。 ・介護保険施設・事業者等に勤務する介護職員等に認知症介護に関する基礎的、専門的な知識及び技術を習得するための実践的研修を実施する。	福祉局	要綱等	指定都市	○		
民間社会福祉施設の整備、運営等補助	民間社会福祉施設整備資金借入金利子補助金（経過措置）	社会福祉施設を整備する際の独立行政法人福祉医療機構からの借入金に係る利子のうち年2%を超えるものについて補助を行う。（現在、経過措置にて補助金交付）	福祉局	任意			○	
	老人福祉施設整備費貸付金償還金	社会福祉法人等が社会福祉施設等を整備する際、独立行政法人福祉医療機構等から借り入れができなかった場合に、本市が貸付を行ったものについて、その償還金について収受する。	福祉局	任意			○	
	老人福祉施設整備費償還金補助金	民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向上及び経営の安定化の促進に資する目的から、社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築又は増築に要した費用にかかる借入金の元金及び利子の償還に要する経費に対して補助金を交付する。	福祉局	任意			○	
	小規模多機能型居宅介護拠点の整備	小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービス提供することにより、在宅での生活継続を支援するサービス類型である。小規模多機能型居宅介護拠点を整備する社会福祉法人に対し、必要な助言、設計図面の検査や府の交付金を受けて整備補助を行う。	福祉局	要綱等	一般市		○	
	中規模改修	施設開所後一定年数を経過し、老朽等により改修等が必要となった民間社会福祉施設（民間老人福祉施設・民間障がい者・児施設・民間生活保護施設）の中規模改修に要する費用の一部を補助する。	福祉局	任意			○	
	特別養護老人ホームのユニット化改修助成	府は、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業として「特別養護老人ホームのユニット化改修事業及び多床室のプライバシー保護のための改修支援事業」を進めており、本市としても、ユニット化等を促進するため、当該整備を実施する法人に対し補助を行う。	福祉局	要綱等	一般市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	認知症高齢者グループホーム等スプリンクラー設置助成	消防法施行令の一部改正に伴い、既存の高齢者グループホーム等においてもスプリンクラーの設置が義務つけられ、国はスプリンクラーの設置に対し、市町村を経由して補助を行うこととしたことから、当該助成を実施する。	福祉局	要綱等	一般市		○	
全国健康福祉祭（ねんりんピック）選手団派遣	全国健康福祉祭（ねんりんピック）選手団派遣事業	高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭（ねんりんピック）は、厚生省創立50周年を記念して昭和63（1988）年に開始されて以来、毎年開催し、厚生労働省・長寿社会開発センター・開催地の地方自治体の3者で開催している。選考・派遣業務を行う。	福祉局	要綱等	指定都市	○		
高齢者施設の設置・運営	老人福祉センター整備	高齢者の生きがいづくり支援施設として、老人福祉センター等を設置しているが、大半の施設が開設から20年以上が経過していることから、老朽化が進むとともに、高齢者の生活環境等も変化している。よって、安心して利用できる施設状態を保持し、その機能の充実を図るため改修・整備を行う。	福祉局	任意			○	
	弘済院事業（認知症等高齢者への医療介護福祉サービスの提供）（附属病院）	・弘済院は、吹田市に位置し、複合的に福祉、医療の両面から様々な段階の認知症疾患等を有する利用者に安心して生活、療養をしていただけるよう個々のニーズにあわせて支援を行っている。 ・認知症をはじめとして高齢者特有の併発疾患について診断、治療（もの忘れ外来）、リハビリテーション等に取り組んでいる附属病院を運営している。	福祉局	任意				○一組
	弘済院事業（認知症等高齢者への医療介護福祉サービスの提供）（第1特別養護老人ホーム、第2特別養護老人ホーム）	・歩行可能で徘徊など認知症の状態が進行した高齢者が利用する認知症高齢者専用棟の第2特別養護老人ホーム、在宅や地域での介護が困難な寝たきり等の認知症を含む要介護高齢者が利用する第1特別養護老人ホームを運営している。 （第1特別養護老人ホームは、指定管理者制度による運用を実施）	福祉局	任意				○一組
	弘済院附属病院治験データ電子化システム運用管理事務	・治験業務における症例報告書の質の確保と作業効率の向上等の目的で導入。	福祉局	任意				○一組
	弘済院処遇等管理支援システム運用管理事務	・入所者の処遇管理の記録や国保連に介護報酬の請求を行うことを目的として導入。	福祉局	任意				○一組
	弘済院附属病院医療情報システム運用管理事務	・病院窓口業務の迅速化による患者サービス向上等の目的で導入。 ・医事会計システム、処方システム、検査システム、給食システム、薬品在庫システム	福祉局	任意				○一組
専門医療機関の確保	認知症疾患医療センター運営事業	・認知症の専門的医療の提供体制を強化するため、「認知症疾患医療センター」として3病院（大阪市立弘済院附属病院、ほくとクリニック病院、大阪市立大学医学部附属病院）を指定し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施する。	福祉局	要綱等	指定都市	○		
身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置・運営	補装具・福祉機器普及事業	障がい者（児）の身体機能に適合した補装具・福祉機器、住宅改修の相談に応じ、助言・指導・情報提供を行うとともに工夫・改良なども行う。また、福祉用具に関する講習会や研修会を実施し、情報提供や技術的指導等を行い、福祉用具の普及を図る。	福祉局	任意				○共同

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	身体障がい者通所（肢体・言語）訓練事業	・在宅の肢体不自由のある人に対して、通所により日常生活動作の向上を目指した自主訓練の習得や身体機能の改善・向上を図るための訓練を実施。 ・在宅の脳血管障がいなどによる言語に障がいのある人に対して、通所によりコミュニケーション機能の改善・向上を図るため言語訓練を実施。	福祉局	任意				○共同
内部事務	局所管不動産管理	・局所管不動産にかかる資産流動化に関する進捗管理、関係部局との連絡調整及び各種調査。 ・他の所管に属さない不動産の管理並びに売却に関する事務を行う。	福祉局	任意			○	
	局所管不動産管理	・局所管不動産にかかる資産流動化に関する進捗管理、関係部局との連絡調整及び各種調査 ・他の所管に属さない不動産の管理並びに売却に関する事務を行う。 ＊市域外に所在する不動産に関するもの	福祉局	任意				○一組
	局所管不動産管理（総合区）	（区の業務） 区への使用承認等により地域で使用している不動産の管理	福祉局	任意			○	
	収入未済関係業務	・収入未済についての回収・整理業務を行う。（高齢者住宅整備資金貸付金、ケア付住宅入居者負担金、福祉電話超過使用料、在日外国人高齢者給付金返還金、介護用品支給事業返還金）	福祉局	任意			○	
	市有地の貸借関係業務	社会福祉施設に対して市有地を貸し付けており、その賃借について、定期借地権設定契約として賃貸借を行っており、毎年賃料を収入している。	福祉局	任意			○	
	もと公立施設（信太山老人ホーム）の管理等	既に廃止したもと公立郊外施設について、施設を機械警備等により管理しながら、敷地の処分等を行う。	福祉局	任意				○一組
	もといきいきエイジングセンター管理運営事業等	平成25年度末の指定管理期間終了と同時に施設を廃止し、入札に付したが売却には至らなかった。しかし、マンション区分所有であるため、管理費・修繕積立費の支出や施設状態を保持するため設備保守点検を行う。 【所在地】北区	福祉局	任意			○	
	未利用地施設売却業務	本課が管理する未利用地施設について、売却処分できるよう土地の境界確定等を行い、いわゆる商品化を完成させて、売却処分を実施する。なお、入札関係業務については、契約管財局へ依頼する。	福祉局	任意			○	
	公立保護施設の民間移管等に関する事務	・公立保護施設は、戦略会議に基づき、社会福祉法人への民間移管を進めている。 ・使用貸借契約により民間保護施設及び民間移管施設について、不動産鑑定により貸付に係る適正な価格を算出、徴収することにより歳入を確保する。	福祉局	任意				○一組
	市有財産の管理	・施設廃止を行った既存建物について、歳入増及び市費負担軽減を図るため売却等を行う。	福祉局	任意			○	
	総務部庶務業務等	・文書・公印管理関係業務、市会関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、行財政改革・企画関係業務、条例・法規関係業務、広聴・広報関係業務、寄付収受・表彰関係業務、コンプライアンス関係業務、災害関係業務、情報公開関係業務　など	福祉局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	生活保護関係事務（庶務事務）	公印管理関係業務、市会関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、経理・予算決算業務・契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務等他に属さない業務。	福祉局	任意			○	
	障がい者施策部庶務業務	・障がい者施策部における庶務業務	福祉局	任意			○	
	高齢者施策部庶務業務	文書・公印管理関係業務、市会関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約・管理業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、行財政改革・企画関係業務	福祉局	任意			○	
	生活福祉部庶務関係業務	生活福祉部の各種事業を適正かつ円滑に遂行するための事務を行う。	福祉局	任意			○	

《3．健康・保健》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
保健事業・健康増進等	栄養（外食栄養管理推進、地区研修会等）に関する事務	・各事業に関する予算要求、決算、企画調整、物品帳票等作成、購入、実績集計等 ・食育推進リーダーを対象とした研修会の開催	健康局	任意			○	
	公衆衛生活動事業補助金に関する事務	市民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向け、医師による三次予防の普及啓発を図るための事業に対し、その経費の一部を補助することにより公衆衛生の向上に寄与する。	健康局	任意			○	
	乳がんマンモグラフィ読影システム運用管理事務	・マンモグラフィとは乳房専用のエックス線撮影装置(又は撮影方法)であり、検診にあたっては撮影されたエックス線フィルムを専門医師が読影することにより判定を行うものである。 ・本システムは、検診において、本市が雇い上げた専門医師が「読影結果・所見」等を、受診者や撮影を行った医療機関に統一の仕様で返送(通知)するために使用している。	健康局	任意			○	
	保健衛生システムの運用に関する事務	環境・食品衛生監視事業の許認可情報と監視結果情報や健康管理事業、母子保健事業など保健衛生事業をデータベース化し、市民サービス提供に活用。 現在、現行システムの再構築を図るため、「保健管理システム」及び「衛生管理システム」の2つのシステム開発を行っており、平成29年10月末のシステムリリースを予定。	健康局	任意				○一組
	大阪市保健福祉センター等学生実習	専門職養成施設と各区の保健福祉センターとの実習生受け入れに係る日程調整業務や本市と養成施設との契約書の締結などの事務処理を行う。	健康局	任意			○	
	大阪市保健福祉センター等学生実習 〔区役所で実施〕	地域保健に必要な専門職の養成に寄与する、医師・保健師・助産師・看護師・栄養士・歯科衛生士の実習を受け入れ、指導する。	健康局	任意			○	
	保健医療計画に関する事務	大阪府保健医療計画に基づく大阪市二次医療圏内における保健医療施策（地域医療構想、医療等各分野）及びそれに関連する福祉施策について、保健医療関係者等が協議検討するとともに、地域保健医療計画について審議を行い、大阪府保健医療計画大阪市域版を作成。	健康局	任意			○	
	健康づくり推進に関する事務	・地域で活動する健康づくり推進団体等と相互の連絡調整を行い、会員の資質の向上を図るとともに、普及啓発活動を通し、地域の健康づくりに寄与できるよう支援する。 ・各区健康づくりを推進する団体等を担当している保健師の技術支援を行う。 ・各種表彰等事務	健康局	任意			○	
	健康づくり推進に関する事務 〔区役所で実施〕	・地域の健康づくりや介護予防を実践するために各種啓発活動やボランティア活動を展開している会員の知識、技術の向上支援を行う。 ・各種表彰等事務	健康局	任意			○	
母子保健	大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業に関する事務	次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額の医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成。 ・国庫申請、制度管理、医療機関の指定、他都市との調整	こども青少年局	要綱等	中核市		○	
	大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業に関する事務 〔区役所で実施〕	次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額の医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成。 ・窓口での申請書受理	こども青少年局	要綱等	中核市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	産後ケア事業に関する事務	退院直後に体調不良や育児不安があり、家族などから援助が受けられない方を対象に、助産所や産科医療機関等で行うショートステイ（宿泊型）やデイケア（通所型）の利用を通じて、母親への心身のケアや育児をサポート。 ・国庫申請、制度管理、仕様書の作成、事業者の決定	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
	産後ケア事業に関する事務〔区役所で実施〕	退院直後に体調不良や育児不安があり、家族などから援助が受けられない方を対象に、助産所や産科医療機関等で行うショートステイ（宿泊型）やデイケア（通所型）の利用を通じて、母親への心身のケアや育児をサポート。 ・相談窓口、受付け、審査、利用者調整	こども青少年局	要綱等	一般市		○	
感染症対策	予防接種台帳管理システム運用管理事務	住民基本台帳と連携させ、個人の予防接種履歴を登録することにより、未接種者を把握し、未接種者に対する接種勧奨を行うことで接種率向上を図り、感染症の蔓延を防止する。 また、委託医療機関からの請求を受け、各被接種者が接種対象年齢であるか等のチェックを行い、支払いの事務処理を行うとともに各種統計資料の作成を行う。	健康局	任意			○	
	結核登録者情報システム運用管理事務	・結核の発生動向を把握し、市民に対して情報を還元。 ・結核患者及び接触者の状況登録。 ・住民基本台帳と連携させ、入院勧告、就業制限の実施。	健康局	任意			○	
	感染症対策事業	・肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図るため、満20歳以上の希望者を対象に各区においてB型肝炎及びC型肝炎ウイルス検査を無料で実施。 ・保健所が検査に必要な医薬材料を購入し各区に配付。	健康局	要綱等	保健所設置市		○	
	感染症対策事業〔区役所で実施〕	・肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図るため、満20歳以上の希望者を対象に各区においてB型肝炎及びC型肝炎ウイルス検査を無料で実施。 ・各区では検査の予約受付、検査会場の設営、結果通知を実施。	健康局	要綱等	保健所設置市		○	
	風しん抗体検査事務	主として先天性風しん症候群の予防のために、予防接種が必要である風しん感受性者（風しんに対する免疫を持たない者）を効率的に抽出するための抗体検査を実施し、風しんの感染予防、まん延防止を図る。 ・感染症対策課において、必要な資材の購入及び結果を通知を行う。	健康局	要綱等	保健所設置市		○	
	風しん抗体検査事務（区役所で実施）	主として先天性風しん症候群の予防のために、予防接種が必要である風しん感受性者（風しんに対する免疫を持たない者）を効率的に抽出するための抗体検査を実施し、風しんの感染予防、まん延防止を図る。 ・各区保健福祉センターにおいて予約の受付け、当日の受付を行う ・保健衛生検査所が保健福祉センターにおいて採血し検査を実施する。	健康局	要綱等	保健所設置市		○	
	風しんワクチン接種費用助成事務	風しんの抗体を有していない又は抗体価が低い妊娠を希望する女性等に対して風しんワクチン予防接種に係る経費を助成することにより、先天性風しん症候群を予防し、もって市民の健康を守る。	健康局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
難病等医療費助成等	特定疾患医療費援助事業	（難病） いわゆる難病のうち、特定の疾患について医療費援助による負担軽減を行うことにより医療水準の向上を図り、もって難病に関する適正医療の普及を推進する。 ・保健所では各区で受付した書類を確認点検し、大阪府へ進達を行う。 （肝炎） 肝炎対策の一環で導入された医療費の助成制度であり、インターフェロン、インターフェロンフリー、核酸アナログ製剤治療が助成対象。 国の肝炎治療特別促進事業実施要綱により実施主体は都道府県とされており、大阪府が実施主体。 大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づき、当該助成の申請の受理を大阪市が実施。 ・保健所は、各区役所で受付けた新規、変更等の申請書類を取りまとめ、府への進達を行う。	健康局	任意			○	
	特定疾患医療費援助事業 〔区役所で実施〕	（難病） いわゆる難病のうち、特定の疾患について医療費援助による負担軽減を行うことにより医療水準の向上を図り、もって難病に関する適正医療の普及を推進する。 ・保健所では各区で受付した書類を確認点検し、大阪府へ進達を行う。 （肝炎） 肝炎対策の一環で導入された医療費の助成制度であり、インターフェロン、インターフェロンフリー、核酸アナログ製剤治療が助成対象。 国の肝炎治療特別促進事業実施要綱により実施主体は都道府県とされており、大阪府が実施主体。 大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づき、当該助成の申請の受理を大阪市が実施。 ・保健所は、各区役所で受付けた新規、変更等の申請書類を取りまとめ、府への進達を行う。	健康局	任意			○	
	難病患者等療養相談・支援事業	難病患者及びその家族に対する事務を実施。 ・専門医師等による治療・保健・食生活に関する指導等 ・難病患者の疾病及び療養生活状況を把握し、保健医療福祉制度の利用、精神的支援など日常生活支援に必要な相談指導を実施。 ・区実施事業の体制整備、関係機関連絡調整、研修を実施。	健康局	要綱等	保健所設置市		○	
	難病患者等療養支援事業 〔区役所で実施〕	・難病患者の疾病及び療養生活状況を把握し、保健医療福祉制度の利用、精神的支援など日常生活支援に必要な相談指導を行うとともに、要支援難病患者に対しては、実際の療養生活場面に応じたきめ細かな支援を実施する。 ・訪問指導、面接相談を実施する。	健康局	要綱等	保健所設置市		○	
	難病啓発等事業に関する事務	・一般市民を対象に、難病患者に対する社会一般の理解を深め、地域での支援が得られるよう、普及・啓発を充実し、患者及び家族の精神的負担や療養生活上の困難をとり除き、安心して治療に専念できる社会体制の整備を図る。	健康局	任意			○	
	その他の医療費助成事業	・市内に住所を有する満18歳未満（本事業による医療費助成を受けている方のうち、満18歳到達後も引き続き医療を必要とする方については満20歳到達まで）の本市が指定する小児の難病の患者で、他の医療費助成制度の対象とならない児童に対して、その健全な育成を図るため、保険診療が適用された医療費の自己負担分に助成を行い、療養上必要な日常生活用具の給付を行う。 ・申請書類の審査、受診券の発行、医療費の助成及び日常生活用具の給付を行う。	健康局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	その他の医療費助成事業 〔区役所で実施〕	・市内に住所を有する満18歳未満（本事業による医療費助成を受けている方のうち、満18歳到達後も引き続き医療を必要とする方については満20歳到達まで）の本市が指定する小児の難病の患者で、他の医療費助成制度の対象とならない児童に対して、その健全な育成を図るため、保険診療が適用された医療費の自己負担分に助成を行い、療養上必要な日常生活用具の給付を行う。 ・申請書の受理及び保健所への進達を行う。	健康局	任意			○	
	小児ぜん息等医療費助成事業	・小児ぜん息等の患者に対し、医療費の一部を助成することにより小児の健康の回復と健全育成を図る。 ・審査・助成証の発行及び医療費の助成を行う。 ・平成28年3月31日をもって事業廃止。（1年間の経過措置あり） ・平成32年度をもって、医療機関からの請求の時効を迎えるため、完全廃止。	健康局	任意			○	
	小児ぜん息等医療費助成事業 〔区役所で実施〕	・小児ぜん息等の患者に対し、医療費の一部を助成することにより小児の健康の回復と健全育成を図る。 ・申請書の受理及び保健所への進達を行う。 ・平成28年3月31日をもって事業廃止。（1年間の経過措置あり） ・平成31年度をもって、対象者から療養費の請求の時効を迎えるため、完全廃止。	健康局	任意			○	
	母子保健医療費公費負担システム運用管理事務	小児慢性特定疾病医療支援事業及び未熟児養育医療給付事業における氏名、性別、生年月日等の患者情報を入力し、台帳の作成・管理を行う。 また、医療券、受給者証、納付書等の関係帳票の発行を行うとともに医療費を管理する。	健康局	任意			○	
難病等対策（政令市）	難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	難病患者の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図るため、難病患者等ホームヘルパー養成研修を実施する。	健康局	要綱等	指定都市	○		
	先天性代謝異常等検査事業	先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症等は、放置すると知的障がいなどの症状を来たすため、新生児について血液によるマス・スクリーニング検査を行い、異常を早期に発見することにより、後の治療と相まって重篤な障害を予防することを目的とする。	健康局	任意		○		
精神保健（手帳交付・相談等）	福祉措置にかかる事務（無料乗車証の交付）	精神障がい者の福祉の増進及び市民の精神保健の向上を図るための事務を実施 ・市営交通等福祉措置事業	健康局	任意			○	
	福祉措置にかかる事務（無料乗車証の交付） 〔区役所で実施〕	精神障がい者の福祉の増進及び市民の精神保健の向上を図るための事務を実施 ・市営交通等福祉措置事業	健康局	任意			○	
	総合福祉システム運用管理事務（健康局分）	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法（生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法）事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用管理事務を行う。	健康局	任意				○ 一 組
	総合福祉システム運用管理事務（ICT報告外）	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法（生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法）事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用管理事務を行う。	健康局	任意				○ 一 組

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
救急医療体制	休日・夜間の診療体制に関すること	市民が安心・安全に生活できるよう、医療機関が通常診療を実施していない時間帯（平日夜間及び休日）における、急病診療体制を確保する。 ・中央急病診療所（夜間・365日：内科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科）及び市内6ヶ所の休日急病診療所（日曜・祝日、年末年始：内科、小児科）を整備し、関係団体等の協力のもと（公財）大阪市救急医療事業団へ事業委託し救急医療体制を確保している。入院や手術が必要な重症患者に対応する二次救急医療機関に対して、救急医療の確保に必要な支援を行う。	健康局	任意			○	
	救急医療事業団への派遣事務	・団体の庶務、人事及び財務の総括 ・大阪市から受託した急病診療事業の実施の総括 ・大阪府医師会等関係団体及び大阪市健康局との連絡調整	健康局	任意			○	
	救急病院等を定める省令に基づく認定の申出に関する進達事務	国通知に基づき、救急医療機関の認定について、病院等からの申出を大阪府知事に進達。	健康局	要綱等	保健所設置市		○	
	救急病院等を定める省令に基づく認定の申出に関する進達事務（区役所で実施）	国通知に基づき、救急医療機関の認定について、病院等からの申出を大阪府知事に進達。	健康局	要綱等	保健所設置市		○	
救急医療体制（広域拠点）	夜間歯科診療に関する事務	市民が安心・安全に生活できるよう、歯科医療機関が通常診療を実施していない時間帯(夜間)の急な歯痛、転倒等による歯牙や顎部の外傷等の口腔疾患に対応する診療体制を確保 ・平成16年6月1日より本市及び大阪府の助成のもとで一般社団法人 大阪府歯科医師会が主体的に実施しており、府域で唯一の夜間歯科診療を行っている。	健康局	任意		○		
	周産期緊急医療体制整備事業	周産期（妊産婦・新生児）緊急搬送システムの運営及び参加病院の体制確保・整備に対し助成を行う大阪府・堺市との共同で実施。（事業の実施に必要な事務は、大阪府が代表して行う。）	健康局	任意		○		
医療・薬事の許可・指導等	各種医務関係免許申請に係る経由事務	医師等の医療従事者の免許の申請受理等の事務 【対象】医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・診療放射線技師・視能訓練士・理学療法士・作業療法士・臨床検査技師・死体解剖資格認定証 業務従事者届の受理等の事務 【対象】保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科技工士・歯科衛生士	健康局	任意			○	
	各種医務関係免許申請に係る経由事務 〔区役所で実施〕	医師等の医療従事者の免許の申請受理等の事務 【対象】医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・診療放射線技師・視能訓練士・理学療法士・作業療法士・臨床検査技師・死体解剖資格認定証 業務従事者届の受理等の事務 【対象】保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科技工士・歯科衛生士	健康局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	重症心身障がい児者医療コーディネート事業	在宅で療養する重症心身障がい児者が、円滑に適切な医療を受けられるよう医療提供の適正化を図るための事務を実施 ・重症心身障がい児者の基礎疾患等情報の登録及び管理 ・連携医療機関等の医療従事者への研修の開催 ・重症心身障がい児者の急病時における相談、応急的医療処置及び連携医療機関への受入調整 ・症状にあった医療機関を受診できるよう地域のかかりつけ医の確保及び紹介	健康局	任意			○	
食品衛生の許可・指導等	ふぐ処理施設に対する許認可業務等	・ふぐ処理施設に対する許認可業務 ・報告の徴収及び立入調査 ・改善命令等行政処分	健康局	任意			○	
	ふぐ処理施設に対する許認可業務等 〔保健所で実施〕	・ふぐ処理施設に対する許認可業務 ・報告の徴収及び立入調査 ・改善命令等行政処分	健康局	任意			○	
	ふぐ処理施設に対する許認可業務等 〔区役所で実施〕	・ふぐ処理施設に対する許認可業務 ・報告の徴収及び立入調査 ・改善命令等行政処分	健康局	任意			○	
	食品等の自主回収報告制度に係る受理等の事務	・事業者から報告のあった違反食品等の自主回収の着手に係る情報を保健所から受理し、大阪府に情報提供するとともに、関係自治体にも情報提供 ・事業者から報告のあった違反食品等の自主回収の終了に係る情報を保健所から受理し、大阪府に情報提供	健康局	任意			○	
	食品等の自主回収報告制度に係る受理等の事務 〔保健所で実施〕	・事業者からの自主回収に係る事前の相談を受け、対応する。 ・違反食品等の自主回収の着手に係る報告を事業者から受理し、大阪府及び関係自治体に情報提供するため健康局健康推進部生活衛生課に送付する。 ・違反食品等の自主回収の終了に係る報告を事業者から受理し、大阪府に情報提供するため健康局健康推進部生活衛生課に送付する。 ・回収された食品等の処分等の措置が適切に実施されているかを現地調査する。	健康局	任意			○	
環境衛生の許可・指導等	公衆浴場に対する助成に関する事務	・市内の一般公衆浴場のうち、利用者が少なく経営状況が厳しい中でも日々衛生向上に努めていると認められる施設に対して、衛生向上にかかる経費の一部を助成することにより、衛生向上に対する一層の取り組みを促し、もって市民の衛生の向上に寄与する。	健康局	任意			○	
	特設水道の布設工事の設計の確認等	・「水道法」の「専用水道」で適用外となった小規模な水道について、大阪府特設水道条例に基づき府において法を補完する形で規制を行っている。 ・設置者の申請により、特設水道布設工事の設計の確認、確認通知を行う。また、給水開始前の検査、改善指示、給水停止命令、報告徴収・立入検査等を行う。	府 健康医療部	任意			○	
	大阪府遊泳場条例に基づく遊泳場の開設許可申請の受理等	大阪府遊泳場条例により、遊泳場の開設許可申請の受理、報告徴収、立入検査等を実施 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	任意			○	
	大阪府遊泳場条例に基づく遊泳場の開設許可申請の受理等 〔保健所で実施〕	大阪府遊泳場条例により、遊泳場の開設許可申請の受理、報告徴収、立入検査等を実施 ・法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	生活衛生学習会	市民から生活環境に関する相談において、ニーズの高い内容に関する生活衛生学習会を開催することにより、健康を支える快適な生活環境づくりを行うとともに、個々の相談件数の縮小を目指す ・市民ニーズの高い講習メニューを作成し、ホームページにより募集	健康局	任意			○	
	生活衛生学習会 〔区役所で実施〕	市民から生活環境に関する相談において、ニーズの高い内容に関する生活衛生学習会を開催することにより、健康を支える快適な生活環境づくりを行うとともに、個々の相談件数の縮小を目指す ・生活衛生学習会実施要領に基づき、講師を派遣する。	健康局	任意			○	
	ねずみ・衛生害虫防除指導業務	地域振興町会等を通じ、ねずみ、衛生害虫等の防除指導等を実施 ・ねずみ、ゴキブリ、衛生害虫等の防除周知月間を設定し、地域振興町会、施設管理者等を対象とし、衛生害虫等の防除の必要性や防除方法を指導し、衛生害虫等の発生の未然防止に努めるとともに、衛生害虫の大量発生のおそれがある場所を事前に調査	健康局	任意			○	
	ねずみ・衛生害虫防除指導業務 〔区役所で実施〕	地域振興町会等を通じ、ねずみ、衛生害虫等の防除指導等を実施 ・ねずみ、ゴキブリ、衛生害虫等の防除周知月間を設定し、地域振興町会、施設管理者等を対象とし、衛生害虫等の防除の必要性や防除方法を指導し、衛生害虫等の発生の未然防止に努めるとともに、衛生害虫の大量発生のおそれがある場所を事前に調査	健康局	任意			○	
狂犬病予防・動物愛護	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の掃討等	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う ・条例に基づく飼い犬の捕獲及び返還、適正飼養の普及啓発	健康局	任意			○	
	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の掃討等 〔保健所で実施〕	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う ・条例に基づく飼い犬の捕獲及び返還、適正飼養の普及啓発	健康局	任意			○	
	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の掃討等 〔区役所で実施〕	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う ・条例に基づく飼い犬の捕獲及び返還、適正飼養の普及啓発	健康局	任意			○	
	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の掃討等 〔動物管理センターで実施〕	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う ・条例に基づく飼い犬の捕獲及び返還・譲渡・殺処分、適正飼養の普及啓発	健康局	任意				○ 一 組
公害健康被害補償等	石綿健康被害の救済に関する事務	石綿による健康被害者及びその遺族の救済 ・申請書及び請求書の受付業務 ・各保健福祉センター受付分を集約し（独）環境再生保全機構へ送付	健康局	任意			○	
	石綿健康被害の救済に関する事務 〔区役所で実施〕	石綿による健康被害者及びその遺族の救済 ・申請書及び請求書の受付業務（区） ・受付後、局（保健所管理課審査・給付グループ）へ送付	健康局	任意			○	
	石綿健康管理試行調査に関する事務	石綿健康相談の実施を見据えた調査・検討を行うとともに健康被害の早期発見及び適切な受診を促すこと ・胸部CT検査や保健指導 ・要精密検査者に対する受診指導 ・大阪府への調査報告	健康局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	公害健康被害補償システム運用管理事務	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、公害健康被害の補償等に関する事務に活用している。住民基本台帳システムと連携を行っている。	健康局	任意			○	
	被爆者援護法関係事務	・大阪府との委託契約書により、被爆者援護法に基づく申請等に関する書類の受理と健康診断を大阪市が実施。 ・保健所は、各区役所で受付けた申請書類等を取りまとめ、府への進達を行うとともに、健康診断を各区（大正区を除く）で春と秋に実施。 ・大阪府から委託金（定額）を受領。	健康局	任意			○	
	被爆者援護法関係事務〔区役所で実施〕	・大阪府との委託契約書により、被爆者援護法に基づく申請等に関する書類の受理と健康診断を大阪市が実施。 ・保健所は、各区役所で受付けた申請書類等を取りまとめ、府への進達を行うとともに、健康診断を各区（大正区を除く）で春と秋に実施。	健康局	任意			○	
環境科学研究	特定保健用食品（承認）にかかる試験検査業務等推進事業	特定保健用食品の企画・開発・許可申請等を検討している企業に対し、許可試験の実施をはじめ一連の許可申請にかかる手続きが効率よく実施できるようにするためのもの ・申請予定事業者からの相談受付 ・予備試験の実施 ・標準作業書の作成 ・試験の実施 ・試験結果通知書作成 ・試験品の廃棄	健康局	任意		○		
	研究・検査業務、管理業務	市民の健康と安全を守る保健部門（微生物保健、食品保健）と市民環境を保全・再生・創造する部門（都市環境）が本市他部局から依頼を受け、研究・検査事業を実施している。 公衆衛生の向上、環境問題の解明と防除技術の開発等を図り、大阪市他部局等（国・一般事業者含む）を通じて市民の健康増進と生活環境の向上に努める。	健康局	要綱等	指定都市	○		
病院機構支援	地方独立行政法人大阪市民病院機構への派遣事務	・地方独立行政法人大阪市民病院機構への派遣事務	健康局	任意		○		
内部事務	庶務業務	文書・公印管理関係業務、市会関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、行財政改革・企画関係業務、他に属しない業務	健康局	任意			○	
	桃山跡地健康づくりゾーン用地等管理	桃山病院・桃山市民病院が、長年、公共の医療機関として市民の健康保持に貢献してきた経過を踏まえ、その跡地を市民の健康づくりゾーンとして位置づけて、健康づくり活動に資する施設を定期借地方式により整備した。 現行の主な事務内容は、土地所有者としての土地管理事務であり、具体的には、賃貸料の調定・収入、賃料改定、土地賃借者や近隣地元との調整などである。	健康局	任意			○	

《4. 教育》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
教育委員会の基本的な計画・施策等	教育振興基本計画にかかる事務	教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定にかかる業務。	教育委員会 事務局	任意			○	
	分権型教育行政の推進	市長と教育委員の協議により基本的な方針や重要な施策の検討・調整を行うとともに、全市的な方針に沿って学校や地域の実情に応じきめ細かに施策を実施するため、平成27年4月から分権型教育行政を推進している。 ・校園長の裁量拡大 ・区担当教育次長への分権 ・区担当教育次長の所掌事務等に係る連絡調整の仕組みとして、「区担当教育次長会」及び「区教育担当課長会」を開催 ・区が把握した課題に対する取組等の支援・連絡調整　など	教育委員会 事務局	任意			○	
	分権型教育行政の推進（区教育政策課）	全市的な方針に沿って学校や地域の実情に応じきめ細かに施策を実施するため、平成27年4月から分権型教育行政を推進している。 ・平成27年４月から24区に兼務職員を配置。 ・保護者・地域住民、校長等の多様な意見・ニーズをくみとるための仕組みとして、区ごとに「保護者・地域住民等の参画のための会議」及び「教育行政連絡会」を運営。 ・平成28年度からは、校長経営戦略支援予算（区担当教育次長執行枠）により、区が把握した課題に対する取組等を実施。 ・区内の学校長の人事に係る意見書の作成に関する事務	教育委員会 事務局	任意			○	
小中学校の教職員の人事	（小中）教職員の人事に関する事務	小中学校の教職員にかかる人事管理、事故職員の補充、現業職員の管理体制の活用、学校事務の支援、嘱託職員の採用、習熟度別少人数授業の人員配置、教員免許更新制、非常勤講師の採用・配置、初任者研修指導教員派遣事業、児童生徒及び教職員の表彰、教頭補助の採用、争訟、教員復職支援事業に関する事務を行う。	教育委員会 事務局	任意			○	
	（小中）教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	（府費負担学校事務職員・事業担当主事）採用計画の作成、採用の選考請求、採用試験での試験監督業務、所属への配属に関する一連の事務を分担する。 （教員）採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。 （管理職）校長公募の実施に関する事務を行う。採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務並びに、公募校長をフォローするOB校長の勤怠管理等の業務を行う。	教育委員会 事務局	任意			○	
	（小中）教職員勤務情報システムにかかる事務	各教職員が職員証（ICカード）をカードリーダに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入しており、安定稼働にかかる運用業務等を行う。 （職員証発行業務、各学校からの問い合わせ等の対応）	教育委員会 事務局	任意			○	
	（小中）教職員給与制度、勤務条件に関する事務	教職員給与制度、勤務条件に関する事務 ・勤務労働条件に関する交渉及び関係先との連絡調整 ・担当運営に必要な一般事務（局・部等連絡調整、市会、計理・予算決算、人事・給与・福利厚生）、式典に関すること	教育委員会 事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	(小中)教職員給与制度、勤務条件に関する事務	・労働安全衛生法に則して休養スペースの設置や備品整備	教育委員会 事務局	任意			○	
	(小中)教職員情報システム運用管理事務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。 システムの安定稼働を図るため、システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導を行い、またシステム維持のためのIT関連予算のとりまとめや、システム保守や機器類の契約・支払い等を行う。 平成29年4月より政令市への県費負担教職員の給与負担等の権限移譲が行われることに対応するため、システムを再構築する。 ・学校園からの発生源入力。 ・約16,400名の人事、給与の管理。 ・コールセンターの導入。 ・統合認証システムの導入。(29年8月) 教職員・人事給与システム 校務支援システム 校園ネットワークシステム 教職員勤務情報システム 教職員健康管理システム	教育委員会 事務局	任意			○	
	(小中)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・教職員の休職・復職にかかる適正な健康管理を行うための健康審査会業務 ・教職員新規採用試験の内定者に対する健康診断の実施 ・教職員の心の健康問題に対し早期対応方法から休職者の職場復帰とその後までの一連のサポート体制の構築とし、以下の事業実施 ①復職支援事業　産業医等による面接、就業上の措置を検討、復職後のフォローアップ ②こころの健康相談 ③啓発・啓蒙(健康教育等) ④教職員相談業務 ・大阪市職員互助会との連絡調整(教職員からの互助会事業への申込み等の経由事務) ・教職員の計画的な貯蓄や持家取得の促進を目的とした財形貯蓄事業 ・公務災害に関する業務(公務災害に関する学校園との連絡調整、資料作成業務等)	教育委員会 事務局	任意			○	
	(小中)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施及び事後措置等の健康管理 ・ストレスチェック及び高ストレスと判定された教職員のうち希望者に対する面接指導の実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「学校給食労働安全衛生委員会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会 事務局	任意			○	
	(小中)校務支援システム(教職員健康管理機能)運用管理事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施及び事後措置等の健康管理	教育委員会 事務局	任意			○	
小中学校の教員の研修・専門的事項の指導	(小中)教職員の研修に関する事務	学校現場において、スムーズに教員として力量を発揮できるよう、本市教育の現状と課題を教員採用試験合格者に対し、伝授する研修を実施する。 セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談事業を実施する。	教育委員会 事務局	任意			○	
	(小中)教職員の研修に関する事務	大阪市教師養成講座	教育委員会 事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	（小中）研修オンライン申込システム運用管理事務（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き、学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2,000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会 事務局	任意			○	
	（小中）研修オンライン申込システム運用管理事務（教育公務員特例法）	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き、学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2,000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会 事務局	任意			○	
	（小中）専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、学力向上推進業務、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進（ソフトウエアライブラリー）、情報教育の推進	教育委員会 事務局	任意			○	
	（小中）教育センターのシンクタンク機能充実	・全国学力・学習状況調査の詳細かつ多面的な分析によって得られた客観的な結果をもとに、本市及び各小中学校の取組の成果と課題を検証し、各校の学力向上アクションプラン等に役立てる。 ・研究協力校において大学・外部を活用した実践研究を進めるとともに、教育研究会、校長会、外部と連携し、「大阪市スタンダード授業モデル（仮称）」を取りまとめ、各校の校内研修や教育センターでの研修で活用できるよう、Web上に掲載する。	教育委員会 事務局	任意			○	
	（小中）学校教育ICT活用事業に関する事務	・ 最先端のICT環境の中で、児童・生徒が教え合い学び合う協働的な学習を通して、２１世紀をたくましく生き抜くための必要な思考力・判断力・表現力及び情報活用能力の育成を図る ・ 全小中学校でタブレット端末等のICT機器を活用した授業を推進 ・ 全市24区のモデル校が各区で中心的な役割を担うとともに、新たな通信方法や学習管理・学習支援システムの運用の実証研究を継続 ・ 学校に整備する機器とは別に、希望する50名の教員に対して10台ずつのタブレット端末等の機器を３年間貸し出し、ICT機器を効果的に活用した授業づくりを推進する教員を育成 ・ ICT活用指導力の向上をめざした教員研修及びモデル校での公開授業の実施 ・ ICT機器の活用が円滑に進むよう、コールセンター、ICT支援員など教職員への支援の実施 ・ インターネット回線の増強を図るための校内LANの再構築	教育委員会 事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	（小中）学校教育ICT活用事業に関するシステム運用管理事務	・最先端のICT環境の中で、児童・生徒が教え合い学び合う協働的な学習を通して、２１世紀をたくましく生き抜くための必要な思考力・判断力・表現力及び情報活用能力の育成を図る ・全小中学校でタブレット端末等のICT機器を活用した授業を推進 ・全市24区のモデル校が各区で中心的な役割を担うとともに、新たな通信方法や学習管理・学習支援システムの運用の実証研究を継続 ・学校に整備する機器とは別に、希望する50名の教員に対して10台ずつのタブレット端末等の機器を３年間貸し出し、ICT機器を効果的に活用した授業づくりを推進する教員を育成 ・ICT活用指導力の向上をめざした教員研修及びモデル校での公開授業の実施 ・ICT機器の活用が円滑に進むよう、コールセンター、ICT支援員など教職員への支援の実施 ・インターネット回線の増強を図るための校内LANの再構築	教育委員会 事務局	任意			○	
	（小中）学校活性化推進事業（がんばる先生支援）	教員の資質や指導力の向上に向けた実践的な研究に対して支援する。 ①個人・グループ研究 ②大学院キャリアアップ派遣研修 ③英語科教員海外派遣研修	教育委員会 事務局	任意			○	
	（小中）大阪市情報教育ネットワーク　（にぎわいねっと）に関するシステム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き、学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2,000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会 事務局	任意			○	
	（小中）教育コンテンツ配信システム（学習探検ナビ）運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き、学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2,000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会 事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	（小中）教育情報システム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き、学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2,000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会 事務局	任意			○	
小中学校の職員の研修・指導	（小中）指導監察業務に関する事務	大阪市立小・中学校（420校）における事務（学校事務）の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会 事務局	任意			○	
小中学校の施設整備	（小中）施設整備に関する事務	柔道の実技推進のため中学校を対象に柔道場を整備 学校のエレベータ設置 今後の就学予定者数の推計調査等、建設計画等 小中学校のうち借地の借地料の支払い・賃料改定 耐震補強工事（平成27廃止） 学校の機械警備 小学校1～6年生、中学校1～3年生、特別支援学級、習熟度別少人数授業で使用する普通教室に空調機を整備、保守点検 電子教材活用環境整備事業 屋内運動場の吊天井等落下防止対策（平成27廃止） 城東区防災拠点整備事業（平成27廃止）	教育委員会 事務局	任意			○	
	（小中）施設整備に関する事務（壁面緑化・芝生化）	全小・中学校の壁面緑化 学校運動場の芝生化の整備事業を行う者に対する補助金交付（平成27廃止）	教育委員会 事務局	任意			○	
小中学校に関する事務（学校評価、学事、就学費補助金、学校維持運営費、学校徴収金、保健、給食等）	（小中）学校協議会に関する事務(1)	・学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言 ・協議会委員の任命、交通費の支払い業務 （上記のうち、区教育担当次長が実施する協議会委員に対する研修以外の事務）	教育委員会 事務局	任意			○	
	（小中）学校協議会に関する事務(2)	・学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言 ・協議会委員の任命、交通費の支払い業務 （上記のうち、区教育担当次長が実施する協議会委員に対する研修に関する事務）	教育委員会 事務局	任意			○	
	（小中）学事に関する事務（府による統計調査等）	・学校現況調査、大阪府による児童生徒数在籍等調査等、学校に関する統計調査を各関係機関と連携して行っている。	教育委員会 事務局	任意			○	
	（小中）学事に関する事務（無料乗車証の交付事務）	・通学に際し市営交通機関等を利用している本市内に居住する児童生徒に対して無料乗車証を交付。	教育委員会 事務局	任意			○	
	就学事務システム運用管理事務	・就学事務システムにかかる運用管理	教育委員会 事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	学校調査統計システム運用管理事務	・学校調査統計システムにかかる運用管理	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)児童生徒就学費補助金に関する事務(要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱)	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するため、児童生徒の保護者に対して、学用品費、通学用品費、修学旅行費、給食費等の援助を行う。 小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の負担を軽減するため、法令に基づき本市で補助要綱を定め、各家庭の経済状況等に応じて奨励費を支給する。	教育委員会事務局	要綱等	一般市		○	
	(中)児童生徒就学費補助金に関する事務	府内の中学校夜間学級に在学する大阪市居住生徒で経済的な理由により就学が困難な生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するため、児童生徒の保護者に対して、学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費の援助を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)校園ネットワークシステム運用管理事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、校園ネットワークからのインターネット接続の運用、庁内情報ネットワーク・インターネット環境からの電子メール送受信の運用を円滑に行うため、校園ネットワークシステム用情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための校園ネットワークシステム運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、校園ネットワークシステムの操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、校園ネットワークシステムにかかる契約・支払い	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)校園ネットワーク業務システム運用管理事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、学校給食費、授業料、保育料、就学援助事務の各業務システム機能など校園ネットワーク業務システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)校務支援ICT活用事業に関する事務	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)校務支援ICT活用事業に関するシステム運用管理事務	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)学校維持運営基金に関する事務	①条例により設置された定額基金の執行に関する事務。 ②学校の維持運営に必要な備品の購入で、購入できなければ日常の教育活動に著しく支障をきたすなど緊急を要し、かつ配当予算では対応が困難である場合などに、基金から支出する。 ③基金から支出した経費は、正当科目の予算から繰り戻す。 ※「咲くやこの花中学校(中高一貫校)を除く」	教育委員会事務局	任意			○	
	(小中)学校徴収金に関する事務	・小・中学校に係る学校徴収金について、徴収事務等の指導・管理及び、徴収・支払い等のシステム処理等を行う。 ・学校徴収金の口座振替徴収等の取扱いに関して、保護者の振替手数料の軽減等、教育委員会が金融機関と調整等を行っている。 ※「咲くやこの花中学校(中高一貫校)」を除く。	教育委員会事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	（小中）学校給食費の未納対策に関する事務	学校給食費の未納の催告及び法的措置に関する事務 ・学校給食費未納の保護者に対して督促状の送付 ・学校給食費未納の保護者に対して催告書の送付 ・学校給食費未納の保護者に対して法的措置(支払い督促申立・差押え請求申立)の実施 ※「咲くやこの花中学校（中高一貫校）」を除く。	教育委員会 事務局	任意			○	
	（小中）学校給食費に関する事務	・小・中学校に係る学校給食費について、収納事務のうち振替口座の登録及び、徴収にかかるシステム処理等を行う。 ※「咲くやこの花中学校（中高一貫校）」を除く。	教育委員会 事務局	任意			○	
	（小中）ヘルスサポート事業	24区で実施されるヘルスサポート事業 （統括して実施すること） ・教育委員会の事業として、事業内容について、各区より報告を受けまとめる。	教育委員会 事務局	任意			○	
	（小中）ヘルスサポート事業（区担当教育次長所管）	24区で実施されるヘルスサポート事業 （区担当教育次長所管業務） ・予算、決算 ・契約、支払い	教育委員会 事務局	任意			○	
	学校給食献立作成システム運用管理事務	「学校給食献立作成及び献立栄養価の計算、献立内容の比較検討」するためのシステム運用管理事務	教育委員会 事務局	任意			○	
	中学校給食システム運用管理事務	「中学校におけるデリバリー給食の申込及び実績管理」をするためのシステム運用管理事務	教育委員会 事務局	任意			○	
小中学校の学校教育活動	（小）学校教育活動に関する事務	・小学校の教育活動に対する指導・助言等 ・大阪市小学校学力経年調査の実施及びこれに基づく施策の展開	教育委員会 事務局	任意			○	
	（中）学校教育活動に関する事務(学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領(1)	・中学校区における地域の学校支援体制（学校元気アップ地域本部）の構築 ・学校の課題解消に向けた、家庭や地域の教育力を活かした学校支援の実施 （上記事務における国・府の補助金に係る集約事務及び制度管理）	教育委員会 事務局	要綱等	一般市		○	
	（中）学校教育活動に関する事務(学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領(2)	・中学校区における地域の学校支援体制（学校元気アップ地域本部）の構築 ・学校の課題解消に向けた、家庭や地域の教育力を活かした学校支援の実施 （上記事務における国・府の補助金に係る集約事務及び制度管理以外）	教育委員会 事務局	要綱等	一般市		○	
	（小）学校教育活動に関する事務(理科観察実験支援事業実施要項)	・小学校の理科授業の支援を行う理科補助員の配置 ・事務局配置のコーディネーターが理科補助員の配置に係る連絡調整を実施	教育委員会 事務局	要綱等	地方公共団体		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	（中）学校教育活動に関する事務	・中学校の運営・教育活動に関する指導と掌握 ・中学校の教育施策に関する調整 ・日本とスイスの友好交流事業の一環としての中学生の交流 ・中学校における総合文化祭の支援 ・運動部活動及び文化部の活動における学校外からの技術指導者招聘 ・外部講師による部活動技術指導者講習会の実施 ・水泳競技大会及び総合体育大会の実施 ・近畿並びに全国中学校総合体育大会への出場選手の派遣に係る支援等の実施 ・中学校の特別支援学級に在籍する生徒を対象とした宿泊訓練の実施 ・進路指導支援のための中学校3年生統一テストの実施 ・中学校社会科の歴史的分野及び公民的分野における補助教材の導入 ・中学校における部活動のあり方の研究	教育委員会 事務局	任意			○	
	（小中）学校教育活動に関する事務(1)	・学校教育活動全般（学習活動の支援、生活指導、教育環境の充実等）に関する事務のうち、下記の事務 ・国際理解教育の推進 ・キャリア教育の推進 ・いじめ対策事業、生活指導支援員の配置及び生活指導サポートセンターの運営 ・特別支援教育の充実 ・学力向上を図る支援事業 ・学校経営支援事業	教育委員会 事務局	任意			○	
	（小中）学校教育活動に関する事務(2) 校長経営戦略支援予算 基本・加算配付	・学校教育活動全般（学習活動の支援、生活指導、教育環境の充実等）に関する事務のうち、下記の事務 ・運営に関する計画の目標達成に向けた予算措置 （校長経営支援戦略予算　基本配付・加算配付）	教育委員会 事務局	任意			○	
	（小中）学校教育活動に関する事務(3) 校長経営戦略支援予算 区担当教育次長枠	・学校教育活動全般（学習活動の支援、生活指導、教育環境の充実等）に関する事務のうち、下記の事務 ・運営に関する計画の目標達成に向けた予算措置 （校長経営支援戦略予算　区担当教育次長枠）	教育委員会 事務局	任意			○	
	（小中）学校教育活動に関する事務(教育支援体制整備事業費補助金交付要綱(公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業))	・帰国・来日等の子どもの教育の推進 ・通訳者及び日本語指導協力者を学校現場に派遣 ・「帰国した子どもの教育センター校」の運営等を行い、日本語習得を支援。	教育委員会 事務局	要綱等	一般市		○	
	（小中）学校教育活動に関する事務(人権教育推進事業)	・学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的研究の実施 ・学校における人権教育に関する指導方法の改善・充実に向けた実践的研究の実施	教育委員会 事務局	要綱等	指定都市		○	
	（小中）学校教育活動に関する事務(子どもの体力向上推進事業委託要項)	・子どもの体力向上を図るための体力調査の結果の詳細な分析 ・「体力向上モデル校」の取組みなどのとりまとめ	教育委員会 事務局	要綱等	指定都市		○	
	（小中）学校教育活動に関する事務(教育支援体制整備事業費補助金交付要綱(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領))(1)	・中学校区にスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置 ・SSWは、不登校児童生徒への支援について、アセスメントやプランニングなどを助言 ・また、SSWは、コーディネーターとして校区小学校や関係諸機関との連携を支援 （上記事務における国の補助金に係る集約事務）	教育委員会 事務局	要綱等	一般市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	(小中)学校教育活動に関する事務(教育支援体制整備事業費補助金交付要綱(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領))(2)	・中学校区にスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置 ・SSWは、不登校児童生徒への支援について、アセスメントやプランニングなどを助言 ・また、SSWは、コーディネーターとして校区小学校や関係諸機関との連携を支援 (上記事務における国の補助金に係る集約事務以外)	教育委員会事務局	要綱等	一般市		○	
	(小中)学校教育活動に関する事務(国立教育政策研究所教育課程研究指定校事業)	・主体的・協働的な学びの推進モデル校事業の実施	教育委員会事務局	要綱等	指定都市		○	
	(小中)学校教育活動に関する事務(全国学力・学習状況調査に関する実施要領)	・文部科学省による「全国学力・学習状況調査」への参加に係る事務	教育委員会事務局	要綱等	地方公共団体		○	
幼稚園	(幼)教職員の人事に関する事務	幼稚園にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、現業管理体制の活用、教育職員免許法認定講習、教員免許更新制、非常勤講師の採用、教職員の表彰、人事服務管理、争訟、教員復職支援事業に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)教職員勤務情報システムにかかる事務	各教職員が職員証(ICカード)をカードリーダに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入しており、安定稼働にかかる運用業務等を行う。 (職員証発行業務、各学校からの問い合わせ等の対応)	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)教職員の人事評価に関する事務	市費負担教員については「地方公務員法」第23条の2第1項に基づき教員評価を実施。 市費職員については職員基本条例に基づき人事考課を実施。	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)教職員給与制度、勤務条件に関する事務(職員団体・給与・勤務条件関係:地方公務員法)	教職員給与制度、勤務条件に関する事務 ・制度改正に伴う規則改正等手続き、各学校園への通知 ・制度に関する問合せ対応 ・大阪府や本市関係先との連絡調整等 ・勤務労働条件に関する交渉及び関係先との連絡調整(職員団体関係)	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)教職員給与制度、勤務条件に関する事務(給与制度:地方自治法)	教職員の本給・諸手当制度、退職手当制度、勤務条件に関する業務 ・制度改正に伴う規則改正等手続き、各学校園への通知 ・制度に関する問合せ対応 ・大阪府や本市関係先との連絡調整等	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)教職員給与制度、勤務条件に関する事務	教職員給与制度、勤務条件に関する事務 ・勤務労働条件に関する交渉及び関係先との連絡調整 ・担当運営に必要な一般事務(局・部等連絡調整、市会、計理・予算決算、人事・給与・福利厚生)、式典に関すること	教育委員会事務局	任意			○	
	(幼)教職員給与制度、勤務条件に関する事務	・労働安全衛生法に則して休養スペースの設置や備品整備	教育委員会事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	（幼）教職員情報システム運用管理事務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。 システムの安定稼働を図るため、システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導を行い、またシステム維持のためのIT関連予算のとりまとめや、システム保守や機器類の契約・支払い等を行う。 平成29年4月より政令市への県費負担教職員の給与負担等の権限移譲が行われることに対応するため、システムを再構築する。 ・学校園からの発生源入力。 ・約16,400名の人事、給与の管理。 ・コールセンターの導入。 ・統合認証システムの導入。（29年8月） 教職員・人事給与システム 校務支援システム 校園ネットワークシステム 教職員勤務情報システム 教職員健康管理システム	教育委員会 事務局	任意			○	
	（幼）教職員の公務災害に関する事務（地方公務員災害補償法）	公務災害に関する業務（学校園に勤務する教職員が、公務遂行又は通勤に伴って災害を受けた場合の地方公務員災害補償基金への申請業務）	教育委員会 事務局	任意			○	
	（幼）教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・教職員の休職・復職にかかる適正な健康管理を行うための健康審査会業務 ・教職員新規採用試験の内定者に対する健康診断の実施 ・教職員の心の健康問題に対し早期対応方法から休職者の職場復帰とその後までの一連のサポート体制の構築とし、以下の事業実施 ①復職支援事業　産業医等による面接、就業上の措置を検討、復職後のフォローアップ ②こころの健康相談 ③啓発・啓蒙（健康教育等） ④教職員相談業務 ・大阪市職員互助会との連絡調整（教職員からの互助会事業への申込み等の経由事務） ・教職員の計画的な貯蓄や持家取得の促進を目的とした財形貯蓄事業 ・公務災害に関する業務（公務災害に関する学校園との連絡調整、資料作成業務等）	教育委員会 事務局	任意			○	
	（幼）教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施及び事後措置等の健康管理 ・ストレスチェック及び高ストレスと判定された教職員のうち希望者に対する面接指導の実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会 事務局	任意			○	
	（幼）校務支援システム（教職員健康管理機能）運用管理事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施及び事後措置等の健康管理	教育委員会 事務局	任意			○	
	（幼）教職員研修に関する事務	初任者研修、教員経験者研修等、管理職研修、首席研修、特別支援研修、幼児教育研修、情報教育研修、人権教育研修、集団づくり等研修、ミドルリーダー課題別研修、主任・主事研修、特別企画研修、教職員地域研修、内定者研修、指導振興事務（研修） ※新任教員内定者研修に対する事業費の予算・決算、対象者への案内等については、本課（教務部）で実施。	教育委員会 事務局	任意			○	
	（幼）教職員の研修に関する事務	幼稚園における学校現業職員の資質向上を図るための研修、教員採用試験合格者に対し本市教育の現状と課題を伝授する研修、セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談窓口を設置して相談事業をそれぞれ実施する。	教育委員会 事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	（幼）研修オンライン申込システム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き、学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2,000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会 事務局	任意			○	
	（幼）専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進（ソフトウエアライブラリー）	教育委員会 事務局	任意			○	
	（幼）学校活性化推進事業（がんばる先生支援）	教員の資質や指導力の向上に向けた実践的な研究に対して支援する。 ①個人・グループ研究 ②大学院キャリアアップ派遣研修 ③英語科教員海外派遣研修	教育委員会 事務局	任意			○	
	（幼）大阪市情報教育ネットワーク （にぎわいねっと）に関するシステム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き、学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2,000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会 事務局	任意			○	
	（幼）教育情報システム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き、学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2,000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会 事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	(幼)給与等の支給(市費)に関する事務	・退職手当の支給(市費)に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・給与業務(市費) 【社会保険・雇用保険業務】 社会保険・雇用保険の資格取得・変更・資格喪失手続き。 保険料掛金の徴収及び年金事務所等への支払い業務。など 【非常勤雇用業務】 雇用に伴う負担行為処理。 非常勤職員の報酬・賃金・報償費の実績入力及び実績支給事務。	教育委員会 事務局	任意			○	
	(幼)児童手当の支給(市費)に関する事務	・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・給与業務(市費)	教育委員会 事務局	任意			○	
	(幼)学校評価・学校協議会に関する事務(1)	・学校評価の実施に係る指導助言及び設置者への報告に関する事務 ・学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言 ・協議会委員の任命、交通費の支払い業務 （上記のうち、区教育担当次長が実施する協議会委員に対する研修以外の事務）	教育委員会 事務局	任意			○	
	(幼)学校評価・学校協議会に関する事務(2)	・学校評価の実施に係る指導助言及び設置者への報告に関する事務 ・学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言 ・協議会委員の任命、交通費の支払い業務 （上記のうち、区教育担当次長が実施する協議会委員に対する研修に関する事務）	教育委員会 事務局	任意			○	
	(幼)校園ネットワークシステム運用管理事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、校園ネットワークからのインターネット接続の運用、庁内情報ネットワーク・インターネット環境からの電子メール送受信の運用を円滑に行うため、校園ネットワークシステム用情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための校園ネットワークシステム運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、校園ネットワークシステムの操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、校園ネットワークシステムにかかる契約・支払い	教育委員会 事務局	任意			○	
	(幼)校園ネットワーク業務システム運用管理事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、学校給食費、授業料、保育料、就学援助事務の各業務システム機能など校園ネットワーク業務システム運用管理に関する業務	教育委員会 事務局	任意			○	
	(幼)学校維持運営費等に関する事務	市立幼稚園が日常の教育活動や幼稚園管理のために使用する消耗品等を購入する経費や光熱水費等の経常的な経費を計上した幼稚園維持運営費について、こども青少年局から予算配付を受け、各幼稚園へ配当し、その執行、調達、支払い等会計に関する事務を行う。	教育委員会 事務局	任意			○	
	(幼)学校維持運営基金に関する事務	①条例により設置された定額基金の執行に関する事務。 ②学校の維持運営に必要な備品の購入で、購入できなければ日常の教育活動に著しく支障をきたすなど緊急を要し、かつ配当予算では対応が困難である場合などに、基金から支出する。 ③基金から支出した経費は、正当科目の予算から繰り戻す。	教育委員会 事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	（幼）学校徴収金に関する事務	・幼稚園に係る学校徴収金について、徴収事務等の指導・管理及び、徴収・支払い等のシステム処理等を行う。 ・学校徴収金の口座振替徴収等の取扱いに関して、保護者の振替手数料の軽減等、教育委員会が金融機関と調整等を行っている。	教育委員会事務局	任意			○	
	（幼）学校教育活動に関する事務	・幼稚園運営・教育活動に関する指導と掌握 ・幼稚園施策に関する調整 ・子育ての支援に関する指導助言	教育委員会事務局	任意			○	
	園児の安全及び保健衛生の向上に関する事務 【局】	・独立行政法人日本スポーツ振興センター学校災害共済給付制度にかかる事務 ・就園時健康診断 ・歯みがき指導	こども青少年局	任意			○	
	園児の安全及び保健衛生の向上に関する事務 【総合区】	・学校環境衛生基準による幼稚園保育室の空気環境の適正な維持 ・消耗品費（ガス検知管カートリッジ）の支出	こども青少年局	任意			○	
	市立幼稚園の実費徴収に係る補足給付、管理運営及び施設の維持管理に関する事務 【局】	・市立幼稚園の園児募集等 ・全国国公立園長会及び大阪府国公立幼稚園研究会への参加等の必要経費の支出 ・国庫申請	こども青少年局	任意			○	
	市立幼稚園の実費徴収に係る補足給付、管理運営及び施設の維持管理に関する事務 【総合区】	・実費徴収に係る補足給付 ・教育にかかる需要費等の支出 ・幼児用机・椅子・山土にかかる整備にかかる費用の支出 ・教科用図書購入にかかる経費の支出 ・建物の修繕にかかる経費の支出 ・法に基づく設備点検等にかかる必要経費の支出 ・市立幼稚園における良好な学習環境を確保するため、施設の補修整備の実施にかかる支出 ・施設の維持管理運営 ・非常勤保育士の採用	こども青少年局	任意			○	
	市立幼稚園の民営化に関する事務 【局】	・市立幼稚園の民営化に向けた整理 ・大阪市全域にわたる計画策定・進捗管理	こども青少年局	任意			○	
	市立幼稚園の民営化に関する事務 【総合区】	・市立幼稚園の民営化に向けた整理 ・区域における計画策定・進捗管理	こども青少年局	任意			○	
	幼児教育の充実に関する事務 【局】	・就学前教育カリキュラムの普及 ・私立幼稚園等における調査研究事業・教員等研修事業 ・発達障がい等特別支援教育相談事業 ・保育・幼児教育センターの設置	こども青少年局	任意			○	
	幼児教育の充実に関する事務 【総合区】	・幼稚園保育料（1号認定保育料）関係 ・私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行関係 ・要支援児の受入促進指定園関係 ・大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金・補助金 ・認定こども園特別支援教育・保育経費補助金（1号認定） ・大阪市私立幼稚園等特別支援施設整備補助金	こども青少年局	任意			○	
	就園奨励費補助事業（国庫補助）に関する事務	・大阪市内に居住し、私立幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行した園を除く）に就園する園児（3歳～5歳児、満3歳児）を扶養している保護者が負担する入園料、保育料の償還及び減免を行う幼稚園設置者に対し、保護者の所得等に応じて補助	こども青少年局	要綱等	一般市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	就園奨励費補助事業（市単独補助）に関する事務	・大阪市内に居住し、私立幼稚園に就園する園児（3歳児～5歳児、満3歳児）を扶養している保護者のうち、国制度対象外の保護者（満3歳～4歳児）が負担する入園料、保育料の償還・減免を行う幼稚園設置者に対し、保護者の所得に応じて補助 ・大阪市内に居住し、私立幼稚園に就園する5歳児を扶養している保護者に関しては幼児教育の無償化として、当該保護者が負担する入園料、保育料の償還・減免を行う幼稚園設置者に対し、保護者の所得に関係なく年額308，000円を上限に、国制度に上乗せし、補助	こども青少年局	任意			○	
高等学校	（高）教職員の人事に関する事務	高等学校にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、嘱託職員の採用、図書担当嘱託職員の採用、現業管理体制、教育職員免許法認定講習、教員免許更新制、非常勤講師の採用、初任者研修指導教員派遣事業、事故職員の補充（学校保健統計集計員採用）の活用、生徒及び教職員の表彰、人事服務管理、争訟、教員復職支援事業に関する事務を行う。	教育委員会 事務局	任意		○		
	（高）教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会 事務局	任意		○		
	（高）教職員勤務情報システムにかかる事務	各教職員が職員証（ICカード）をカードリーダに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入しており、安定稼働にかかる運用業務等を行う。 （職員証発行業務、各学校からの問い合わせ等の対応）	教育委員会 事務局	任意		○		
	（高）教職員の人事評価に関する事務	市費負担教員については「地方公務員法」第23条の2第1項に基づき教員評価を実施。 市費職員については職員基本条例に基づき人事考課を実施。	教育委員会 事務局	任意		○		
	（高）教職員給与制度、勤務条件に関する事務（職員団体・給与・勤務条件関係：地方公務員法）	教職員給与制度、勤務条件に関する事務 ・制度改正に伴う規則改正等手続き、各学校園への通知 ・制度に関する問合せ対応 ・大阪府や本市関係先との連絡調整等 ・勤務労働条件に関する交渉及び関係先との連絡調整（職員団体関係）	教育委員会 事務局	任意		○		
	（高）教職員給与制度、勤務条件に関する事務（給与制度：地方自治法）	教職員の本給・諸手当制度、退職手当制度、勤務条件に関する業務 ・制度改正に伴う規則改正等手続き、各学校園への通知 ・制度に関する問合せ対応 ・大阪府や本市関係先との連絡調整等	教育委員会 事務局	任意		○		
	（高）教職員給与制度、勤務条件に関する事務	教職員給与制度、勤務条件に関する事務 ・勤務労働条件に関する交渉及び関係先との連絡調整 ・担当運営に必要な一般事務（局・部等連絡調整、市会、計理・予算決算、人事・給与・福利厚生）、式典に関すること	教育委員会 事務局	任意		○		
	（高）教職員給与制度、勤務条件に関する事務	・労働安全衛生法に則して休養スペースの設置や備品整備	教育委員会 事務局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	(高)教職員情報システム運用管理事務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。 システムの安定稼働を図るため、システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導を行い、またシステム維持のためのIT関連予算のとりまとめや、システム保守や機器類の契約・支払い等を行う。 平成29年4月より政令市への県費負担教職員の給与負担等の権限移譲が行われることに対応するため、システムを再構築する。 ・学校園からの発生源入力。 ・約16,400名の人事、給与の管理。 ・コールセンターの導入。 ・統合認証システムの導入。(29年8月) 教職員・人事給与システム 校務支援システム 校園ネットワークシステム 教職員勤務情報システム 教職員健康管理システム	教育委員会 事務局	任意		○		
	(高)教職員の公務災害に関する事務(地方公務員災害補償法)	公務災害に関する業務(学校園に勤務する教職員が、公務遂行又は通勤に伴って災害を受けた場合の地方公務員災害補償基金への申請業務)	教育委員会 事務局	任意		○		
	(高)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・教職員の休職・復職にかかる適正な健康管理を行うための健康審査会業務 ・教職員新規採用試験の内定者に対する健康診断の実施 ・教職員の心の健康問題に対し早期対応方法から休職者の職場復帰とその後までの一連のサポート体制の構築とし、以下の事業実施 ①復職支援事業　産業医等による面接、就業上の措置を検討、復職後のフォローアップ ②こころの健康相談 ③啓発・啓蒙(健康教育等) ④教職員相談業務 ・大阪市職員互助会との連絡調整(教職員からの互助会事業への申込み等の経由事務) ・教職員の計画的な貯蓄や持家取得の促進を目的とした財形貯蓄事業 ・公務災害に関する業務(公務災害に関する学校園との連絡調整、資料作成業務等)	教育委員会 事務局	任意		○		
	(高)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施及び事後措置等の健康管理 ・ストレスチェック及び高ストレスと判定された教職員のうち希望者に対する面接指導の実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会 事務局	任意		○		
	(高)校務支援システム(教職員健康管理機能)運用管理事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施及び事後措置等の健康管理	教育委員会 事務局	任意		○		
	(高)教職員研修に関する事務	初任者研修、教員経験者研修等、管理職研修、首席研修、教科等指導力向上研修、特別支援研修、情報教育研修、人権教育研修、集団づくり等研修、ミドルリーダー課題別研修、主任・主事研修、特別企画研修、英語関係研修、教職員地域研修、内定者研修、指導振興事務(研修) ※新任教員内定者研修に対する事業費の予算・決算、対象者への案内等については、本課(教務部)で実施。	教育委員会 事務局	任意		○		
	(高)教職員の研修に関する事務	高等学校における学校現業職員の資質向上を図るための研修、教員採用試験合格者に対し本市教育の現状と課題を伝授する研修を実施する。 高等学校におけるセクシャル・ハラスメント専門相談員による相談事業を実施する。	教育委員会 事務局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	（高）研修オンライン申込システム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き、学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2,000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会 事務局	任意		○		
	（高）専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、学力向上推進業務、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進（ソフトウエアライブラリー）、情報教育の推進	教育委員会 事務局	任意		○		
	（高）学校活性化推進事業（がんばる先生支援）	教員の資質や指導力の向上に向けた実践的な研究に対して支援する。 ①個人・グループ研究 ②大学院キャリアアップ派遣研修 ③英語科教員海外派遣研修	教育委員会 事務局	任意		○		
	（高）大阪市情報教育ネットワーク （にぎわいねっと）に関するシステム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き、学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2,000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会 事務局	任意		○		
	（高）教育情報システム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き、学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2,000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会 事務局	任意		○		
	（高）市費負担教職員の研修に関する事務	・高等学校に勤務する市費学校事務職員に対して、業務別実務研修、経験年次別研修、職別研修、課題別研修など、実務能力・資質向上等を目的とした研修を実施する。 ・財務事務を総括する市費校園長に対して、財務運営研修会等を実施する。	教育委員会 事務局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	(高)指導監察業務に関する事務	大阪市立高等学校(21校)における事務(学校事務)の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会 事務局	任意		○		
	(高)給与等の支給(市費)に関する事務	・退職手当の支給(市費)に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費人件費の支給に関する業務 ・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・給与業務(市費) 【社会保険・雇用保険業務】 社会保険・雇用保険の資格取得・変更・資格喪失手続き。 保険料掛金の徴収及び年金事務所等への支払い業務。など 【非常勤雇用業務】 雇用に伴う負担行為処理。 非常勤職員の報酬・賃金・報償費の実績入力及び実績支給事務。	教育委員会 事務局	任意		○		
	(高)児童手当の支給(市費)に関する事務	・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・給与業務(市費)	教育委員会 事務局	任意		○		
	(高)市立高等学校の定時制課程の教員等の給与負担に関する事務	・大阪市立の高等学校における定時制の課程の校長、教頭、教諭等の給料その他の給与等並びに講師の報酬等の支払い事務。 ・ 大阪市立の高等学校における定時制の課程の校長、教頭、教諭等の退職手当、旅費、住民税、所得税に関する事務。	教育委員会 事務局	任意		○		
	(高)施設整備に関する事務	老朽化の進んだ校舎を計画的に改築 補助制度や起債許可要件等の精査・調整 今後の就学予定者数の推計調査等、建設計画等 耐震補強工事 騒音の著しい教室に防暑設備を設置 理科教育用設備機器等の整備 産業教育の実験・実習に必要な設備等の整備 市立学校の校舎等の整備補修 全学校における学習用机・椅子等の更新整備 学校の機械警備 普通教室に空調設備を整備。保守点検、空調設備の移設 学校の設備等の維持管理・社会教育施設等の電気・機械設備保安管理業務	教育委員会 事務局	任意		○		
	(高)学校評価・学校協議会に関する事務	・学校評価の実施に係る指導助言及び設置者への報告に関する事務 ・学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言 ・協議会委員の任命、交通費の支払い業務	教育委員会 事務局	任意		○		
	(高)学事に関する事務	・各学校による生徒数の報告を集約し、学級編制の標準により適正な学級編制を行う。 ・文部科学省が実施する学校基本調査、学校教員統計調査、大阪市独自の学校現況調査等、学校に関する統計調査を各関係機関と連携して行っている。 ・学校の設置・廃止について、学校設置条例を改正して周知 ・各学校の沿革の管理 ・大阪市立の高等学校への進学を希望する者の入学者選抜事務	教育委員会 事務局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	(高)校園ネットワークシステム運行管理に関する事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、校園ネットワークからのインターネット接続の運用、庁内情報ネットワーク・インターネット環境からの電子メール送受信の運用を円滑に行うため、校園ネットワークシステム用情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための校園ネットワークシステム運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、校園ネットワークシステムの操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、校園ネットワークシステムにかかる契約・支払い	教育委員会 事務局	任意		○		
	(高)校園ネットワーク業務システム運行管理に関する事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、学校給食費、授業料、保育料、就学援助事務の各業務システム機能など校園ネットワーク業務システム運用管理に関する業務	教育委員会 事務局	任意		○		
	(高)学校維持運営費等に関する事務	①高等学校において日常使用する消耗品の購入費や光熱水費等の経常的な経費を計上した学校維持運営費に係る予算・決算に関する事務、配当・執行・調達・支払等会計に関する事務及び歳入に関する事務 ②各種の配付を受けた高等学校に係る予算の各学校への配当、執行、調達、支払等会計に関する事務 ③高等学校に整備している教材等の物品について、老朽化や教育内容の変更に対応して更新整備を行うための経費の予算・決算及び配当・執行・調達・支払い等会計に関する事務 ※「咲くやこの花中学校(中高一貫校)」を含む。	教育委員会 事務局	任意		○		
	(高)学校維持運営基金に関する事務	①条例により設置された定額基金の執行に関する事務。 ②学校の維持運営に必要な備品の購入で、購入できなければ日常の教育活動に著しく支障をきたすなど緊急を要し、かつ配当予算では対応が困難である場合などに、基金から支出する。 ③基金から支出した経費は、正当科目の予算から繰り戻す。 ※「咲くやこの花中学校(中高一貫校)」を含む。	教育委員会 事務局	任意		○		
	(高)学校徴収金に関する事務	・高等学校に係る学校徴収金について、徴収事務等の指導・管理及び、徴収・支払い等のシステム処理等を行う。 ・学校徴収金の口座振替徴収等の取扱いに関して、保護者の振替手数料の軽減等、教育委員会が金融機関と調整等を行っている。 ※「咲くやこの花中学校(中高一貫校)」を含む。	教育委員会 事務局	任意		○		
	授業料・入学料・検定料の徴収及び未納対策に関する事務	高等学校(デザイン教育研究所を含む)に係る授業料・入学料・検定料の調定及び徴収に関する事務 ・高等学校授業料、納入通知書等の発行に関すること ・高等学校授業料等の免除に関すること ・就学支援金の請求に関すること ・検定料・入学料等 (デザイン教育研究所、中央高等学校聴講生を含む)に関すること ・咲くやこの花中学校の検定料に関すること 高等学校に係る授業料の督促及び法的措置に関する事務 ・高等学校授業料未納の生徒及び保護者(連帯保証人)に対して督促状の送付 ・高等学校授業料未納の生徒及び保護者(連帯保証人)に対して催告書の送付 ・高等学校授業料未納の生徒及び保護者(連帯保証人)に対して法的措置(支払い督促申立・差押え請求申し立て)の実施	教育委員会 事務局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	(高)児童及び生徒の養護、保健衛生に関する事務	・学校保健に関する事務 　学校環境衛生の点検、改善などの保健対策、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱、学校保健関係団体との連携。 ・児童生徒保健対策事業 　児童生徒の健康診断を実施し、治療の指示を行うなど適切な事後措置を行う。 ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付事務	教育委員会 事務局	任意		○		
	(高)校務支援ICT活用事業に関するシステム運用管理事務	校務支援ICT活用事業に関する業務教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービスなどの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会 事務局	任意		○		
	(高)学校教育活動に関する事務	・高等学校教育活動全般(学習活動支援、生活指導、環境充実等)に関する事務 ・電算組織レンタル ・高等学校教育審議会、産業教育審議会 ・高校生海外派遣、海外研修 ・教科「福祉」の教員要件の高度化に伴う研修 ・高等学校芸術祭の支援 ・産業教育フェア大阪大会 ・高等学校総合体育大会、スポーツクラブ育成 ・高等学校生徒支援事業 ・社会人講師招聘 ・デザイン教育研究所の運営	教育委員会 事務局	任意		○		
	(高)学校教育活動に関する事務(スーパーサイエンスハイスクール実施要項、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール実施要項)	【スーパーサイエンスハイスクール事業(SSH)】 ・指定校における理科・数学に重点を置いたカリキュラム開発の実施 ・同じく大学等との連携による先進的な理数系教育の実施 【スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール事業(SPH)】 ・指定校における高度な知識・技能を身につけた専門的職業人(介護福祉士等)の育成	教育委員会 事務局	要綱等	地方公共団体	○		
旧特別支援学校	(旧特)学校教育活動に関する事務	旧市立特別支援学校等に関わる大阪市としてのサービス継続事業 ・在宅重度障がい児集団指導事業 ・大阪市キャリア教育支援センター事業 ・ジョブアドバイザーにより就職・職業支援 ・通学タクシー運行業務(看護師同乗等)	教育委員会 事務局	任意			○	
大学	公立大学法人大阪市立大学への派遣	公立大学法人大阪市立大学への派遣	経済戦略局	任意		○		
長谷川小・中学校、弘済小・中学校、明治小分校	(長谷川小中)教職員の人事に関する事務	長谷川小中学校にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、現業職員の管理体制の活用、学校事務の支援、教育職員免許法認定講習、嘱託職員の採用、習熟度別少人数授業の人員配置、教員免許更新制、非常勤講師の採用・配置、初任者研修指導教員派遣事業、児童生徒及び教職員の表彰、教頭補助の採用、争訟、教員復職支援事業に関する事務を行う。	教育委員会 事務局	任意			○	
	(長谷川小中)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	(府費負担学校事務職員・事業担当主事)採用計画の作成、採用の選考請求、採用試験での試験監督業務、所属への配属に関する一連の事務を分担する。 (教員)採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会 事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	（長谷川小中）教職員勤務情報システムにかかる事務	各教職員が職員証（ICカード）をカードリーダに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入しており、安定稼働にかかる運用業務等を行う。 （職員証発行業務、各学校からの問い合わせ等の対応）	教育委員会事務局	任意			○	
	（長谷川小中）教職員の人事評価に関する事務	府費負担教職員については「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第44条に基づいて定める評価・育成システムの実施に関する大阪府教育委員会規則、市費負担教員については「地方公務員法」第23条の２第１項に基づき教職員評価を実施。 市費職員については職員基本条例に基づき人事考課を実施。	教育委員会事務局	任意			○	
	（弘済小中）教職員の人事に関する事務	小中学校にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、現業職員の管理体制の活用、学校事務の支援、教育職員免許法認定講習、嘱託職員の採用、習熟度別少人数授業の人員配置、教員免許更新制、非常勤講師の採用・配置、初任者研修指導教員派遣事業、児童生徒及び教職員の表彰、教頭補助の採用、争訟、教員復職支援事業に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	（弘済小中）教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	（府費負担学校事務職員）採用計画の作成、採用の選考請求、採用試験での試験監督業務、所属への配属に関する一連の事務を分担する。 （教員）採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意			○	
	（弘済小中）教職員勤務情報システムにかかる事務	各教職員が職員証（ICカード）をカードリーダに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入しており、安定稼働にかかる運用業務等を行う。 （職員証発行業務、各学校からの問い合わせ等の対応）	教育委員会事務局	任意			○	
	（弘済小中）教職員の人事評価に関する事務	府費負担教職員については「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第44条に基づいて定める評価・育成システムの実施に関する大阪府教育委員会規則、市費負担教員については「地方公務員法」第23条の２第１項に基づき教職員評価を実施。 市費職員については職員基本条例に基づき人事考課を実施。	教育委員会事務局	任意			○	
	（長谷川小中）教職員情報システム運用管理事務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。 システムの安定稼働を図るため、システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導を行い、またシステム維持のためのIT関連予算のとりまとめや、システム保守や機器類の契約・支払い等を行う。 平成29年4月より政令市への県費負担教職員の給与負担等の権限移譲が行われることに対応するため、システムを再構築する。 ・学校園からの発生源入力。 ・約16,400名の人事、給与の管理。 ・コールセンターの導入。 ・統合認証システムの導入。（平成29年8月） 教職員・人事給与システム 校務支援システム 校園ネットワークシステム 教職員勤務情報システム 教職員健康管理システム	教育委員会事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	（弘済小中）教職員情報システム運用管理事務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。 システムの安定稼働を図るため、システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導を行い、またシステム維持のためのIT関連予算のとりまとめや、システム保守や機器類の契約・支払い等を行う。 平成29年4月より政令市への県費負担教職員の給与負担等の権限移譲が行われることに対応するため、システムを再構築する。 ・学校園からの発生源入力。 ・約16,400名の人事、給与の管理。 ・コールセンターの導入。 ・統合認証システムの導入。（平成29年8月） 教職員・人事給与システム 校務支援システム 校園ネットワークシステム 教職員勤務情報システム 教職員健康管理システム	教育委員会 事務局	任意			○	
	（長谷川小中）教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施及び事後措置等の健康管理 ・ストレスチェック及び高ストレスと判定された教職員のうち希望者に対する面接指導の実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会 事務局	任意			○	
	（弘済小中）教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施及び事後措置等の健康管理 ・ストレスチェック及び高ストレスと判定された教職員のうち希望者に対する面接指導の実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会 事務局	任意			○	
	（長谷川小中）教職員研修に関する事務	初任者研修、教員経験者研修等、管理職研修、首席研修、教科等指導力向上研修、特別支援研修、情報教育研修、人権教育研修、集団づくり等研修、ミドルリーダー課題別研修、主任・主事研修、特別企画研修、英語関係研修、教員スキルアップ研修、教職員地域研修、内定者研修、指導振興事務（研修） ※新任教員内定者研修に対する事業費の予算・決算、対象者への案内等については、本課（教務部）で実施。	教育委員会 事務局	任意			○	
	（長谷川小中）教職員の研修に関する事務	長谷川小中における学校現業職員（管理作業員・給食調理員）の資質向上を図るための集合研修、教員採用試験合格者に対し本市教育の現状と課題を伝授する研修を実施する。 セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談事業を実施する。	教育委員会 事務局	任意			○	
	（弘済小中）教職員研修に関する事務	初任者研修、教員経験者研修等、管理職研修、首席研修、教科等指導力向上研修、特別支援研修、情報教育研修、人権教育研修、集団づくり等研修、ミドルリーダー課題別研修、主任・主事研修、特別企画研修、英語関係研修、教員スキルアップ研修、教職員地域研修、内定者研修、指導振興事務（研修） ※新任教員内定者研修に対する事業費の予算・決算、対象者への案内等については、本課（教務部）で実施。	教育委員会 事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	（弘済小中）教職員の研修に関する事務	弘済小中における学校現業職員の資質向上を図るための研修、教員採用試験合格者に対し本市教育の現状と課題を伝授する研修、セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談窓口を設置して相談事業をそれぞれ実施する。	教育委員会事務局	任意			○	
	（長谷川小中）研修オンライン申込システム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き、学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2,000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会事務局	任意			○	
	（弘済小中）研修オンライン申込システム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き、学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2,000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会事務局	任意			○	
	（長谷川小中）専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、学力向上推進業務、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進（ソフトウエアライブラリー）、情報教育の推進	教育委員会事務局	任意			○	
	（弘済小中）専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、学力向上推進業務、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進（ソフトウエアライブラリー）、情報教育の推進	教育委員会事務局	任意			○	
	（長谷川小中）学校教育ICT活用事業に関する事務	・ 最先端のICT環境の中で、児童・生徒が教え合い学び合う協働的な学習を通して、２１世紀をたくましく生き抜くための必要な思考力・判断力・表現力及び情報活用能力の育成を図る ・ 全小中学校でタブレット端末等のICT機器を活用した授業を推進 ・ 全市24区のモデル校が各区で中心的な役割を担うとともに、新たな通信方法や学習管理・学習支援システムの運用の実証研究を継続 ・ 学校に整備する機器とは別に、希望する50名の教員に対して10台ずつのタブレット端末等の機器を３年間貸し出し、ICT機器を効果的に活用した授業づくりを推進する教員を育成 ・ ICT活用指導力の向上をめざした教員研修及びモデル校での公開授業の実施 ・ ICT機器の活用が円滑に進むよう、コールセンター、ICT支援員など教職員への支援の実施 ・ インターネット回線の増強を図るための校内LANの再構築	教育委員会事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	（弘済小中）学校教育ICT活用事業に関する事務	・最先端のICT環境の中で、児童・生徒が教え合い学び合う協働的な学習を通して、２１世紀をたくましく生き抜くための必要な思考力・判断力・表現力及び情報活用能力の育成を図る ・全小中学校でタブレット端末等のICT機器を活用した授業を推進 ・全市24区のモデル校が各区で中心的な役割を担うとともに、新たな通信方法や学習管理・学習支援システムの運用の実証研究を継続 ・学校に整備する機器とは別に、希望する50名の教員に対して10台ずつのタブレット端末等の機器を３年間貸し出し、ICT機器を効果的に活用した授業づくりを推進する教員を育成 ・ICT活用指導力の向上をめざした教員研修及びモデル校での公開授業の実施 ・ICT機器の活用が円滑に進むよう、コールセンター、ICT支援員など教職員への支援の実施 ・インターネット回線の増強を図るための校内LANの再構築	教育委員会 事務局	任意			○	
	（長谷川小中）学校教育ICT活用事業に関するシステム運用管理事務	・最先端のICT環境の中で、児童・生徒が教え合い学び合う協働的な学習を通して、２１世紀をたくましく生き抜くための必要な思考力・判断力・表現力及び情報活用能力の育成を図る ・全小中学校でタブレット端末等のICT機器を活用した授業を推進 ・全市24区のモデル校が各区で中心的な役割を担うとともに、新たな通信方法や学習管理・学習支援システムの運用の実証研究を継続 ・学校に整備する機器とは別に、希望する50名の教員に対して10台ずつのタブレット端末等の機器を３年間貸し出し、ICT機器を効果的に活用した授業づくりを推進する教員を育成 ・ICT活用指導力の向上をめざした教員研修及びモデル校での公開授業の実施 ・ICT機器の活用が円滑に進むよう、コールセンター、ICT支援員など教職員への支援の実施 ・インターネット回線の増強を図るための校内LANの再構築	教育委員会 事務局	任意			○	
	（弘済小中）学校教育ICT活用事業に関するシステム運用管理事務	・最先端のICT環境の中で、児童・生徒が教え合い学び合う協働的な学習を通して、２１世紀をたくましく生き抜くための必要な思考力・判断力・表現力及び情報活用能力の育成を図る ・全小中学校でタブレット端末等のICT機器を活用した授業を推進 ・全市24区のモデル校が各区で中心的な役割を担うとともに、新たな通信方法や学習管理・学習支援システムの運用の実証研究を継続 ・学校に整備する機器とは別に、希望する50名の教員に対して10台ずつのタブレット端末等の機器を３年間貸し出し、ICT機器を効果的に活用した授業づくりを推進する教員を育成 ・ICT活用指導力の向上をめざした教員研修及びモデル校での公開授業の実施 ・ICT機器の活用が円滑に進むよう、コールセンター、ICT支援員など教職員への支援の実施 ・インターネット回線の増強を図るための校内LANの再構築	教育委員会 事務局	任意			○	
	（長谷川小中）大阪市情報教育ネットワーク （にぎわいねっと）に関するシステム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き、学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2,000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会 事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	（弘済小中）大阪市情報教育ネットワーク （にぎわいねっと）に関するシステム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き、学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2,000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会 事務局	任意			○	
	（長谷川小中）教育コンテンツ配信システム（学習探検ナビ）運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き、学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2,000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会 事務局	任意			○	
	（弘済小中）教育コンテンツ配信システム（学習探検ナビ）運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き、学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2,000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会 事務局	任意			○	
	（長谷川小中）教育情報システム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き、学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2,000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会 事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	（弘済小中）教育情報システム運用管理事務	・教育センターを中核とした高速回線でのネットワークを整備し、全市立学校の教育用コンピュータを高速インターネットに常時接続可能な環境に置き、学校園の情報教育を推進する。 ・全校園でインターネットや電子メールが活用できるよう、また、Webページを通じて情報発信ができるようにサーバーを設置し、プロバイダ機能を果たす。 ・教育センター内に約2,000本の教育用ソフトウェアを備えた教育用ソフトウェアライブラリセンターを設置・運用し、授業実践や教材研究、コンピュータ学習の補助教材等に活用する。 ・情報教育の改善に資する調査研究や実技研修が行えるよう、教育センターでパソコン実習室等を設置・運用する。 ・各種研修の申込・集約業務を軽減するための「研修申し込みonline」システムを運用する。 ・「学習探検ナビ」により教育コンテンツを提供する。	教育委員会 事務局	任意			○	
	（長谷川小中）指導監察業務に関する事務	大阪市立長谷川小・中学校（郊外）における事務（学校事務）の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会 事務局	任意			○	
	（弘済小中）指導監察業務に関する事務	大阪市立弘済小・中学校（郊外）における事務（学校事務）の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会 事務局	任意			○	
	（長谷川小中）給与等の支給（市費）に関する事務	・退職手当の支給（市費）に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費人件費の支給に関する業務 ・市費物件費（報酬・児童手当）の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・給与業務（市費）	教育委員会 事務局	任意			○	
	（長谷川小中）児童手当の支給（市費）に関する事務	・市費物件費（報酬・児童手当）の支給に関する業務 ・給与業務（市費）	教育委員会 事務局	任意			○	
	（長谷川小中）退職手当の支給（府費）に関する事務	・学校園に勤務する府費負担教職員・臨時的任用職員の退職者の退職手当支給に関する手続き	教育委員会 事務局	任意			○	
	（弘済小中）給与等の支給（市費）に関する事務	・退職手当の支給（市費）に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費人件費の支給に関する業務 ・市費物件費（報酬・児童手当）の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・給与業務（市費）	教育委員会 事務局	任意			○	
	（弘済小中）児童手当の支給（市費）に関する事務	・市費物件費（報酬・児童手当）の支給に関する業務 ・給与業務（市費）	教育委員会 事務局	任意			○	
	（弘済小中）退職手当の支給（府費）に関する事務	・学校園に勤務する府費負担教職員・臨時的任用職員の退職者の退職手当支給に関する手続き	教育委員会 事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	（長谷川小中）施設整備に関する事務	児童・生徒の増加等に伴う教室の増築及び既存の教室の改造 柔道の実技推進のため中学校を対象に柔道場の整備 老朽化の進んだ校舎及び講堂兼体育館を計画的に改築 学校のエレベータ設置 今後の就学予定者数の推計調査等、建設計画等 理科教育用設備機器等の整備 市立学校の校舎等の整備補修及び耐震補強工事 全学校における学習用机・椅子等の更新整備 学校の機械警備 学校の設備等の維持管理・社会教育施設等の電気・機械設備保安管理業務 用地整備、教育財産の適正管理 補助制度や起債許可要件等の精査・調整 小学校１～6年生、中学校1～3年生、特別支援学級、習熟度別少人数授業で使用する普通教室に空調機を整備、保守点検	教育委員会事務局	任意			○	
	（弘済小中）施設整備に関する事務	児童・生徒の増加等に伴う教室の増築及び既存の教室の改造 柔道の実技推進のため中学校を対象に柔道場の整備 老朽化の進んだ校舎及び講堂兼体育館を計画的に改築 学校のエレベータ設置 今後の就学予定者数の推計調査等、建設計画等 理科教育用設備機器等の整備 市立学校の校舎等の整備補修及び耐震補強工事 全学校における学習用机・椅子等の更新整備 学校の機械警備 学校の設備等の維持管理・社会教育施設等の電気・機械設備保安管理業務 用地整備、教育財産の適正管理 補助制度や起債許可要件等の精査・調整 小学校１～6年生、中学校1～3年生、特別支援学級、習熟度別少人数授業で使用する普通教室に空調機を整備、保守点検	教育委員会事務局	任意			○	
	（長谷川小中）学校評価・学校協議会に関する事務	・学校評価の実施に係る指導助言及び設置者への報告に関する事務 ・学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言 ・協議会委員の任命、交通費の支払い業務	教育委員会事務局	任意			○	
	（弘済小中）学校評価・学校協議会に関する事務	・学校評価の実施に係る指導助言及び設置者への報告に関する事務 ・学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言 ・協議会委員の任命、交通費の支払い業務	教育委員会事務局	任意			○	
	（弘済小中）学事に関する事務	・市内の学齢児童生徒を義務教育諸学校へ就学させるための区長へ委任している事務について、各区の就学事務システムや各区、各市立学校に就学事務の支援を行う。 ・学校からの児童生徒数の報告を集約し、大阪府が定める学級編制基準にならい、適正な学級編制を行う。 ・文部科学省が実施する学校基本調査、学校教員統計調査、大阪市独自の学校現況調査、大阪府による児童生徒数在籍等調査等、学校に関する統計調査を各関係機関と連携して行っている。 ・学校の設置・廃止について、学校設置条例を改正して周知 ・学校の沿革の管理	教育委員会事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	（長谷川小中）学事に関する事務	・市内の学齢児童生徒を義務教育諸学校へ就学させるための区長へ委任している事務について、各区の就学事務システムや各区、各市立学校に就学事務の支援を行う。 ・学校からの児童生徒数の報告を集約し、大阪府が定める学級編制基準にならい、適正な学級編制を行う。 ・文部科学省が実施する学校基本調査、学校教員統計調査、大阪市独自の学校現況調査、大阪府による児童生徒数在籍等調査等、学校に関する統計調査を各関係機関と連携して行っている。 ・学校の設置・廃止について、学校設置条例を改正して周知 ・学校の沿革の管理	教育委員会 事務局	任意			○	
	明治小学校分校に関する事務	・情緒障害児短期治療施設である大阪市立児童院に入所する児童を就学させるめの小学校であり、他の小学校と同じく当該学校について就学関係事務、学級編制事務、統計調査事務、設置・廃止事務の対象となっている。	教育委員会 事務局	任意			○	
	（長谷川小中）教科書無償給与に関する事務	教科書無償給与の需要数報告 ・長谷川小・中学校で翌年度に必要とする教科書の需要数をとりまとめ、府教育委員会に報告する。 教科書（教科用図書）の受領報告 ・長谷川小・中学校が教科用図書の発行者から受領した教科用図書の冊数等をとりまとめ、府教育委員会に報告する。またこれらの事項を記載した受領証明書（教科用図書の発行者に交付するもの）を作成し、府教育委員会に報告する。	教育委員会 事務局	任意			○	
	（弘済小中）教科書無償給与に関する事務	教科書無償給与の需要数報告 ・弘済小・中学校で翌年度に必要とする教科書の需要数をとりまとめ、府教育委員会に報告する。 教科書無償給与の受領報告 ・弘済小・中学校で給与した教科書の冊数をとりまとめ、府教育委員会に報告する。 ・取次書店から弘済小・中学校に供給された教科書の冊数について、取次書店の証明書を府教育委員会に報告する。	教育委員会 事務局	任意			○	
	（長谷川小中）校園ネットワークシステム運用管理事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、校園ネットワークからのインターネット接続の運用、庁内情報ネットワーク・インターネット環境からの電子メール送受信の運用を円滑に行うため、校園ネットワークシステム用情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための校園ネットワークシステム運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、校園ネットワークシステムの操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、校園ネットワークシステムにかかる契約・支払い	教育委員会 事務局	任意			○	
	（長谷川小中）校園ネットワーク業務システム運用管理事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、学校給食費、授業料、保育料、就学援助事務の各業務システム機能など校園ネットワーク業務システム運用管理に関する業務	教育委員会 事務局	任意			○	
	（弘済小中）校園ネットワークシステム運用管理事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、校園ネットワークからのインターネット接続の運用、庁内情報ネットワーク・インターネット環境からの電子メール送受信の運用を円滑に行うため、校園ネットワークシステム用情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための校園ネットワークシステム運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、校園ネットワークシステムの操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、校園ネットワークシステムにかかる契約・支払い	教育委員会 事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	（弘済小中）校園ネットワーク業務システム運用管理事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、学校給食費、授業料、保育料、就学援助事務の各業務システム機能など校園ネットワーク業務システム運用管理に関する業務	教育委員会 事務局	任意			○	
	（長谷川小中）校務支援ICT活用事業に関する事務	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会 事務局	任意			○	
	（弘済小中）校務支援ICT活用事業に関する事務	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会 事務局	任意			○	
	（長谷川小中）校務支援ICT活用事業に関するシステム運用管理事務	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会 事務局	任意			○	
	（弘済小中）校務支援ICT活用事業に関するシステム運用管理事務	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会 事務局	任意			○	
	（長谷川小中）学校維持運営費等に関する事務	①長谷川小・中学校において日常使用する消耗品の購入費や光熱水費等の経常的な経費を計上した学校維持運営費に係る予算・決算に関する事務、配当・執行・調達・支払い等会計に関する事務及び歳入に関する事務 ②各種の配付を受けた長谷川小・中学校に係る予算の各学校への配当、執行、調達、支払い等会計に関する事務 ③長谷川小・中学校に整備している教材等の物品について、老朽化や教育内容の変更に対応して更新整備を行うための経費の予算・決算及び配当・執行・調達・支払い等会計に関する事務	教育委員会 事務局	任意			○	
	（弘済小中）学校維持運営費等に関する事務	①弘済小・中学校において日常使用する消耗品の購入費や光熱水費等の経常的な経費を計上した学校維持運営費に係る予算・決算に関する事務、配当・執行・調達・支払い等会計に関する事務及び歳入に関する事務 ②各種の配付を受けた弘済小・中学校に係る予算の各学校への配当、執行、調達、支払い等会計に関する事務 ③弘済小・中学校に整備している教材等の物品について、老朽化や教育内容の変更に対応して更新整備を行うための経費の予算・決算及び配当・執行・調達・支払い等会計に関する事務	教育委員会 事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	（長谷川小中）児童及び生徒の養護、保健衛生に関する事務	・学校保健に関する事務 　学校環境衛生の点検、改善などの保健対策、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱、学校保健関係団体との連携。 ・児童生徒就学援助事務（医療費援助） 　感染症または学習に支障を生ずる恐れのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校で治療の指示をした者のうち、要保護、準要保護者に対してその疾病の治療に要する費用について、自己負担相当額を援助する。 ・児童生徒保健対策事業 　児童生徒の健康診断を実施し、治療の指示を行うなど適切な事後措置を行う。 ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付事務	教育委員会 事務局	任意			○	
	（弘済小中）児童及び生徒の養護、保健衛生に関する事務	・学校保健に関する事務 　学校環境衛生の点検、改善などの保健対策、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱、学校保健関係団体との連携。 ・児童生徒就学援助事務（医療費援助） 　感染症または学習に支障を生ずる恐れのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校で治療の指示をした者のうち、要保護、準要保護者に対してその疾病の治療に要する費用について、自己負担相当額を援助する。 ・児童生徒保健対策事業 　児童生徒の健康診断を実施し、治療の指示を行うなど適切な事後措置を行う。 ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付事務	教育委員会 事務局	任意			○	
	（長谷川小）学校教育活動に関する事務	・小学校の教育活動に対する指導・助言等 ・大阪市小学校学力経年調査の実施及びこれに基づく施策の展開	教育委員会 事務局	任意			○	
	（長谷川中）学校教育活動に関する事務	・中学校の運営・教育活動に関する指導と掌握 ・中学校の教育施策に関する調整 　・日本とスイスの友好交流事業の一環としての中学生の交流 　・中学校における総合文化祭の支援 　・運動部活動及び文化部の活動における学校外からの技術指導者招聘 　・外部講師による部活動技術指導者講習会の実施 　・水泳競技大会及び総合体育大会の実施 　・近畿並びに全国中学校総合体育大会への出場選手の派遣に係る支援等の実施 　・中学校の特別支援学級に在籍する生徒を対象とした宿泊訓練の実施 　・進路指導支援のための中学校3年生統一テストの実施 　・中学校社会科の歴史的分野及び公民的分野における補助教材の導入 　・中学校における部活動のあり方の研究	教育委員会 事務局	任意			○	
	（長谷川小中）学校教育活動に関する事務	・学校教育活動全般（学習活動の支援、生活指導、教育環境の充実等）に関する事務 　・運営に関する計画の目標達成に向けた予算措置 　・国際理解教育の推進　・キャリア教育の推進 　・いじめ対策事業、生活指導支援員の配置及び生活指導サポートセンターの運営 　・特別支援教育の充実 　・学力向上を図る支援事業 　・学校経営支援事業	教育委員会 事務局	任意			○	
	（弘済小）学校教育活動に関する事務	・小学校の教育活動に対する指導・助言等 ・大阪市小学校学力経年調査の実施及びこれに基づく施策の展開	教育委員会 事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	（弘済中）学校教育活動に関する事務	・中学校の運営・教育活動に関する指導と掌握 ・中学校の教育施策に関する調整 ・日本とスイスの友好交流事業の一環としての中学生の交流 ・中学校における総合文化祭の支援 ・運動部活動及び文化部の活動における学校外からの技術指導者招聘 ・外部講師による部活動技術指導者講習会の実施 ・水泳競技大会及び総合体育大会の実施 ・近畿並びに全国中学校総合体育大会への出場選手の派遣に係る支援等の実施 ・中学校の特別支援学級に在籍する生徒を対象とした宿泊訓練の実施 ・進路指導支援のための中学校3年生統一テストの実施 ・中学校社会科の歴史的分野及び公民的分野における補助教材の導入 ・中学校における部活動のあり方の研究	教育委員会 事務局	任意			○	
	（弘済小中）学校教育活動に関する事務	・学校教育活動全般（学習活動の支援、生活指導、教育環境の充実等）に関する事務 ・運営に関する計画の目標達成に向けた予算措置 ・国際理解教育の推進　・キャリア教育の推進 ・いじめ対策事業、生活指導支援員の配置及び生活指導サポートセンターの運営 ・特別支援教育の充実 ・学力向上を図る支援事業 ・学校経営支援事業	教育委員会 事務局	任意			○	
	（長谷川小中）学校教育活動に関する事務（全国学力・学習状況調査に関する実施要領）	・文部科学省による「全国学力・学習状況調査」への参加に係る事務	教育委員会 事務局	任意			○	
	（弘済小中）学校教育活動に関する事務（全国学力・学習状況調査に関する実施要領）	・文部科学省による「全国学力・学習状況調査」への参加に係る事務	教育委員会 事務局	任意			○	
中学校夜間学級	中学校夜間学級（天満、天王寺、東生野、文の里中学校）に関する事務	・義務教育未修了の学齢超過者で就学を希望する者を対象として設置されており、他の中学校と同じく当該学校について就学関係事務、学級編制事務、統計調査事務、設置・廃止事務の対象となっている。	教育委員会 事務局	任意			○	
	（中）学校教育活動に関する事務（「中学校夜間学級の設置促進事業」委託要項）	・中学校夜間学級における学習指導、生徒指導のあり方などに係る調査研究	教育委員会 事務局	要綱等	一般市		○	
天王寺中学校通信教育部	天王寺中学校通信教育部に関する事務	・働きながら中学校の教育を受けたい人々のために設けられた通信教育部の運営。	教育委員会 事務局	任意			○	
咲くやこの花中学校、高等学校（中高一貫校）	（咲くやこの花中）就学に関する事務	・市内の学齢児童生徒を義務教育諸学校へ就学させるための区長へ委任している事務について、各区の就学事務システムや各区、各市立学校に就学事務の支援を行う。	教育委員会 事務局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	（咲くやこの花中高）学事に関する事務	・中学校からの児童生徒数の報告を集約し、大阪府が定める学級編制基準にならい、適正な学級編制を行う。 ・高等学校による生徒数の報告を集約し、学級編制の標準により適正な学級編制を行う。 ・文部科学省が実施する学校基本調査、学校教員統計調査、大阪市独自の学校現況調査、大阪府による児童生徒数在籍等調査等、学校に関する統計調査を各関係機関と連携して行っている。 ・学校の設置・廃止について、学校設置条例を改正して周知 ・学校の沿革の管理 ・大阪市立咲くやこの花中学校・高等学校への進学を希望する者の入学者選抜事務	教育委員会 事務局	任意		○		
	（咲くやこの花中）学校給食費の未納対策に関する事務	学校給食費の未納の催告及び法的措置に関する事務 ・学校給食費未納の保護者に対して督促状の送付 ・学校給食費未納の保護者に対して催告書の送付 ・学校給食費未納の保護者に対して法的措置(支払い督促申立・差押え請求申立)の実施	教育委員会 事務局	任意		○		
	（咲くやこの花中）学校給食費に関する事務	・咲くやこの花中学校に係る学校給食費について、収納事務のうち振替口座の登録及び、徴収にかかるシステム処理等を行う。	教育委員会 事務局	任意		○		
デザイン教育研究所	（デザイン教育研究所）学校維持運営費等に関する事務	所管担当からの予算配付を受け、デザイン教育研究所が日常の教育活動等のために使用する消耗品等を購入する経費などについて、予算配当及びその執行、調達、支払い等会計に関する事務を行う。	教育委員会 事務局	任意		○		
公設民営学校	公設民営学校の設置に係る企画立案及び総合調整に関する事務	国際バカロレア認定コースを持つ中高一貫教育校を、国家戦略特別区域法の規定に基づく公設民営学校として開設するため、企画立案及び文部科学省などの関係機関との調整を行う。	教育委員会 事務局	任意		○		
奨学費	奨学費に関する事務	経済的な理由のために高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校（専攻科及び別科を除く）の修学が困難な生徒に対し、奨学費を支給する。 【対象者】 その年度の7月1日現在において、次のすべてに該当する生徒。 1　大阪市の区域内に住所を有する生徒。 2　市民税非課税世帯に属する生徒（生活保護法における高等学校等就学費の給付を受けている者を除く）、又は児童養護施設に入所している生徒、里親に委託されている生徒。 3　学業等が優良で、生活の全般を通じて行いの善良な生徒 【支給内容】 ・第1学年に属する生徒（入学年度に限る）　年額107,000円 ・上記以外の生徒は年額72,000円 ※　大阪府「奨学のための給付金」支給対象となる場合は、府の給付額を控除した金額が支給上限額となる。 ※　他の給付型の奨学金を受給する場合は、併給調整（支給停止・減額）を行う。 ※　正規の修業年限を限度とする。	教育委員会 事務局	任意			○	
	奨学費・特別支援教育就学奨励費管理システムに関する事務	奨学費事業及び特別支援教育就学奨励費事業について、リンケージにより税情報、住民基本台帳の世帯情報、学校財務会計システムの生徒情報や就学援助情報等の内部提供を受け、認否審査等を行う管理システムの運用及び保守に係る事務。 ※特に、当該システムにより税情報を活用することで、保護者が住民票や課税証明書を取りに行く手間を省き、本市内部においては同証明書の発行事務等の軽減を図っている。	教育委員会 事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	進路選択支援事業	高校・大学等へ進学を希望する生徒たちが経済的な理由により進学を断念することのないよう、奨学金制度の積極的活用を図るため、各種奨学金制度の情報提供及び相談に応じ、助言・援助を行い、自らの能力や適性等にあった進路を主体的に選択できるように支援している。 ・奨学金制度説明会、相談会の開催 ・教員OB嘱託職員を配置して、電話相談・窓口相談を実施 ・奨学金に関する冊子を作成し、保護者・生徒等に制度を周知	教育委員会事務局	任意			○	
	進路選択支援事業（区担当教育次長所管）	高校・大学等へ進学を希望する生徒たちが経済的な理由により進学を断念することのないよう、奨学金制度の積極的活用を図るため、各種奨学金制度の情報提供及び相談に応じ、助言・援助を行い、自らの能力や適性等にあった進路を主体的に選択できるように支援している。 ・高校進学24区説明会の開催	教育委員会事務局	任意			○	
高等学校等奨学金	高等学校等奨学金返還金回収事業	・地対財特法に基づく高等学校等への進学を奨励するための奨学金について、平成22年度に制定された条例に基づき借受者への説明をはじめ、返還請求・督促・徴収及び返還免除等の債権管理を行う。 ・返還金等のうち国庫負担分を国庫へ返還する事務を行う（地対財特法に基づく高等学校進学奨励の奨学金貸与は国庫補助制度を活用して実施していたため）。 ・奨学金の貸与事業は平成13年度末で終了している。	教育委員会事務局	要綱等	指定都市		○	
大学奨学金	大学奨学金返還金債権回収事業	・地対財特法に基づく短期大学または大学への進学を奨励するための奨学金について、平成22年度に制定された条例に基づき借受者への説明をはじめ、返還請求・督促・徴収及び返還免除等の債権管理を行う。 ・返還金等のうち国庫負担分を国庫へ返還する事務を行う（地対財特法に基づく大学進学奨励の奨学金貸与は、国庫補助制度を活用して実施していたため）。 ・奨学金の貸与事業は平成13年度末で終了している。	福祉局	要綱等	指定都市		○	
大阪府育英会貸付金	債権管理事務（大阪府育英会貸付金）	・大阪府育英会貸付金は、大阪市民が国公立及び私立の高等学校等への進学を容易にするための貸付を大阪府育英会に原資を貸付し実施している。	教育委員会事務局	任意			○	
	債権管理事務（大阪府育英会貸付金）	・大阪府育英会貸付金は、大阪市民が国公立及び私立の大学等への進学を容易にするための貸付を大阪府育英会に原資を貸付し実施している。 ・現在、大学等進学のための貸付事業は廃止している。 ・貸付原資については、高等学校進学のための貸付事業が廃止された後、返還をうけることとなっている。	福祉局	任意			○	
重要文化財、埋蔵文化財等	文化財顕彰・歴史再発見・後援名義・庶務に関する事務	・市内に残る史跡に石碑等を設置し顕彰する。 ・史跡や指定文化財に関して、普及啓発のために専門家による講演等を実施 ・後援名義を使用するための申請受理・承認 など	教育委員会事務局	任意			○	
社会教育・生涯学習	社会教育・生涯学習に関する事務	・庶務業務 ・「生涯学習大阪計画」プロジェクト会議 ・「生涯学習大阪計画」推進事業 ・PTA育成 ・もと青少年会館財産管理及び財産処分業務	教育委員会事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	後援名義使用承認に関する事務	○目的 　国、地方公共団体、民間企業又は、民間団体等が主催する事業等に対して、教育委員会がその事業等の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用のみを承認することによって支援する。 ○概要 　事業の主催者から大阪市教育委員会の後援名義の使用について申請を受付け、承認を行う。	教育委員会 事務局	任意			○	
	生涯学習センターの管理運営	○目的（大阪市立生涯学習センター条例より） センターは、市民の生涯にわたる学習活動を支援し、生涯学習の振興を図ることにより、市民の文化と教養を高め、市民生活の向上に寄与することを目的とする。 ○主な事業内容 ・各種講座、講演会等の開催その他市民の生涯学習の機会の提供 ・生涯学習に関する情報の収集及び提供 ・生涯学習に関する相談、調査・研究 ・生涯学習に関する人材育成・研修 ・関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備 ・生涯学習センターの管理・運営、貸室業務等 【所在地】 総合生涯学習センター（北区） 難波市民学習センター（浪速区） 阿倍野市民学習センター（阿倍野区）	教育委員会 事務局	任意			○	
	大阪城音楽堂の管理運営	大阪城音楽堂の管理・運営にかかる事務 ・音楽堂を含めた大阪城公園を一体的に管理する指定管理者を指定。 ・大阪城公園の観光拠点化に向けて、新たな魅力ある施設の整備や既存の未利用施設の活用を実施する大阪城パークマネジメント事業の一環。 【所在地】中央区	教育委員会 事務局	任意		○		
	人権啓発普及事業に関する事務	○目的 市民一人ひとりが人権について学び、お互いの人権が尊重される社会を実現するとともに市民による自主的な学習活動の推進に資する。 ○事業内容 1．講演会・研修会 　区におけるPTA・社会教育関係団体対象学習会助成事業の企画支援事業として、PTA・社会教育関係団体をはじめとする団体を対象に人権が尊重されるまちづくりを目指して活動ができるよう、講演会・研修会を実施するとともに、新たな学習手法を用いるなど、地域における学習活動の推進に資する。 2．啓発資料作成 　研修会や学習活動の充実に向け、人権について考えるための啓発教材より一層活用できる幅を広げるため、これまでに作成した人権絵本を基に、大型絵本や電子書籍を作成する。 　また、気軽に市民がインターネットで人権学習に取り組めるよう、人権学習eラーニングを立ち上げ、市民に活用を周知する。	教育委員会 事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	識字推進事業（施策の推進・識字日本語教室の開設）	○目的 国際化の進展による新たな外国籍住民および様々な理由により義務教育を十分に受けられなかった人など、様々な理由から日本語の読み書き、会話等に不自由している方々に対し学習機会を提供し、社会参加促進を図る。学習の場の提供とともに、教室を担う人材育成を行い、総合的な識字・日本語学習の推進を図る。 ○主な事業内容 1）識字施策の推進 識字・日本語事業の総合的な企画調整 関係機関等（大阪府他）との連携協力体制の整備 資料・情報の収集・提供および啓発活動等の実施 2）識字・日本語指導者養成事業　（別掲） 識字・日本語指導者養成、研修および教室間の連携・交流 3）識字・日本語教室の開設 社会教育施設モデル教室（6教室） ※生涯学習センター事業(指定管理)	教育委員会 事務局	任意			○	
	識字推進事業（識字・日本語指導者養成事業）	○目的 国際化の進展による新たな外国籍住民および様々な理由により義務教育を十分に受けられなかった人など、様々な理由から日本語の読み書き、会話等に不自由している方々に対し学習機会を提供し、社会参加促進を図る。学習の場の提供とともに、教室を担う人材育成を行い、総合的な識字・日本語学習の推進を図る。 ○主な事業内容 1）識字施策の推進（別掲） 2）識字・日本語指導者養成事業 識字・日本語指導者養成、研修および教室間の連携・交流 3）識字・日本語教室の開設　（別掲）	教育委員会 事務局	任意			○	
	障がい者成人教育に関する事務	○目的 聴覚障がいおよび視覚障がいのある人の学習機会の保障と社会参加の促進を図るため、一般教養、技術、時事解説ならびに文化・生活等にかかわる学習活動を実施する。また、知的障がいなどのある成人が、社会生活に必要な知識・教養・技術を習得するとともに、体育・レクリエーション及び余暇活動をとおして、仲間づくりをすすめることにより、自主性の涵養・社会参加促進を図る。 ○事業内容 ＜聴覚障がい者成人学校＞聴覚障がい者の社会参加にむけ、必要な知識や現代的・社会的課題をテーマとした学習活動及びコミュニケーション能力の促進、文章読解、正しい日本語の使い方などをテーマとした学習活動を実施する。 ＜視覚障がい者成人学校＞視覚障がい者の社会参加にむけ、必要な知識や現代的・社会的課題をテーマとした学習活動及び音パソコン等の普及に伴う普通文字によるコミュニケーションの促進、必要な文字の習得などをテーマとした学習活動を実施する。 ＜障がい者交流学習事業＞心身に障がいのある市民を対象に、仲間づくりをしながら、日常生活に必要な知識・技術の習得と、集団生活を通じた自立性と社会性の涵養を促進することを目的とした講座を開催する。	教育委員会 事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	家庭教育充実促進事業に関する事務	○目的 保護者が家庭において、子どもの発達段階に応じた適切な子育てや教育ができるよう、保護者としての学びや育ちを支援することを目的とする。 ○事業内容 市民や関係職員等対象の講座、講演会、交流会を実施するとともに、「親力アップサイト」を教育委員会ホームページ上に作成し、気軽に読める家庭教育コラム・相談窓口の紹介・講座のダイジェスト紹介、自宅等で学べるe-ラーニングなど、家庭教育に関するさまざまな情報発信を行っている。また、家庭教育に関する国の動向や、先進事例などを調査し、関係職員等に情報提供したり、今後の事業のあり方を考える際の参考にしたりしている。	教育委員会 事務局	任意			○	
	たそがれコンサート	たそがれコンサート実施にかかる事務 ・音楽を通じて市民の情操を豊かにし音楽文化の醸成を目的とし、７、８月の金曜日の夕方に大阪城音楽堂において、吹奏楽のコンサートを実施する。 ・複数の大阪市の中学校、高等学校、及び公設の専門吹奏楽団等が出演することにより構成し、質の高い吹奏楽の鑑賞機会を市民に提供する。 ・中学校・高等学校については複数校で合同演奏を組み、生徒や顧問教諭にとっては、演奏法、楽曲、楽器、クラブ運営方法等における情報交換を行えるようにする。 ・市内の多くの中・高等学校の生徒が多く参加することにより、学校教育の一環として取り組まれている吹奏楽活動の振興に寄与し、生徒の吹奏楽に対する興味・関心を高める。	教育委員会 事務局	任意			○	
	生涯学習情報提供システムに関する事務	○目的 ・総合的な情報提供システムを構築・運用し、インターネットを通じて迅速かつ的確に大阪市の生涯学習に関するさまざまな情報提供を行う。 ・貸室予約、講座・イベント等の事業申込を広く一般市民がアクセスできるようにする。 ・区役所や生涯学習センター等で行う多様な学習相談に利用する。 ○事業概要 ①情報提供サービス ②施設予約（空室照会）サービス ③事業申込サービス ④業務支援機能（学習相談対応、講師情報検索、統計分析業務など） ⑤インターネットを活用した各種サービスの実施 （メールマガジンの配信、視聴覚ライブラリー検索・学習教材閲覧など）	教育委員会 事務局	任意			○	
	識字推進事業(識字・日本語教室の開設)	○目的 国際化の進展による新たな外国籍住民および様々な理由により義務教育を十分に受けられなかった人など、様々な理由から日本語の読み書き、会話等に不自由している方々に対し学習機会を提供し、社会参加促進を図る。 ○主な事業内容 識字教室および地域識字・日本語教室の開設 ※区担当教育次長専決事項 1）識字教室（8区・20教室） 様々な理由により、読み書きや日本語の会話等に不自由している人々の実生活に即した多様な基礎的学習ニーズ（日本の生活習慣や文化、生活情報、漢字の習得や文書・帳票作成、生活に必要な各種制度、それに伴う申請方法、生活に必要な社会技能など）に応える開かれた成人基礎教育の場として実施する。 2）地域識字・日本語交流教室（14区・15教室） 識字・日本語学習支援を通じて、地域住民相互の国際理解や交流を図ることを目的に、生涯学習ルーム事業の一環として実施することにより、外国籍の保護者や家族等の日本語学習・地域交流を促す。	教育委員会 事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	各区PTA地域教育活動研修会	○目的 単位PTA役員および実行委員のPTA指導者に対して、今後、活動を行う上で理解しておくことが必要である基礎知識や現状認識、区の状況や課題などに関する学習（研修）の機会を提供し、資質向上を図る。 ○事業内容 ・各区において、年間1回以上実施。 ・区域における子どもにかかわる課題解決や、区PTA活動にかかる課題解決に向けた内容、もしくは区域の家庭・学校・社会における教育の振興につながる内容について学習する。 ・学習した内容について、参加者が校区をこえて研究討議・意見交換できる場を設ける。	教育委員会 事務局	任意			○	
	「小学校区教育協議会−はぐくみネット−」事業	○目的 地域の教育資源を学校教育に導入するなど、地域に開かれた学校づくりを進め、子どもたちの「生きる力」をはぐくむとともに、学校・家庭・地域が一体となった総合的な教育力を発揮し、地域における人と人とのつながりによって子どもをはぐくむ「教育コミュニティ」づくりを推進する。 ○事業概要・役割分担 (1)小学校区／地域諸団体・諸機関、学校関係者などで小学校区協議会(はぐくみネット)等を組織。学校教育支援や教育コミュニティづくりに資する行事実施・情報共有・情報発信、契約・事業報告などの事務処理を行う。 (2)区／各校区と連絡調整し、契約・学校目的外使用承認申請・事業報告等事務処理、会議・研修会等の開催。はぐくみネットコーディネーターを推薦。 (3)教委／区課長・係長会議の実施、府教育コミュニティづくり担当・学校元気アップ地域本部事業担当・総合生涯学習センターと調整しコーディネーター研修・実践報告会の実施、学校目的外使用承認手続き、「事業報告書」の作成、はぐくみネットコーディネーターの委嘱等 ※区CMで実施するのはコーディネーター委嘱にかかる委嘱状発行のみ。	教育委員会 事務局	任意			○	
	生涯学習ルーム事業	○目的 市内小学校の特別教室等を活用し、地域住民の自主的な文化・学習活動の場を提供するとともに、身近な講習・講座の開催を通じて学習機会の提供を行い、地域における生涯学習活動の拠点としての役割を果たし、生涯学習の推進及びコミュニティづくりに寄与することを目的とする。 ○事業内容 (1)小学校区／地域諸団体・諸機関、学校関係者などで生涯学習ルーム事業運営委員会等を組織。主催事業・地域連携支援事業・自主運営の学習活動、契約・事業報告などの事務処理を行う。 (2)区／各校区と連絡調整し、契約・学校目的外使用承認申請・事業報告等事務処理、会議・研修会等の開催。生涯学習推進員養成講座受講者を推薦。 (3)教委／区課長・係長会議の実施、総合生涯学習センターと調整し生涯学習推進員養成講座・3年次研修わんすてっぷフォーラムの実施、学校目的外使用承認手続き、「事業報告書」の作成、生涯学習推進員の委嘱、生涯学習推進員協議会の支援等 ※区CMで実施するのは生涯学習推進員委嘱にかかる委嘱状・推進員証・徽章の発行のみ。	教育委員会 事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	新今宮文庫運営委託	○目的 あいりん地域の社会的に不利な立場や、人権を侵害されやすい状況にある日雇労働者を主たる対象者として、図書の閲覧及び貸出を行う文庫を開設することにより、地域住民に文化的機会や学習機会を提供し、自己実現に寄与することを目的とする。 ○主な事業内容 「新今宮文庫」の開設 図書の閲覧および貸し出し 【所在地】西成区	教育委員会 事務局	任意			○	
クラフトパーク	クラフトパークに関する事務	○目的 ガラス工芸、陶芸その他の工芸に関する講座等の開催及び情報の提供を行うことにより、市民の工芸に関する創作活動を支援するとともに、工芸の普及を図り、もって市民の文化の向上及び生涯学習の振興に寄与することを目的とする。 ○事業概要 （1）教室事業 ①創作教室（各分野の技能を習得できる場として開講） ②自由創作教室（多種多様な工芸を選択し学べる教室として開講） ③体験教室事業（日・祝日を中心に、簡単な作品作りを体験できる） （2）工房、展示室、クラフトホールの貸室事業 （3）展示事業 （4）その他の事業 ・学校、各種団体の見学の受入事業 ・こども教室や親子教室、イベントの開催などの交流事業ほか 【所在地】平野区	教育委員会 事務局	任意			○	
キッズプラザ大阪	キッズプラザ大阪に関する事務	・子どものための遊体験型学習施設として、「子どもたちが楽しい遊びや体験を通して学び、創造性を培い、可能性や個性を伸長する」ことを基本理念とする施設。 ・キッズプラザ大阪管理運営費等の一部に対して、補助を行っている。 ・補助事業は、キッズプラザ大阪の入館料を低廉に設定することで、その利用促進を図り、多くの子どもたちに学校や家庭ではできない学習機会を提供し、子どもの健全育成に寄与することを目的に実施。 ・自然・科学・文化・社会等多様なジャンルのハンズオン展示（五感を使って触れることのできる参加型の展示物）やワークショップ、イベント・企画展等の実施のほか、館での体験を校園の教育課程の一環として活用できる「学校園体験型プログラム」を開発・実施している。 【所在地】北区	教育委員会 事務局	任意			○	
大阪国際平和センター	大阪国際平和センターに関する事務	・大阪国際平和センター（ピースおおさか）は、大阪空襲の犠牲者を追悼し、平和を祈念するとともに、空襲を中心に大阪の人々の戦争体験に関する情報及び資料の収集、保存、展示等を通じて、戦争の悲惨さ及び平和の尊さを次の世代に伝え、平和を願う豊かな心を育み、もって世界の平和に貢献することを目的に、大阪府・大阪市の共同出資により設立。 ・本市の外郭団体として位置づけられていることから、適切に運営されるよう、監理を行う。 【所在地】中央区	教育委員会 事務局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
大阪市立図書館	大阪市立図書館の運営に関する事務	大阪市民及び市内在勤、在学者が心豊かに文化的な生活を送れるよう、学習・文化、並びに社会経済活動に必要な資料・情報を提供している。 知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、地域の情報拠点として生活上のさまざまな課題や地域課題の解決のため、図書資料の充実を図るとともに、中央図書館を中枢とした情報・物流ネットワークのもと、スケールメリットを活かし市内全域に自動車文庫の巡回も含め効率的な図書館サービスを提供する。 「大阪市子ども読書活動推進計画」に基づき、各区の実情に応じて地域・学校と連携した子ども読書活動推進のための企画・立案・実施を行うなど、子どもの読書相談支援センターとしての機能を果たす。 各市立図書館は、魅力ある学校図書館づくりの推進を図るため小中学校図書館整備を支援するとともに、調べ学習、一斉読書など学校教育での図書館活用の充実を図り、主体的な子どもの学びを支援する。	教育委員会 事務局	任意			○	
	大阪市史編纂に関する事務	・現在および将来の市史編纂事業に備えて、大阪市域の歴史にかかわる古文書等の文字史料の調査・撮影・複写・収集・整理・保存を行う。 ・その成果を市民に還元するため、各種図書の刊行や収集した史料を閲覧や掲載等の利用に供する。それらを通じて市域の歴史の学習や研究を促進し、もって郷土への愛着や誇りを育てる。	教育委員会 事務局	任意			○	
	図書館情報ネットワークシステム事業	市民が必要な情報をいつでもどこでも入手できるように市立図書館全館のオンラインシステムを整備・拡充し、他都市の図書館システムとの連携、並びにインターネット技術を活用し、情報提供サービスの拡充を図る。	教育委員会 事務局	任意			○	
	学校図書館活用推進事業にかかる学校図書館に配置する学校図書館補助員の配置計画の作成に関する事務	学校図書館活用推進事業においては、中央図書館学校図書館支援グループのもと、学校図書館補助員（非常勤嘱託職員）の採解、配置、研修、業務支援等を行っている。 本事務事業は、その業務の一部である学校図書館補助員の当年度配置計画（どの曜日のどの時間帯に配置するか）の作成に関して、区担当教育次長専決事項として、各校と調整のうえ策定している。（教育委員会事務局等専決規程 第2条の3（10)により、区担当教育次長専決事項）	教育委員会 事務局	任意			○	
内部事務	庶務業務に関する事務（総務課）	秘書、庁舎管理、OA（庁内パソコンを含む）、防災・危機管理、式典・諸行事、寄付収受、公正職務、報道、広聴広報、文書・公印管理、人事・給与・福利厚生、市会、例規、争訟など	教育委員会 事務局	任意			○	
	庶務業務に関する事務（施設整備課）	文書、市会、予算決算、調達等	教育委員会 事務局	任意			○	
	施設整備業務管理システム運用管理事務	予算、決算、調達、関係職員及び開発業者等との連絡調整	教育委員会 事務局	任意			○	
	未利用地等の活用に関する事務	用地整備、財産の適正管理、未利用地処分	教育委員会 事務局	任意			○	
	庶務業務に関する事務（学事担当）	・課運営に必要な一般事務（文書、予算決算、市会、調達等）	教育委員会 事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	庶務業務に関する事務（教育政策課）	予算決算、調達、局運営方針、区役所支援、府・大学等との連携業務、財政売却代等を財源とした基金への蓄積、監査、調査照会、庶務・秘書、文書、子どもの貧困対策推進本部との連絡調整など	教育委員会 事務局	任意			○	
	校園事業所に関する事務	校園営繕園芸事務所においては、校園からあらかじめ出された要望に基づき、校園に出向き営繕作業や園芸作業などの環境整備を実施している。 学校業務サービスセンターにおいては、教育委員会と校園及び校園間の文書・物品の仕分け・搬送を行う。（搬送は民間事業者に業務委託している。） それぞれの事業にかかる契約事務・経費執行・業務調整等を行う。	教育委員会 事務局	任意			○	
	庶務業務に関する事務（教職員人事担当）	担当内の物品管理、各種証明、予算管理事務、文書管理、各種照会への回答、市会対応、職員団体との交渉、関係例規の改廃等の庶務関係業務を行う。	教育委員会 事務局	任意			○	
	庶務業務に関する事務（学校保健担当）	庶務業務 文書管理、市会対応、予算決算業務等	教育委員会 事務局	任意			○	
	庶務業務に関する事務(指導部)	・文書・公印管理関係業務、後援名義関係事務、諸団体関係事務 ・市会関係業務、OA関係業務、計理・予算決算業務、広報及び広聴に関する事務 ・人事・給与･福利厚生関係業務、職員研修関係業務 ・照会・回答、行財政改革･企画関係業務	教育委員会 事務局	任意			○	
	庶務業務に関する事務(学校経営管理センター)	庁舎管理、端末管理、環境整備、防火・防災、職員の服務、衛生委員会の運営、職員の給与・福利厚生、文書・公印審査、調査・回答　等	教育委員会 事務局	任意			○	
	学校経営管理センター運営費に関する事務	学校経営管理センターの運営等に係る予算・決算、予算管理・執行に関する事務	教育委員会 事務局	任意			○	
	学校園の物品調達・管理に関する事務	学校園の物品等の調達に関する事務 ・　学校園で使用する物品等の調達について、校園長専決額を超える案件の調達・契約を行う。 ・　学校園で使用する物品の内、集約することでスケールメリットがある物品を、使用頻度に応じた回数で調達・契約する。 （年1回‥帳票類、年4回‥備品類、年6回‥文房具類、毎月‥紙類、等） 学校の備品の出納管理に関する事務 ・　校園ネットワーク業務システムに全学校の備品データを登録し、一括管理を行う。 ・　学校の備品の出納に関し、受入・処分・保管換等に係る事務を行う。	教育委員会 事務局	任意			○	
	庶務業務に関する事務(学務担当)	学務担当の（小・中・幼）運営に必要な一般事務 ・職員の勤怠 ・給与・福利厚生 ・各種の照会・回答 ・文書管理　　など	教育委員会 事務局	任意			○	
	庶務業務に関する事務（教育センター）	一般事務、関係諸機関との連携、市会関係事務、文書管理関係事務、計理・予算決算事務、調達事務、物品・備品の管理事務、防災・消防関係事務、施設維持管理事務、事務局の調査・照会対応等	教育委員会 事務局	任意			○	

《5．環境》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
環境行政の総合企画、環境教育等	環境局事業の市民・事業者への広報活動等に関する業務	市民・事業者へ環境局事業に係る情報や内容等を周知するとともに、事業への理解を得るため、パンフレットや広報紙、広報テレビ番組等各種広報媒体を用いた広報活動を行う。 また、環境局のホームページにおいて、ごみの出し方など環境局事業に係る情報や、イベント情報、プレス資料等のお知らせ情報、問い合わせ先等の情報を市民に提供する。加えて、市民の利便性の向上のため、各種申請書やパンフレット等のダウンロードサービスを実施する。	環境局	任意			○	
	大阪市環境基本計画に関する事務	「大阪市環境基本計画」の着実な進行管理を図るため、各種施策の実績や成果を計画的かつ総合的な観点から点検・評価し推進を図る。	環境局	任意			○	
	大阪市環境白書に関する事務	本市の環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況を明らかにする年次報告書として「大阪市環境白書」を作成し、その内容を市会に報告するとともに、市民に広く周知する。	環境局	任意			○	
	環境月間等に関する事務	市民・事業者等の環境保全意識を高めることを目的として、6月の環境月間や12月の地球温暖化防止月間において、本市の環境保全の取組みを取りまとめて公表するとともに、市民等にはポスター・リーフレットによる啓発や企業向けには自主的な環境保全運動を呼びかける。	環境局	任意			○	
	環境表彰に関する事務	環境保全活動、環境保全の意欲の増進を図るため、環境保全に関し顕著な功績のあった個人・団体及び事業者並びに学校園を対象に、選定会議の審査を踏まえて受賞者を決定し、表彰を行う。	環境局	任意			○	
	地域環境啓発に関する事務（環境活動）	環境保全意識の高揚を図ることを目的に、広く市民を対象として、市内5箇所の環境保全監視グループにおいて環境保全に関する啓発事業を実施する。 環境施策課においては、事業の全体調整を行う。	環境局	任意			○	
	地域環境啓発に関する事務（環境規制）	環境保全意識の高揚を図ることを目的に、広く市民を対象として、市内5箇所の環境保全監視グループにおいて環境保全に関する啓発事業を実施する。	環境局	任意			○	
	大阪市環境経営推進協議会に関する事務	環境経営、環境保全に関する知識と技術の向上及びその交流を図り、もって事業者の自主的な環境保全への取組みの推進と快適な都市環境の保全と創造に寄与することを目的に設立された「大阪市環境経営推進協議会」にオブザーバーとして参加し、本市からの情報提供をはじめ、環境施策との連携を図る。	環境局	任意			○	
	おおさか環境科に関する事務	身近な大阪の自然や環境特性などを取り入れ、小中一貫で発達段階に応じた内容の副読本「おおさか環境科」等を作成し、これらを全ての市立小中学校に導入するとともに授業等での活用を図り、「生物多様性」「循環」「地球温暖化」「エネルギー」「都市環境保全」をテーマに環境教育を推進している。 【目的】 　人の暮らしと自然などの環境との関わりについて、調べ学習や体験・実践をとおして理解し、環境を大切にしながら生きようとする子どもを育てる。 【学習対象】 ・市立小学校生　（3～6年生） ・市立中学校生	環境局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	クラウド型ごみ分別アプリ運用管理事務	クラウド型ごみ分別アプリの運用管理を行う。	環境局	任意			○	
	災害廃棄物処理基本計画の策定業務	大規模災害に伴い発生する災害廃棄物への対策について、事前の体制整備とともに大阪市域に係る災害廃棄物処理に関し市が行う業務の基本方針を策定する。	環境局	要綱等	一般市		○	
環境監視規制等	大気汚染調査に関する事務	大気汚染防止法に基づく大気汚染状況の常時監視を補完し、地域の大気汚染状況を把握するとともに、大阪市アスベスト対策基本方針に基づき大気環境中のアスベスト濃度を把握する。	環境局	任意			○	
	大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙等（石綿を除く）の排出の規制等に関する事務	・ばい煙等に係る届出施設等の設置者から提出された届出等の事務 ・ばい煙等に係る届出施設の基準遵守等に係る規制指導 ・届出施設等に係る規制基準等に適合しないときの改善命令等 ・届出施設等等に係る立入検査、報告の徴収 ・条例の規定に違反している者があると認めるときのその旨の公表等に関する事務	環境局	任意			○	
	大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく石綿排出等作業の規制に関する事務	・石綿に係る届出施設の設置者及び石綿排出等作業を伴う建設工事（特定排出等工事）の発注者から提出される届出等の処理 ・石綿排出等作業の基準遵守等に係る規制指導 ・石綿排出等作業に係る作業基準等に適合しないときの改善命令等 ・特定排出等工事場所に係る立入検査、報告の徴収 ・条例の規定に違反している者があると認めるときのその旨の公表等に関する事務	環境局	任意			○	
	工場・事業場等の大気汚染防止対策及び苦情対応に関する事務（市要領等）	市内のばい煙発生施設等を設置する工場・事業場に対する規制指導並びに苦情対応を行う。 ・大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領 ・大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領 ・大阪市低NOx機器普及促進方針 ・大阪市くん蒸施設管理指針	環境局	任意			○	
	アスベストの飛散防止対策及び苦情対応に関する事務	アスベストが使用されている建築物等の解体・改修等工事において、大気中へのアスベストの飛散防止に係る規制指導並びに苦情対応を行う。	環境局	任意			○	
	自動車騒音面的評価システム運用管理事務	自動車騒音面的評価システムの運用管理を行う。	環境局	任意			○	
	自動車排出ガス対策に関する事務	大気汚染物質の高濃度が予測される沿道地域の交通状況及び排出量、大阪市内全域における自動車からの大気汚染物質の排出量を把握するための環境調査を実施する。（高濃度地域汚染調査） また、「港区の環境にやさしい交通をすすめるプロジェクト」、「港区国道43号沿道環境改善対策地域連絡会」に参画している。	環境局	任意			○	
	航空機騒音対策に関する事務（生活保護等世帯空調機器稼働費補助）	大阪国際空港の着陸航路下地域における航空機騒音障害の緩和のため、空港管理者と協調して、民家防音工事を受けた住宅に居住する生活保護等世帯に対する空調機の稼働費の一部補助を行う。【淀川区】	環境局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	航空機騒音対策に関する事務（測定）	大阪国際空港の着陸航路下地域における航空機騒音に係る環境基準の達成に向け、環境調査及び公表を行うとともに、関係機関に対策要望等及び苦情対応を行う。【淀川区、東淀川区】	環境局	任意			○	
	航空機騒音対策に関する事務（共同利用施設の維持管理）	大阪国際空港の着陸航路下地域における航空機騒音障害の緩和のため、地域住民の保育、学習、休養等を目的に整備された共同利用施設の運営を行う。 【淀川区】 大阪市立西三国センター、大阪市立三国センター、大阪市立東三国センター、大阪市立北中島センター、大阪市立西中島センター、大阪市立宮原センター 【東淀川区】 大阪市立啓発センター、大阪市立柴島センター	環境局	任意			○	
	大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場等の騒音・振動対策及び苦情対応に関する事務	工場・事業場、建設作業等の騒音・振動対策、カラオケ騒音、商業宣伝に係る規制指導及び騒音・振動の苦情対応を行う。	環境局	任意			○	
	環境保全関係業務処理システム（騒音等発生工場等管理システム）運用管理事務	環境保全関係業務処理システム（騒音等発生工場等管理システム）の運用管理を行う。	環境局	任意			○	
	騒音振動規制指導（深夜営業等の規制）	深夜営業等の規制 ・「飲食店」、「カラオケ店」、「遊泳場（屋外）」、「テニス場（屋外）」、「バッティング練習場」、「ゴルフ練習場」、「ガソリンスタンド又は有料洗車場における車両洗浄装置の使用」の7営業と屋外の材料置場等での搬出入作業 【営業禁止時間】 ・午後11時から翌日の午前6時まで （ただし、飲食店営業とカラオケ店営業は午前0時から禁止） ・対象地域・・・準住居地域を除く住居系地域	府 環境農林水産部	任意			○	
	大阪府生活環境の保全等に関する条例による化学物質管理制度に基づく事務	・事業者から提出される化学物質管理計画書の届出処理等 ・緊急事態の発生時における事業者からの通報、届出に係る事務等 ・排出量等の取りまとめ及び公表 ・立入検査、報告徴収	環境局	任意			○	
	化製場等管理に関する事務	・西成区の化製場の集約化事業に関する業務（同事業の土地の賃貸借等に関する業務を含む）:【西成区】 ・浅香資源再生共同作業場建物賃貸料債権に関する業務:【住吉区】	環境局	任意			○	
	水環境計画に関する事務	大阪市水環境計画に基づき、市民が満足する良好な水環境の創出に向け、関連部局・各区が実施する計画に基づく各種施策の進行管理を行う。	環境局	任意			○	
	水環境協働事業に関する事務	大阪市水環境計画に基づく、水環境に係る協働事業の全市的な展開により、市民の水環境への関心を高め、各地域の水環境保全・創造活動を活性化させる。	環境局	任意			○	
	水質汚濁対策に関する事務	・淀川・神崎川、大和川などの各河川、及び大阪湾・瀬戸内海などの各協議会に参画し、広域連携により水質改善に努める。 ・大阪市における河川・港湾等における底質対策に関する事務を行う。 ・港湾域におけるPCB濃度の調査等を実施する。	環境局	任意			○	
	水質汚濁常時監視に関する事務	水質汚濁防止法に基づく水質の常時監視の補完、及び市内河川の水質変動を把握・監視するため定期的な水質調査を行い、局地的な水質異常等にも対応できるよう水質モニタリングを行う。	環境局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	地盤沈下対策に関する事務（常時観測及び水準測量支線ルート）	地盤沈下の現状把握のため、阪神地区の自治体と調整しつつ、一級水準測量を実施している。また、市内11箇所の観測所で地盤沈下及び地下水位の常時観測を行っている。	環境局	任意			○	
	環境配慮の啓発・指導に関する事務	大規模小売店舗立地法等に基づく届出に対して、環境への適正な配慮についての意見を述べる。また、大規模建築物の建設計画に関する本市の事前協議制度に基づき、居住環境の保全のため、事業者に対して、騒音等影響回避措置についての指導並びに環境関係法令順守等の指導を行う。	環境局	任意			○	
	土壌汚染のおそれがある土地の規制等に関する事務	土壌汚染のおそれがある土地について、所有者による調査・対策等を実施することを目的に、次の事務を実施 ・ 有害物質使用届出施設に係る工場等の敷地であった土地の調査結果の受理 ・ 要措置管理区域の指定等に係る事務 ・ 汚染土壌の搬出に関する規制 ・ 自主調査等についての指導等	環境局	任意			○	
地盤沈下対策（幹線ルート）	地盤沈下対策に関する事務（水準測量幹線ルート）	地盤沈下の現状把握のため、阪神地区の自治体と調整しつつ、一級水準測量を実施している。	環境局	任意		○		
環境影響評価（条例）	大阪府、大阪市環境影響評価条例に関する事務	大規模な事業を実施しようとするときに、事業者自らが、あらかじめ、その事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等の意見を聴きながら、環境の保全や創造について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる都市の環境の確保に資する。	環境局	任意		○		
地球温暖化対策等	生物多様性に関する事務	持続可能な社会をめざし、様々な生物が生息する自然を守り豊かにする取組みとその活用などに関する取組みの着実な推進を図るため、関西広域連合や大阪生物多様性保全ネットワークなど広域連携のもとで、大阪府や堺市とともに啓発や調査等を行っている。	環境局	任意			○	
	ヒートアイランド対策に関する事務	「おおさかヒートアイランド対策推進計画」に基づき、関係局の連携のもと、緑地や舗装技術を活用した路面温度低減策等のヒートアイランド対策を推進するとともに、ドライ型ミストや打ち水、緑のカーテン･カーペットの普及に取り組む。また、気温の観測等によるヒートアイランド現象の実態を把握するとともに、対策の効果検証を行う。	環境局	任意			○	
	なにわエコ会議の運営支援に関する事務	地球温暖化防止活動を市民、環境NGO/NPO、事業者、行政等が協働して行うために、本市が中心となって平成16年6月に設立したなにわエコ会議の活動を全般的に支援し、地球温暖化防止活動を推進する。	環境局	任意			○	
	なにわエコライフ推進事業に関する事務	家庭での省エネ生活を実践していただくため、大阪市エコボランティアとともに、なにわエコライフチャレンジシート（＝環境家計簿）の参加募集、回収、集計等に取り組んでいる。 また、環境出前講座、環境関連イベント、区民まつりなどの様々な場において、大阪市エコボランティアとともに地球温暖化や省エネ生活に係る知識の普及啓発などに取り組んでいる。	環境局	任意			○	
	地球温暖化対策に関する事務（市条例関係）	大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例に基づき、低炭素社会の構築に関し、本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギーの導入、エネルギーの使用の合理化その他の方法による温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要な事項を定め、温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に推進する。	環境局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	急速充電スタンドの運用等に関する事務	平成23年度に平野区の民間施設に整備した急速充電スタンド(1基)を運用することにより、電気自動車の安心走行をサポートし、民間への次世代自動車普及を加速させる。	環境局	任意			○	
	倍速充電スタンドの運用等に関する事務	・平成22年度に整備した倍速充電スタンド(10基)を一般に供することにより、電気自動車の安心走行をサポートし、EV・PHVの普及を加速させる。 ・北区、此花区、西淀川区、東淀川区、生野区、旭区、阿倍野区、住之江区、住吉区、平野区	環境局	任意			○	
	エコカーの普及促進に関する事務	エコカーの普及を促進するため、全市的観点から充電インフラ整備の検討その他施策の企画立案・全体調整を行う。	環境局	任意			○	
	御堂筋エコロード推進事業	御堂筋沿道の企業などと連携して協議会を設置し、エコドライブの実践やグリーン配送の取組み等の環境にやさしい自動車利用を推進する。	環境局	任意			○	
	環境活動推進施設の運営	大阪市エコボランティア、市民団体、NGO／NPO法人の環境活動や情報交換の場として、もと環境学習センター別館を各地域における環境学習の展開を支えるプラットホーム機能を有する環境活動推進施設(愛称:なにわECOスクエア　行政財産)として活用し、環境ネットワークを構築することにより環境保全活動の充実を図っている。 ・環境活動推進施設の所在区:鶴見区	環境局	任意			○	
	環境学習推進事業	環境保全に関する気づきや行動を幅広く促すため、区民センターや地域の公園など市民に身近な場所で、こどもから社会人、シニア向け、家庭向けなど幅広い市民を対象に、環境学習講座やイベントを実施するとともに、市民ボランティア等の活動や活動発表の場を提供する。	環境局	任意			○	
	地球温暖化対策推進本部の運営に関する事務	全庁的に計画の推進及び進行管理を行い、省エネルギー化を推進することで市民・事業者の取組みを牽引するため、平成28年7月に設置した「大阪市地球温暖化対策推進本部」を運営する。	環境局	任意			○	
	他団体等への派遣事務(公益財団法人地球環境センター)	公益財団法人地球環境センターへの派遣業務	環境局	任意			○	
地球温暖化広域対策等	国連環境計画(UNEP)国際環境技術センターの支援に関する事務	平成4年に鶴見区鶴見緑地に誘致した国連環境計画国際環境技術センター(UNEP-IETC)の活動に協力し、(公財)地球環境センター(GEC)とともに、環境分野における国際交流を推進することにより、開発途上国の環境問題の解決に取り組む。	環境局	任意		○		
	大阪　水・環境ソリューション機構に関する事務	官民連携により海外の水・環境問題の解決に貢献し、大阪・関西企業の海外展開を支援することにより地域経済活性化を図るため、「大阪　水・環境ソリューション機構(OWESA)」を活用し、上水道、下水道、廃棄物処理など水・環境分野において官民が連携して海外での事業展開をめざした取組を進める。さらに、ホーチミン市をはじめ、アジア諸都市等の低炭素都市形成の支援を図る産学官連携の「Team OSAKAネットワーク」とJCM等の国の支援制度を活用し、日本企業の海外進出の促進による大阪・関西の経済の活性化と国際的な地球温暖化対策に貢献する。	環境局	任意		○		
	自動車公害防止広域対策に関する事務	自動車交通環境対策及び自動車に係る地球温暖化対策を目的として、大阪自動車環境対策推進会議・六大都市自動車技術評価委員会・近畿八府県市自動車環境対策協議会へ参加し情報を交換するとともに、エコドライブの推進等自動車交通環境に係る啓発活動を実施する。	環境局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
エネルギー政策	エネルギー政策の推進に関する事務	東日本大震災に伴う原発事故を契機に大阪・関西でも電力需給がひっ迫するなど、現在の電力供給システムの課題が明らかになったことから、エネルギーの効果的利用と安定供給を実現するためのエネルギー政策を推進するため、おおさかエネルギー地産地消推進プランに基づき、大阪府と連携した企画・立案や、施策の方向性の検討、進捗管理や見直し等を行う。	環境局	任意		○		
	脱原発依存の推進に関する事務	東日本大震災に伴う原発事故を踏まえ、エネルギー需給のあり方を根本的に見直し、安心かつ安価な電力が安定的に供給されるシステムが求められている。こうした観点から、原発依存からの脱却を求めて、国や電力会社に対し、申入れ等を行うとともに、関西電力株式会社の株主としての立場により株主提案を行うとともに、他の株主に対する賛同呼び掛けを行う。	環境局	任意		○		
	おおさかエネルギー地産地消推進プランに基づく新たなエネルギー社会の構築に関する事務	おおさかエネルギー地産地消推進プランに基づき、産業活動をはじめ大阪の成長や安定した市民生活と調和のとれた新たなエネルギー社会の構築・都市間競争に打ち勝つ強靭なまちづくりを行ううえで不可欠な、エネルギーコストの低減・エネルギーセキュリティの向上を実現する、大阪における大都市型エネルギー有効利用のベストミックスを求めて各種調査（エネルギー面的利用促進事業・地中熱導入促進事業等）を行う。	環境局	任意		○		
	水素エネルギー社会の構築をめざした、水素需要拡大に向けた取組みに関する事務	水素・燃料電池関連分野における今後の取組みの方向性を示すものとして策定した「H2Osakaビジョン」に基づき、府市連携による「H2Osakaビジョン推進会議」を運営し、産学官連携のプロジェクトを創出を図るプラットフォームとして、水素エネルギーの利活用の拡大を図る。	環境局	任意		○		
	統合型GIS（市民向け）運用管理業務	統合型GIS（市民向け）にて帯水層蓄熱情報マップの運用管理を行う。	環境局	任意		○		
エネルギー政策推進等	夢洲1区メガソーラーに関する事務	臨海部における環境・エネルギー関連産業の集積の先導的な役割を担う取組みとして、夢洲１区の廃棄物処分場を活用して、民間事業者によるメガソーラーを設置するとともに、地域と連携して環境学習事業を展開している。	環境局	任意			○	
	おおさかスマートエネルギーセンターの運営	再生可能エネルギーの導入促進を図る拠点として、「おおさかスマートエネルギーセンター」を設置（大阪府環境農林水産部エネルギー政策課スマートエネルギーグループ内）し、太陽光パネルの普及啓発事業や公共・民間施設や遊休地を活用した太陽光発電事業のマッチングを行うとともに需要サイドの節電を促すアグリゲーション事業を行う節電アグリゲータと小口需要家とのマッチングなどを実施する。	環境局	任意			○	
環境保全設備資金融資	環境保全設備資金融資に関する事務	公害防止設備や低公害車の導入、アスベスト除去工事等を実施しようとする中小企業者を対象に、自己資金による措置が困難な中小企業が公害防止設備の設置や改善に要する資金を金融機関から低利で融資を受けられるよう斡旋、融資金にかかる利子補給を行い、環境保全対策に取り組む中小事業者の経済的な負担を軽減し、都市環境の改善・向上をめざす。 なお、大阪市環境保全設備資金融資事業は、近年、環境対策が一定成果を上げてきたことなどから、新規受付を平成19年9月末に終了し、平成26年2月末には、最後の融資制度の利用者が債務を完済した。 このため、平成26年度以降については、これまでに代位弁済補助金として交付した補助金に対して、大阪市信用保証協会の求償権による回収した回収金を収納する事務のみを継続している。	環境局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
緑化	公園樹・街路樹の保全育成（制度管理・受託事業）[大規模公園【後方支援活動拠点等】][幹線道路【広域交通網】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】及び幹線道路【広域交通網】における以下の業務。 ・公園樹・街路樹の保全育成 公園樹及び街路樹の適切な管理の制度設計 ・受託事業：歳入・歳出 街路樹の移植・撤去・復旧工事 ・他局・他部からの受託事業 街路植栽工事（建設局・都市整備局）	建設局	任意		○		
	公園樹の保全育成（維持工事）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】における以下の業務。 ・公園樹の保全育成（維持工事） 公園樹の適切な管理を行い、都市環境の改善や良好な都市景観を形成し、安全、安心で快適な都市空間を提供する。	建設局	任意		○		
	街路樹の保全育成（維持工事）[幹線道路【広域交通網】]	幹線道路【広域交通網】における以下の業務。 ・街路樹の保全育成（維持工事） 街路樹の適切な管理を行い、都市環境の改善や良好な都市景観を形成し、安全、安心で快適な都市空間を提供する。 ・御堂筋の樹木維持管理 御堂筋の街路樹の保全育成を実施し、都市環境の改善や良好な都市景観の形成等に寄与する。	建設局	任意		○		
	公共空間の緑化の推進（制度管理）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】における以下の制度設計。 ・地域ふれあい緑化 ・公共空間の花飾り	建設局	任意		○		
	公共空間の緑化の推進（維持管理・緑化実施）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】における以下の業務。 ・地域ふれあい緑化 「地域ふれあい緑化事業」により整備した緑地の維持管理を行う。 ・公共空間の花飾り 主要駅や交差点、公園、街路、公共施設等市内各所で花飾りを実施。	建設局	任意		○		
	緑化の普及啓発（花とみどりと自然の情報センター）	花と緑のまちづくり推進のため、市民への緑化普及啓発を目的とする「花と緑と自然の情報センター」の管理運営を行う指定管理者との調整業務。	建設局	任意		○		
	鶴見緑地体験学習施設の運営	市民への緑化普及啓発を目的として、利用者が、植物との触れ合い体験等を通じ、都市における自然や緑の必要性に関する理解を深めることができる施設として管理運営を行う指定管理者との調整業務。	建設局	任意		○		
緑化（市民協働等）	街路樹・公園樹の保全育成（制度管理・受託事業）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等][幹線道路【地域交通網】][生活道路]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等並びに幹線道路【地域交通網】及び生活道路における以下の業務。 ・公園樹・街路樹の保全育成 公園樹及び街路樹の適切な管理の制度設計 ・受託事業：歳入・歳出 街路樹の移植・撤去・復旧工事 ・他局・他部からの受託事業 市営住宅植栽工事（都市整備局） 街路植栽工事（建設局・都市整備局）	建設局	任意			○	
	公園樹の保全育成（維持工事）[住区基幹公園等]	住区基幹公園等における以下の業務。 ・公園樹の保全育成 公園樹の適切な管理を行い、都市環境の改善や良好な都市景観を形成し、安全、安心で快適な都市空間を提供する。	建設局	任意			○	
	公園樹の保全育成（維持工事）[住区基幹公園等]	住区基幹公園等における以下の業務。 ・公園樹の保全育成（設計・工事発注） 公園樹の適切な管理を行い、都市環境の改善や良好な都市景観を形成し、安全、安心で快適な都市空間を提供する。	建設局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	公園樹の保全育成（維持工事）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】における以下の業務。 ・公園樹の保全育成（維持工事） 公園樹の適切な管理を行い、都市環境の改善や良好な都市景観を形成し、安全、安心で快適な都市空間を提供する。	建設局	任意			○	
	街路樹の保全育成（維持工事）[幹線道路【地域交通網】][生活道路]	幹線道路【地域交通網】及び生活道路における以下の業務。 ・街路樹の保全育成（維持工事） 街路樹の適切な管理を行い、都市環境の改善や良好な都市景観を形成し、安全、安心で快適な都市空間を提供する。	建設局	任意			○	
	公共空間の緑化の推進（制度管理）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等における以下の制度設計。 ・地域ふれあい緑化 ・公共空間の花飾り	建設局	任意			○	
	公共空間の緑化の推進（維持管理･緑化実施）[住区基幹公園等]	住区基幹公園等における以下の業務。 ・地域ふれあい緑化 「地域ふれあい緑化事業」により整備した緑地の維持管理を行う。 ・公共空間の花飾り 主要駅や交差点、公園、街路、公共施設等市内各所で花飾りを実施。	建設局	任意			○	
	公共空間の緑化の推進（維持管理･緑化実施）[住区基幹公園等]	住区基幹公園等における以下の業務。 ・地域ふれあい緑化（設計・工事発注）	建設局	任意			○	
	公共空間の緑化の推進（維持管理･緑化実施）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】における以下の業務。 ・地域ふれあい緑化 「地域ふれあい緑化事業」により整備した緑地の維持管理を行う。 ・公共空間の花飾り 主要駅や交差点、公園、街路、公共施設等市内各所で花飾りを実施。	建設局	任意			○	
	未来樹づくり協定（制度管理）	未来樹づくり協定における制度管理。	建設局	任意			○	
	未来樹づくり協定（維持管理）	市民のみなさんに自然を身近に感じられるように、土地所有者等と協定を締結し、本市が植樹した地域のシンボルとなる高木の維持管理業務。	建設局	任意			○	
	保存樹の保全育成（制度管理）	保存樹の保全育成における制度管理	建設局	任意			○	
	保存樹の保全育成（補助金交付）	市内に残る貴重な緑の保全育成のため保存樹、保存樹林等の維持管理を行う事業に対して補助金を交付。	建設局	任意			○	
	種から育てる地域の花づくり	種から育てる地域の花づくり運動を市域全域に浸透するよう展開させ、花と緑のまちづくりを推進する制度の管理。	建設局	任意			○	
	ふれあい花壇業務（制度管理）	市民が花と緑を守り育てる気運やまちづくりに参画する意識を高めるために、公園の一角を「ふれあい花壇」として提供し、地域の方々が主体的に花壇を設置・管理を行う制度の管理。	建設局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	ふれあい花壇業務（地域との調整業務等）	市民が花と緑を守り育てる気運やまちづくりに参画する意識を高めるために、公園の一角を「ふれあい花壇」として提供し、地域の方々が主体的に関るための調整業務。	建設局	任意			○	
	緑化の普及啓発	市民への緑化普及啓発を目的として、市民ボランティアであるグリーンコーディネーターの育成および緑化の普及啓発に関する情報を広報紙等の発注。	建設局	任意			○	
	公園・緑化普及啓発事業	グリーンコーディネーター等の緑化ボランティアとの花と緑を通した市民協働の展開により、市民自らが各地域で行う緑化普及活動のサポート業務。	建設局	任意			○	
	都市緑化フェアへの参画	自治体として、全国都市緑化フェアに参画するとともに、自治体出展花壇等を通じて、本市の公園・緑化施策のPRの実施及び参画に伴う調整業務。	建設局	任意			○	
	花と緑のフェスティバル等の開催業務	グリーンコーディネーターなどと協働で実施する花と緑のフェスティバル「はならんまん」など一般市民を対象に行催事を実施するための各団体との調整及び業者委託の設計・発注。	建設局	任意			○	
	緑化業務（寄付収受業務）	・寄付収受関係業務（現金）	建設局	任意			○	
	緑化業務（寄付収受業務）	・寄付収受関係業務（物品）	建設局	任意			○	
	花と緑のまちづくり推進基金管理	大阪市の花と緑のまちづくり推進に資するためにある「花と緑の推進基金」の処分（取崩）及び繰入（積立）を行い、適正な基金の管理を行う。	建設局	任意			○	
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理指導方針の策定等に関する事務	大阪市域の産業廃棄物処理の実情に合わせた指導方針を定めることを目的として次の事務を行う。 ・大阪市域の事業者に対する産業廃棄物処理に係る実態調査 ・実態調査結果を踏まえた産業廃棄物処理指導方針の策定及び改定	環境局	任意			○	
	産業廃棄物処理業者に対する規制指導に関する事務（事前協議関係事務）	産業廃棄物の処理施設の設置に係わって、本市条例に基づく事前協議手続きに関する事務を行う。	環境局	任意			○	
	産業廃棄物排出事業者に対する規制指導に関する事務（届出関係、土地の使用者に対する指導等関係）	産業廃棄物が発生する事業場の外で保管を行う場合について、事前の届出や帳簿の備付け等の自家保管に関する規制指導業務を行う。また、産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認められる場合は、土地の使用者等に対する指導等を実施する。	環境局	任意			○	
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理の推進に関する事務（大阪PCB廃棄物処理事業監視部会関係）	市民・事業者・行政の信頼関係に立脚したPCB廃棄物の適正処理の推進を図るため、近畿2府4県及び14市が参加する近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会で開催される大阪PCB廃棄物処理事業監視部会において、情報公開等の業務を行う。	環境局	任意			○	
	産業廃棄物情報管理システム運用管理事務	産業廃棄物情報管理システムの運用管理を行う。	環境局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
一般廃棄物処理	中高層建築物ごみ等保管施設設置に関する事務	生活環境の維持保全を目的として、条例・規則において、一定規模以上の建築物（3階以上かつ20戸以上の住宅及び延べ面積2,000㎡以上の建物）を建設する者に対し、一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置を義務づけている。要綱に基づき、保管施設の設置に関する事前協議や指導を行い、保管施設設置届を受付けている。また延べ面積2,000㎡未満の「大規模小売店舗立地法」にかかる店舗の廃棄物保管施設についても指導等を行っている。	環境局	任意			○	
	ふれあいあんしんパトロールの推進に関する事務（本課）	ごみ収集車等を活用した作業エリアのパトロール（事件等の早期発見や犯罪の未然防止に留意しつつ、ごみ収集業務に従事する）を実施し、事件・事故等で市民の危険を発見した場合や市民から救助を求められた場合に、一時保護、関係機関への連絡といった緊急時の初期対応を行うなど日常業務の中で市民の安全確保に向けて取り組んでいる。	環境局	任意			○	
	ふれあいあんしんパトロールの推進に関する事務（事業所）	ごみ収集車等を活用した作業エリアのパトロール（事件等の早期発見や犯罪の未然防止に留意しつつ、ごみ収集業務に従事する）を実施し、事件・事故等で市民の危険を発見した場合や市民から救助を求められた場合に、一時保護、関係機関への連絡といった緊急時の初期対応を行うなど日常業務の中で市民の安全確保に向けて取り組んでいる。	環境局	任意			○	
	事業系ごみ等排出実態調査に関する事務	事業系ごみ等の排出実態（発生抑制・再生利用の可・不可や産業廃棄物の混入率等）を詳細に調査・把握することで、効果的な啓発指導を行い、事業系ごみ等の適正区分・適正処理を推進する。	環境局	任意			○	
	魚腸骨処理対策に関する事務（業の指定を除く）	各自治体での対応が困難な魚腸骨処理について、昭和62年に大阪府及び府内市町村が設立した「大阪府魚腸骨処理対策協議会」のもとで、府内から排出される魚腸骨を、岸和田市内の再資源化施設において、共同処理委託する。	環境局	任意			○	
	一般廃棄物規制指導等運営事務（許可及び一般廃棄物再生利用業の指定関係を除く）に関する事務	一般廃棄物の規制指導に関する企画運営（不動産の貸付や業界団体への委託料等）を行う。	環境局	任意			○	
	搬入票発行・作業対象名簿管理システム運用管理事務	搬入票発行・作業対象名簿管理システムにより、工場別の搬入実績や、一般廃棄物収集運搬業許可業者の収集実績を把握することにより、一般廃棄物収集運搬業許可業者の収集先・承認車両・搬入実績・手数料等のデータの作成や、搬入実績に基づく、搬入票の発行、許可業者の実態把握の資料としている。	環境局	任意			○	
	家庭系ごみ収集輸送事業に係る新たな経営形態の検討に関する事務	家庭系ごみ収集輸送事業については、廃棄物処理事業のより一層の効率化を図るため、ごみの収集部門における民間活力の導入を推進することとし順次民間委託を拡大しており、引き続き、民間委託の拡大に向けた改革方策について検討を進める。	環境局	任意			○	
	環境事業センター改革検討に関する事務	環境事業センターの業務運営の向上を図るため、服務規律の確保、交通事故防止、更なる業務の効率化等の諸課題について、ボトムアップによる課題解決をめざした取組を行う。	環境局	任意			○	
	ごみ量集計システム運用管理事務	・一般廃棄物のうち、直営収集分（普通ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・容プラごみ・環境ごみ等）及び事業者が搬入するごみ（一般搬入分、道路傭車ごみ）については、焼却工場でごみの搬入前後に計量を行ってデータ化し、ごみ搬入量を管理するごみ量集計システムにてデータ管理を行っている。	環境局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	「ごみ屋敷課題」解決推進に関する事務（本課）	生活環境に大きな影響を及ぼす、いわゆる「ごみ屋敷」の対応を行う.。本課では、関係局である区役所、福祉局との連絡調整や、審議会の運営、臭気測定を行う。なお、行政指導、行政処分、経済的・社会的支援については、区役所及び福祉局が所管となっている。	環境局	任意			○	
	「ごみ屋敷課題」解決推進に関する事務（事業所）	生活環境に大きな影響を及ぼす、いわゆる「ごみ屋敷」の対応を行う。事業所では、区役所からの情報提供を受けて、現地確認や調査、立入等を連携して行う。	環境局	任意			○	
	南港地区管路輸送施設の代替設備設置に関する事務	南港地区における管路輸送施設を廃止し普通ごみ収集への移行に向けた、ごみ置き場等の代替設備の設置と事業廃止後に不要となる管路輸送施設の処置等を実施する。	環境局	任意			○	
	廃棄物処理技術調査	廃棄物処理技術の調査研究を行う。	環境局	任意			○	
	汚染負荷量賦課金（閉鎖した焼却工場分）	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、前年に排出した硫黄酸化物（SOx）量と昭和57年から昭和61年の5年間の間に排出した硫黄酸化物（SOx）量に応じて、定められた算出方法に基づき汚染負荷量賦課金を支払う。	環境局	任意			○	
	八尾工場関連施設建設費交付に関する事務	八尾工場の建替えに伴う工場関連施設として八尾市が温水プールを建設し、その建設費を八尾市との協議に基づき、八尾市が本市の負担額分も含めて起債を充当していることから、その元利償還額を年度ごとに交付する。	環境局	任意			○	
	他団体等への派遣事務（大阪市・八尾市・松原市環境施設組合）	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合への派遣業務	環境局	任意			○	
	他団体等への派遣事務（大阪湾広域臨海環境整備センター）	大阪湾広域臨海環境整備センターへの派遣業務	環境局	任意			○	
環境美化、減量・リサイクル	一般廃棄物の減量・リサイクルの総合的推進（食品リサイクル）に関する事務	食品廃棄物の減量・リサイクルの推進について総合調整を行う。	環境局	任意			○	
	循環型社会形成の推進に関する事務	平成23年10月に制定（平成24年4月1日施行）した「循環型社会形成推進条例」に基づき、循環型社会を形成するための事業を行う。	環境局	任意			○	
	一般廃棄物排出実態調査に関する事務	家庭系ごみに対する排出実態調査（詳細な組成分析）等の実施	環境局	任意			○	
	清掃ボランティア活動（まち美化パートナー制度等）の促進事業に関する事務（本課）	ノーポイモデルゾーン内に設置した「まち美化パートナー制度」実施地区において、本市と覚書を交わして清掃及び美化啓発活動を行う団体に対して支援を行うとともに、その他の清掃ボランティアに対して清掃用具等を交付するほか、こうした清掃ボランティアの活性化を図るため表彰を行っている。 また、国際都市にふさわしい清潔で美しいまち「おおさか」をアピールするため、大阪マラソン開催前週に大阪市内を一斉に清掃活動を行っている。 本課（事業管理課）は各事業の総括事務を行う。	環境局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	清掃ボランティア活動（まち美化パートナー制度等）の促進事業に関する事務（事業所）	ノーポイモデルゾーン内に設置した「まち美化パートナー制度」実施地区において、本市と覚書を交わして清掃及び美化啓発活動を行う団体に対して支援を行うとともに、その他の清掃ボランティアに対して清掃用具等を交付するほか、こうした清掃ボランティアの活性化を図るため表彰を行っている。 また、国際都市にふさわしい清潔で美しいまち「おおさか」をアピールするため、大阪マラソン開催前週に大阪市内を一斉に清掃活動を行っている。 事業所（環境事業センター）は担当行政区において、各団体等への清掃用具の交付や後ごみ収集などを行うとともに、各団体等との連絡調整業務を行っている。	環境局	任意			○	
	路上喫煙対策事業(審議会・禁止地区等関係）に関する事務	市民等の安心、安全で快適な生活環境の確保を目的として、路上喫煙を防止し、路上喫煙マナー・モラルの向上を図るため、路上喫煙禁止地区における違反者への過料徴収などの事業を実施している。本課（事業管理課）では、「路上喫煙禁止地区」にかかる事務を実施している。また、大阪市路上喫煙対策委員会を担当４局（環境局、健康局、危機管理室、消防局）内の事務局として運営している。	環境局	任意			○	
	路上喫煙対策事業(たばこ市民マナー向上エリア制度）に関する事務（本課）	市民等の安心、安全で快適な生活環境の確保を目的として、路上喫煙を防止し、路上喫煙マナー・モラルの向上を図るため、全市的な普及啓発、市民・事業者団体の自主的な活動への支援と協働を推進する「たばこ市民マナー向上エリア制度」などの事業を実施している。本課（事業管理課）では、「たばこ市民マナー向上エリア制度」にかかる各活動団体との協定及び啓発物品の一括購入等を実施している。	環境局	任意				○
	路上喫煙対策事業(たばこ市民マナー向上エリア制度）に関する事務（事業所）	市民等の安心、安全で快適な生活環境の確保を目的として、路上喫煙を防止し、路上喫煙マナー・モラルの向上を図るため、市民・事業者団体の自主的な活動への支援と協働を推進する「たばこ市民マナー向上エリア制度」などの事業を実施している。 事業所（環境事業センター）では、「たばこ市民マナー向上エリア制度」にかかる各活動団体との調整並びに啓発等を行っている。	環境局	任意				○
	資源集団回収活動に関する事務（本課）	市民の自主的なごみ減量・リサイクル活動を促進するため、資源集団回収活動を行う住民団体及び地域活動協議会に対し、登録制度を設け、奨励金等の支給による支援や、功績のあった団体への表彰を行う。また、大阪市の古紙・衣類分別収集に代わり、地域コミュニティが独自に契約した回収業者が地域の資源回収を行うコミュニティ回収の手法への移行を促すことで、一層の資源集団回収の促進を図る。本件事務については、資源集団回収活動等を行う住民団体等への支援や表彰に関する事務を局で総括的に行っている。	環境局	任意				○
	資源集団回収活動に関する事務（事業所）	市民の自主的なごみ減量・リサイクル活動を促進するため、資源集団回収活動を行う住民団体及び地域活動協議会に対し、登録制度を設け、奨励金等の支給による支援や、功績のあった団体への表彰を行う。また、大阪市の古紙・衣類分別収集に代わり、地域コミュニティが独自に契約した回収業者が地域の資源回収を行うコミュニティ回収の手法への移行を促すことで、一層の資源集団回収の促進を図る。本件事務については、本市環境事業センターの所管区内における資源集団回収活動等を行う住民団体への支援や表彰に関する事務を行っており、普及啓発や新たに活動を実施する住民団体への制度説明や対応など、資源集団回収活動の促進を図るため、地域との窓口となっている。	環境局	任意				○

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	地域に即した減量等の取組み（環境事業センター普及啓発事業）に関する事務（本課）	市民にごみ減量・3Rについての普及啓発を進めるため、廃棄物行政の拠点として市民に接する機会の多い「環境事業センター」が主体となって、地域におけるイベントでの普及啓発や小学校へ体験学習等の出前講座等を行うとともに、環境事業センター内の市民啓発コーナーにおいて情報提供やマタニティウェアの展示提供等、地域に即したごみ減量等の働きかけを行うための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。 地域団体や学校からの依頼を受け、事業の実施計画から啓発実施まで環境事業センターにて行う。	環境局	任意			○	
	地域に即した減量等の取組み（環境事業センター普及啓発事業）に関する事務（事業所）	市民にごみ減量・3Rについての普及啓発を進めるため、廃棄物行政の拠点として市民に接する機会の多い「環境事業センター」が主体となって、地域におけるイベントでの普及啓発や小学校へ体験学習等の出前講座等を行うとともに、環境事業センター内の市民啓発コーナーにおいて情報提供やマタニティウェアの展示提供等、地域に即したごみ減量等の働きかけを行うための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。 地域団体や学校からの依頼を受け、事業の実施計画から啓発実施まで環境事業センターにて行う。	環境局	任意			○	
	ごみ減量キャンペーンに関する事務（本課）	多くの市民が参加する区民まつり等に参画し、ごみ減量・3R促進のためのPRコーナーを設け、パネル展示、リサイクル工作教室、ごみ分別クイズ、ごみに関する相談に応じるなど、地域の特性に応じた普及啓発活動を行う。 大都市（政令指定都市及び特別区）が連携した共同キャンペーン、レジ袋削減協定など市民・事業者と連携した取組みを実施し、ごみ減量・3R促進のための普及啓発活動を行う。 区民まつり等への参画については、各環境事業センターにおいて事業実施計画から啓発実施までを行う。	環境局	任意			○	
	ごみ減量キャンペーンに関する事務（事業所）	多くの市民が参加する区民まつり等に参画し、ごみ減量・3R促進のためのPRコーナーを設け、パネル展示、リサイクル工作教室、ごみ分別クイズ、ごみに関する相談に応じるなど、地域の特性に応じた普及啓発活動を行う。 大都市（政令指定都市及び特別区）が連携した共同キャンペーン、レジ袋削減協定など市民・事業者と連携した取組みを実施し、ごみ減量・3R促進のための普及啓発活動を行う。 区民まつり等への参画については、各環境事業センターにおいて事業実施計画から啓発実施までを行う。	環境局	任意			○	
	ごみ減量・3R啓発推進事務（本課）	ごみ減量・3Rを推進していく必要があることから、区役所等の市民に身近な本市施設において、啓発展示や講座等の開催による減量啓発を実施するための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。環境事業センターにおいて事業実施計画から啓発実施までを行う。事業実施にあたっては、区役所や保健福祉センターなどと調整し、公募により市民参加を求める。本課においては事業実施計画のとりまとめや進捗管理等を実施するとともに、予算執行を行う。	環境局	任意			○	
	ごみ減量・3R啓発推進事務（事業所）	ごみ減量・3Rを推進していく必要があることから、区役所等の市民に身近な本市施設において、啓発展示や講座等の開催による減量啓発を実施する。環境事業センターにおいて事業実施計画から啓発実施までを行う。 事業実施にあたっては、区役所や保健福祉センターなどと調整し、公募により市民参加を求める。	環境局	任意			○	
	特定建築物管理システム運用管理事務	特定建築物管理システムにより、指導対象建築物のデータを把握するとともに、減量計画書に記載し提出された前年度実績、当年度計画について集計を行う。また、前年度の立入結果の評点を整理し、本年度の立入検査時に必要な資料を作成するとともに表彰等の基礎資料としている。	環境局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	大規模事業所に対する事業系一般廃棄物減量・適正処理指導（表彰等関係業務）に関する事務（本課）	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することを目的として、市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物（特定建築物）の所有者及び管理者に対して、計画書の提出を義務づけるとともに、事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に功績のあった建物の所有者等に対して、表彰を行う。本課は、企画・運営を行う。	環境局	任意			○	
	大規模事業所に対する事業系一般廃棄物減量・適正処理指導（表彰等関係業務）に関する事務（事業所）	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することを目的として、市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物（特定建築物）の所有者及び管理者に対して、計画書の提出を義務づけるとともに、事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に功績のあった建物の所有者等に対して、表彰を行う。事業所では、本課が企画・運営を行うにあたり、それぞれの事業所が担当する特定建築物についての功績内容の精査・確認、表彰対象建築物の選定を行う。また、表彰当日の運営についても従事する。	環境局	任意			○	
	環境美化運動推進基金積立金に関する事務	運用利子を基金へ積み立て、環境美化運動の推進を図る事業等の資金に充てることを目的としている。	環境局	任意			○	
斎場・霊園	斎場の管理運営に関する事務（本課）	市立斎場の適正な管理運営（指定管理者の履行確認や連絡調整）及び斎場施設の修繕（予算要求、契約事務）を行う。 ・瓜破斎場（平野区）、北斎場（北区）、小林斎場（大正区）、鶴見斎場（鶴見区）、佃斎場（西淀川区）	環境局	要綱等	一般市			○一組
	斎場の管理運営に関する事務（事業所）	斎場では、市町村長の火葬許可を受けた遺体を火葬するため、使用許可を行ったのち、遺体の受入れ、火葬・収骨を行う。また、通夜式・告別式を行う式場施設並びに火葬施設の保安点検等の維持管理業務を行う。 ・瓜破斎場（平野区）、北斎場（北区）、小林斎場（大正区）、鶴見斎場（鶴見区）、佃斎場（西淀川区）	環境局	要綱等	一般市			○一組
	葬祭場（やすらぎ天空館）の運営に関する事務	会葬者1,000人規模の大式場（間仕切りをして会葬者400人規模の小式場として使用可能）を提供する。 ・やすらぎ天空館（阿倍野区）	環境局	任意				○一組
	霊園の管理運営に関する事務 ※【泉南メモリアルパーク（阪南市）、服部霊園（豊中市）、瓜破霊園（平野区）、南霊園（阿倍野区）、北霊園（北区）】	市設霊園における使用者からの各種届出に関する事務や霊園の整備・維持管理業務	環境局	要綱等	一般市			○一組
	施設等整備企画事務に関する事務（斎場・大規模霊園等）	環境局の施設、設備及び機材等の点検整備等に関する事務を行う。 ・瓜破斎場（平野区）、北斎場（北区）、小林斎場（大正区）、鶴見斎場（鶴見区）、佃斎場（西淀川区） ・瓜破霊園（平野区）、服部霊園（豊中市）、泉南メモリアルパーク（阪南市）、南霊園（阿倍野区）、北霊園（北区）	環境局	任意				○一組
	斎場予約受付システム運用管理事務	斎場予約受付システムの運用管理を行う。	環境局	任意				○一組
	霊園管理システム運用管理事務【泉南メモリアルパーク（阪南市）、服部霊園（豊中市）、瓜破霊園（平野区）、南霊園（阿倍野区）、北霊園（北区）】	霊園管理システムの運用管理を行う。	環境局	任意				○一組

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	霊園の管理運営に関する事務（上記5霊園以外の小規模霊園等）	市設霊園における使用者からの各種届出に関する事務や霊園の整備・維持管理業務 ・小規模霊園等　59箇所	環境局	要綱等	一般市		○	
	霊園管理システム運用管理事務（上記5霊園以外の小規模霊園等）	霊園管理システムの運用管理を行う。	環境局	任意			○	
内部事務	局庶務業務（総務課）	・文書・公印管理関係業務、市会関係業務、IT関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約業務、管財業務、監査業務、文書逓送業務、内部統制体制、情報公開関係業務、災害対策業務 ・局所管不動産の管理に関する業務 ・総務部及び総務課以外の部課の主管に属さない業務	環境局	任意			○	
	局事業総合企画に関する事務	運営方針の進捗管理や改革関連事務その他局所管の事務事業に係る総合的企画、調査、連絡調整、統計及び資料の収集整備等の事務を行う。	環境局	任意			○	
	庶務業務（企画課）	企画課における庶務関係業務 （市会関係業務、予算・決算業務、勤怠業務、照会回答業務など）	環境局	任意			○	
	局の人事に関する事務	・所属職員に対する人事・給与・福利厚生関係業務 ・職員人材育成関連業務 ・局保有車両の保険に関する業務 ・コンプライアンス関係業務	環境局	任意			○	
	庁内環境管理計画に関する事務	大阪市独自の環境マネジメントシステム「大阪市庁内環境管理計画」に基づき、電気使用量抑制等による温室効果ガス排出抑制、コピー用紙使用量削減等による省資源の促進、廃棄物減量・リサイクルの促進など、職員全員による積極的な環境配慮行動により環境への負荷の少ない事務事業を推進する。	環境局	任意			○	
	庶務業務（環境施策課）	環境施策部環境施策課における庶務関係業務 （市会関係業務、予算・決算業務、有価証券・物品管理関係業務、照会回答業務、安全衛生関係事務　など）	環境局	任意			○	
	庁内の省エネ・節電対策に関する事務（省エネ・節電対策の総括）	庁内における省エネ・節電対策を促進するため、全庁的な取組みの総括を行う。	環境局	任意			○	
	庶務業務（環境管理課）	・ATC庁舎管理業務、各環境保全監視担当管理運営、公文書管理業務、市会関係業務、計理・予算決算業務等、大都市環境保全主管局長会議、大阪府・大阪市・堺市環境行政連絡協議会など環境保全部門での他都市交流等、公害工場跡地管理業務、公用車の管理に関する業務 ・環境規制担当の事務業務全般及び各環境保全監視グループとの連絡調整業務、環境管理部門における研修の企画実施	環境局	任意			○	
	庶務業務（産業廃棄物規制担当）	産業廃棄物の規制指導関係業務に係る庶務的な業務	環境局	任意			○	
	庶務業務（事業管理課）	事業管理課における庶務関係事務	環境局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	庶務業務（家庭ごみ減量課）	事業部家庭ごみ減量課の庶務業務 （市会関係業務、計理・予算決算業務、各種照会回答業務等）	環境局	任意			○	
	庶務業務（一般廃棄物指導課）	事業部一般廃棄物指導課の庶務業務 （市会関係業務、計理、予算決算業務等）	環境局	任意			○	
	施設等整備企画事務に関する事務（屋内プールや集会施設等区関連施設）	環境局の施設、設備及び機材等の点検整備等に関する事務を行う。 ・屋内プール　：３施設 ・さざんか会館：１施設 ・桜島地区集会所：１施設 ・鶴見区緑地帯：１施設 ・小規模霊園等：59施設（引継霊園：54施設含む） ・共同利用施設（航空機騒音対策）：８施設 ・東淀工場付帯施設（エコホール江口）：１施設	環境局	任意			○	
	施設等整備企画事務に関する事務（その他施設）	環境局の施設、設備及び機材等の点検整備等に関する事務を行う。 ・環境事業センター （１１箇所：北部（北区）、東北（東淀川区）、城北（鶴見区）、西北（西淀川区）、中部（東住吉区）、中部出張所（浪速区）、西部（大正区）、東部（生野区）、西南（住之江区）、南部（西成区）、東南（平野区）） ・資源ごみ中継地 （５箇所：鶴見区、西淀川区、大正区、平野区、東淀川区） ・容器包装プラスチック中継施設 （６個所：此花区、住之江区、西淀川区、鶴見区、平野区、東淀川区） ・中浜流注場（城東区） ・リフレうりわり（平野区）　　ほか	環境局	任意			○	
	工場跡地等整備に関する事務（もと大正工場）	閉鎖した焼却工場等跡地の保全実施及び跡地の利用を進める。 ・もと大正工場（大正区）　　平成25年度停止	環境局	任意			○	
	工場跡地等整備に関する事務（もと南港工場・もと港工場）	閉鎖した焼却工場等跡地の保全実施及び跡地の利用を進める。 ・もと南港工場（住之江区）　平成20年度停止 ・もと港工場（港区）　　平成21年度停止	環境局	任意			○	
	工場跡地等整備に関する事務（もと森之宮工場・もと建替計画用地）	閉鎖した焼却工場等跡地等の保全実施及び跡地等の利用を進める。 ・もと森之宮工場（城東区）　平成24年度停止 ・もと森之宮工場建替計画用地（城東区）	環境局	任意			○	
	庶務業務（施設管理課）	総務部施設管理課における庶務関係業務 （市会関係業務、予算・決算業務、有価証券・物品管理関係業務、照会回答業務、安全衛生関係事務など）	環境局	任意			○	
	鶴見区緑地帯の管理に関する事務	鶴見区緑地帯維持管理及び倉庫の貸し付けに向けた事務等を行う。	環境局	任意			○	
	鶴見工場搬入路の管理に関する事務	鶴見工場搬入路の維持管理等（路面状況の確認、舗装補修、境界確定、認定道路として所管替の協議）にかかる事務を行う。	環境局	任意			○	
	焼却工場・環境事業センター底地整理に関する事務	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合が所管する工場用地（焼却工場）と環境局が管理するべき土地（環境事業センター）の管理区分等を明確（底地整理）にし、より適切な管理を行うために境界確定及び登記等に関する事務を行う。 ・鶴見工場、城北環境事業センター（鶴見区） ・西淀工場、西北環境事業センター（西淀川区）	環境局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	グリーン購入法に関する事務	地球温暖化問題や廃棄物問題など地球環境問題を解決するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から使用、廃棄までのライフサイクル全体の環境負荷を低減することが必要である。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の趣旨を踏まえ、「大阪市グリーン調達方針」を定め、物品及び役務（以下「物品等」という。）の効率的な利用やリサイクルを促進するとともに、環境負荷の低減に資する物品等（以下「環境物品等」という。）の調達の推進を図る。	環境局	任意			○	
	電力調達にかかる入札集約化に関する事務	地球温暖化対策推進本部事業として、環境に配慮した電力調達を推進し、温室効果ガス等の削減を図るため、所属横断的に対象施設を集約化し、入札を実施する。	環境局	任意			○	
	省エネルギー改修（LED化）に関する事務	地球温暖化対策推進本部事業として、「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」を推進させ、市民・事業者の先頭に立った率先行動として、大阪市役所が温室効果ガス排出量の削減及び光熱費削減効果を早期に発現させることを目的とし、本市実行計画〔事務事業編〕に相当する「政府実行計画」が掲げる取組み内容を踏まえ、費用対効果を検証しながら対象施設を選定し、省エネルギー改修（LED化）を推進する。	環境局	任意			○	
	フロン排出抑制法にかかる事務	第一種特定製品の保守・点検の徹底を周知し、自主的なフロンの適正管理を促すとともに、大阪市役所全体の保有機器のフロン類算定漏えい量をとりまとめ、一定以上の漏えいがある場合、国へ年１回報告を行う。	環境局	任意			○	
	庶務関係等業務（環境規制）	・予算、決算に関する業務 ・市会対応に関する業務 ・国や他自治体からの照会等に関する業務 ・各種会議への参画 ・公害防止対策関係業務（窒素酸化物排出状況調査等） ・市民からの問合せ、公害等の苦情対応 ・環境保全監視グループとの連絡調整業務	環境局	任意			○	
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理の推進に関する事務（本市の市長部局で保管されている安定器の処理関係）	本市の市長部局で保管されている安定器について、計画的な処理を図る。	環境局	任意			○	

《6. 産業・市場》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
成長分野の企業支援等	成長戦略の推進	・大阪府・大阪市の戦略を一本化した「大阪の成長戦略」の推進	政策企画室	任意		○		
	企業等の誘致に関する事務【府等との連携事業等】	・進出企業との取引を通じた企業のビジネスチャンスの拡大や雇用機会の創出、税収の増加等を目的に、大阪府、大阪商工会議所と共同で設置する大阪外国企業誘致センターの機能を活用し外国企業等の誘致を図る ・大阪府と連携した地方税軽減制度を活用し、「関西イノベーション国際戦略特区」の指定エリアへのターゲット企業の集積を図る ・MICEの開催を通じた観光消費の拡大を図るとともに、大阪に集積する産業分野を活かしたビジネスやイノベーションの機会を創出するため、大阪府、経済界、大阪観光局と連携して戦略的にMICE誘致を推進する	経済戦略局	任意		○		
	有望企業への重点的支援事業	【大阪トップランナー育成事業】 医療・介護・健康分野等において新たな需要の創出が期待できる製品・サービスの事業化をめざすプロジェクトを発掘・認定し、認定を行ったプロジェクトに対して、コーディネータが伴走し、経営ノウハウ提供を中心としたソフト面での継続的サポートを実施することにより認定プロジェクトの事業化を促進するとともに中小企業の新規プロジェクトの創出を促進する。	経済戦略局	任意		○		
	クリエイティブ産業創出・育成支援事業	「クリエイティブネットワークセンター大阪」を拠点として、クリエイター同士のネットワークづくりを進め、クリエイター、団体、企業とのイベント連携により新たな価値を情報発信するとともに、ものづくり企業などと協働を促進し、付加価値の高い製品やサービスを創出する。	経済戦略局	任意		○		
	科学技術の振興事務	大阪に集積する大学・研究機関や企業のポテンシャルを最大限に活かし、産業の振興や人材の育成が図られるよう、大阪市の持続的な成長に欠かすことのできない事務事業を推進するため、これらの事業の根幹をなす科学技術の振興に取り組む。 また、高度な専門知識を有する人材が豊富で、貴重な知的資源である大学のポテンシャルを市域内で活用する仕組みとして、都心部に今後の大阪の発展に資する大学等と連携した人材育成中核拠点「キャンパスポート大阪」（北区）を設置し、大学の連携組織である大学コンソーシアム大阪に賃貸することで、人材育成機能を発揮する。	経済戦略局	任意		○		
	グローバルイノベーション創出支援事業	うめきたに開設した「大阪イノベーションハブ（OIH）」（北区）を拠点に、大阪・関西のポテンシャルを最大限に活用しながら、国内外から人材・情報・資金を誘引して、新製品・新サービスにつながるプロジェクトの創出・推進支援を行う「場」と「仕組み」づくりに取り組む。	経済戦略局	任意		○		
	ファンド運営のモニタリング事務	出資者としての、グローバルイノベーションファンドの運営状況の確認　など	経済戦略局	任意		○		
	サイバーフィジカルシステム（CPS）を活用したビジネス創出事業	CPS／IoTに特化した起業家育成プログラムを実施し、新たなビジネス分野であるCPS／IoTを活用した事業展開を行う事業者を輩出するとともに、大阪がCPS／IoTを活用した新しいビジネスの集積地になることを目的とする。	経済戦略局	任意		○		
	水・環境技術の海外プロモーション	官民連携で設立した「大阪水・環境ソリューション機構」に参画し、水・環境分野での企業の海外進出を支援。	経済戦略局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	インテックス大阪の管理運営、工事の実施及び（一財）大阪国際経済振興センターの監理に関する事務	・昭和60年に開業したインターナショナルエキシビションセンターオオサカ（インテックス大阪）（住之江区）の管理運営を行うとともに、国際見本市・イベント等の開催誘致を積極的に進め、企業取引の拡大と大阪の国際化及び経済の活性化を図る ・インテックス大阪の建設当初から施設の管理運営を実施してきた（一財）大阪国際経済振興センターの監理事務を実施	経済戦略局	任意		○		
	地方独立行政法人大阪市立工業研究所への派遣	地方独立行政法人大阪市立工業研究所への派遣。 ※平成29年度に(地独）大阪市立工業研究所は、(地独）大阪府立産業技術総合研究所と合併し、(地独)大阪産業技術研究所を設立。	経済戦略局	任意		○		
	創業・新事業創出・経営革新支援事業	・地域の中小企業を対象として、大阪産業創造館（中央区）において中小企業支援事業を実施 ・（公財）大阪市都市型産業振興センターが大阪産業創造館を活用し、個別企業の課題やニーズに対応する経営相談や、セミナー、商談会といった支援サービスを実施	経済戦略局	任意		○		
	産創館施設管理運営	・中小企業支援拠点である「大阪産業創造館」（中央区）の施設管理運営 ・延べ床面積　23,827.6㎡、地下3階・地上18階建ての施設 ・施設の保守や整備等に関する関係者との調整や業務発注等を実施	経済戦略局	任意		○		
	（公財）大阪市都市型産業振興センターへの派遣	公益財団法人大阪市都市型産業振興センターへの派遣。	経済戦略局	任意		○		
地域の企業支援等	企業等の誘致に関する事務【市内投資促進事業等】	・進出企業との取引を通じた市内企業のビジネスチャンスの拡大や雇用機会の創出、税収の増加等を目的に、国内からの企業等の誘致及び市内での再投資の促進を図る ・企業誘致の誘引力ともなる在阪企業の本社機能流出の抑止に向けた取り組みを行う ・「関西イノベーション国際戦略特区」の指定エリア等へのターゲット企業の集積を図る	経済戦略局	任意			○	
	国際ビジネス・プロモーション活動推進事業	・大阪市がアジア太平洋地域の主要経済都市（13都市）と提携するビジネスパートナー都市のネットワークの活用・強化を図るとともに、専門家によるアドバイス等、海外販路開拓にかかるきめ細やかな支援などにより、在阪中小企業に対する国際ビジネス活動の支援を実施 ・日本貿易振興機構（ジェトロ）の研修生受入制度を活用して、職員をジェトロへ派遣し、大阪市の今後の国際ビジネスの中核を担う国際人材を育成	経済戦略局	任意			○	
	輸出手形保険　てん補金回収事務	大阪市が過去に輸出手形保険制度に基づいて支払ったてん補金にかかる回収納付金の収納事務。	経済戦略局	任意			○	
	ものづくり関連事業	・同一の職業に従事し社会に貢献している功労顕著な、中小企業に働く技能者及び優秀な技能を有する青年技能者を顕彰する中小企業技能功労者表彰を実施 ・ものづくり人材育成事業：大阪テクノマスターによる職業講話、技術指導や中小企業と工業高校の交流会を実施 ・大阪市泉尾賃貸工場（テクノシーズ泉尾）（大正区）事業 ・地域のものづくり企業への企業訪問を通じて施策PRとともに、企業ニーズを踏まえ適切な施策へ誘導を行う ・伝統産業普及のため、府が中心となり、事業者、産地を有する各市と伝統工芸品展を開催など	経済戦略局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	地域経済活力創造事業に関する事務	【地域経済活力創造制度】 区役所のコーディネートのもと、地域の商店街やものづくり企業、商工団体、住民、NPOなど多様な主体が協働し、一体となって実施する地域経済活性化事業を支援するため、区役所に予算配付する。 ※平成28年度は中央区役所のみ（平成29年度は実施予定なし） 【区役所における経営相談】 地域の事業者が身近な場所で経営相談が受けられるよう、区役所と連携して区役所経営相談を実施する。	経済戦略局	任意			○	
	産業振興施設等維持管理運営業務	【市有財産（地域産業振興施設等）にかかる貸付契約の適正な履行及び維持管理等業務】 ・地域産業振興施設として貸付している施設の法令点検等の維持管理及び適宜の修繕補修を行い、建物賃料の収入を確保 ・産業振興事業などの用地として貸し付けている土地の適正な管理とともに、土地賃料の収入を確保 【供用廃止した市有財産の処分に向けた商品化】 ・供用廃止後の市有財産の適正な維持管理及び売払い処分などに向けた各種調査等を実施	経済戦略局	任意			○	
	小売市場施設の管理に関すること	・小売市場条例廃止後に小売市場等として民間に賃貸している市有財産（土地・建物）の維持管理及び財産管理業務 ・事業用途の廃止や見直し等により不要となった売却処分対象市有地の商品化及び維持管理	経済戦略局	任意			○	
	商業魅力向上事業（ハード事業）	商店街等のハード事業への助成。	経済戦略局	任意			○	
	商業魅力向上事業（ソフト事業）	商店街等のソフト事業への助成。	経済戦略局	任意			○	
	大阪商店街にぎわいキャンペーン事業に関する事務	市内商店街の元気と魅力を幅広く発信し、商店街への集客・回遊・販売を促進するため、大阪市商店会総連盟と分担事業として実施。	経済戦略局	任意			○	
	商業振興施設に関する業務	商業施設として民間に賃貸している市有財産(土地・建物)の維持管理・財産管理業務など。	経済戦略局	任意			○	
	コミュニティビジネス（CB）への支援	・コミュニティビジネス等促進のための創業支援、コンサルティングの実施 ・CB/SBの創業から自立化までの成長段階に応じた一貫した支援体制を確保するとともに、事業執行の円滑化を図る観点から平成26年度から市民局実施事業と一体的に実施	経済戦略局	任意			○	
	小規模事業者等支援事業	【小規模事業者等支援委託事業】 国の「小規模事業者等支援委託金」に基づく、小規模事業者に対する一般研修の実施。 【新事業分野開拓事業者認定事業】 新規性があり、優れた特性を有する新商品の生産等に取り組む中小企業を支援するため、基準を満たす新商品等を認定することにより、庁内での調達及び市場での販売促進につなげる。	経済戦略局	任意			○	
融資制度	融資制度の実施（経営支援特別融資を除く）	中小企業の安定的な事業継続を支えるため、制度融資に取組み、中小企業者の資金調達を支援。（経営支援特別融資を除く）	経済戦略局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	融資制度の実施（経営支援特別融資）	中小企業の安定的な事業継続を支えるため、大阪府の制度融資を活用した経営支援特別融資を実施し、中小企業者の資金調達を支援。	経済戦略局	任意			○	
	大阪府地域支援人権公社の団体運営にかかる事務	大阪府地域支援人権金融公社の団体運営の支援	経済戦略局	任意		○		
ATC	産業振興拠点における支援事業	アジア太平洋トレードセンター（ATC）を産業振興拠点として位置付け、産業別に支援施設（産業振興施設）を設け、製品・企業活動の展示紹介等の情報発信や商談機会の創出、企業間交流の促進、人材の育成等による支援を行い、大阪経済の成長につなげていく。 【対象事業】 ①大阪デザイン振興プラザ事業（デザイン関連産業） ②ソフト産業プラザ事業（IT・デジタルメディア産業） ③ATCエイジレスセンター事業、福祉ビジネス支援事業（健康・福祉・介護関連産業） ④ATCグリーンエコプラザ事業、環境ビジネス支援事業（環境・エネルギー関連産業） ⑤ATC輸入住宅促進センター事業（住宅関連産業）	経済戦略局	任意		○		
	ATCに関する事業	・アジア太平洋トレードセンター（ATC）が公的役割を果たすため、運営主体である(株)アジア太平洋トレードセンターの特定調停の履行と経営健全化について、大阪市による経営状況の監視を継続的に実施。 ・ATCの関連施設であるオズパーク（海浜公園）及びATCホールについて、経費補助等を通じて施設の適正な管理運営を図ることにより、大阪経済の国際化・活性化及び咲洲コスモスクエア地区における賑わい創出の役割を果たす。	経済戦略局	任意		○		
計量	計量啓発に関する事務	適正計量の普及・啓発を図るため、イベントへの参加による計量啓発、シンポジウムの開催、一日計量検査所長による市内百貨店での量目検査などの事業を実施。	経済戦略局	任意			○	
	特定計量器定期検査事務事務管理システム	計量法に基づく定期検査の実施について、特定計量器定期検査システムを用いてより効率的に事務執行を管理。	経済戦略局	任意			○	
農業の振興・規制等	農業経営計画の認定申請の受理等	大阪府が認定する農業経営計画（農業経営の現状、目標及び目標を達成するためにとるべき措置等）の受理。	経済戦略局	任意			○	
	米穀生産対策業務	「大阪市地域農業再生協議会（構成：大阪市、JA等生産出荷団体、農業共済組合、土地改良区等、地域の実情に応じた会員）」において各農業者に米の生産数量目標を設定し、米穀の需給調整や農業者戸別所得補償制度を推進するため、国が直接農家に交付する交付金の申請受付、作付実績確認等の事務を行う。	経済戦略局	要綱等	一般市		○	
	都市農業振興事業	都市農業振興にかかる企画・調整、安全で安心できる農産物生産の振興や農や食に対する市民啓発の理解醸成のためのPR業務など。	経済戦略局	任意			○	
花き流通対策	花き流通対策事業	大阪における花き流通の拠点として、平成2年に府市共同で出資、設立した（株）大阪鶴見フラワーセンターに対し、大阪鶴見花き地方卸売市場（鶴見区）用地として土地を賃貸している。	経済戦略局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
内部事務	庶務関係業務	局業務に関する人事、給与、市会、文書、行財政改革等の庶務関係業務、及び、予算・決算、契約、管財等の計理関係業務、並びに所管監理団体等に対する監督指導など。	経済戦略局	任意			○	
	局施策の企画推進関係事務	・地域経済の実態把握のため、各種調査研究や個々の企業ニーズ・課題等に関する情報収集等を実施 ・「大阪府市都市魅力戦略推進会議」や「大阪市中小企業対策審議会」を設置・運営 ・地域の特性や社会経済情勢に対応した施策の企画立案や推進にかかる各種調整等を実施 ・大阪市中小企業振興基本条例の推進や各種施策の実施状況の公表などを実施	経済戦略局	任意			○	
	企業情報データベースシステム運用管理事務	局のマーケティング機能の強化のため、企業情報等の共有、施策・事業への反映・活用などが可能となる企業情報データベースの運用を行う。	経済戦略局	任意			○	
	もと国際見本市会場来場者駐車場の賃貸に関する事務	「もと国際見本市会場来場者駐車場」（住之江区）の賃貸に関する事務。	経済戦略局	任意			○	

《7．都市魅力》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
観光振興（成長・集客関連）	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【府市連携事業】	【現在、府市で連携し事業を実施しているもの】 ・大阪・光の饗宴事業 ・御堂筋活性化事業 ・水と光のまちづくり推進事業	経済戦略局	任意		○		
	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・先行的に取り組む広域的事業】・大阪城エリア観光拠点化事業	【先行的に取り組む広域的な新規・拡充事業として位置づけられている事業】 ・大阪城エリア観光拠点化事業	経済戦略局	任意		○		
	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・先行的に取り組む広域的事業】・大阪城天守閣学芸業務	【先行的に取り組む広域的な新規・拡充事業として位置づけられている事業】 ・大阪城天守閣学芸業務	経済戦略局	任意		○		
	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・先行的に取り組む広域的事業】・天王寺公園・動物園の魅力向上事業	【先行的に取り組む広域的な新規・拡充事業として位置づけられている事業】 ・天王寺公園・動物園の魅力向上事業	経済戦略局	任意		○		
	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【大阪観光局事業】	・大阪観光局事業 プロモーション活動の推進 都市魅力の創造とインフラ整備推進 MICE誘致の推進 マーケティング・情報発信　など	経済戦略局	任意		○		
	観光交流の促進に関する業務【一般会計】	クルーズ船の寄航誘致による観光・集客資源の発掘、交流促進を図り、また夢洲地区における観光拠点の形成を目指し、もって経済波及効果の発揮とともに、臨海部の活性化へつなげるため、一般会計上次の事務を実施。 ・クルーズ客船：大阪観光局とともに「大阪港クルーズ客船誘致推進会議」の運営、官民協働によるクルーズ客船の誘致・受入 ・客船ターミナルの整備：ターミナルの整備をPFI手法により実施。 ・夢洲地区での観光拠点の形成など、夢洲のまちづくり方針や土地利用等を策定する ・2025年に万博を夢洲地区に誘致するための関係機関との調整	港湾局	任意		○		
	観光交流の促進に関する業務【港営事業会計】	夢洲地区における観光拠点の形成を目指し、もって経済波及効果の発揮とともに、臨海部の活性化へつなげるため、港営事業会計上次の事務を実施。 ・夢洲地区での観光拠点の形成など、夢洲のまちづくり方針や土地利用等を策定する ・2025年に万博を夢洲地区に誘致するための関係機関との調整	港湾局	任意		○		
観光振興（地域関連）	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・シティプロモーション等の業務】	【現在、大阪市が単独で実施しているもの：「市」としてのシティプロモーション等の業務】 ・「三都物語」コーディネート事業 ・京阪神堺四都市外客誘致実行委員会事業 ・関西国際空港内広域観光案内推進事業 ・「歴史」と「食」の魅力発信事業　　など	経済戦略局	任意			○	
	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・観光客受入環境整備事業 】	【現在、大阪市が単独で実施しているもの：特定のエリアを中心に実施している業務】 ・外国人等観光客受入環境整備事業 ・観光バス乗降場の利便性向上事業 ・観光魅力向上のための歴史・文化的まちなみ創出事業 ・観光案内表示板の設置 ・大阪城公園内特設案内所における観光案内業務　　など	経済戦略局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・施設管理】	【現在、大阪市が単独で実施しているもの：特定のエリアを中心に実施している業務】 ・築港地区活性化事業施設管理運営	経済戦略局	任意			○	
文化振興（成長・都市魅力創造関連）	文化振興にかかる事務（全市的な観点で実施している事業）・（広域）	芸術文化振興事業のうち、平成28年度現在、全市的な観点で実施しているもので、かつ広域的な事業： 大阪アーツカウンシル等による文化行政の推進、大阪アジアン映画祭の開催、咲くやこの花賞受賞者支援事業、文化創造拠点ネットワークの形成（中央公会堂（北区））、咲くやこの花賞事業、大阪文化祭賞・大阪文化賞事業、三好達治賞事業、織田作之助賞事業、大阪市芸術活動振興事業助成（特別助成）、（一財）地域創造に対する分担金 、芸術文化魅力育成プロジェクト、文楽を中心とした古典芸能振興事業、芸術・文化団体サポート事業	経済戦略局	任意		○		
	大阪市生涯学習情報提供システム(中央公会堂分)	大阪市生涯学習情報提供システムで大阪市中央公会堂の予約情報を市民に提供。	経済戦略局	任意		○		
文化施設（博物館、美術館等）	博物館群の魅力向上等	・市立の博物館施設の運営事業及び連携による機能の向上と新たな事業展開によるサービスの向上に資する事業 ・博物館施設改修事業 ・史跡難波宮跡維持管理等	経済戦略局	任意		○		
	大阪市立美術館の魅力向上	・大阪市立美術館（天王寺区）の大規模改修 ・リニューアル後の美術館については隣接する「慶沢園」の活用などにより更なる美術館の魅力向上、集客力向上、来館者満足度向上を図る	経済戦略局	任意		○		
	局所管施設の点検保全業務【博物館等】	局所管施設の主な建築物について、事故を未然に防ぐため、年間を通して安全にかかわる部位に関する点検業務を実施。 （平成28年度点検対象施設のうち、科学館（北区）、中央公会堂（北区）、東洋陶磁美術館（北区）、大阪歴史博物館（中央区）、市立美術館（天王寺区）、自然史博物館（東住吉区））	経済戦略局	任意		○		
	博物館施設の地方独立行政法人化	博物館施設の最適な経営形態の実現に向け、地方独立行政法人への移行をめざす	経済戦略局	任意		○		
	（公財）大阪市博物館協会への派遣	公益財団法人大阪市博物館協会への派遣	経済戦略局	任意		○		
	（公財）大阪科学振興協会への派遣	公益財団法人大阪科学振興協会への派遣	経済戦略局	任意		○		
文化施設（地域関連）	泉布観維持管理・桜宮公会堂の管理運営	泉布観地区について、中之島、八軒家浜からOAP地区、毛馬桜之宮公園につながる人の流れを生み出し、大川沿いの水辺エリア全体の魅力向上および活性化を実現する。 泉布観地区内の重要文化財「泉布観」「桜宮公会堂」（北区）について、適切な維持管理を行う。	経済戦略局	任意			○	
	適塾史跡公園の維持管理	適塾史跡公園（中央区）について、適切な維持管理を行う。	経済戦略局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	もと大阪市公館の管理運営	もと大阪市公館（都島区）の管理運営。	経済戦略局	任意			○	
新しい美術館の整備事業の推進	新しい美術館の整備事業	・新しい美術館整備事業 ・収蔵作品展の開催 ・美術資料の収集　など	経済戦略局	任意		○		
	大阪新美術館建設準備室収蔵品管理システム	大阪新美術館建設準備室収蔵品の情報管理。	経済戦略局	任意		○		
文化振興（地域関連）	文化振興にかかる事務（全市的な観点で実施している事業）・（基礎）	芸術文化振興事業のうち、平成２８年度現在、全市的な観点で実施しているもので、かつ地域性の強い事業： 青少年芸術体験事業、大阪市芸術活動振興事業助成（一般助成）、第一級の芸術にふれる機会の充実、地域等における芸術活動促進事業、文楽を特色とする地域魅力創出事業、大阪クラシックの開催、文化振興事務	経済戦略局	任意			○	
	文化振興にかかる事務（区CM事業として実施している事業）・芸術創造館除く	芸術文化振興事業のうち、区CM事業（芸術創造館除く）： 現代芸術振興事業、文化創造拠点ネットワークの形成（クラシック音楽普及促進）、 創造を楽しむ元気な地域づくりの推進、文学碑維持管理	経済戦略局	任意			○	
	芸術創造館の管理運営	芸術文化振興事業のうち、芸術創造館（旭区）の管理運営。	経済戦略局	任意			○	
	局所管施設の点検保全業務【芸術創造館】	局所管施設の主な建築物について、事故を未然に防ぐため、年間を通して安全にかかわる部位に関する点検業務を実施。 （平成28年度点検対象施設のうち、芸術創造館（旭区））	経済戦略局	任意			○	
	築港地区活性化事業施設の管理運営（大阪文化館）	芸術文化振興事業のうち、築港地区活性化施設（大阪文化館（港区））の管理運営。	経済戦略局	任意			○	
スポーツ振興（生涯スポーツ）	生涯スポーツ事業【市長杯、審議会等関係事務】	市民にスポーツをするきっかけ・継続する機会を提供するため、各種スポーツ大会を実施するとともに、生涯スポーツの振興に向けた取り組みを実施。 ・市長杯各種大会 ・スポーツ推進委員関係事務 ・スポーツ推進審議会 ・スポーツ関係事務（後援名義、表彰、寄付収受など）	経済戦略局	任意			○	
	生涯スポーツ事業【スポーツ教室、学校体育施設開放事業等】	市民にスポーツをするきっかけ・継続する機会を提供し、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進など、各種スポーツ事業を実施し生涯スポーツの振興を図る。 ・オータムチャレンジスポーツ ・スポーツ教室事業 ・ウオーキング事業 ・学校体育施設開放事業及び施設整備 ・スポーツ推進委員の採解及び活動支援 ・総合型地域スポーツクラブの設立及び活動に対する支援 ・スポーツ関係事務（スポーツボランティアなど）	経済戦略局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
スポーツ振興（地域関連）	競技スポーツ振興施策【交流事業】	トップアスリートとの交流やスポーツを通じた国際交流など、競技団体との連携を基に実施することで、市民スポーツの振興を図る。 ・トップアスリートとの交流事業 ・JOCパートナーシップ事業 ・大阪市スポーツ少年団関係業務 ・競技力向上事業 ・プロスポーツ関係業務 ・オリンピック・パラリンピック関係業務 ・大阪市国際ユースサッカー大会 ・陸上競技フェスタ	経済戦略局	任意			○	
スポーツ振興（競技スポーツ）	競技スポーツ振興施策【大規模競技大会】	大規模競技大会（国際大会・全国レベルの大会）の開催・招致など「みる」スポーツを通じて、市民スポーツの振興と都市魅力の創出を図る。 ・大阪国際女子マラソン ・社会人野球日本選手権 ・大阪マラソン ・大阪国際トライアスロン ・全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会 ・全日本バレーボール大会 ・全日本陸上実業団陸上競技選手権 ・中之島ダンスフェスティバル ・大阪市主催・共催以外の大会関係業務 ・その他、国際競技等運営・活動業務	経済戦略局	任意		○		
	大阪市長杯世界スーパージュニアテニス選手権大会	靭テニスセンターで開催される国際大会を通じて、市民スポーツの振興と都市魅力の創出を図る。	経済戦略局	任意		○		
	ワールドマスターズゲームズ2021関西	関西WMG2021組織委員会が主催する「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の閉会式を大阪市内で開催し、大会の盛り上げと都市魅力の創出を図る。	経済戦略局	任意		○		
競技施設等の運営管理（大規模公園内）	競技施設等の運営事業【長居公園・鶴見緑地・大阪城公園内各施設】	長居（東住吉区）、鶴見（鶴見区）、大阪城公園内競技施設・修道館（中央区）を指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意		○		
	スポーツ施設の補修【長居公園・鶴見緑地・大阪城公園内各施設】	スポーツ施設を安全・安定的に使用できるよう改修等を行う。 ・長居公園内施設（東住吉区）：長居陸上競技場、長居第2陸上競技場、長居球技場、長居相撲場、長居庭球場 ・鶴見緑地内施設（鶴見区）：鶴見緑地球技場、鶴見緑地運動場、鶴見緑地庭球場 ・大阪城公園内施設（中央区）：修道館、大阪城弓道場	経済戦略局	任意		○		
大阪ドーム	大阪ドームの公的部分に対する助成	平成18年5月に本市とオリックス社と更生管財人との3者間で交わされた基本確認書に掲げるドーム機能並びに公共性の維持に関する条件をもとに、大阪ドームの施設利用の促進と公的施設（外周デッキ）の維持管理に関する補助を実施する。	都市計画局	任意		○		

《8. まちづくり》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
都市計画 （都市再生特別地区・用途地域等）	都市計画アセス関連事務【任意】 （都道府県権限に附随）	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度。 開発事業が都市計画に定められる場合、環境影響評価条例に基づき、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。 （都区制度の場合、都の特例権限以外で都が実施することになる都市計画決定に関するもの） 都市計画区域の整備・開発・保全の方針、都市再開発方針、都市再生特別地区、高速道路、都道府県道、公園（10ha以上）、河川等	都市計画局	任意		○		
	都市計画アセス関連事務【任意】 （都の特例権限に附随）	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度。 開発事業が都市計画に定められる場合、環境影響評価条例に基づき、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。 （都区制度の場合、都の特例権限として都が実施する都市計画決定に関するもの） 用途地域、特定街区（1ha超）、公共下水道、市場、地区計画（再開発等促進区3ha超）、沿道地区計画(沿道再開発等促進区3ha超)等	都市計画局	任意		○		
都市計画 （地区計画等）	都市計画アセス関連事務【任意】 （特別区権限に附随）	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度。 開発事業が都市計画に定められる場合、環境影響評価条例に基づき、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。 （都区制度の場合、特別区が実施する都市計画決定に関するもの） 特別用途地区、景観地区、区市町村道、駐車場、公園（国、都道府県設置以外）、地区計画（再開発等促進区3ha超を除く）、沿道地区計画（沿道再開発等促進区3ha超を除く）等	都市計画局	任意			○	
都市計画企画立案支援	都市計画基礎調査（任意）	都市計画基礎調査データをメッシュ化したデータの管理・提供を行っており、これらの成果をまちづくりの基礎資料として、土地利用計画、防災対策関連、交通計画等の策定時に活用している。また、地域・拠点開発情報の管理、情報提供も行なっている。このシステムを利用することによって、様々な情報の集計・分析・加工ができ、局内外の企画立案部門の計画支援に資することができる。	都市計画局	任意			○	
	都市計画広報等連絡事務	都市計画広報資料作成のための情報収集、資料作成等連絡事務等を行う。	都市計画局	任意			○	
	大阪市統合型GIS運用促進事業に関する事務	全庁的に業務情報を共有並びに業務の連携を行う統合型GISプラットホームを運用している。併せて、市民サービスの向上と積極的な情報公開を行うために市民向けのGISを運用している。	都市計画局	任意			○	
	統合型GIS（庁内向け）運用管理事務	統合型GIS（庁内向け）にかかるシステムの運用管理。	都市計画局	任意				○一組
	統合型GIS（市民向け）運用管理事務	統合型GIS（市民向け）にかかるシステムの運用管理。	都市計画局	任意				○一組

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	都市計画行政支援システムの運用管理に関する事務	都市計画行政支援システムのサブシステムである地形図管理基本システム、都市計画窓口システムのデータ管理や運用、必要な環境整備の検討・実施等を行う。 地形図管理基本システムは、地形図データ、都市計画データ等を収集・分析・加工・編集・情報提供するシステムであり、大阪市地形図（1／2,500）、都市計画図、航空写真等をデジタルデータ化して管理し、職員の業務の効率化・高度化を図り、都市計画縦覧図（A2判）を出力し、市民の閲覧に供するものである。 都市計画窓口システムは、市民が都市計画縦覧図の閲覧及び都市計画事項の検索を容易に行えるとともに、コピーによる資料の持ち帰りも可能とするものである。	都市計画局	任意				○一組
住宅市街地の整備	防災まちづくり計画関係業務	都市防災総合推進事業等の防災まちづくり計画関係業務について、関係部局と連携し、国土交通省等と調整を行う。 平成11年に策定した「防災まちづくり計画」で設定した「防災性向上重点地区」において、密集指標の見直しの必要性について検討する。	都市計画局	要綱等	一般市		○	
	都市再開発融資制度に係る事務	本市施行の市街地再開発事業によって建設される建築施設の部分を買入れる者に必要な資金を融通することによって、市街地の再開発を促進させていくものであるが、民間金融システムの充実により平成19年度末をもって融資受付は廃止している。現在は、未償還分の預託事務を行っている。なお、融資期間は最長で30年以内。	都市整備局	任意			○	
	都市防災不燃化促進事業に係る事務	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の避難の安全を確保するため、地域防災計画に定める避難路のうち、本市の指定する避難路の沿道区域において、一定の基準に適合する耐火建築物等を建設する場合に建設費の一部を助成し、避難路沿道建築物の不燃化を促進する。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		○	
	住宅市街地総合整備事業等に係る事務	既成市街地において、都市機能の更新、密集住宅市街地の整備改善等を図るため、住宅や公共施設の整備等を総合的に行う事業について国が助成を行う「住宅市街地総合整備事業」等を活用し、生野区南部地区、西成区北西部地区、福島区北西部地区、大阪市東南部地区などで事業を実施している。 また、事業化に至らなかった用地について、維持・管理を行うとともに、当該用地の売却を進めている。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		○	
	民間老朽住宅建替支援事業に係る事務	民間老朽住宅の自主建替えを促進するため、ハウジングアドバイザーの派遣、建替建設費補助、賃貸住宅建設資金融資、従前居住者家賃補助を実施する。 「防災性向上重点地区」及び「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地（優先地区）」では補助要件や補助率等を優遇し、民間老朽住宅のさらなる建替えを促進するとともに、優先地区において狭あい道路等に面した敷地における除却費補助を実施する。 また、「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム」に基づき、密集住宅市街地における防災性の一層の向上に向け、「重点整備エリア」において、民間老朽住宅の除却や建替え等への支援策の強化を図るとともに、跡地を防災空地として活用する場合に、民間老朽木造住宅の除却費及び空地の整備費に対する補助を実施する。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		○	
	地域連携による防災力向上支援事業に係る事務	「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地（約1,300ha）」において、地域住民と連携・協働し、狭あい道路の拡幅整備や主要生活道路の不燃化促進、地域の防災活動の場等となるまちかど広場の整備を行うことにより、地域防災力の向上を図る。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	生野区南部地区整備事業（住宅市街地総合整備事業関係）に係る事務	平成6年度より、本市の密集住宅市街地整備のモデル事業として、老朽木造住宅が密集し、都市基盤が未整備な生野区南部の98.5haの区域において、民間老朽住宅の建替えや狭あい道路の拡幅整備の促進、まちかど広場の整備に加え、従前居住者向け住宅の建設と都市計画道路・都市計画公園等の公共施設整備を一体的に実施している。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		○	
	工事積算システム運用管理事務	本市が施行する土地区画整理事業の道路・公園等の工事に伴う設計業務に使用する、工事積算システムの運用管理。	都市整備局	任意			○	
	測量計算CADシステム運用管理事務	本市が施行する土地区画整理事業に伴う測量事務に使用する、測量CADシステムの運用管理	都市整備局	任意			○	
	補償金算定システム運用管理事務	本市が施行する土地区画整理事業に伴い移転等を要する建物その他工作物等の調査及び補償金の算定に使用する、補償金算定システムの運用管理	都市整備局	任意			○	
	大阪市内における土地区画整理事業に関する推進事務	大阪市内全域における土地利用の更新計画にかかる新規事業について、手法等の計画検討、関係機関との協議調整等を行う。 組合等（個人、組合、会社、都市再生機構など）が施行中の土地区画整理事業について、助言、協議調整等を行い、民間等のまちづくりを推進する。 大阪市密集住宅市街地重点整備プログラムに位置付けられた福島区モデルエリアにおける地籍整備型土地区画整理モデル事業の推進。	都市整備局	任意			○	
	組合等の施行する土地区画整理事業に要する費用の融資事務	組合等の土地区画整理事業施行者が国から融資を受ける際に必要となる手続き事務	都市整備局	要綱等	地方公共団体		○	
	組合等の施行する土地区画整理事業に要する費用の補助事務	組合等の土地区画整理事業施行者が国から補助を受ける際に必要となる手続き事務	都市整備局	要綱等	地方公共団体		○	
	弁天町駅前土地区画整理記念事業に関する事務	広く区民に役立つ、今後の港区のまちづくりに貢献する公共施設（（仮称）区画整理記念・交流会館）を整備するとともに、大阪みなと中央病院との共同事業により、隣接する交通局用地等も含め一体的に活用し、当該病院との連携・協力のもと、港区の地域医療・災害時医療の拠点機能を形成する。	都市整備局	任意			○	
	土地区画整理事業に伴い整備された地域活性化施設の維持管理等事務	土地区画整理事業の完了を記念し整備された、湊町リバープレイス、大正地区文化交流プラザ（アゼリア大正）、マリンテニスパーク北村の管理運営事務 上記3施設の効率的な施設運営手法の検討事務	都市整備局	任意			○	
景観行政	大阪都市景観建築賞	大阪市、大阪府、公益社団法人大阪府建築士会、一般社団法人大阪府建築士事務所協会、公益社団法人日本建築家協会近畿支部、一般社団法人日本建築協会の6者主催により、周辺環境の向上に資し、かつ景観上優れた建物やまちなみを広く一般から推薦していただき、その中で特に優れたものを表彰する。	都市計画局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	わがまちナイススポットの発見（都市景観資源の発掘・活用）（制度管理）	景観的に優れた、新しい建物や歴史的建造物、橋や樹木等はいずれも、地域の景観を特徴づける重要な役割を担っている。こうした景観形成上の大切な資源を、都市景観条例に基づき「都市景観資源」として登録し、パネル展示・ホームページ掲載等により、多くの方に知っていただき、地域の景観づくりに積極的に活用している。制度管理は、登録にかかる審査を行う都市景観委員会への意見聴取手続きや、登録景観資源の専門的な助言を行う事務。	都市計画局	任意			○	
	わがまちナイススポットの発見（都市景観資源の発掘・活用）（移管検討分）	景観的に優れた、新しい建物や歴史的建造物、橋や樹木等はいずれも、地域の景観を特徴づける重要な役割を担っている。こうした景観形成上の大切な資源を、都市景観条例に基づき「都市景観資源」として登録し、パネル展示・ホームページ掲載等により、多くの方に知っていただき、地域の景観づくりに積極的に活用している。 移管検討分は、景観資源の募集・登録、登録された景観資源の活用等に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	景観形成方策の推進	都市の風格や活力を高め、まちへの愛着や誇りを育む大阪らしい都市景観の形成に向け、本市景観施策の推進・見直しに向けた調査・検討を行う。 本市景観施策について、市民や事業者等へ広く周知し、良好な景観の形成を図るために必要な協議・説明を行う。	都市計画局	任意			○	
	建築美観誘導関連事務	御堂筋、なにわ筋など都心の主要な6路線に関して、建築物・広告物の具体的な誘導基準（建築美観誘導基準）を定め、建築物の建築及び屋外広告物の設置など景観に配慮すべき行為が生じる際に、事業者からの事前協議の申出を受付ける。	都市計画局	任意			○	
	都市景観委員会	都市景観の形成に関する技術的又は、専門的な事項について調査・審議することを目的とした大阪市都市景観委員会の運営を行う。	都市計画局	任意			○	
	デジタルサイネージ及び一時広告等関連事務	御堂筋、なにわ筋など都心の主要な6路線に面する敷地にある建築物に、デジタルサイネージを設置する場合、又は建築美観誘導基準に適合しない規模の広告物を一定期間表示する場合に、事業者からの事前協議の申出を受付けるとともに、デジタルサイネージ設置基準等に従い、にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるよう、誘導を行っている。	都市計画局	任意			○	
	御堂筋デザインガイドライン協議事務	御堂筋の淀屋橋から長堀通までの区間において、大阪のシンボルストリートにふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみの創造を図るため、御堂筋デザインガイドラインに従った誘導を行っている。	都市計画局	任意			○	
	御堂筋デザインガイドライン運用関係事務	御堂筋の淀屋橋から長堀通までの区間においては、地区計画の改定とあわせて「御堂筋デザインガイドライン」（大阪市H26.1）を制定し、本ガイドラインに沿って本市と事業者等が協議を行うことにより、デザイン等を適切に誘導し、もって、大阪のシンボルストリートにふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみ創造、ひいては、御堂筋の活性化を推進する。	都市計画局	任意			○	
	御堂筋彫刻ストリートの推進	御堂筋を市民や外部からの来訪者に親しまれるアメニティ豊かな芸術文化軸としていくため、世界的にも一級品である彫刻29体（沿道企業等の寄付により道路上に設置）について、適切な維持管理を行うとともに、彫刻ガイドツアーを情報発信ツールとして活用し、御堂筋の魅力を高めていく。	都市計画局	任意			○	
建築基準法関係	大阪府福祉のまちづくり条例に基づく特定施設に係る立入調査、勧告及び公表等に関する事務	「大阪府福祉のまちづくり条例」第36条～38条に基づく都市施設に係る立入調査、勧告及び公表等に関する事務	都市計画局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する任意事務	「大阪府福祉のまちづくり条例」第３１条に規定する建築物について、工事着手前の事前協議、完了届受理、立入検査、勧告、公表に係る事務、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」第10条に規定する建築物について、工事着手前の事前協議、完了届受理、立入検査、勧告、公表に係る事務。	都市計画局	任意			○	
	建築基準法に関する任意事務	建築基準法に関する各種情報提供や普及啓発 建築相談 「建築計画の事前公開制度に関する指導要綱」に基づく届出及び報告の受理 「高層建築物等の防災措置に関する要綱」に基づく防災計画書の受付及び審査 「アーケード設置に関する許可取扱要綱実施基準」に基づく設置申請書や工事届出書の受付、審査及び承認 「地下街連絡協議会」における連絡調整 「大阪市建築物の環境配慮に関する条例」に基づくCASBEE大阪みらい届出書の受理等 「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取り扱い要領」に基づく大規模建築物事前協議書の日影規制審査	都市計画局	任意			○	
	建築物に付属する特定の設備等の安全確保に関する業務	大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例に基づき、建築物に附属する特定の設備等において事故が発生した場合の届出の受理、報告若しくは資料の徴収及び立入調査若しくは質問に関する事務を行っている。	都市計画局	任意			○	
	建築行政支援システム運用管理事務	建築行政支援システムにかかる保守及びデータ更新業務、サーバ機器及び周辺装置の借入などの業務委託発注、監督業務、不具合発生時の調整などの運用管理業務	都市計画局	任意			○	
	市民用建築情報検索システム運用管理事務	市民用建築情報検索システムにかかる保守及びデータ更新業務、サーバ機器及び周辺装置の借入などの業務委託発注、監督業務、不具合発生時の調整などの運用管理業務	都市計画局	任意			○	
開発指導	民間開発に伴う手続き（大規模・地下街）	＜民間開発に伴う交通処理計画の調整＞ 「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領・同実施（技術）基準」に基づき、建設計画区域の周辺の道路交通を悪化させることのないよう駐車施設等の確保について、事業者と事前協議を行う。 ＜大規模小売店舗立地法関連＞ 大規模小売店舗の立地により新たに発生する来客の自動車の交通が周辺道路における交通へ与える影響や、影響への対策について、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮を行うよう、大規模小売店舗を設置する者と協議を行う。 ＜地下街連絡協議会＞ 地下街の新設・改築や、地下街や地下鉄駅コンコース等と、他の建築物の地下階とを接続する場合に、防災、衛星、交通等総合的な観点から公共的利用の安全を確保するため、当該事業者と協議を行う。	都市計画局	任意			○	
	駐車場法に関する事務（任意事務）	「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」や「大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱」を定め、一定規模以上の建築物を建築等する際に事業者等と駐車場設置の指導や協議により、路上駐車を防止し良好な都市環境の改善に取り組む。	都市計画局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	開発誘導行政の企画・指導等に関する事務	開発指導行政に係る調査・立案事務 「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」に関する関係事務（一定規模以上の建築物について公共施設等との均衡調整を図るため、関係局が連携して事業者と本市が事前協議を行う。） 「建築物に付属する緑化指導」に関する関係事務（敷地面積500㎡以上で建築を行う場合、事業者と本市で事前協議を行い、敷地面積の3%以上の緑地確保を指導する。） 「ワンルーム形式集合建築物指導要綱」関係事務（ワンルーム形式集合建築物を対象として、事業者と本市が計画と管理に関する事項について事前協議を行う。） 「建築物における自転車駐車場の附置等に関する条例」関係事務（一定規模以上の集客施設、共同住宅における自転車駐車場の設置・管理に関する届出） 住宅附置誘導関係事務（JR大阪環状線内側及びその周辺の対象区域内において、主用途が事務所又は店舗である建築物について住宅附置を誘導する。） 建築誘導行政の企画・調整事務	都市計画局	任意			○	
	府条例に係る緑地等の協議	大阪府自然環境保全条例の規定に基づき、一定規模以上の建築物の新築、改築または増築の際に緑化指導を行う。 （建築物の敷地等における緑化を促進する制度）	建設局	任意			○	
	大規模開発等に係る緑地等の協議	・大阪市みどりのまちづくり条例の規定に基づき、一定規模以上の建築物の新築、改築または増築の際に緑化指導を行う。 ・建築物に付属する緑化等に関する指導要綱の規定に基づき、一定規模以上の建築物の新築、改築または増築の際に緑化指導を行う。	建設局	任意			○	
広域計画 （意見表明）	近畿ブロック社会資本重点整備計画関連事務	地方ブロック社会資本重点整備計画に関して、本市として意見を述べる等により本市の主要施策の推進を図る。	都市計画局	要綱等	一般市		○	
地価監視 （届出受理・情報提供）	土地情報の提供に関する事務	地価公示（国土交通省）、地価調査（都道府県）等の公的地価評価の結果について、GIS（マップナビおおさか）を利用して、市内の情報を提供。 地価公示、地価調査等の調査結果について、市内の情報を取りまとめ、ホームページや窓口において情報提供。	都市計画局	任意			○	
広域的な交通基盤の整備	近畿地方交通審議会関連事務	近畿地方交通審議会答申第8号に位置付けられている路線等、および新たな答申に向けた関係先との連絡調整事務	都市計画局	任意		○		
	阪神高速道路（株）派遣事務	阪神高速道路株式会社では淀川左岸線延伸部の事業計画にかかる関係者との協議・調整など、本市の都市政策に大きく影響する事業を実施しており、政策レベルでの協議・調整を円滑に進める上で大阪市の関与が必要であることから、阪神高速道路の整備推進に関する業務の総括を行うため、阪神高速道路株式会社から職員の派遣要請を受け、職員を派遣。	都市計画局	任意		○		
	MDCへの公的施設管理運営補助	大阪市特定団体経営監視委員会（現、経営監視会議）に諮りながら、大阪シティエアターミナルビルの持つ公共性維持と運営会社(MDC)の経営の安定化を図るため、MDCへの公的施設の管理運営補助を実施する。	都市計画局	任意		○		
	（株）湊町開発センター派遣事務	株式会社湊町開発センターは、特定調停を経て現在経営再建中であり、大阪市は巨額の損失補償を行っていることから、二次破綻を起こさぬよう、経営監視、団体監理を行っていく必要があるなど大阪市の関与が必要であることから、同社から職員の派遣要請を受け、職員を派遣。	都市計画局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	北陸新幹線・リニア中央新幹線整備促進検討事務	北陸新幹線及びリニア中央新幹線の大阪までの早期全線開業に向け関係機関と連携し、国等関係先への要望活動を行う。	都市計画局	任意		○		
地域交通政策	大阪外環状線の建設促進	城東貨物線の施設や用地を活用しながら複線化・電化を行うとともに、新大阪駅に至る連絡線を新設し、新大阪駅から大阪東部地域を経てJR久宝寺駅に至る旅客線（大阪外環状線：延長約20.3km）を整備する事業であり、本事業について関係先との連絡調整を行い、スムーズな事業進捗を図るとともに、整備事業者である大阪外環状鉄道株式会社に対し、出資等を行う。	都市計画局	要綱等	その他		○	
	大阪外環状鉄道（株）派遣事務	大阪外環状鉄道株式会社は、現在、新大阪から放出までの区間において、鉄道建設を進めているところであり、早期開業を実現するとともに、総事業費の抑制を図り大阪市からの出資額を抑制するため、関係機関と緊密な連絡調整を行うとともに、地元ときめ細かな調整を行い、事業を円滑に進捗させる必要がある。 また、施設計画の立案にあたって、地域のまちづくりの課題解決に資するよう検討及び地元調整を行うとともに、関連する街路事業等と事業調整を行う必要がある。 これらのことから、大阪市の関与が常時必要となるため、同社から職員の派遣要請を受け、職員を派遣。	都市計画局	任意			○	
	鉄道整備連絡事務（任意）	新規鉄道整備にかかる路線計画や事業スキーム等に関する事業者など関係者との連絡調整、及び鉄道整備と連携した地域のまちづくりや交通政策にかかる検討。	都市計画局	任意			○	
	鉄道の安全性向上	国の制度に基づき、大阪府とも協調し、鉄道駅耐震補強事業及び浸水対策事業について、鉄道事業者等と調整を図りながら、その整備費用の一部に対して助成を行い、民間の既存鉄軌道の安全対策の推進を図る。	都市計画局	要綱等	その他		○	
	駐車対策促進事務	迷惑駐車の防止に関する施策を推進するため策定した「大阪市迷惑駐車の防止に関する条例」に基づき、ホームページ等により市民・事業者に駐車場情報を提供し、区と連携しながら広報することにより、迷惑駐車追放の推進を図る。	都市計画局	任意			○	
	交通戦略のあり方検討調査	少子高齢化や地球環境問題の顕在化などの社会状況の変化に対応した、利便性の高い都市交通を有するまちの実現に向けて、鉄道やバスといった公共交通機関に関する施策や自動車利用者の交通行動の転換を促す施策（TDM）などの各都市交通に関する施策について総合的な検討を行う。	都市計画局	任意			○	
	総合交通対策関係事務	都市交通の総合的な施策を策定し、もって良好な生活環境及び円滑な都市活動に適合した都市交通機能を向上させるための施策を推進するための事務。 交通政策業務に関する関係団体との連絡調整用資料作成等事務。	都市計画局	任意			○	
	バスネットワーク維持改善補助	標準的な乗合バス事業者による相応の経営努力をもってしても採算性の確保が困難であるが、市域内の公共交通ネットワークの形成に欠かせない乗合バス路線であって、一定の需要があるなどの要件を満たすものについて、その運行維持に必要な経費の一部を補助する。	都市計画局	任意			○	
	バス利用促進総合対策関連事務	バス利用促進やバスサービスの改善等バス交通の活性化方策についての検討を行う。また、路線バスの利便性及び安全性の向上並びに利用環境改善の促進等を図るため、事業者との調整を行う。	都市計画局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	鉄道駅舎可動式ホーム柵設置補助	鉄道駅舎可動式ホーム柵等整備事業に要する経費の一部を本市が補助することにより、鉄道駅舎における可動式ホーム柵等の整備を促進することによってプラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、もって障がい者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全を確保する。	都市計画局	任意			○	
	交通バリアフリー化の推進（企画検討）	鉄道駅舎について、重点整備地区の内外に関わらず、鉄道事業者にエレベーター設置等を働きかけバリアフリー化を推進する。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	要綱等	地方公共団体		○	
	交通バリアフリー化の推進（技術的支援）	鉄道駅舎について、重点整備地区の内外に関わらず、鉄道事業者にエレベーター設置等を働きかけバリアフリー化を推進する。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	要綱等	地方公共団体		○	
	モビリティ・マネジメントの推進（港区）	港区では国道43号沿道環境の改善に向けたソフト対策として、行政や産業界、高速道路会社などからなる「環境にやさしい交通をすすめるプロジェクト検討会」を立ち上げ、区民や事業者を対象に、公共交通機関の利用促進や自動車利用の抑制、エコドライブの促進、環境学習、事業所意見交換会などの各種モビリティ・マネジメント施策を実施してきた。 同検討会は、平成28年3月をもって解散したが、引き続き各種モビリティ・マネジメント施策を実施していく。	都市計画局	任意			○	
成長戦略・グランドデザイン関連まちづくり	夢洲まちづくりに関する事務	観光拠点の形成など新たな機能を盛り込んだ夢洲全体のまちづくり方針や土地利用等を作成するための各種調査を行うとともに、統合型リゾート（IR）関連法整備の状況を注視しながら、必要に応じてIR立地に付随する課題についても検討する。 ※統合型リゾート（IR）に係る事務は平成29年度よりIR推進局が実施	経済戦略局	任意		○		
	グランドデザイン・大阪の推進	2050年を目標に、大都市・大阪の都市空間の姿を示すとともに、創造的な人材が集積し、住み、働き、楽しみたくなる魅力・環境を備えた大都市・大阪をめざすため、府市統合本部の下で平成24年6月に策定した「グランドデザイン大阪」の実現に向け、府及び関係部局と連携しながら検討・協議・調整等を行う。	都市計画局	任意		○		
	うめきた地区開発関連事務	うめきた地区については、大阪駅周辺地区の中核エリアとして、大阪・関西の発展を牽引する新しい拠点の形成に向けて取り組んでいる。 先行開発区域では、新しい産業やビジネス等を創出するナレッジキャピタルを中核とした高水準の都市機能の集積や、緑・水を豊かに配した空間整備等、魅力あるまちづくりを実現している。 今後、2期区域については、まちづくりの目標として掲げる“世界の人々を惹きつける比類なき魅力を備えた「みどり」と、新たな国際競争力を獲得し、世界をリードする「イノベーション」を生み出す都市機能との融合拠点の形成”をめざし、質の高い民間開発を誘導するとともに、JR東海道線支線地下化事業及び新駅設置事業等の基盤整備を推進していく。	都市計画局	任意		○		
	（独）都市再生機構派遣事務	うめきた地区先行開発に引き続き、当該団体は、2期開発においても土地区画整理事業の事業主体となっている。同地区の土地区画整理事業の計画・実施にあたっては、「大阪駅北地区まちづくり基本計画」はもとより大阪市の都市計画の内容を十分反映し同地区周辺の大規模開発との整合を図るとともに、JR、道路管理者、地権者、開発事業者等との多岐にわたる調整を円滑に進める必要がある。 これらのことから、大阪市の関与が常時必要となるため、同社から職員の派遣要請を受け、職員を派遣。	都市計画局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	統合型リゾート(IR)を契機とした夢洲まちづくりの検討	「大阪の成長戦略」のもと、日本の成長をけん引する東西二極の一極として世界で存在感を発揮する都市の実現に向けて、海外からの大きな投資を呼び込むとともに、世界が憧れる都市魅力を創造するため、統合型リゾート（IR）の立地に向けた夢洲における国際観光拠点の形成等に関する夢洲まちづくり構想を検討する。	都市計画局	任意		○		
	新大阪・淡路周辺地区まちづくりの検討	阪急電鉄の新大阪連絡線（新大阪～淡路間）鉄道免許の廃止（平成15年3月）に伴う跡地利用や跡地周辺のまちづくりについて、関係者と調整を行う。	都市計画局	任意		○		
	大阪駅北大深西地区土地区画整理事業に関する事務	うめきた2期区域の基盤整備となる大阪駅北大深西地区土地区画整理事業（施行者：UR）について、URへ事業要請を行った立場から、関連事業等との協議調整を行い、事業推進を行う。 うめきた2期開発の推進に係る費用負担に関する覚書（府市で締結）に基づいた、大阪府への補助金の申請。	都市整備局	任意		○		
	JR東海道線地下化事業	・連続立体交差事業は、地平を走る鉄道を連続的に地下化することにより、複数の踏切を一挙に除却し、都市内交通の円滑化を図ると共に、分断された市街地の一体化による都市の活性化を図る。	建設局	要綱等	地方公共団体	○		
地域まちづくり	都市開発プロモーションに関する事務	国内外の不動産投資家や都市開発事業者等に対して重点的に都市の開発や再生を推進する都市再生緊急整備地域を中心に、国内外へ各地区の魅力のPRを官民連携して行い、海外での知名度向上に努め、大阪市内への投資促進や都市開発のさらなる促進を図る。	都市計画局	任意			○	
	市有地の有効活用（企画検討）	公的用地や学校跡地等の未利用地について、開発事業者などとの連携を図りながら、地区の整備方針等の検討を行う。 また大阪市未利用地活用方針に基づき、局保有地の有効活用に向けた検討を行い、さらにはその他の未利用地についても資産流動化プロジェクトチームの一員として関係局と連携して検討する。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	市有地の有効活用（技術的支援）	公的用地や学校跡地等の未利用地について、開発事業者などとの連携を図りながら、地区の整備方針等の検討を行う。 また大阪市未利用地活用方針に基づき、局保有地の有効活用に向けた検討を行い、さらにはその他の未利用地についても資産流動化プロジェクトチームの一員として関係局と連携して検討する。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	まちづくり活動支援事業に関する事務	市民によるまちづくりの初期段階において、身近なまちの整備・改善及び保全等に向けて、まちづくり活動を行う市民等の団体で、一定の要件を満たすものを「まちづくり推進団体」として認定している。この認定団体には5年間を限度にまちづくり専門家を派遣するとともに、活動費の一部を助成し、区役所と連携しながらまちづくり活動を支援している。 また、ホームページ等を通じて地域の自発的なまちづくり活動の情報発信を行っている。	都市計画局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	まちづくり活動支援事業に関する事務（区）	市民によるまちづくりの初期段階において、身近なまちの整備・改善及び保全等に向けて、まちづくり活動を行う市民等の団体で、一定の要件を満たすものを「まちづくり推進団体」として認定している。この認定団体には5年間を限度にまちづくり専門家を派遣するとともに、活動費の一部を助成し、区役所と都市計画局が連携しながらまちづくり活動を支援している。 区役所では、まちづくり活動の支援について、団体等との相談や各種申請の受付を行っている。	都市計画局	任意			○	
	中之島西部地区開発の推進	都市再生緊急整備地域内に位置しながら、大規模な低未利用地が多い中之島西部地区について、当地区にふさわしい都市機能の導入や魅力ある都市空間形成に向け、民間地権者や関係機関等と連携調整しながらまちづくりを推進する。 また、地区全体の地権者企業から成る「中之島まちみらい協議会」と連携し、都市再生緊急整備協議会中之島地域部会において作成を行った整備計画や都市再生安全確保計画に基づく事業の推進などにより、中之島地区の公民一体となったまちづくりを推進する。	都市計画局	任意			○	
	西梅田地区周辺開発の推進（企画検討・エリアマネジメント）	西梅田地区周辺では、公民連携により、土地区画整理事業による都市基盤整備や、都市計画手法を活用した大阪駅前にふさわしい文化・国際・情報の都市機能を備えた良好な民間開発、エリアマネジメントよる地区の一体的な管理運営・賑わいの創出等のまちづくりが進められているところであり、引き続き、民間事業者等と連携調整しながら、まちづくりを推進する。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	西梅田地区周辺開発の推進（技術的支援）	西梅田地区周辺では、公民連携により、土地区画整理事業による都市基盤整備や、都市計画手法を活用した大阪駅前にふさわしい文化・国際・情報の都市機能を備えた良好な民間開発、エリアマネジメントよる地区の一体的な管理運営・賑わいの創出等のまちづくりが進められているところであり、引き続き、民間事業者等と連携調整しながら、まちづくりを推進する。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	都心機能活性化地区開発計画の検討（企画検討）	都市の再生につながる開発可能な地区について、民間開発のタイミングをとらえて適切な規制や誘導等を講じるなど、民間活力を最大限活用した活力と魅力のあるまちづくりを推進していく。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	都心機能活性化地区開発計画の検討（技術的支援）	都市の再生につながる開発可能な地区について、民間開発のタイミングをとらえて適切な規制や誘導等を講じるなど、民間活力を最大限活用した活力と魅力のあるまちづくりを推進していく。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	難波地区の再開発の推進	業務・商業施設が集積した「ミナミ」に立地する難波地区において、国際化に向けた都市機能アメニティ性の高い都市拠点の創造に向け、民間開発を推進する。	都市計画局	任意			○	
	エリアマネジメント活動支援事業	大阪の資産価値向上と経済活性化のため、実現性の高いしくみづくりによる官民協働の都市経営を目的として、大阪エリアマネジメント活性会議を設置し会議運営を行うとともに、行政と民間エリアマネジメント団体によるエリアブランド・公共空間利活用・観光地域まちづくりなどのガイドライン及びエリア防災減災ネットワークの検討を実施する。 また、市内におけるエリアマネジメント団体からの問合せや団体への情報提供、並びにOBP協議会との連絡調整等を実施する。	都市計画局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	湊町地区(ルネッサなんば)開発の推進(企画検討・エリアマネジメント)	都心ミナミに隣接した湊町地区において、複合的な都市機能の集積によるにぎわいのあるまちづくりに向けて、民間開発を推進する。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	湊町地区(ルネッサなんば)開発の推進(技術的支援)	都心ミナミに隣接した湊町地区において、複合的な都市機能の集積によるにぎわいのあるまちづくりに向けて、民間開発を推進する。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	御堂筋の活性化	建替え予定のない既存建築物に、御堂筋に面する①低層部の外観・外構の改修、②にぎわいを創出するためのオープンスペースの活用にかかる費用の一部を大阪市が補助金として負担。 民間まちづくり団体による自主的な取組を助言するなどにより支援し、エリアマネジメント活動の促進・定着を図る。	都市計画局	任意			○	
	淀川区役所跡地活用の検討(企画検討)	淀川区役所跡地は処分検討地となっているが、地元からは区役所跡地の有効活用を求める要望がなされている。地域にふさわしい土地利用がなされるよう、活用方策の検討や関係局・区・周辺地権者等との調整を行う。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	淀川区役所跡地活用の検討(技術的支援)	淀川区役所跡地は処分検討地となっているが、地元からは区役所跡地の有効活用を求める要望がなされている。地域にふさわしい土地利用がなされるよう、活用方策の検討や関係局・区・周辺地権者等との調整を行う。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	JR阪和貨物線跡地の活用検討調査に関する事務	JR阪和貨物線が平成21年3月31日に廃線となり、平野区・東住吉区・住吉区の3区にまたがる大和川周辺に新たな空間が生まれることから、踏切跡の拡幅による地域分断の解消など、線路跡地を市民にとって有効に活用するための検討を行う。	都市計画局	任意			○	
	JR大阪臨港線跡地活用の検討(企画検討)	JR大阪臨港線跡地は、貨物専用線であったJR大阪臨港線が平成18年4月に廃線となったものである。跡地の活用について、「災害時には避難通路としても活用でき、区民が憩える緑豊かなオープンスペース」といった要望が出されており、区役所と連携して活用内容について検討し、土地所有者のJR西日本、JR貨物と協議を行う。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	JR大阪臨港線跡地活用の検討(技術的支援)	JR大阪臨港線跡地は、貨物専用線であったJR大阪臨港線が平成18年4月に廃線となったものである。跡地の活用について、「災害時には避難通路としても活用でき、区民が憩える緑豊かなオープンスペース」といった要望が出されており、区役所と連携して活用内容について検討し、土地所有者のJR西日本、JR貨物と協議を行う。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金))の活用	大阪の都市再生に資するため、都市再生整備計画事業について、国への予算要望・申請等の窓口業務を行うとともに、事業を活用して、各地区におけるまちづくりを効果的に推進するための連絡調整を行う。	都市計画局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	中心市街地の活性化に向けた環境整備	市域全体が既に市街化しており、各区の駅周辺を中心に都市機能や商業機能が集積し、コンパクトなまちとなっていることを踏まえ中心市街地活性化法の窓口として、同法の活用について連絡調整を実施する。 （中心市街地活性化法：人口減少・超高齢化社会の到来を迎える中で、高齢者をはじめ多くの人々にとって暮らしやすいまちとなるよう、様々な機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりの実現）	都市計画局	任意			○	
	アイ・スポットの企画・管理運営	大阪の都市再生のシンボルゾーンである「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺」などの大規模開発・まちづくりの情報や、商都大阪の中心として長い歴史をもつ船場地区等の歴史・文化・イベント情報の発信、まちづくりに関する講座の実施ならびに関係団体等の交流等を行う施設である「アイ・スポット」の企画・管理運営を行う。	都市計画局	任意			○	
	アイ・スポットの企画・管理運営に係るシステム運用管理業務	大規模開発・まちづくりの情報や、商都大阪の中心として長い歴史をもつ船場地区等の歴史・文化・イベント情報の発信、まちづくりに関する講座の実施ならびに関係団体等の交流等を行う施設である「アイ・スポット」の企画・管理運営に係るシステムの運用管理。	都市計画局	任意			○	
	岩崎橋地区開発の推進（企画検討・エリアマネジメント）	都心西部地域の活性化の拠点である岩崎橋地区において、大阪シティドームを核としてにぎわいのあるまちづくりに向けて、民間開発を推進する。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	岩崎橋地区開発の推進（技術的支援）	都心西部地域の活性化の拠点である岩崎橋地区において、大阪シティドームを核としてにぎわいのあるまちづくりに向けて、民間開発を推進する。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	扇町水道局庁舎跡地活用の検討（企画検討）	扇町水道局庁舎跡地（水道局用地）は、公営企業として収益性が重要である一方で、市民からの水道料金によって形成された資産であることを鑑み、まちの賑わい創出、地域の活性化に資することを活用方針として、水道局を事務局とする「扇町用地活用方針検討会議」において検討を進めている。都市計画局は、具体的事例の収集・紹介、民間のニーズ発掘や開発誘導策、都市計画的手法の提案等を行っていく。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	扇町水道局庁舎跡地活用の検討（技術的支援）	扇町水道局庁舎跡地（水道局用地）は、公営企業として収益性が重要である一方で、市民からの水道料金によって形成された資産であることを鑑み、まちの賑わい創出、地域の活性化に資することを活用方針として、水道局を事務局とする「扇町用地活用方針検討会議」において検討を進めている。都市計画局は、具体的事例の収集・紹介、民間のニーズ発掘や開発誘導策、都市計画的手法の提案等を行っていく。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	淀川連絡線跡地活用の検討（企画検討）	淀川連絡線跡地は、昭和57年の国鉄淀川連絡線廃止後、国鉄清算事業団より平成3年度から5年度にかけて本市が取得した。（幅員：10～30m、延長：約2km）東側の比較的狭幅員の部分はまちづくり交付金を活用し、遊歩道を整備してきたが、西側の比較的広幅員の部分は様々な土地活用の検討が可能であることから、土地所管局や区役所等と協議しながら跡地活用の検討を行う。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	淀川連絡線跡地活用の検討（技術的支援）	淀川連絡線跡地は、昭和57年の国鉄淀川連絡線廃止後、国鉄清算事業団より平成3年度から5年度にかけて本市が取得した。（幅員：10～30m、延長：約2km）東側の比較的狭幅員の部分はまちづくり交付金を活用し、遊歩道を整備してきたが、西側の比較的広幅員の部分は様々な土地活用の検討が可能であることから、土地所管局や区役所等と協議しながら跡地活用の検討を行う。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	あいりん地域における総合的生活環境の整備（企画検討）	あいりん対策については昭和47年より愛隣対策推進会議を設置し、地域の活性化を図る方向で取組みを進め、平成17年10月には、愛隣対策推進会議のもとに「医療・福祉対策分科会」と「住宅・まちづくり対策分科会」を設置し、都市計画局は「住宅・まちづくり対策分科会」に参画し、地域が抱えるハード面の課題を中心に、抽出・整理を行いながら、関係各局・区とも連携・協力し、あいりん地域のかかえる課題の解決に向けた検討を実施した。 平成24年2月には、西成区長をリーダーとした「西成特区構想プロジェクトチーム」が設置され、平成24年9月に、鈴木特別顧問を座長とした西成特区構想有識者座談会による西成特区構想の報告書が取りまとめられ、平成25年度からは地域で議論し、推進する会議体としてのエリアマネジメント協議会が設置され、4つのテーマごとに検討が進められている。都市計画局は「観光振興」「地域資源」の専門部会に参画し、特区構想推進のための技術的支援を行っている。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	あいりん地域における総合的生活環境の整備（技術的支援）	あいりん対策については昭和47年より愛隣対策推進会議を設置し、地域の活性化を図る方向で取組みを進め、平成17年10月には、愛隣対策推進会議のもとに「医療・福祉対策分科会」と「住宅・まちづくり対策分科会」を設置し、都市計画局は「住宅・まちづくり対策分科会」に参画し、地域が抱えるハード面の課題を中心に、抽出・整理を行いながら、関係各局・区とも連携・協力し、あいりん地域のかかえる課題の解決に向けた検討を実施した。 平成24年2月には、西成区長をリーダーとした「西成特区構想プロジェクトチーム」が設置され、平成24年9月に、鈴木特別顧問を座長とした西成特区構想有識者座談会による西成特区構想の報告書が取りまとめられ、平成25年度からは地域で議論し、推進する会議体としてのエリアマネジメント協議会が設置され、4つのテーマごとに検討が進められている。都市計画局は「観光振興」「地域資源」の専門部会に参画し、特区構想推進のための技術的支援を行っている。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	平林地区まちづくりの検討（企画検討）	平林地区については、近年の原木輸入の激減、製品輸入の増加により貯木場の利用が大幅に低下している。このため、地区の活性化を図る再開発整備が要望されていたが、平林四号池東地区について、平成20年に区画整理会社を設立、平成22年7月に事業認可を受け、区画整理事業を進め、平成27年3月に換地処分。平林四号池西地区について、平成27年3月に事業認可を受け、区画整理事業を進めている。都市計画局として都市整備局、港湾局とともに地元の研究会に参画し、平林地区のまちづくりについて行政的な面での助言などを行っている。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	平林地区まちづくりの検討（技術的支援）	平林地区については、近年の原木輸入の激減、製品輸入の増加により貯木場の利用が大幅に低下している。このため、地区の活性化を図る再開発整備が要望されていたが、平林四号池東地区について、平成20年に区画整理会社を設立、平成22年7月に事業認可を受け、区画整理事業を進め、平成27年3月に換地処分。平林四号池西地区について、平成27年3月に事業認可を受け、区画整理事業を進めている。都市計画局として都市整備局、港湾局とともに地元の研究会に参画し、平林地区のまちづくりについて行政的な面での助言などを行っている。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	天下茶屋駅前活用活性化方策の検討（企画検討）	南海本線の連続立体交差化に伴い廃止された車両工場跡地の利用計画については、大阪市と南海が協議しながら進めてきている。現在、暫定利用がなされている用地に対して駅前にふさわしい良好な市街地環境の整備となるよう活用方策の検討を行っている。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	天下茶屋駅前活用活性化方策の検討（技術的支援）	南海本線の連続立体交差化に伴い廃止された車両工場跡地の利用計画については、大阪市と南海電気鉄道株式会社が協議しながら進めてきている。現在、暫定利用がなされている用地に対して駅前にふさわしい良好な市街地環境の整備となるよう活用方策の検討を行っている。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	加美駅周辺地区まちづくりの検討（企画検討）	加美駅周辺のまちづくりの課題としてあげられている、平成20年3月開業の大阪外環状線（大阪東線）新加美駅と関西線加美駅との乗り換え連絡や、関西線連立事業推進時の周辺まちづくりについて、関係局と情報交換を行いながら検討を行う。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	加美駅周辺地区まちづくりの検討（技術的支援）	加美駅周辺のまちづくりの課題としてあげられている、平成20年3月開業の大阪外環状線（大阪東線）新加美駅と関西線加美駅との乗り換え連絡や、関西線連立事業推進時の周辺まちづくりについて、関係局と情報交換を行いながら検討を行う。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	八尾空港西側跡地活用方策の検討	大阪市、八尾市にまたがる大阪航空局所管用地である八尾空港西側跡地について、まちづくりに配慮した効果的な用地処分がなされるよう、庁内関係部署とも調整を図りながら、国、八尾市、大阪市で組織する検討会で、検討協議を行っている。	都市計画局	任意			○	
	常盤地区まちづくりの検討（企画検討）	天王寺・阿倍野ターミナルに隣接する常盤地区は、大規模未利用地が点在するとともに、道路幅員は狭く、そのポテンシャルを生かしきれていない状態が続いていたが、平成20年9月に、常盤官舎跡地等の再開発（あべのand）に合わせて地区南北道路の拡幅整備が完了すると共に、懸案事項だった地区東西道路の整備も実現。残るまちづくりの課題について地権者、地元、区、関係局と調整を行う。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	常盤地区まちづくりの検討【技術的支援】	天王寺・阿倍野ターミナルに隣接する常盤地区は、大規模未利用地が点在するとともに、道路幅員は狭く、そのポテンシャルを生かしきれていない状態が続いていたが、平成20年9月に、常盤官舎跡地等の再開発（あべのand）に合わせて地区南北道路の拡幅整備が完了すると共に、懸案事項だった地区東西道路の整備も実現。残るまちづくりの課題について地権者、地元、区、関係局と調整を行う。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	森之宮地区まちづくりの推進	大規模な低未利用地が多い森之宮地区について、当地区にふさわしい都市機能の導入や魅力ある都市空間形成に向け、民間地権者や関係機関等と連携調整しながらまちづくりを推進する。	都市計画局	任意			○	
	京橋駅周辺地区まちづくりの検討	京橋駅周辺地区は、大阪都心東部の玄関口である京橋駅を中心とした地区である。JR片町線・東西線による南北の地域分断により、OBP地区や周辺公共施設との連続性に欠けているため、有効な土地利用がなされていない。このような状況にある京橋地区の都市機能の強化を図り、大阪の東の拠点地区としてふさわしいまちづくりをおこなうため、JR片町線・東西線の地下化に伴う都市計画道路や土地区画整理事業等の計画に関する調整を行う。 また、公社経営健全化計画に基づき、平成20年10月から住宅展示場用地として10年間の定期借地契約を締結している地区内の都市計画局所管用地について、契約の履行監理を行う。	都市計画局	任意			○	
	心斎橋筋地区の活性化（企画検討）	大阪を代表する商業地区である心斎橋地区において、インバウンド機能が充実した先進的商業空間を創出し、周辺と一体となった世界の観光拠点の形成を図るため、民間開発を促進する。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	心斎橋筋地区の活性化（技術的支援）	大阪を代表する商業地区である心斎橋地区において、インバウンド機能が充実した先進的商業空間を創出し、周辺と一体となった世界の観光拠点の形成を図るため、民間開発を促進する。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	中島工業団地の開発調整（企画検討）	西淀川区の中島2丁目にある中島工業団地（約137ha）の開発について、大阪市と工業会が締結した「中島工業団地の整備に関する基本協定」に基づき、開発の進捗監理、調整を行う。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	中島工業団地の開発調整（技術的支援）	西淀川区の中島2丁目にある中島工業団地（約137ha）の開発について、大阪市と工業会が締結した「中島工業団地の整備に関する基本協定」に基づき、開発の進捗監理、調整を行う。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	船場地区まちづくりの検討	船場地区の良好な都市空間や生活空間の形成に向けて、まちづくりの機運を高めるために、地域と協働した取り組みを行うとともに、船場地区のまちづくり施策等の検討を行う。	都市計画局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	矢田南部地区まちづくりの検討（企画検討）	東住吉区の矢田南部地区では、未利用地等の公有地が集積しているが、各局がそれぞれに土地を持っており、個別に売却するのは困難な状況である。そこで、地域全体の活性化に寄与する民間開発の誘導策を考える必要があるため、区役所を事務局とする「東住吉区矢田南部エリア活性化PT」においてビジョンの検討を進めている。都市計画局は、検討において、具体的事例の収集・紹介、民間のニーズ発掘や開発誘導策、都市計画的手法の提案等を行っていく。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	矢田南部地区まちづくりの検討（技術的支援）	東住吉区の矢田南部地区では、未利用地等の公有地が集積しているが、各局がそれぞれに土地を持っており、個別に売却するのは困難な状況である。そこで、地域全体の活性化に寄与する民間開発の誘導策を考える必要があるため、区役所を事務局とする「東住吉区矢田南部エリア活性化PT」においてビジョンの検討を進めている。都市計画局は、検討において、具体的事例の収集・紹介、民間のニーズ発掘や開発誘導策、都市計画的手法の提案等を行っていく。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	長吉東部地区まちづくりの検討（企画検討）	平野区の長吉東部地区では、未利用地等の公有地が集積し、急激な人口減少及び高齢化が見込まれる状況にある。そこで、集積する未利用地等を活かした、若い世代が住みたいまちの再構築をめざし、区役所を事務局とする「『（仮称）平野区まちづくり地域ビジョン（案）』策定及び実施に向けたプロジェクトチーム」において検討を進めている。都市計画局は、具体的事例の収集・紹介、民間のニーズ発掘や開発誘導策、都市計画的手法の提案等を行っていく。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	長吉東部地区まちづくりの検討（技術的支援）	平野区の長吉東部地区では、未利用地等の公有地が集積し、急激な人口減少及び高齢化が見込まれる状況にある。そこで、集積する未利用地等を活かした、若い世代が住みたいまちの再構築をめざし、区役所を事務局とする「『（仮称）平野区まちづくり地域ビジョン（案）』策定及び実施に向けたプロジェクトチーム」において検討を進めている。都市計画局は、具体的事例の収集・紹介、民間のニーズ発掘や開発誘導策、都市計画的手法の提案等を行っていく。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	神崎川駅前地区の開発調整（企画検討）	神崎川駅前地区において、土地利用転換と併せて基盤施設の整備を進め、周辺市街地に配慮した駅前にふさわしい土地の高度利用と良好な市街地環境の形成に向けて、民間開発を推進する。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	神崎川駅前地区の開発調整（技術的支援）	神崎川駅前地区において、土地利用転換と併せて基盤施設の整備を進め、周辺市街地に配慮した駅前にふさわしい土地の高度利用と良好な市街地環境の形成に向けて、民間開発を推進する。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	神崎川駅周辺まちづくりの検討（企画検討）	神崎川駅周辺において、豊中市からの庄内南部地区での災害に対する強靭なまちづくりを促進したい意向を契機に、豊中市・大阪府・阪急電鉄・大阪市で今後のまちづくりについて検討を進める。 上記にかかる事務のうち、企画検討に関する事務。	都市計画局	任意			○	
	神崎川駅周辺まちづくりの検討（技術的支援）	神崎川駅周辺において、豊中市からの庄内南部地区での災害に対する強靭なまちづくりを促進したい意向を契機に、豊中市・大阪府・阪急電鉄・大阪市で今後のまちづくりについて検討を進める。 上記にかかる事務のうち、技術的支援に関する事務。	都市計画局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	エリアマネジメント活動促進制度関係事務	市民等の発意と創意工夫を活かした質の高い公共的空間の創出及び維持発展を促進し、都市の魅力の向上に資することを目的として、エリアマネジメント活動に関する計画の認定、当該計画の実施に要する費用の交付等を行う。	都市計画局	任意			○	
	淀川・大和川沿川整備協議会に関する事務	近畿地方整備局や沿川等の関係機関と連携を図りながら（淀川沿川整備協議会、大和川沿川整備協議会における協議・調整等）、淀川や大和川の治水計画と沿川地域の整備方針等の調整を行う。	都市計画局	要綱等	その他		○	
	地域魅力創出建築物の修景制度検討調査	長屋・町家・近代建築のような地域の個性や特色をもった建築物の外観改修を支援することにより、建築物本来の魅力を引き出し、地域魅力の創出を図る事業の創設に向け、調査・検討を行う。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		○	
	HOPEゾーン事業	大阪のまちが持つ豊富な資源や多彩な人材を活かし、まちの元気と魅力を引き出すことを目的とする事業で、歴史・文化的資源に恵まれた地区や生活利便性の高い職住近接の都心部、住商一体となったにぎわいのある地区等、本市の居住地魅力の向上に資する高いポテンシャルを持った地区を大阪のイメージを高めるゾーン（HOPEゾーン）として位置付け、地域住民等と連携・協働して、地域資源の堀り起こしや情報発信、建物の修景整備など、様々なまちづくり活動を展開しながら、地域特性を活かした魅力あるまちなみづくりを促進する。 上記にかかる事務のうち、制度管理及び建築基準法関連事務と連動する事務。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		○	
	HOPEゾーン事業（移管検討分）	大阪のまちが持つ豊富な資源や多彩な人材を活かし、まちの元気と魅力を引き出すことを目的とする事業で、歴史・文化的資源に恵まれた地区や生活利便性の高い職住近接の都心部、住商一体となったにぎわいのある地区等、本市の居住地魅力の向上に資する高いポテンシャルを持った地区を大阪のイメージを高めるゾーン（HOPEゾーン）として位置付け、地域住民等と連携・協働して、地域資源の堀り起こしや情報発信、建物の修景整備など、様々なまちづくり活動を展開しながら、地域特性を活かした魅力あるまちなみづくりを促進する。 上記にかかる事務のうち、修景整備関係業務、協議会活動支援業務、居住地魅力の情報発信業務等を実施する事務。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		○	
	マイルドHOPEゾーン事業	上町台地のうち、JR大阪環状線の内側約900haを、大阪市における都市居住のリーディングゾーンとして位置付け、魅力ある居住地づくりに取り組むNPO等の活動への支援やまちづくり活動のネットワーク化、魅力情報の発信等を行うとともに、地域魅力を高めるポイントとなるエリアにおいて修景等に取り組むことにより、地域特色を活かした居住地づくりを進める。 上記にかかる事務のうち、制度管理及び建築基準法関連事務と連動する事務。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		○	
	マイルドHOPEゾーン事業（移管検討分）	上町台地のうち、JR大阪環状線の内側約900haを、大阪市における都市居住のリーディングゾーンとして位置付け、魅力ある居住地づくりに取り組むNPO等の活動への支援やまちづくり活動のネットワーク化、魅力情報の発信等を行うとともに、地域魅力を高めるポイントとなるエリアにおいて修景等に取り組むことにより、地域特色を活かした居住地づくりを進める。 上記にかかる事務のうち、上町台地の居住地魅力の情報発信業務や、自主修景の促進業務を実施する事務。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	大阪市生きた建築ミュージアム事業に係る事務	大阪のまちを1つの大きなミュージアムと捉え、そこに存在する‘生きた建築’※を通して見えてくる、多様で豊かな都市の物語性を大阪の新しい魅力として創造・発信する。 ※‘生きた建築’とは、「大阪の歴史・文化、市民の暮らしぶりといった都市の営みの証であり、様々な形で変化・発展しながら、今も生き生きとその魅力を物語る建築物等」をいう新しい概念。	都市整備局	任意			○	
港湾事業	港湾局所管基盤施設の維持管理に関する基本協定に基づく維持管理業務	・港湾局所管基盤施設の維持管理に関する基本協定に基づく維持管理業務。 ・港湾局から、臨港道路の舗装や歩道橋などの管理業務の一部を受託している。 ・建設局と港湾局との協定にもとづき、港湾局管理橋梁（25橋）の維持管理を行う。 ・港湾局管理1ヶ所を港湾局との協定に基づき、建設局が渡船の運航業務を受託している。	建設局	任意		○		
	南港ポートタウンに関する業務【一般会計】	南港ポートタウンの住環境の確保のため、一般会計上次の事務を実施。 ・ノーカーゾーン規制に伴う南港ポートタウン内への車両出入管理や一時貸駐車場の管理運営、南港ポートタウン住民や関係機関等との連絡調整　など ・区役所サービスコーナー、郵便局等が入居する南港ポートタウン管理センターの管理運営、居住者用月極駐車場の管理運営　など	港湾局	任意		○		
	南港ポートタウンに関する業務【港営事業会計】	南港ポートタウンの住環境の確保のため、港営事業会計上次の事務を実施。 ・ノーカーゾーン規制に伴う南港ポートタウン内への車両出入管理や一時貸駐車場の管理運営、南港ポートタウン住民や関係機関等との連絡調整　など ・区役所サービスコーナー、郵便局等が入居する南港ポートタウン管理センターの管理運営、居住者用月極駐車場の管理運営　など	港湾局	任意		○		
	南港ポートタウンに関する業務（道路管理）【一般会計】	・南港ポートタウン内道路の維持補修、管理 ・南港ポートタウン内道路における行為許可、占用許可に関する事務　など	港湾局	任意		○		
	南港ポートタウンに関する業務（緑地管理）【一般会計】	・南港ポートタウン内緑地の維持補修、管理 ・南港ポートタウン内緑地における行為許可、目的外使用許可　など	港湾局	任意		○		
	下水施設関連業務【港営事業会計】	・夢洲地区の下水施設の維持管理 ・夢洲地区の下水施設への接続に伴う排水協議など	港湾局	任意		○		
	阪神国際港湾㈱への派遣業務【一般会計】	阪神国際港湾㈱は、外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の円滑な利用を促進するため、必要な施設の建設、賃貸及び管理運営や、港湾振興に寄与する集荷・集客促進事業を主たる業務としており、大阪市の港湾施策と密接な関連を有しているため、職員を派遣。	港湾局	任意		○		
	大阪港埠頭ターミナル㈱への派遣業務【一般会計】	大阪港埠頭ターミナル㈱は、穀物、鉄鋼材等の市民生活に不可欠な物資の入出庫及び保管、貸倉庫事業を実施し、物資の安定供給の役割を主たる業務としており、大阪市の港湾施策と密接な関連を有しているため、職員を派遣。	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務（大阪市オーパス・スポーツ施設情報システム）【一般会計】	大阪府と府内全市町村で構成する「一般財団法人関西情報センター」において共同調達しているスポーツ予約システムで、インターネット、携帯、ウエブ、街頭端末機、電話等を通じて体育館、テニスコートなど大阪市内のスポーツ施設を対象とした総合ネットワークシステムの運用。（一般会計負担分） （港湾局所管施設：鶴浜緑地運動場、舞洲スポーツアイランド施設）	港湾局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	システム運用管理事務（大阪市オーパス・スポーツ施設情報システム）【港営事業会計】	大阪府と府内全市町村で構成する「一般財団法人関西情報センター」において共同調達しているスポーツ予約システムで、インターネット、携帯、ウエブ、街頭端末機、電話等を通じて体育館、テニスコートなど大阪市内のスポーツ施設を対象とした総合ネットワークシステムの運用。（港営事業会計負担分） （港湾局所管施設：鶴浜緑地運動場、舞洲スポーツアイランド施設）	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務（準公営企業財務会計システム（港湾業務情報システム（財務管理システム））【港営事業会計】	港営事業会計における収入管理・支出管理・総勘定元帳管理・固定資産管理などの企業会計事務に関するシステムの運用。	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務（準公営企業事務会計システム（仮想統合基盤））【港営事業会計】	港営事業会計における収入管理・支出管理・総勘定元帳管理・固定資産管理などの企業会計事務に関するシステムの運用。	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務（港湾局所管道路橋梁総合管理システム）【一般会計】	次のデータを管理する港湾局所管道路橋梁総合管理システムの運用（一般会計負担分） ・道路・河川・橋梁・樹木公園施設などの膨大な施設の台帳、調書、図面、工事完成図書等。 ・点検結果及び補修履歴等の維持管理情報を整備、占用物件の管理、災害時の被害状況及び通行止め情報などの災害時情報	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務（港湾局所管道路橋梁総合管理システム）【港営事業会計】	次のデータを管理する港湾局所管道路橋梁総合管理システムの運用（港営事業会計負担分） ・道路・河川・橋梁・樹木公園施設などの膨大な施設の台帳、調書、図面、工事完成図書等。 ・点検結果及び補修履歴等の維持管理情報を整備、占用物件の管理、災害時の被害状況及び通行止め情報などの災害時情報。	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務（港湾統計管理システム）【一般会計】	港湾統計調査データ作成処理業務及び港湾統計資料等作成業務を行うためのシステムの運用（一般会計負担分）。	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務（船舶動静情報管理・施設使用料管理・運航調整システム）【一般会計】	次の事務を行う船舶動静情報管理等のシステム運用管理事務（一般会計負担分） ・船舶の係留施設への着岸申請を受付け。 ・船席決定し登録するとともに、使用許可書及び使用料等納入通知書の発行。 ・特定区域間内における特定総トン数以上の船舶入出港の管理。	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務（船舶動静情報管理・施設使用料管理・運航調整システム）【港営事業会計】	次の事務を行う船舶動静情報管理等のシステム運用管理事務（港営事業会計負担分） ・上屋、荷さばき地等の使用申請を受付け。 ・使用面積、使用期間を登録するとともに、使用許可書及び使用料等納入通知書の発行。	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務（事業案検索システム）【一般会計】	・工事及び業務委託など、過去の事業案（仕様書・明細書・図面）のスキャニングデータを検索閲覧するシステムの運用（一般会計負担分）。	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務（事業案検索システム）【港営事業会計】	・工事及び業務委託など、過去の事業案（仕様書・明細書・図面）のスキャニングデータを検索閲覧するシステムの運用（港営事業会計負担分）。	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務（設計積算システム）【一般会計】	・公共工事の積算を行う設計積算システムの運用（一般会計負担分）	港湾局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	システム運用管理事務（設計積算システム）【港営事業会計】	・公共工事の積算を行う設計積算システムの運用（港営事業会計負担分）	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務（港湾業務情報システム基盤関連）【一般会計】	・庁内情報ネットワーク以外で港湾局が運用する各種システムの共通資産の運用管理。（一般会計負担分）	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務（港湾業務情報システム基盤関連）【港営事業会計】	・庁内情報ネットワーク以外で港湾局が運用する各種システムの共通資産の運用管理。（港営事業会計負担分）	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務（海上測位システム）【一般会計】	港内の海上測量業務において、GPS位置情報と音響測深機の水深データをパソコンに取り込み、水深成果図を作成するシステムの運用	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務（工事台帳管理システム）【一般会計】	・請負工事等の事業案起案時の情報から、契約、完成及び支払い状況に係る全ての工事情報の共有、事務処理上必要な帳票の作成を行うシステムの運用（一般会計負担分）	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務（工事台帳管理システム）【港営事業会計】	・請負工事等の事業案起案時の情報から、契約、完成及び支払い状況に係る全ての工事情報の共有、事務処理上必要な帳票の作成を行うシステムの運用（港営事業会計負担分）	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務（測量業務システム）【一般会計】	測量計算、基準点計算、GPS計算、CADソフトを行うシステムの運用（一般会計負担分）	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務（測量業務システム）【港営事業会計】	測量計算、基準点計算、GPS計算、CADソフトを行うシステムの運用（港営事業会計負担分）	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務（道路管理システム（公益事業者用））【一般会計】	道路管理システムは、一般財団法人道路管理センターと道路管理者及び関係公益事業者により運営されるシステムで、道路管理者と公益事業者は、サーバー端末を道路管理センターのサーバーに接続することで、占用物件の現況データ入手と道路占用の許認可に利用している。	港湾局	任意		○		
	システム運用管理事務（土砂搬入管理システム）【港営事業会計】	大阪市の公共事業で発生した建設発生土を大阪港の埋立事業に活用するため搬入許可証の発行・土量の集計等搬入管理を行うシステムの運用 （関係局）建設局、交通局、水道局	港湾局	任意		○		
公営住宅（特定公共賃貸住宅等含む）	建築積算システム運用管理事務	本市が施行する公営住宅等建設事業に伴う工事積算システムの運用管理	都市整備局	任意			○	
	市営住宅管理システム運用管理事務	本市が施行する公営住宅等維持管理業務に係るシステムの運用管理 システム開発・改修の企画及び実施	都市整備局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
公社住宅事業	公社住宅事業に係る事務（地域優良賃貸住宅関連）	老朽化した公社賃貸住宅の建替えにあたり、新たに建設し管理する優良な賃貸住宅に対して、地域優良賃貸住宅制度等の国の補助制度を活用し、建設費補助を実施するとともに、入居者に家賃減額を実施することにより、市内の居住水準の向上と定住促進を図る。 旧の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき建設・管理している高齢者向け優良賃貸住宅についても、地域優良賃貸住宅関連として整理する。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		○	
多様な世帯に対する居住支援	優良賃貸住宅建設資金融資制度に係る事務	市内に居住環境が良好で適正な家賃の住宅を供給するため、民間の土地所有者等が、本市の定める基準に適合した優良な賃貸住宅を建設する場合に、その建設資金の融資をあっせんする。 本制度に係る融資あっせんの受付は平成16年度末をもって終了しており、現在は継続分の返済期間（令和4年度予定）までの低利融資維持のため、金融機関への預託と償還管理を行っている。	都市整備局	要綱等	一般市		○	
	子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業	既存住宅ストックの有効活用を図るとともに、新婚・子育て世帯の市内居住を促進する。 要件を満たす既存住宅ストックについて、オーナーが子育て世帯等の入居に資する改修工事等を行う場合、改修費の一部を補助する。	都市整備局	任意			○	
	新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度に係る事務	市内で供給・建設される民間住宅をフラット35や民間金融機関の融資を受けて取得する新婚・子育て世帯を対象に、融資額の償還元金残高（2,000万円限度）に対し、年0.5%以内（融資利率を上限）の利子補給を5年間行うことにより、若い世代の市内定住の促進をはかり、活力あるまちづくりを進める。	都市整備局	任意			○	
	大阪市エコ住宅普及促進事業に係る事務	省エネルギー・省CO2に配慮された住宅の普及を促進するため、断熱性能の向上、創エネ設備等の設置など一定の基準を満たす住宅の建設・改修計画を認定する。 また、平成25年度までに「大阪市エコ住宅」として認定を受けた住宅の購入・改修等にかかる融資に対する利子補給を行う。	都市整備局	任意			○	
	大阪市子育て安心マンション認定制度に係る事務	子育てに配慮した仕様の住戸と子育てを支援する環境を備えたマンションを認定し、広く内外に発信することにより、子育てに資する居住環境整備と子育て世帯の市内居住を促進する。	都市整備局	任意			○	
	大阪市ハウジングデザイン賞表彰制度に係る事務	魅力ある良質な都市型集合住宅を表彰し、その優れた面を明らかにすることにより、良質な都市型集合住宅に建設促進に資するとともに、広く市民及び住宅供給者の住宅に対する意識の高揚を図ることを目的とする。 公募による推薦住宅について書類・現地審査を行い、選考有識者会議において意見を聴取し表彰住宅を決定し表彰する。	都市整備局	任意			○	
	住まい情報センター事業に係る事務	市民の住生活の向上や市内居住の促進、市民の文化の向上に寄与することを目的に、住まい情報センターを拠点として、本市住宅施策・公的住宅などの情報提供や住まいに関する一般的な相談、不動産売買や建築・法律などの専門的な知識が必要とされる専門的な相談に対応するとともに、住まいに関するセミナー等の開催や住まい関連の図書や資料を揃えたライブラリーの設置などによる普及啓発を行っている。また、大阪の住まいや暮らしの歴史等の展示や広報誌の発行などにより、「住むまち・大阪」に対する愛着とイメージアップを図っている。 これらの事業実施においては、住まい・まちづくりに取り組む専門家団体やNPO等との協働・交流を促進する「住まい・まちづくりネットワーク」を活用し、居住地魅力の情報発信と総合的な住情報サービスの充実を図っている。 （所在地）　住まい情報センター（北区） 住まいのミュージアム（北区）	都市整備局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	住まい情報センター事業に係る事務（普及啓発等企画検討）	市民の住生活の向上や市内居住の促進、市民の文化の向上に寄与することを目的に、住まい情報センターを拠点として、本市住宅施策・公的住宅などの情報提供や住まいに関する一般的な相談、不動産売買や建築・法律などの専門的な知識が必要とされる専門的な相談に対応するとともに、住まいに関するセミナー等の開催や住まい関連の図書や資料を揃えたライブラリーの設置などによる普及啓発を行っている。また、大阪の住まいや暮らしの歴史等の展示や広報誌の発行などにより、「住むまち・大阪」に対する愛着とイメージアップを図っている。 これらの事業実施においては、住まい・まちづくりに取り組む専門家団体やNPO等との協働・交流を促進する「住まい・まちづくりネットワーク」を活用し、居住地魅力の情報発信と総合的な住情報サービスの充実を図っている。 上記にかかる事務のうち、地域の実情に合わせて、住まいに関する普及啓発等を行う事務。	都市整備局	任意			○	
	住まい情報センター管理運営システム運用管理事務	住まい情報センター管理運営システムは、住まい情報センターにおいて住まいに関する相談への対応や情報提供を実施していくうえで、必要な情報をデータ化し、業務効率の向上を図るものであり、相談対応サブシステム、図書管理システムから構成されている。 相談対応サブシステムは、住まいに関する電話相談、窓口相談の内容をデータベース化し、相談員が相談対応時に同種の相談を参照するなど、業務効率の向上を図るものである。 図書システムは、住まい情報センターのライブラリー蔵書約11,000冊の管理や、利用者の登録、予約、資料の検索などに使用し、市民の利便性並びに職員の業務効率の向上を図るものである。 これらとあわせて、ホームページ「おおさか・あんじゅネット」により、住宅関連情報や住まい情報センターが開催するセミナー等の情報発信を実施している。	都市整備局	任意			○	
	マンション購入資金融資制度に係る事務	大阪市内で供給される一定水準以上のマンションの購入を予定する者で、資金不足のためマンションを取得することが困難な者に対し、取得に必要な資金について、大阪市が金融機関に融資のあっせんを行い、マンションの取得の促進を図り、もって居住水準の向上に寄与することを目的とする。 本制度に係る融資あっせんの受付は平成16年度末をもって終了しており、現在は既融資分の返済期間（令和13年度予定）までの低利融資維持のため、金融機関への預託と償還管理を行っている。	都市整備局	任意			○	
	大阪市優良建築物等整備事業等の維持管理に係る事務	一定の要件を満たす民間マンションを建設する事業者に対して建設費の一部を補助する事業につき、平成19年度をもって新規採択を停止し、平成21年度で全ての補助事業を完了したが、現在は補助要件に基づいた適切な維持管理の状況を確認・指導する業務のみを行っている。	都市整備局	任意			○	
	災害復興マンション購入資金融資制度に係る事務	阪神・淡路大震災による被災者が、住宅金融支援機構の災害復興住宅購入資金融資を受けて市内のマンションを購入する場合に、その購入資金の低利での融資あっせんを行い、被災者の住生活の安定に寄与することを目的とする。 本制度に係る融資あっせんの受付は平成12年度末で終了しており、現在は、平成6～10年に受付した既融資分について、返済期間（平成36年度予定）までの低利融資維持のため、金融機関への預託と償還管理を行っている。	都市整備局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	住宅転用支援事業にかかる事務	建築ストックの有効活用を図るとともに、多様な都市居住ニーズに対応していくうえで、空きオフィス等の住宅転用（コンバージョン）を支援し、SOHO等の住宅供給を促進することは有効な手法の一つである。そのため、住宅転用に関する知識・経験を有する建築士事務所をコーディネーターとして登録している情報を提供する「住宅転用コーディネーター制度」を実施するとともに、転用に関するガイドブックを配布するなど、住宅転用を支援する情報提供や普及啓発事業を実施している。	都市整備局	任意			○	
	若年世帯支援業務システム運用管理事務	「大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度」、「大阪市エコ住宅普及促進事業住宅購入・整備融資利子補給」及び「大阪市新婚世帯向け家賃補助制度」において、受給者情報の入力・管理・通知書などの帳票出力、統計処理、各種照会用資料の作成及び補助事業の適正な執行を図るため、本システムによる業務を実施。	都市整備局	任意			○	
	住宅政策の企画立案に係る事務	住生活基本法や住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等をふまえ、住宅施策の企画立案や総合調整、大阪市住宅審議会の開催に向けた調整等を実施する。	都市整備局	任意			○	
建築物の安全確保（耐震化促進等）	民間建築物におけるアスベスト対策の推進	アスベストによる健康被害に対する市民の不安を早期に解消するため、各種セミナー等を活用した啓発リーフレットの配布・送付を行うとともに、本市として把握に努めてきた、アスベスト対策が未実施である建物所有者等に対し、個別の働きかけをおこない、露出したアスベストの含有調査、除去等対策工事費用に対する補助等を行い、アスベスト対策に関する市民の意識の向上を図る普及啓発活動をおこなう。	都市計画局	要綱等	地方公共団体		○	
	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく助成制度、普及啓発、耐震改修促進計画の策定及び特例の承認等に係る事務（普及啓発等企画検討）	・民間建築物の耐震化を促進するため、民間建築物の建物所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に要する費用の助成などを行う。 ・民間建築物の耐震化を促進するため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する普及啓発などを行う。 ・地域の実情に応じた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する施策を計画的に推進することが必要であるため、区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を策定する。 ・都道府県耐震改修促進計画において特定入居者（認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者）に対する特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項が記載されている場合には、特定優良賃貸住宅の入居者を3か月以上確保できないことを条件として、特定優良賃貸住宅の認定事業者は都道府県知事（市の区域内にあっては、指定都市又は中核市の長）の承認を受けて、当該特定入居者にその全部又は一部を賃貸することができるため、その承認に関する事務を行う。 上記にかかる事務のうち、地域の実情に合わせて、民間住宅の地震に対する安全性の向上に関する普及啓発を実施する事務。	都市整備局	任意			○	
	建築物の耐震化促進に関する普及啓発等に係る事務（大阪市耐震改修支援機構関連）	大阪市における民間木造住宅の耐震化を促進するため、公的団体や建築関係団体と連携し、平成20年に「大阪市耐震改修支援機構」を設立した。 大阪市耐震改修支援機構では、耐震セミナー、イベントへの出展、耐震出前講座等の普及啓発活動の実施協力や、耐震診断・耐震改修の実績のある事業者の紹介等を行っている。	都市整備局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	大阪市防災力強化マンション認定制度に係る事務	耐震性や耐火性など建物の安全性に関する基準に適合することに加え、被災時の生活維持に求められる設備・施設等の整備、住民による防災活動等の実施など、ハード・ソフト両面で防災力が強化されたマンションを認定し、広く情報発信することにより、災害に強い良質なマンションの整備を誘導し、防災性の向上を図る。	都市整備局	任意			○	
放置自転車対策	放置自転車管理システム運用管理	放置自転車管理システムの運用管理を行う。	建設局	任意			○	
管財事務	建設発生土の海上輸送中継基地用地の返還事業	建設発生土海上輸送中継基地が廃止になり、用地返還に伴う事業	都市整備局	任意			○	
	賃貸地（臨港地区外）の事務【一般会計】	在来地のうち臨港地区外にある所管不動産の管理及び処分等 ・臨港地区外の賃貸借契約事務 ・土地賃貸料収納事務 ・賃借人への随意売却 ・土地の商品化（測量、不動産鑑定など）など	港湾局	任意			○	
	賃貸地（臨港地区内）の事務【一般会計】	在来地のうち臨港地区内にある一般会計上の所管不動産の管理及び処分等。 ・臨港地区内の賃貸借契約事務 ・土地賃貸料収納事務 ・賃借人への随意売却 ・土地の商品化（測量、不動産鑑定、維持管理等） など	港湾局	任意			○	
	賃貸地（臨港地区内）の事務【一般会計】	在来地のうち臨港地区内にあり、港湾局業務と密接不可分と判断される一般会計上の所管不動産の管理等。 ・臨港地区内の賃貸借契約事務 ・土地賃貸料収納事務 ・土地の測量、維持管理　 など	港湾局	任意		○		
空家等対策	空家等の利活用に関する事務（企画検討）	大阪市空家等対策計画（平成28年11月30日策定）に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用等のために必要な対策（補助事業、情報発信など）を講じる。 都市整備局としては、住宅の改修や除却、建替えの補助など空家等の利活用にも繋がる各種補助事業を実施するとともに、住まい情報センターとも連携し、空家活用に係る情報発信や相談対応等を行っている。 上記にかかる事務のうち、地域の実情に合わせて、アクションプラン等の策定にかかる支援や、空家の利活用等に関する施策を実施する事務。	都市整備局	任意			○	
内部事務	庶務関係業務	都市計画局企画振興部における庶務関係業務。	都市計画局	任意			○	
	庶務関係業務	都市計画局計画部における庶務関係業務。	都市計画局	任意			○	
	庶務関係業務	都市計画局開発調整部における庶務関係業務。	都市計画局	任意			○	
	庶務関係業務	都市計画局建築指導部における庶務関係業務。	都市計画局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	都市整備局総務関連事務	都市整備局における庶務、経理、契約及び企画関係事務を総括し、局内外の調整を行うほか、局総務部以外の部の主管に属しない事務を処理する。	都市整備局	任意			○	
	庶務関係業務【一般会計】	港湾局業務を実施するにあたり必要となる一般会計上の庶務関係業務。	港湾局	任意		○		
	庶務関係業務【港営事業会計】	港湾局業務を実施するにあたり必要となる港営事業会計上の庶務関係業務。	港湾局	任意		○		

《9. 都市基盤整備》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
道路事業	道路橋梁総合管理システムの運用管理	・建設局が管理している道路・橋梁等の施設データ及び保全巡視業務等を一元的に管理。	建設局	任意				○一組
	道路資料閲覧コーナーの管理運営事務	本庁舎3階に「道路資料閲覧コーナー」を設置し、道路に関する情報を提供	建設局	任意			○	
	水辺の魅力向上事業（橋梁のライトアップ）	水辺の魅力向上として、橋梁のライトアップを実施する。	建設局	任意			○	
	街路防犯灯設置助成事業（本課）（制度管理）	区役所への申請に基づき建設局でLED灯を設置し、設置後の維持管理は申請者が行う。 ・制度設計	建設局	要綱等	地方公共団体		○	
	街路防犯灯設置助成事業	区役所への申請に基づき建設局でLED灯を設置し、設置後の維持管理は申請者が行う。 【助成可否の判断（現場調査含む）・予算】	建設局	要綱等	地方公共団体		○	
	街路防犯灯設置助成事業	区役所への申請に基づき建設局でLED灯を設置し、設置後の維持管理は申請者が行う。 【設計・工事発注】	建設局	要綱等	地方公共団体		○	
	道路施設広告事業関係業務	大阪駅前地下道及び阿倍野南北線公共地下通路、阿倍野歩道橋、京橋プロムナード等における広告事業関係（広告事業者募集、選定、契約、広告料収入手続き、広告審査）事務。	建設局	任意			○	
	道路管理システム運用管理事務	道路管理システムの運用管理を行う。	建設局	任意				○一組
	道路台帳システム運用管理事務	道路台帳システムの運用管理を行う。	建設局	任意				○一組
	測量CADシステム運用管理事務	測量CADシステムの運用管理を行う。	建設局	任意			○	
	工事積算システム運用管理事務	工事積算システムの運用管理を行う。	建設局	任意				○一組
	(一財)道路管理センターへの派遣事務	一般財団法人道路管理センターへの職員の派遣。	建設局	任意			○	
	大阪府警への派遣事務	・大阪府警へ職員の派遣。	建設局	任意			○	
	箕面市への派遣事務	・箕面市への派遣。	建設局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	都市技術センターへの派遣事務（道路関係）	一般財団法人都市技術センターへ職員の派遣。	建設局	任意			○	
連続立体交差事業	道路と鉄道の立体交差化事業（阪急連立）	・連続立体交差事業は、地平を走る鉄道を連続的に高架化することにより、複数の踏切を一挙に除却し、都市内交通の円滑化を図ると共に、分断された市街地の一体化による都市の活性化を図る。	建設局	要綱等	中核市		○	
駐車場	駐車対策事務	交通渋滞や交通事故等を誘発し、道路機能の低下をきたす違法駐車によって生じる課題について、対策案の検討や関係先との連絡調整を行う。	建設局	任意			○	
公園事業	庶務業務[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	公園緑化部において、大規模公園【後方支援活動拠点等】等の管理運営を実施するために必要な一般事務（予算・決算業務、市会関係業務、秘書関係業務等）	建設局	任意		○		
	庶務業務[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	公園緑化部において、大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】・住区基幹公園等の管理運営を実施するために必要な一般事務（予算・決算業務、市会関係業務、秘書関係業務等）	建設局	任意			○	
	庶務業務（庁舎管理業務）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	公園緑化部並びに公園事務所における大規模公園【広域】等の維持管理業務を円滑に実施していくために必要な事務（公園事務所整備業務、維持管理用車両管理業務、維持管理用資機材管理業務、事業所業務の統括・調整業務等）	建設局	任意		○		
	庶務業務（庁舎管理業務）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	公園緑化部並びに公園事務所における大規模公園【基礎】・住区等公園等の維持管理業務を円滑に実施していくために必要な事務（公園事務所整備業務、維持管理用車両管理業務、維持管理用資機材管理業務、事業所業務の統括・調整業務等）	建設局	任意			○	
	大阪市オーパス・スポーツ施設情報システム運用管理事務	大阪市オーパス・スポーツ施設情報システムの運用	建設局	任意			○	
	公園有料施設使用料収納事務[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】の公園内有料施設使用料の毎月の歳入調定事務、使用料還付事務及び使用料滞納者に対する納入の督促等の事務。	建設局	任意		○		
	公園有料施設使用料収納事務[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等の公園内有料施設使用料の毎月の歳入調定事務、使用料還付事務及び使用料滞納者に対する納入の督促等の事務。	建設局	任意			○	
	公園ねこ適正監理サポーター制度（制度管理）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】における市民と協働した公園内の飼い主のいない猫対策の制度管理	建設局	任意		○		
	公園ねこ適正監理サポーター制度（制度管理）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等における市民と協働した公園内の飼い主のいない猫対策の制度管理	建設局	任意			○	
	公園ねこ適正監理サポーター制度（本課）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】における市民と協働した公園内の飼い主のいない猫対策	建設局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	公園ねこ適正監理サポーター制度（本課）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】における市民と協働した公園内の飼い主のいない猫対策	建設局	任意			○	
	公園ねこ適正監理サポーター制度（本課）[住区基幹公園等]	住区基幹公園等における市民と協働した公園内の飼い主のいない猫対策	建設局	任意			○	
	公園・緑化事業計画関連業務[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】における「新・大阪市緑の基本計画」の進捗管理、緑の現況調査、その他公園緑化事業企画調査等	建設局	任意		○		
	公園・緑化事業計画関連業務[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等における「新・大阪市緑の基本計画」の進捗管理、緑の現況調査、その他公園緑化事業企画調査等	建設局	任意			○	
	事業連携関係業務	各種関係団体及び市組織内の各局・各区等との連絡調整業務	建設局	任意			○	
	事業連携関係業務（PMO）	PMO事業者※や窓口である経済戦略局との連絡調整業務 ※PMO事業者：民間の柔軟かつ優れたアイデアや活力を活かし、総合的かつ戦略的に公園全体と公園施設を一体管理する「パークマネジメント事業」を実施する事業者	建設局	任意		○		
	道路橋梁総合管理システム運用管理事務（公園）	道路橋梁総合管理システムの運用	建設局	任意				○一組
	工事積算システム運用管理事務（公園）	工事積算システムの運用	建設局	任意				○一組
	水辺の魅力向上（公園）	中之島公園、福島浜緑道の公園照明灯の改善	建設局	任意			○	
	公園愛護会制度（制度管理）	公園愛護会制度の管理及び交付金の交付決定業務における制度設計	建設局	任意			○	
	公園愛護会制度（交付金交付等）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】における公園愛護会制度の管理及び交付金の交付決定業務	建設局	任意		○		
	公園愛護会制度（交付金交付等）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等における公園愛護会制度の管理及び交付金の交付決定業務	建設局	任意			○	
	美化功労者表彰（制度管理・市長表彰）	公園における保全、美化運動に功労功のあったものに対して、市長表彰を実施。また、制度管理を実施。	建設局	任意			○	
	美化功労者表彰（区長表彰）[大規模公園【後方支援活動拠点等】]	大規模公園【後方支援活動拠点等】における保全、美化運動に功労功のあったものに対して、表彰を実施。	建設局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	美化功労者表彰（区長表彰）[大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】][住区基幹公園等]	大規模公園【後方支援活動拠点等を除く】及び住区基幹公園等における保全、美化運動に功労功のあったものに対して、表彰を実施。	建設局	任意			○	
	児童遊園活動費補助・整備費補助事業	都市公園法による街区公園の補完的施設として、地域住民で組織する団体等が取り組む事業に対して補助金の交付及びに要綱の管理業務。	建設局	任意			○	
下水道事業	都市技術センターへの派遣事務（下水関係）	一般財団法人都市技術センターへ職員の派遣。	建設局	任意		○		
	日本下水道協会への派遣事務	・公益財団法人日本下水道協会へ職員の派遣	建設局	任意		○		
	日本下水道事業団への派遣事務	・地方共同法人日本下水道事業団へ職員の派遣	建設局	任意		○		
水道事業	災害応援派遣事務	東日本大震災被災地への災害応援派遣事務	水道局	任意		○		
	株式会社　大阪水道総合サービスへの派遣	株式会社大阪水道総合サービスへの派遣事務	水道局	任意		○		
内部事務	建設局業務の総合企画、調査	・建設局が所管する道路、河川、下水道、公園の各事業の総合的な企画及び調査。 ・御堂筋の道路空間再編やデザイン検討を実施。	建設局	任意			○	
	局横断事業等の計画策定・調整事務	局横断的又は他局等と連携して取り組む事業などの事業計画策定、関係部署・機関との調整業務。	建設局	任意			○	
	防災関連事務（河川除く）	・建設局における防災計画の策定、方針の見直し及び各種訓練等の実施業務。 ・災害対策会議等に係る建設部事務局としての企画、運営、連絡調整、資料作成業務。	建設局	任意			○	
	地下街防災推進事業関係業務	地下街管理者が行う安全対策に対し、国と協調してその費用の一部を補助するものである。 予算要求、関係先との連絡調整及び補助金交付等に関する事務	建設局	要綱等	地方公共団体		○	
	クリスタ長堀（株）の監理事務 予算・決算、その他必要事項の連絡調整業務	建設局において、クリスタ長堀株式会社の監理事務として、予算・決算、その他必要事項の連絡調整業務を実施している。	建設局	任意		○		
	建設局事業にかかる庶務業務全般	建設局事業にかかる庶務全般。	建設局	任意			○	
	建設局事業にかかる庶務業務全般	建設局事業にかかる庶務全般。 （工営所関連）	建設局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	建設局事業にかかる庶務業務全般	建設局事業にかかる庶務全般。 （工営所移管分）	建設局	任意			○	

《10. 住民生活》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
不当景品類及び不当表示防止法にかかる監視規制業務等	消費者の安心安全の確保に関する事務（立入り調査）	消費者安全法の施行に必要な限度において、事業者に対し、生命身体事案・財産被害事案に係る報告徴収・立入調査を行う。※消費者庁長官からの意向調査への同意により、権限の委任を受ける。	市民局	任意		○		
安全なまちづくりの推進	地域安全防犯対策の推進に関する事務	地域の安全防犯対策に向け、 ・防犯・暴力追放運動の支援（市保護司会連絡協議会、防犯協会への補助） ・自転車安全利用促進・交通安全運動事業（府、堺市、府警との合同の春・秋の広報啓発、自転車安全利用促進イベント・ロゴマーク等） ・犯罪被害を防止する安全なまちづくりの推進（市の統計冊子、安全ガイドブック作成等） 【区との役割分担】 ○局は、府警本部や府交通対策協議会、防犯協会等との連携に関する事業 ○区は、地元警察署や地元地域活動協議会等との連携に関する事業	市民局	任意			○	
	青色防犯パトロール車両の貸出事務	市民局所管の青色防犯パトロール車両を区役所へ貸与し、区の地域安全防犯業務に活用する。平成29年度には車両を区へ移管予定。	市民局	任意			○	
	ミナミ活性化協議会に関する事務	○大阪ミナミの環境浄化と環境美化を推進するとともに、健全で魅力あるまちづくりを進めることにより、ミナミを安全で誰もが安心して楽しむことができるまちにするため、行政、地元及び経済団体によって平成17年に設立。 【主幹団体】 大阪府、大阪市、大阪府警察、ミナミ歓楽街環境浄化推進協議会、大阪商工会議所、 一般社団法人 関西経済同友会	市民局	任意			○	
	「客引き行為等の適正化に関する条例」の運用管理事務	・客引き行為等の適正化に関する条例に基づき、客引き行為等禁止区域を指定し、原則として、そのエリア内では客引き行為等を禁止し、違反者には罰則を適用する。 【事務内容】 ・条例の運用（解釈など制度管理）・禁止区域の設定・罰則の適用　等	市民局	任意			○	
	客引き行為等適正化指導員の配置等に関する事務	・客引き行為等の適正化に関する条例に基づき、客引き行為等禁止区域を指定し、原則として、そのエリア内では客引き行為等を禁止し、違反者には罰則規定を適正に運用するため、指導員を配置して、巡回指導を行う。 【事務内容】 ・巡回指導員の雇用・配置業務	市民局	任意			○	
	子どものための「見守りカメラ」設置事業	昼夜間問わず24時間作動し、犯罪抑止効果の高い、子どものための「見守りカメラ」を設置（平成28年度350台予定）し、市民が安心して暮らせるまちをめざす。	市民局	任意			○	
	指定区における夜間の青色防犯パトロールの実施に関する事務	市民が安心して暮らせるまちづくりを実現するため、地域の自主防犯団体では実施が困難な時間帯を行政が補完する。民間事業者に委託して、区CM指定区において活動員２人１組で青色防犯パトロール車両により夜間の防犯パトロールを実施。経路等は区と調整を行う。 【平成28年度予算】福島区、此花区、中央区、港区、天王寺区、東成区、旭区、城東区、鶴見区、東住吉区（左記以外は、区へ移管済） 「局」・・・予算措置、区への配置、委託業者の選定、委託費の支出 「区」・・・パトロール経路の調整	市民局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	指定区における夜間の青色防犯パトロールの実施に関する事務(区)	市民が安心して暮らせるまちづくりを実現するため、地域の自主防犯団体では実施が困難な時間帯を行政が補完する。民間事業者に委託して、区CM指定区において活動員2人1組で青色防犯パトロール車両により夜間の防犯パトロールを実施。経路等は区と調整を行う。	市民局	任意			○	
	地域防犯対策事業の推進に関する事務	・各区役所独自の地域特性に応じた安全なまちづくり啓発事業の実施及び青色防犯パトロール車両の維持管理に関して予算の配付等を行う。 【平成28年度予算】中央区のみ(左記以外は、区へ移管済み) 【局】 予算措置、車両共済保険の契約 【区】 安全なまちづくり啓発事業の実施。実際の車両維持	市民局	任意			○	
	地域防犯対策事業の推進に関する事務(区)	・各区役所独自の地域特性に応じた安全なまちづくり啓発事業の実施。青色防犯パトロール車両の維持管理。	市民局	任意			○	
地域活動の支援等	地域振興に関する事務(全市的事項)	区役所が行う地域振興事業に関して、区役所からの相談受付けやアドバイスなど支援等を行う。 【支援例】 ①市災害ボランティアセンター運営に関すること ②大規模災害時の義援金の受付に関すること ③日本赤十字社との連絡調整に関すること ④叙勲、褒章、知事表彰等の国・府と区との調整に関すること ⑤市地域振興会との意見交換等に関すること ⑥飯山市との市民交流都市に関すること ⑦区の花維持管理(顕彰碑の管理)に関すること ⑧大阪市歌の管理運営に関すること ⑨ワンルームマンション建設時の事前協議に関すること ⑩大規模建築物建設時の事前協議に関すること	市民局	任意			○	
	地域振興に関する事務(地域的事項)	区役所が行う地域振興事業に関して、区役所からの相談受付けやアドバイスなど支援等を行う。 【支援例】 ①市民活動の場の提供のあり方の整理に関すること ②区役所職員と団体とのつきあい方の整理に関すること ③町内会・自治会の加入促進への支援に関すること ④コミュニティ活性化のためのワーキングの事務局	市民局	任意			○	
	区役所附設会館指定管理者選定にかかる事務	・区役所附設会館の指定管理者選定にかかり、外部有識者で構成する選定委員会の開催を行ったり、指定管理者から提出される事業報告に基づき、毎年外部有識者からの意見を踏まえ管理運営状況に関する評価を行う事務	市民局	任意			○	
	区役所附設会館スケジュール管理システム運用管理事務	区役所附設会館はコミュニティ活動、文化・生涯学習活動の拠点、さらに多様な市民協働の拠点として利用される場である。市民の利便性向上を図るために当該システムを導入し、そのシステムの改修などの管理運用事務。	市民局	任意			○	
	地域力担当庶務	地域力担当各グループの庶務	市民局	任意			○	
	大阪市市民活動推進審議会の運営事務	大阪市市民活動推進条例に基づき、本市の市民活動の推進に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議を行う大阪市市民活動推進審議会の庶務を担う。	市民局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	コミュニティビジネス等促進事業（協働型事業委託に関すること）	市民・市民活動団体向け支援メニューを提供することで、地域資源が循環する活力ある地域社会づくりをめざす 〇協働型事業委託の実施に関すること 第三者会議の開催（局事業） ラウンドテーブルの開催（区CM事業）	市民局	任意			〇	
	職員づくり・体制づくり（区役所職員を対象とした研修）	区役所職員に対し、市民協働に関する理念や専門的ノウハウに関する研修を行う ①市民協働職員研修 ②CB/SB職員研修	市民局	任意			〇	
	新たな地域コミュニティ支援事業にかかる支援	中間支援組織（各区まちづくりセンター）の活用について、各区共通事業や区間連携に関することを担当 ①区事業実施に対する全般的支援（委託仕様書における各区共通記載内容の提案、事業者選定会議開催支援など） ②受託者等による事業の実施状況の評価 ③各区間の情報共有の場としての連絡調整会議の開催 ④中間支援組織のあり方検討に関する支援	市民局	任意			〇	
	地域活動に向けた区役所職員への支援	地域活動の推進に取組む区役所職員の情報の共有化や課題解決に向けたアドバイスの実施など区における地域活動支援業務が円滑に進むよう支援を行う。 ①24区を5グループに分けたうえで、それぞれのグループを担当するためのチームを編成し、各区の事業実施状況や区が抱える課題などを、より詳細に把握 ②「地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱」の所管部署として、各区が地域活動協議会補助金を適切に運用できるよう支援 ③区間の情報共有及び局との連携促進を目的とした「市民協働課長会議」の事務局業務	市民局	任意			〇	
	コミュニティビジネス等促進事業	市民・市民活動団体向け支援メニューを提供することで、地域資源が循環する活力ある地域社会づくりをめざす ①市民向けCB講座 ②市民活動団体向け講座 ③モデル事業サポート ④専用ホームページ（CB情報局）等を通じたCB啓発 ⑤優秀なCB事業に対する市長賞の贈呈等	市民局	任意			〇	
	大阪市市民活動総合支援事業	大阪市市民活動推進条例のもと、市民活動に関する総合相談窓口を設置するとともに、市民活動に関する支援策を総合的に把握・事業間連携を進める。 ①総合的な相談受付・情報提供窓口の運営 ②資源情報の発掘・収集・発信 ③活動主体の連携促進 ④関連事業間連携・課題の整理分析	市民局	任意			〇	
	地域公共人材開発事業	多様な活動主体間の合意形成や活動の発展を支援する専門性の高い人材（地域公共人材）を養成・派遣する仕組みを構築する。 ①地域公共人材養成プログラムの運営（約半年間） ②地域公共人材バンク登録者募集（年1回） ③地域公共人材バンク運営（リーダー会議等年6回程度） ④地域公共人材の派遣調整及び派遣業務の管理 以上、委託事業として実施 ⑤派遣受付及び委託団体との派遣調整 ⑥派遣に伴う計理事務	市民局	任意			〇	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	地域資源の循環に向けた事務	①各区におけるCB/SB化・社会的ビジネス化への支援・取組の検証事例集やe-ラーニングの作成等CB/SBに関する情報提供、各区の取組実績の把握と共有など ②ICTを活用した市民とのコミュニケーションに関する各区の取組事例の把握と共有、「大阪から考えるCivicTech」の展開 ③マルチパートナーシップの拡大、企業との連携に向けた情報収集及び各区との共有 ④各区を対象とした事例共有会の開催 ⑤活動情報・支援情報等の発信による区・地域への支援・facebookによる情報発信など	市民局	任意			○	
	区政推進基金に関する事務	大阪市区政推進基金の管理	市民局	任意			○	
	市民活動推進助成事業	市民・企業等からの寄附金を活用し、市民活動団体の公益性の高い事業に対し助成を行う ①市民・企業からの寄附募集・基金積立て（クリック募金等）（随時） ②助成事業のサポート及び進捗管理（中間報告・年度末報告、各1回） ＊各助成団体の取組み視察、活動情報のFB等による発信など ③助成事業の募集・選考等 ④助成事業運営に関する第3者会議の開催・運営（年3回程度） ⑤区役所職員や各区まちづくりセンター職員からの相談対応（随時）	市民局	任意			○	
	クリック募金システム管理運用事務	・「大阪市市民活動推進助成事業」への寄附を継続的に受入れる仕組みとして「市民活動のためのクリック募金」ホームページを開設し、クリック募金に協賛いただける企業等を募集している。 ・インターネットユーザーが、ホームページ内に掲載される協賛企業等のバナーをクリックするたびに、1クリックにつき3円を協賛企業等がインターネットユーザーに代わって区政推進基金（市民活動団体支援型）へ寄附を行う仕組み。	市民局	任意			○	
	市民活動保険事業	本市関連事業にボランティア参加される市民の方向けに「ボランティア保険」に加入、市民の皆さんに安心して市民活動に参画できる環境を整える。 ・市民局において、本市の登録事業を募集（平成28年度：約1,000）し、一括して加入（市民が個別施策で加入手続き不要）	市民局	任意			○	
	地域集会施設の整備関係事務（制度管理）	・心のふれあうあたたかい近隣社会の形成に資するために、地域住民団体が行う地域集会施設の設置・改修整備に要する経費の一部を補助する。 ・補助基準の作成等制度管理業務	市民局	任意			○	
	地域集会施設の整備関係事務（補助審査）	・心のふれあうあたたかい近隣社会の形成に資するために、地域住民団体が行う地域集会施設の設置・改修整備に要する経費の一部を補助する。 ・補助審査・補助金の交付業務	市民局	任意			○	
窓口サービスに関する事務	印鑑登録証明事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う印鑑登録証明に関する事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、（3）事務用帳票（申請用紙等）等の一括調達等を行うものである。	市民局	任意			○	
	印鑑登録証明事務（区）	印鑑登録原票の整備、登録申請の受付け、印鑑登録証明書の交付等印鑑条例に基づく事務を行うものである。	市民局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	民刑事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う民刑事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うものである。	市民局	任意			○	
	民刑事務（区）	民刑事項に関する各名簿の調製、同名簿に基づく照会回答等の事務を行うものである。	市民局	任意			○	
	住民情報に関する行政証明事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う住民情報に関する行政証明事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うものである。	市民局	任意			○	
	住民情報に関する行政証明事務（区）	戸籍や住民基本台帳に関連のある情報について、法律を根拠とせず本市が任意に証明する事務（戸籍廃棄証明、独身証明、不在住証明等）を行うものである。	市民局	任意			○	
	住民基本台帳カードの利用登録事務	住民基本台帳カードの利用登録事務について、同システムを適切に運用・管理し、コンビニ交付サービスを利用できるようにすることにより市民サービスの向上を図るものである。	市民局	任意			○	
	住民基本台帳カードの利用登録事務（区）	住民基本台帳カードのコンビニ交付サービス利用登録等、住民基本台帳カードの利用に関する条例に基づく事務を行うものである。 なお、カードの新規発行は平成27年12月に終了しているが、期限は10年間。	市民局	任意			○	
	住民票の写し等の交付に係る本人通知事務	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う本人通知に関する事務について、本市各区における事務取扱いの調整・通知等を行うものである。	市民局	任意			○	
	住民票の写し等の交付に係る本人通知事務（区）	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う本人通知に関する事務について、本市各区における事務取扱いの調整・通知等を行うものである。	市民局	任意			○	
	住民情報グループにおける庶務関係事務	戸籍事務・住民基本台帳事務等で共通で使用する統一請求用紙や書籍等の購入等	市民局	任意			○	
	郵送事務処理センターに係る事務	市役所住民票・戸籍関係証明書発行コーナー、郵送事務処理センターにおける、住民票の写し、戸籍謄本、印鑑登録証明書、行政証明書等の交付等	市民局	任意			○	
	本庁舎及び区役所における専門相談窓口に関する事務	市民生活上の問題で、法律その他専門的な知識を要するものについて、本庁舎及び各区役所において、市民の相談に応じることによって、市民福祉の増進に寄与することを目的とし、大阪弁護士会、大阪司法書士会への業務委託契約などにより専門相談体制を構築。	市民局	任意			○	
	点字自動読取装置設置事務	ノーマライゼーションの観点から、視覚に障がいのある市民に対し、区役所からの情報を円滑に提供するため、点字プリンタを設置する。 ⇒局でプリンタのリース契約を行い、各区で設置	市民局	任意			○	
	区政支援に関する事務（窓口改善関係）	区政支援に関する事務のうち、各区窓口業務の改善に関するもの。 ・郵便局を活用した証明書の交付サービス ・窓口サービス格付け	市民局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	区役所住民情報業務等民間委託事務（広域調整）	区役所の住民情報業務等の民間委託化により、区役所における区民サービスの向上と効率的な業務運営を図ることを目的として、制度企画を実施。 ・委託契約の発注・運用をめぐる「標準モデル」の作成 ・「窓口業務の民間活用をめぐる法制度」に関する連絡調整	市民局	任意			○	
	区役所住民情報業務等民間委託事務	区役所の住民情報業務等の民間委託化により、区役所における区民サービスの向上と効率的な業務運営を図ることを目的とし、区の事務執行を支援。 ・事業者公募時の選定業務の実施、予算措置（法的観点における連絡調整及び標準モデル作成以外）	市民局	任意			○	
	住民基本台帳関係事務にかかるシステム運用管理事務	住民基本台帳関係事務について、台帳・原票等情報を電子データとして登録し、台帳作成・証明書発行など住民基本台帳関係事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって住民基本台帳関係事務に関して市民サービスの向上を図るものである。	市民局	任意				○一組
	外国人の在留管理事務にかかるシステム運用管理事務	外国人（中長期在留者・特別永住者）の在留管理事務について、届出・申請情報を電子データとして登録し、法務省との電子情報連携など在留管理事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって在留管理事務に関して市民サービスの向上を図るものである。	市民局	任意				○一組
	公的個人認証サービス事務にかかるシステム運用管理事務	公的個人認証サービス事務について、住民基本台帳ネットワークシステム等を利用して都道府県との電子証明書情報のやりとりなど公的個人認証サービス事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって公的個人認証サービス事務に関して市民サービスの向上を図るものである。	市民局	任意				○一組
	戸籍関係事務にかかるシステム運用管理事務	戸籍関係事務について、戸籍関係情報を電子データとして登録し、戸籍記載・証明書発行など戸籍関係事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって戸籍関係事務に関して市民サービスの向上を図るものである。	市民局	任意				○一組
	民刑事務にかかるシステム運用管理事務	民刑事務について、民刑事項に関する各名簿を電子データとして登録し、民刑事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって民刑事務に関して市民サービスの向上を図るものである。	市民局	任意				○一組
	住基ネットワークシステム運用管理事務	住基ネットとは、地方公共団体の共同システムとして居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、「基本4情報」（氏名、生年月日、性別、住所）と個人番号等により全国共通の本人確認を可能とするシステムであり電子行政の基盤となるものである。	市民局	任意				○一組
市区町村との連絡調整	印鑑登録証明事務（広域機能調整分）	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う印鑑登録証明に関する事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、（3）事務用帳票（申請用紙等）等の一括調達等を行うものである。	市民局	任意		○		
	民刑事務（広域機能調整分）	区役所窓口サービス課（住民情報）で行う民刑事務について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うものである。	市民局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
特定の区の地域関連事業の実施	ボートピア梅田環境整備事業補助金に関する事務	大阪市地域活性化事業基金の管理 （平成29年度予算から区予算に移管済み）	市民局	任意			○	
サービスカウンター（SC）における住民サービス事務	印鑑登録証明事務（SC）	サービスカウンターにおける、印鑑登録証明の交付	市民局	任意			○	
	住民情報に関する行政証明事務（SC）	サービスカウンターにおける、行政証明書の交付等	市民局	任意			○	
	市政案内事務（SC等）	サービスカウンターにおける、市政情報の提供に関する事務	市民局	任意			○	
他自治体・他機関との連絡・協力関係事務	震災避難者情報の提供受付・管理に関する事務	総務省通知に基づく震災避難者情報について、（1）本市各区における事務取扱いの調整・通知、（2）各区にて受付けた震災避難者情報の集約・管理・避難元自治体への提供等を行うものである。	市民局	要綱等	一般市		○	
	震災避難者情報の提供受付・管理に関する事務（区）	総務省通知に基づく震災避難者情報について、震災避難者情報の提供受付けを行うものである。	市民局	要綱等	一般市		○	
	被仮放免者情報の管理に関する事務	法務省事務連絡に基づく被仮放免者情報について、（1）法務省から提供される被仮放免者情報の収受・管理、（2）被仮放免者へ提供する行政サービスを所管する他局等との連絡・調整等を行うものである。	市民局	要綱等	一般市		○	
区庁舎等の整備・改修	区庁舎の整備関係事務	・区役所庁舎の老朽化や庁舎環境改善を図るための改修を行う。	市民局	任意			○	
	区役所附設会館改修・整備に関する事務	・区役所附設会館は、多数の市民が来館する施設であるため、市民の安全確保や快適な利用を妨げないように常に良好な状態を保つため各種工事を実施する業務 ・コミュニティ活動、文化・生涯学習活動の拠点、さらに多様な市民協働の拠点として、各区の特徴・利用者ニーズを踏まえ効果的、効率的な区民センター整備を進める業務	市民局	任意			○	
	未利用地・もと施設にかかる維持管理・商品化等に関する事務	・大阪市未利用地活用方針に基づき、所管する未利用地や区役所等跡地の売却処分又は資産の有効活用を行うため、転活用や売却処分等に向けた条件整備を進める。 ・市民交流センター閉館後の施設（9館）において、安全性を確保するとともに、良好に維持管理を行う。 ・もと男女共同参画センター北部館の今後の有効活用策の検討を進めながら暫定的に施設を維持管理していく。	市民局	任意			○	
男女共同参画事務	男女共同参画の推進に関する事務	「大阪市男女共同参画推進条例」、「大阪市男女共同参画基本計画－第2次大阪市男女きらめき計画－」に基づき、男女共同参画の視点に立った施策を全庁的に推進するとともに、市民、事業者と協働した取組を展開する。 ・男女共同参画施策の総合的な推進に関する事務（男女共同参画審議会の運営等） ・男女共同参画基本計画の策定、年次報告 ・男女共同参画苦情処理制度の運用	市民局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	男女共同参画の推進に向けた普及啓発事務	男女共同参画社会の推進に向けた普及啓発業務を、プロポーザル方式で委託業者を選定し、 ・区民まつりにおけるブース出展 ・クレオ大阪と連携した講演会・ワークショップの開催・男性の意識啓発事業 ・その他、男女共同参画週間（6月23～29日）や、女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）での啓発	市民局	任意			○	
	女性の活躍促進事業	・平成26年度から3年間、「大阪市女性の活躍促進アクションプラン」に基づく取組みを総合的かつ集中的に推進。 ・平成29年度以降は、「大阪市女性の活躍促進アクションプラン」を継承し、新たに策定された「大阪市男女共同参画基本計画～第2次大阪市男女きらめき計画～」に則った取組みを行っていく。 ・社会の様々な分野において、女性がその能力を十分に発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とする。	市民局	任意			○	
	男女共同参画センター管理運営	・男女共同参画社会の実現をめざす施策の推進拠点として、市内5カ所に男女共同参画センターを設置、運営するもので、平成18年4月からは指定管理者制度を導入し、指定管理者との間で各種業務（情報提供、啓発、セミナー、ネットワーク支援、女性のチャレンジ支援、調査研究、相談、施設管理など）についての調整・指導を行う。 ・平成27年度　北部館を北区に移転し、子育て活動支援館として多機能化。 ・平成28年度　西部館にこども文化センターを移転し複合化。 ・男女共同参画センターの改修、補修工事業務を実施。 【施設名等】クレオ大阪中央館（天王寺区）、子育て活動支援館（北区）、西部館（此花区）、南部館（平野区）、東部館（城東区）	市民局	任意			○	
	男女共同参画センター情報提供システム運用管理事務	男女共同参画センター情報提供システム運用経費については、指定管理代行料の中で実施。 （施設利用・各種講座・クレオ蔵書管理についてのシステム保守等経費）	市民局	任意			○	
男女共同参画事務（DVに関する事務・一時保護）	ドメスティック・バイオレンス等対策事業	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に基づき、ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者やストーカー被害者からの相談を受け、必要に応じ、被害者の緊急一時的な保護を実施し、各種法制度の利用に関する援助などの自立支援等を行う。 【事務内容】 ①DV被害者の安全確保に関する事務 ・DV被害者が加害者からの暴力等で身体・生命の危険がある場合に、市社会福祉施設を活用して緊急一時保護（2週間以内）しており、その施設の運営委託を支出 ②配偶者暴力相談支援センター運営事務 ・配偶者暴力相談支援センターの運営に関する経費　（直営）DV被害者の移送時や保護命令申請等の裁判所への同行対応を行う安全管理員として非常勤嘱託員1名を雇用等（委託）センターにおける相談受付、一時保護施設入所者へのカウンセラー等の派遣等	市民局	任意		○		
緊急母子一時保護事業（DV対策に係る一時保護所の確保）	緊急母子一時保護事業に関する事務	不測の事態により保護を要する母子を母子生活支援施設で一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。 ・保護施設への委託	こども青少年局	任意		○		
緊急母子一時保護事業（DV対策に係る相談窓口）	緊急母子一時保護事業に関する事務(区)	不測の事態により保護を要する母子を母子生活支援施設で一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。 ・入所相談・決定・支援	こども青少年局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
消費者の安心安全の確保	消費者の安心安全の確保に関する事務（事業者指導、勧告等）	大阪市消費者保護条例に基づいて各種基準等を定め、事業者に対して遵守等の指導や啓発を行うことにより、商品の表示や包装の適正化を図る事務を行う。 ・単位価格表示、過大包装基準、商品の品質表示基準 ・不当な取引行為の禁止	市民局	任意			○	
	PIO－NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）端末類の管理事務	国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行っているシステムを利用し、本市の消費者相談内容を入力して情報提供するとともに、全国の消費者相談情報を本市の相談業務に活用する。 本システムは、国民生活センターが所有し、大阪市は端末類の貸与を受けている。	市民局	任意			○	
雇用施策の推進（一時相談等以外の事務）	大阪労働局・大阪府との連絡調整事務（雇用対策会議等）	・大阪働き方改革推進会議等への参画など、大阪労働局や府等と連携した雇用施策の検討・実施に関すること。	市民局	任意		○		
	就業支援事業に対する補助事務	・就職に向けた支援が必要な人に対する就業支援に理解のある企業・事業所を相当数以上会員等とする団体が、会員等の協力のもと実施する就業支援事業に対する補助金の交付に関する事務。	市民局	任意		○		
雇用施策の推進（一時相談や地域の福祉施策と一体で実施することで効果発揮できる事務など）	市域の雇用施策の総合的かつ効果的な推進に関する事務	・勤労市民対策、労働関係機関及び労働団体との連絡調整その他労働関係施策の推進に関すること。 ・本市における雇用施策の総合的かつ効果的な推進に向け、施策推進にかかわる諸課題について幅広く意見を聴取するため設置された懇話会運営に関する事務。 （雇用施策の各種制度や相談、啓発等の企画業務） ・労働・職業に関する情報の収集・整理。	市民局	任意			○	
	「しごと情報ひろば」の運営に関する事務（対外調整等制度管理事務）	・「しごと情報ひろば」を設置し、地域の若年者・中高年齢者・障がい者・ひとり親家庭の親など「就職に向けた支援が必要な人」を対象に、地域に密着した職業相談・紹介事業を実施。 ・「しごと情報ひろば天下茶屋」、「しごと情報ひろば西淀川」、「しごと情報ひろば平野」では「ハローワーク」との一体的運営により、「しごと情報ひろばクレオ大阪西」、「しごと情報ひろばマザーズ」では独自に開拓した求人情報により、就職活動をサポート。 上記事務を実施するにあたり、国や府への申請・実施報告、会検対応など他機関との調整業務	市民局	任意			○	
	「しごと情報ひろば」の運営に関する事務（運用事務）	・「しごと情報ひろば」を設置し、地域の若年者・中高年齢者・障がい者・ひとり親家庭の親など「就職に向けた支援が必要な人」を対象に、地域に密着した職業相談・紹介事業を実施。 ・「しごと情報ひろば天下茶屋」、「しごと情報ひろば西淀川」、「しごと情報ひろば平野」では「ハローワーク」との一体的運営により、「しごと情報ひろばクレオ大阪西」、「しごと情報ひろばマザーズ」では独自に開拓した求人情報により、就職活動をサポート。 【施設名】しごと情報ひろば天下茶屋（西成区）、西淀川【西淀川区）、平野（平野区）、クレオ大阪西・マザーズ（此花区）	市民局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	地域就労支援事業に関する事務（対外調整等制度管理事務）	・働く意欲、希望がありながら、雇用・就労を妨げる様々な阻害要因を抱えている雇用・就労に結びつきにくい求職者（就職困難者）を対象に、大阪市地域就労支援センター（A´ワーク内）及び一部の区役所において就労相談を実施。 ・大阪市地域就労支援センターの相談員が、仕事探しの方法や心構え等についてのアドバイス、資格・技能取得講座等の紹介、履歴書の書き方や面接の受け方など、就労に関する様々な相談業務を行う。 上記事務を実施するにあたり、国や府への申請・実施報告、会検対応など他機関との調整業務	市民局	任意			○	
	地域就労支援事業に関する事務（運用事務）	・働く意欲、希望がありながら、雇用・就労を妨げる様々な阻害要因を抱えている雇用・就労に結びつきにくい求職者（就職困難者）を対象に、大阪市地域就労支援センター（A´ワーク内）及び一部の区役所において就労相談を実施。 ・大阪市地域就労支援センターの相談員が、仕事探しの方法や心構え等についてのアドバイス、資格・技能取得講座等の紹介、履歴書の書き方や面接の受け方など、就労に関する様々な相談業務を行う。	市民局	任意			○	
	若者・女性の就労支援に関する事務	・民間事業者への委託により、若者・女性の働く意識、モチベーションを高め、就職に結びつけることで就業率を向上させることを目的とする地域ニーズに即応した事業の実施に関する業務。	市民局	任意			○	
人権施策の推進	人権施策の総合的な推進に関する事務	①人権施策の総合的企画、調査、推進及び連絡調整に関すること ・人権施策推進審議会の運営 ・人権行政推進計画の市民・職員への周知・浸透 ②同和問題の解決に向けた施策の統括及び連絡調整に関すること	市民局	任意			○	
	各種人権課題にかかる事務	犯罪被害者等の支援に関する事務 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する事務 北朝鮮当局による人権侵害問題の啓発に関する事務	市民局	任意			○	
	多文化共生施策の推進に関する事務［企画立案等］	「大阪市外国籍住民施策基本指針」に基づき、大阪市全体での多文化共生施策の総合的な企画・調整、進捗管理、並びに区横断的な課題に対する支援を行う。 ① 多言語資料等情報提供 ② フェイスブックやHPによる情報発信 ③ 多文化共生にかかる実務担当者研修 ④ 多文化共生施策にかかる専門家等への意見聴取 ⑤ 多文化共生施策の推進体制の整備	市民局	任意			○	
	多文化共生施策の推進に関する事務［普及啓発］	区の特性に応じた多文化共生のまちづくりに向けた多様な取組みを進めていけるよう、区の状況に応じた支援を行っている。 ① 多文化共生の場づくり・人づくり推進事業 ② 多文化共生地域協働サポート事業 ③ 多様な視点での多文化共生に関するセミナー等	市民局	任意			○	
	ヘイトスピーチへの対処に関すること	大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例に基づく措置等、適切かつ円滑な制度運用を通じて、市民等の人権を擁護するとともにヘイトスピーチの抑止を図る。 ・条例に基づく申出等の受付 ・申出等に基づく諮問 ・ヘイトスピーチ審査会の運営 ・答申を踏まえた措置及び公表の実施 ・広報啓発（条例の周知や国と連携したポスター掲示など）	市民局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	人権啓発・相談センターの運営及び研修事務	・人権啓発・相談センターの運営（庶務事務） ・すべての職員が人権尊重の視点から業務を遂行できるような職員啓発	市民局	任意			○	
	人権相談に関する事務	・区役所や専門相談機関との連携強化を図り、広範な人権侵害に対して真に救済につなげる人権相談事業＜相談部分は公募型プロポーザルにより選定、委託して相談員を配置＞	市民局	任意			○	
	地域密着型市民啓発事業	・地域に根ざした啓発の担い手として活動している人権啓発推進員の資質向上のために研修等を委託して実施	市民局	任意			○	
	市民啓発広報事業	さまざまな媒体等を活用し、市民に人権問題への理解を深めていただく人権啓発広報事業 ・人権啓発映像ソフトの購入（センターで貸し出し） ・人権だより「KOKOROねっと」の発行（年４回）等	市民局	任意			○	
	参加・参画型啓発事業	市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供する参加・参画型の啓発事業を実施 ・人権に関する作品募集の募集 ・法務省からの受託による「人権の花運動」による球根等の配布 ・Jリーグセレッソと連携した啓発事業（委託）	市民局	任意			○	
	企業啓発推進事業	・企業・事業者等における人権啓発や人権研修を支援する各種研修会及び経営者層として身につけておく人権意識醸成の研修等を委託して実施	市民局	任意			○	
北方領土返還運動	団体助成事業（北方領土返還運動推進大阪府民会議補助金）	北方領土返還実現を目指し、その府民運動に寄与するための活動の推進を図るため、北方領土返還運動推進大阪府民会議が北方領土返還運動推進のために行う広報・啓発活動、視察団派遣、府民集会の開催等に必要な経費を交付する。	総務局	任意			○	
国際交流	国際交流企画費関連業務	国際化施策の企画及び推進を図るため関係省庁・他自治体との連絡調整等を行う。	経済戦略局	任意			○	
	外賓等接遇対応業務	姉妹都市市長及び各国総領事・大使等による本市への表敬などの外賓等の接遇対応及びこれらの機会を捉えたトッププロモーションの実施並びに行政課題等にかかる意見交換対応を行うとともに、各局・区からの通訳・翻訳依頼を受付け、通訳・翻訳作業を実施するほか、外国語表記にかかる助言等を行う。	経済戦略局	任意			○	
	領事館との地域情報共有推進事業	総領事館の所在自治体として、総領事や館員等と、防災対策や生活支援などをはじめとする地元行政の取組等について、情報の共有化を推進する。	経済戦略局	任意			○	
	都市間交流関係事業	・姉妹都市提携の周年時の機会及びビジネス好機を捉えた代表団派遣・受入、市政にかかるプロモーション等の実施による関係の強化と大阪の魅力発信 ・「姉妹都市交流推進事業補助制度」の実施を通じた、市民交流の促進 ・成長著しい上海市との財政・企画交流の実施 ・交流推進にかかる関係諸事務　等	経済戦略局	任意			○	
	外国青年招致事業	外国青年を国際交流員として大阪市のスタッフに迎え入れることで、外国人の視点・知識・経験を取り込み、効果的なプロモーションを実施するとともに、大阪市の施策の国際化・多言語化を推進する。	経済戦略局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	大阪国際交流員等との人的ネットワークの形成	・大阪での勤務を終えた国際交流員や、海外青年協力隊等で海外に派遣されている市民に対して、「大阪国際交流協力員」や「大阪国際協力大使」を委嘱 ・「大阪国際交流協力員」や「大阪国際協力大使」に対し、大阪の情報を提供し、活用してもらうことにより、海外への大阪情報の発信を行う	経済戦略局	任意			○	
	大阪国際交流センターにおける国際交流・協力事業	・大阪市の国際交流の拠点として設置された大阪国際交流センターにおいて、在住外国人の多言語による生活サポートをはじめ、「外国人が暮らしやすい地域づくり」「国際化の担い手育成」に係る各種事業を実施することにより、大阪市の国際化の推進を図る ・上記事業を実施する（公財）大阪国際交流センターの監理事務を実施	経済戦略局	任意			○	
	国際学校及び国際交流推進事業	海外から大阪へ来られる人材の定着を図るために、外国人のこどもの教育環境の整備の一環として、国際学校（北区）の運営支援を行う。	経済戦略局	任意			○	
	外国人留学生との連携拡大	大阪のまちの国際化や魅力づくりに向けた市民や企業等との協働プログラム等への留学生の参画を促し、留学生のキャリアアップにつなげるとともに、地域への愛着を醸成することで、地域で活躍する国際人材としての育成・定着を図る。	経済戦略局	任意			○	
	外国人留学生への起業支援	外国人留学生（留学経験者含む）の起業支援を通じて、地域を拠点とする新たなビジネス創出、国際人材の定着を促進する。	経済戦略局	任意			○	
地域の競技施設の運営・補修等（地域スポーツセンター、地域プール、体育館、大規模公園を除く公園内の競技施設）	屋内プール管理運営に関する事務	廃棄物の焼却処理に伴い発生する熱エネルギーを活用した屋内プール（此花・西淀川・住之江）の施設に関して指定管理者制度を活用して管理運営を行い、循環型社会形成に向けた市民啓発等を行う。	環境局	任意			○	
	局所管施設の点検保全業務【スポーツセンター・プール等】	局所管施設の主な建築物について、事故を未然に防ぐため、年間を通して安全にかかわる部位に関する点検業務を実施。 （平成28年度点検対象施設のうち、スポーツセンター・プール（1区1館施設））	経済戦略局	任意			○	
	競技施設の運営事業【南港中央野球場・南港中央庭球場】	南港中央野球場・南港中央庭球場（住之江区）を指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意			○	
	競技施設の運営事業【舞洲体育館等】	舞洲体育館（此花区）等を賃貸借契約により運営。	経済戦略局	任意			○	
	スポーツセンター運営事業	１区１館で設置されたスポーツセンターを、指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意			○	
	プール運営事業【大阪プールを除く】	１区１館で設置された屋内プールを、指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意			○	
	体育館の運営事業【中央体育館除く】	千島体育館（大正区）、東淀川体育館(東淀川区)を指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	スポーツ施設の補修【千島体育館・東淀川体育館・南港中央野球場・南港中央庭球場】	スポーツ施設を安全・安定的に使用できるよう改修等を行う。 ・東淀川体育館（東淀川区）、千島体育館（大正区） ・南港中央野球場、南港中央庭球場（住之江区）	経済戦略局	任意			○	
	スポーツ施設の補修【スポーツセンター、プール】	スポーツ施設を安全・安定的に使用できるよう改修等を行う。 ・1区1館のスポーツセンター、プール	経済戦略局	任意			○	
	大阪市オーパス・システム施設情報システム運用管理事務	スポーツ施設運営に係るオーパススポーツ施設情報システムの運営・管理を行う。	経済戦略局	任意			○	
大阪市中央体育館、大阪プール及び靱テニスセンターの運営等	局所管施設の点検保全業務【大阪プール、靱テニスセンター等】	局所管施設の主な建築物について、事故を未然に防ぐため、年間を通して安全にかかわる部位に関する点検業務を実施。 （平成28年度点検対象施設のうち、靱テニスセンター（西区）、大阪プール（港区））	経済戦略局	任意				○一組
	競技施設の運営事業【靱テニスセンター・靱庭球場】	靱テニスセンター（西区）を指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意				○一組
	大阪プールの運営事業	大阪プール（港区）を指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意				○一組
	大阪市中央体育館の運営事業	大阪市中央体育館（港区）を指定管理者制度により運営。	経済戦略局	任意				○一組
	スポーツ施設の補修【大阪プール・中央体育館・靱テニスセンター・靱庭球場】	スポーツ施設を安全・安定的に使用できるよう改修等を行う。 ・大阪プール（港区） ・中央体育館（港区） ・靱テニスセンター・靱庭球場（西区）	経済戦略局	任意				○一組
地域の施設の運営管理	福祉会館の地元使用に関する事務	住之江工場の建設時に地元要望を踏まえ工場の一部用地を「老人憩いの家」福祉会館用地として、北加賀屋西部福祉会館運営委員会に対して行政財産の使用を許可している。	環境局	任意			○	
	さざんか会館管理運営に関する業務	複合施設「住之江総合会館」内にある住之江スポーツセンター（経済戦略局）及び住之江屋内プールとともに併設された地域の福祉の増進に貢献するなどの目的で地元集会等に使用する集会室の貸付を行う施設である「さざんか会館」の管理運営を行う。	環境局	任意			○	
	東淀工場付帯施設に関する事務	東淀工場付帯施設（通称：エコホール江口）の普通財産の貸し付けにかかる事務及び施設維持に関する業務を行う。	環境局	任意			○	
	桜島地区集会所の管理に関する事務	桜島地区集会所の普通財産の貸し付けにかかる事務を行う。	環境局	任意			○	
	リフレうりわり設備点検等に関する事務	「リフレうりわり」（平野区）の利活用実施までの間の警備業務委託ほか施設維持に最低限必要な業務委託の実施及び施設保全に関する業務。また、公募貸し付け時には契約関係等の事務を行う。	環境局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	此花会館の管理に関する事務	此花会館（此花区）の普通財産貸し付けにかかる事務を行う。	環境局	任意			○	
内部事務	市民局における庶務関係事務	市民局における庶務関係業務（文書・市会・人事・庁舎管理・照会・予算・決算など）	市民局	任意			○	
	区政支援に関する業務（政策支援G）	区政運営・区長の政策形成の支援 区長会議の事務局に関すること 区長会議各部会の支援に関すること	市民局	任意			○	
	区政支援に関する事務（区長会議部会支援、指定都市区長会議等の連絡調整）	区政支援に関する事務 （内容） ・区長会議の部会支援 ・指定都市区長会議、区総務担当課長会、区政概要、その他各種連絡調整	市民局	任意			○	
	区の人事給与等にかかる連絡調整事務	・区役所の本務職員の人事給与について、人事室との間で連絡調整を行う。 ・区役所の再任用短時間職員の不足について、業務体制を確保し住民サービスを維持することを目的として、区業務の円滑な運営を補助する非常勤嘱託職員を雇用するための予算の確保を行う。 ・区役所の職員の育児休業等について、業務体制の確保による住民サービスの維持及び子を出産・養育する職員の継続的な勤務の促進を目的として、臨時的任用職員を任用する予算の確保を行う。 ・平成29年度からは、各区で予算措置を実施	市民局	任意			○	
	マイナンバー制度連絡調整事務	大阪市としてマイナンバー制度を進めるための調整事務。 ・条例・規則等の整備 ・特定個人情報保護評価実施に向けた指導	ICT戦略室	任意			○	

《11. 消防・防災》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
消防に関する事務	消防事業（救急振興財団への職員派遣）	救急振興財団へ職員を派遣し、救急救命士の養成に係る業務などに従事。	消防局	任意		○		
	消防事業（危険物保安技術協会への職員派遣）	危険物保安技術協会へ職員を派遣し、石油等の危険物を貯蔵する屋外タンク貯蔵所の安全性についての設計審査や保安審査等の業務に従事。	消防局	任意		○		
	消防事業（大阪府への職員派遣）	大阪府へ職員を派遣し、大阪府立消防学校での消防職団員の教養訓練に係る業務など消防組織法第29条に定める都道府県の消防に関する事務に従事。	消防局	任意		○		
防災会議の運営、地域防災計画の整備等	業務継続計画策定に関する事務	市が基礎自治体としての責務を果たすために必要不可欠な業務を予め抽出し、地震等により市の行政機能が低下した場合であっても、その業務を継続し、また早期に再開させるための計画を策定。 ・平成27年度末計画（第1版）の継続的な見直し。 ・各所属に災害対策業務及び災害時優先通常業務を行うためのマニュアルを作成させるための指示及び進捗管理。 ・各所属に庁舎内の耐震対策を行うように指導及び進捗管理。	危機管理室	任意			○	
危機管理体制の充実、訓練等	危機管理体制の充実に関する事務	・多様化・複雑化する災害・危機事態に迅速かつ的確に対処するため、気象情報発信や発生した又は発生するおそれのある災害・危機事態に対応している。 ・また、市の対応能力を向上させるため、職員に対する研修等を実施するほか防災関係機関及び市民等が一体となって災害時における応急対策が行えるように体制の充実を図っている。	危機管理室	任意			○	
	阿倍野防災拠点に関する事務	・大規模な災害により本庁舎が被災し、災害対策本部が設置できない場合などに、重要となる初期初動体制を確保するため、災害対策本部機能を代替・補完するために運営。 【所在地】阿倍野区	危機管理室	任意			○	
	災害対策用職員住宅に関する事務	勤務時間外の災害発生時において初期初動体制の指揮を執る指定職員を指定して、30分以内に市災害対策本部・区災害対策本部に参集する必要のある職員を確保。 ・指定職員への居住命令・解除。 ・災害対策用職員住宅の確保・貸与。（副市長・危機管理室職員） 【所在地】北区3箇所・天王寺区2箇所	危機管理室	任意			○	
	災害対策用職員住宅に関する事務(区)	勤務時間外の災害発生時において初期初動体制の指揮を執る指定職員を指定して、30分以内に市災害対策本部・区災害対策本部に参集する必要のある職員を確保。 ・区長が入居する災害対策用職員住宅の確保・賃貸借にかかる事務。（契約・支払い等） ・区長が入居する災害対策用職員住宅用什器の賃貸借にかかる事務。（契約・支払い等）	危機管理室	任意			○	
	防災意識の啓発に関する事務	・災害発生時の被害を軽減するためには、自助・共助・公助の連携が重要であり、家庭や地域で災害発生に備えて日頃から対策いただくため、「市民防災マニュアル」等の増刷・配布やイベントでの啓発などを実施。	危機管理室	任意			○	
	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援（マニュアル作成等）	・自主防災活動マニュアル、避難所運営マニュアル等の作成及び改訂。	危機管理室	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	自主防災組織力向上アドバイザー等に関する事務	・地域における避難所開設・運営体制の確立、防災訓練等の実施への支援。 ・自主防災組織力向上アドバイザーの雇用等。 ・区からの派遣依頼に基づき、自主防災組織力向上アドバイザーを地域へ派遣。	危機管理室	任意			○	
	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援(区)	・地域における避難所開設・運営体制の確立。 ・地域における防災訓練等の実施。	危機管理室	任意			○	
	小災害対策に関する事務	・災害救助法の適用に至らない災害(火災等)により被災した市民に対し、被災状況に応じ応急的に必要な救助活動。(制度の所管、各区からの実施報告書とりまとめ、災害救助基金への振替)	危機管理室	任意			○	
	小災害対策に関する事務(区)	・災害救助法の適用に至らない災害(火災等)により被災した市民に対し、被災状況に応じ応急的に必要な救助活動。(被害状況の確認、応急救助活動(避難所への収容、救援物資の給貸与等)、災害見舞金の給付、危機管理室への実施報告など)	危機管理室	任意			○	
	危機管理総合情報システムに関する事務	・危機管理総合情報システムに含まれる緊急通報システムにより、災害時に職員へ迅速に情報伝達を行うためメールアドレスの登録・変更。	危機管理室	任意			○	
	防災行政無線に関する事務	・災害時において迅速かつ的確に防災情報の収集及び伝達を行うための防災行政無線設備の適切な保守管理や、各基地局における従事職員への資格の取得、操作技術の習得にかかる業務を行い、防災行政無線設備の安定的かつ効率的な運用を図る。 ・適正な無線運用が行えるよう、蓄電池の点検結果に基づき計画的に取替え。 ・同報系無線に接続した外部スピーカーの設置施設の建替等に伴う整備。 ・防災行政無線のデジタル化。 ・訓練・啓発放送の実施にかかる運用管理。	危機管理室	任意			○	
	危機管理情報システム運用管理事務	・災害時における迅速・的確な防災情報の収集及び伝達、初期初動活動を支援することを目的に、危機管理総合情報システムの安定的かつ効率的な運用。 ・運用に当たっては、災害発生時の堅牢性を考慮しながら、既存の民間ASPの利用等効率的な運用を図るなど、随時、システム運用方針の検討・更新。	危機管理室	任意			○	
	全国瞬時警報システム(LGWAN)運用管理事務	・津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から人工衛星を用いて送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達する「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」の整備。 ・当システム及びこれにかかるネットワークの運用・管理・改修。	危機管理室	任意			○	
	被災者支援システム運用管理事務	・災害発生時において申請から発行までにかかる多大な時間を大幅に削減するため、住民基本台帳のデータを取り込み、「被災証明書」・「被災建物等証明書」を発行できる被災者支援システムの保守・管理。 ・災害時には、住基データを同システムにインストールし、サーバーを各区に配布。	危機管理室	任意			○	
	緊急速報メール配信システム運用管理事務	・災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において発令する避難勧告・指示などの緊急かつ重要な情報を、NTTドコモが提供する緊急速報メールサービス(エリアメール)やKDDI、ソフトバンクモバイルが提供する緊急速報メールサービスを利用し、携帯電話(スマートフォン、タブレットを含む。)に配信。	危機管理室	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	防災アプリ保守管理事務	・市防災アプリの保守委託契約。 ・アプリの登録データの更新。 ・アプリの仕様変更・機能追加の調整。 ・アプリの障害発生時の対応等。	危機管理室	任意			○	
	防災アプリに関する事務	・市防災アプリの利用促進のための広報活動。 ・アプリの利用者アンケートの実施。 ・アプリの活用方法（仕様変更を含む）の検討等。	危機管理室	任意			○	
	被災者支援システムに関する事務	・システムの取扱いに関する研修。	危機管理室	任意			○	
他自治体・民間企業等との連携事務等	他自治体・民間企業等との災害時協力協定に関する事務	・自治体や民間等と災害時における物資提供、人的派遣、情報提供等支援に関する協定を締結し、災害発生時に備える。	危機管理室	任意			○	
	被災地の支援・受援に関する事務	・大規模災害が発生した際に、被災地支援の窓口として、支援にかかる府や関西広域連合、指定都市市長会との調整。 ・職員を派遣するときの各所属への依頼、労働条件の協議と決定。 ・各所属の支援の取りまとめ、広報など	危機管理室	任意			○	
	ターミナル駅周辺（エリア別）対策への支援事業	・大規模地震により交通機能が停止した場合に見込まれる帰宅困難者について、府や関係機関と連携し、企業・事業者主体による対策の推進、代替輸送の実施体制などの対応体制を整備。（各ターミナル駅周辺地区における帰宅困難者対策協議会の事務局など） ・特に帰宅困難者が多く見込まれる大阪駅周辺、難波駅周辺、天王寺・阿倍野駅周辺、上本町・谷町九丁目・鶴橋駅周辺、京橋駅周辺において、市公共施設や駅、地下街をはじめ、駅周辺で一時滞留スペースの確保を進めている。	危機管理室	任意			○	
	ターミナル駅周辺（エリア別）対策への支援事業（区）	・民間企業等に一時滞留スペースの提供等を働きかけ。	危機管理室	任意			○	
被災建築物の応急危険度判定	被災建築物の応急危険度判定に係る事務	大阪市地域防災計画に基づき、「応急危険度判定士（行政職員及び民間建築士等）」が、大規模地震の発生直後に、被災した建築物の余震等による倒壊や部材の落下等の危険性を応急的に判定し、人命に係る二次被害を防止する。10階建て未満の民間建築物を対象に、被災後おおむね1週間以内を目途に、「危険」「要注意」「調査済」の3種類の判定ステッカーを直接、建築物やブロック塀等の見やすい場所に貼り付け、その建築物等の危険性について、居住者や付近を通行する歩行者などに対して情報提供を行う。	都市整備局	任意			○	
その他防災・危機管理	安全管理委員会に関する事務	・市事務事業の遂行及び市が管理する施設内等における市民の安全確保等のため、安全管理体制の充実を目的に、委員会や部会を随時開催し、発生した事故の情報を共有し、類似事故を未然に防ぐ取り組み。	危機管理室	任意			○	
	庶務関係事務	・文書・公印管理関係業務、OA関係業務、計理・予算決算・契約・管財業務、人事・内部統制・職員研修・給与・福祉厚生・安全衛生関係業務、広聴・広報・運営方針・環境保全・室内調整等その他庶務事務。	危機管理室	任意			○	
	海難届出証明事務	・船員法適用外の日本の船舶が海難に遭った旨の届出があったことを証明	政策企画室	任意			○	

《12. 自治体運営》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
職員の人事・給与・勤務条件等	地方公務員制度実態調査事務	総務省からの照会に基づき、毎年、分限処分者数、懲戒処分者数等をとりまとめ、報告している。	人事室	要綱等	一般市		○	
	職員の勤務条件事務（労働基準法）	非常勤職員の勤務時間、休暇等の勤務条件について、各種法令等に基づき制定改廃等を行っている。	人事室	任意			○	
	勤務条件に関する調査事務	総務省からの照会に基づき、毎年、休暇制度やその実績等をとりまとめ、報告している。	人事室	要綱等	一般市		○	
	地方公共団体定員管理調査事務	総務省からの照会に基づき、毎年、本市の部門別、職種別の職員数を報告している。	人事室	要綱等	一般市		○	
	地方公務員の福利厚生・健康状況・勤務条件等に関する調査事務	総務省からの照会に基づき、福利厚生事業、職員の健康状況、安全衛生等について調査し、報告している。	人事室	要綱等	一般市		○	
	職員福利厚生事業（財形）	職員の財形貯蓄制度についての制度管理、連絡調整等。事務手続き等については総務事務センターで実施。	人事室	任意			○	
	職員疾病対策事業	労働安全衛生法に基づき、各種健康診断等を実施する。	人事室	任意			○	
	職員安全衛生管理事業	労働安全衛生法に基づき、各種健康診断の事後措置の実施、職場安全衛生委員会の活性化、産業医の有効活用、作業服の貸与等を実施する。	人事室	任意			○	
	職員の勤務条件（給与）関係事務（労働基準法）【アルバイト等】	・アルバイト賃金制度の改廃等	人事室	任意			○	
	職員の人件費管理事務	・職員の人件費管理事務（予算算定、執行管理等）	人事室	任意			○	
	地方公務員給与実態調査（附帯調査、補充調査）	・附帯調査、補充調査にかかる調査、集計	人事室	要綱等	一般市		○	
	退隠料・遺族扶助料関係事務	・退隠料及び遺族扶助料（以下「退隠料等」という。）の受給権の裁定処理に関する事務 ・退隠料等の額の改定処理に関する事務 ・退隠料等の支給停止処理に関する事務　など	人事室	任意			○	
	総務事務センターの運営管理及び人事・福利厚生受付け等の集中処理に関する事務（共通管理業務の簡素化・集約化に関する事務）	・職員からの申請や届出等を一元的に受付け、集中的に事務処理を行う総務事務センターを設置し、包括民間委託方式により運営・管理を行っている。 ・職員証・各種証明書の発行や勤怠情報の管理、共済掛金にかかる納付書発行、財形貯蓄や育児休業に関する申請書受付等を行っている。 【所在地】阿倍野区	人事室	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
人事委員会	任用システム運用管理事務	・システム運用管理業務 ・職員採用試験に係るシステム運営管理業務 （公平委員会設置時首長）	行政委員会事務局	任意			○	
財政運営	起債管理システム運用管理事務	・起債管理システムの運用及び管理	財政局	任意			○	
	債券管理プログラム運用管理事務	・債券管理プログラムの運用及び管理	財政局	任意			○	
	金融情報を閲覧するための端末及びインターネット回線に係る業務	・金融情報を閲覧するための端末及びインターネット回線に係る業務	財政局	任意			○	
	金融情報を閲覧するための端末及びインターネット回線運用管理事務	・金融情報を閲覧するための端末及びインターネット回線運用管理事務	財政局	任意			○	
税務	市税の賦課徴収業務に係る庶務業務（個人住民税、軽自動車税及びたばこ税関係）	・文書関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理業務・徴税費に係る予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、広聴広報、租税教育、照会回答事務等	財政局	任意			○	
	市税の賦課徴収業務に係る庶務業務（市税事務所）（個人住民税、軽自動車税及びたばこ税関係）	・文書関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理業務・徴税費に係る予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、広聴広報、租税教育、照会回答事務等	財政局	任意			○	
	税務事務システムの運用管理業務（個人住民税、軽自動車税及びたばこ税関係）	・税務事務システムの運用保守に関する事務	財政局	任意				○ 一 組
	未収金対策推進・未収債権滞納整理業務	・「大阪市債権回収対策会議」を通じて、各所属での取り組みに対する総括的な指導や進捗管理 ・各所属で対応が困難となっている高額事案などの未収債権に対して、税の徴収ノウハウを活かした徴収及び滞納整理	財政局	任意			○	
	個人市・府民税税額シミュレーション運用管理事務	・個人市・府民税税額シミュレーションシステムの運用保守に関する事務	財政局	任意			○	
	大阪府域地方税徴収機構への派遣事務	・大阪府域地方税徴収機構への派遣事務（滞納整理等）	財政局	任意			○	
税務（固定資産税等）	市税の賦課徴収業務に係る庶務業務（法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・文書関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理業務・徴税費に係る予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、広聴広報、租税教育、照会回答事務等	財政局	任意		○		
	市税の賦課徴収業務に係る庶務業務（市税事務所）（法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・文書関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理業務・徴税費に係る予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、広聴広報、租税教育、照会回答事務等	財政局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	税務事務システムの運用管理業務（法人住民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税関係）	・税務事務システムの運用保守に関する事務	財政局	任意		○		
	総務省（固定資産税関係業務）への派遣事務	・総務省（自治税務局資産評価室家屋第1係）への派遣事務	財政局	任意		○		
会計・資金管理等	財務会計システムの管理及び運営業務	全庁的な基幹業務システムである財務会計システムの安定した運用を確保するため、制度変更や業務改善に伴うシステム改修及び外部からの不正アクセス防御に向けたシステム環境の最新化などの維持管理を行っている。	会計室	任意				○一組
	会計実地調査及び指導、研修業務	・各所属に出向き、実地において帳簿や出納証拠書類、事務処理の実情を調査し、より適切な事務処理を指導するために出納員、区会計管理者及び会計事務担当者等に対する会計実地調査を行い、結果を支出命令の審査業務や研修に反映させる。 ・新任の出納員、区会計管理者等を対象とした「審査事務研修」及び初任者を対象とした「会計事務担当者研修」を毎年度実施する。	会計室	任意			○	
	統括用品及び物品関係業務	・各所属が共通して使用する物品（統括用品）を会計室において物品購買基金を活用して集中購入し、各所属の請求に応じて払い出しを行い、購入価格を安価に抑えているとともに、封筒類への広告掲載を行い、歳入の確保に努めている。 ・各所属における物品の出納・管理等が適正に行われるよう指導、通知等を行っている。	会計室	任意			○	
	小口支払基金関係業務	・小口の物品購入その他小額の経費の支払いを円滑に行うため小口支払基金が設置されており、各所属の局長等に資金を配付している。 ・小口支払基金の管理者は会計室長であり、小口支払基金の配付先所属から運用状況の報告を求めるなど、基金の適正な管理を行っている。	会計室	任意			○	
	債権者登録事務	公金の口座支払いを円滑に行うため、債権者からの申請に基づいて、債権者の口座情報を財務会計システムに事前登録して一元管理し、請求書作成時や支出命令情報作成時の手間を省き、振込先口座の誤り等を防止する。	会計室	任意			○	
	新公会計制度関係業務	・正確な財務諸表の作成に向けた日々の質問対応や月次業務を行うとともに、年次決算において所属別財務諸表の作成支援と会計別財務諸表の作成、公表を行う。 ・制度所管として、財務会計システムにおける各種マスタ情報の管理や他システム連携データの管理を行う。 ・各所属が財務諸表を業務マネジメント等に活用できるよう、具体の仕組み作りに向けて市政改革室、財政局など関係所属が参加する調整会議の事務局業務を行う。 ・正確な財務諸表の作成、活用に向けた人材育成、情報発信を行う。	会計室	任意			○	
契約	契約制度業務	・契約制度の企画及び調査を行い、本市入札・契約事務の適正な執行を図る。 ・著しい低価格入札（ダンピング）や施工能力が不十分な業者の参入等に伴う工事品質の低下、安全対策の不徹底などを防止するため、競争性の確保や調達コストの縮減を図りつつ、対策を実施する。 ・大阪府警と連携した入札契約等からの暴力団等の排除対策の徹底及び行政対象暴力の排除を実施する。	契約管財局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	電子調達システム運用管理事務	電子調達システムは、発注予定・入札結果等の情報や事業者の入札に係る手続きをインターネットを介することで、透明性を確保しつつ事業者との接触を極力排し入札執行のより一層の公正性と競争性を確保、更には本市及び事業者の業務効率化を図るものであり、このシステムの円滑な運用と必要な改修業務を行うものである。	契約管財局	任意				○一組
管財	公有財産台帳管理システム運用管理事務	公有財産台帳管理システムは、財産条例に基づき市の財産について台帳を作成することにより公有財産にかかる情報を一元的に管理するものである。また、同時に公会計制度における固定資産台帳としての機能を有しており、会計情報を保有し財務会計システムに連携している。	契約管財局	任意				○一組
	賃貸台帳管理システム運用管理事務	賃貸台帳管理システムは、賃貸地の貸付物件情報、土地賃貸借契約情報、土地賃貸料等収納情報の一連の情報を管理しているシステムである。 主な業務は、次のとおりである。 ・賃貸台帳の照会・更新 ・口座振替 ・納入通知書・督促状・納付書の発行 ・収納管理（調定、財務会計システムとの収納データ連携） ・統計資料作成	契約管財局	任意			○	
	弁天町駅前開発土地信託事業に係る和解に伴う債務の弁済	弁天町駅前開発土地信託事業に関する訴訟につき、平成26年10月27日に成立した和解内容に基づき、銀行側の立替金637億円を和解金として、10年分割により弁済するもの。	契約管財局	任意			○	
	市有不動産測量事務コンピューターシステム運用管理事務	市有不動産測量事務コンピューターシステムの運用管理を行う。	建設局	任意			○	
	測量計算CADシステム運用管理事務	測量計算CADシステムの運用管理を行う。	建設局	任意			○	
	大阪市役所庁舎管理事務	庁舎内及び周辺の警備、庁舎内清掃業務や各種設備機器の点検、修理業務を行うとともに、玄関ホールを活用したイベント実施や、行政財産の目的外使用許可や広告事業による収入確保を行っている。	総務局	任意			○	
用地取得・補償	補償審査業務（基礎）	物件調査業務、用地取得及び補償業務により算定した土地価格及び補償金について、職員が審査を行うとともに外部委員で構成する審議会に諮問し、評定を行う。	契約管財局	任意			○	
	用地取得及び補償業務（基礎）	事業の内容・補償金の算定内容等を十分に説明し、関係権利者の方々の理解と協力を得ながら適正かつ公平な補償を行い、公共用地を取得する。	契約管財局	任意			○	
	物件調査業務（基礎）	取得する土地の上に存する建物・工作物等の調査及び補償金の算定を行う。	契約管財局	任意			○	
用地取得・補償（広域）	補償審査業務（広域）	物件調査業務、用地取得及び補償業務により算定した土地価格及び補償金について、職員が審査を行うとともに外部委員で構成する審議会に諮問し、評定を行う。	契約管財局	任意		○		
	用地取得及び補償業務（広域）	事業の内容・補償金の算定内容等を十分に説明し、関係権利者の方々の理解と協力を得ながら適正かつ公平な補償を行い、公共用地を取得する。	契約管財局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	物件調査業務（広域）	取得する土地の上に存する建物・工作物等の調査及び補償金の算定を行う。	契約管財局	任意		○		
市設建築物管理	市設建築物建設整備事業	・本事業は、各局からの依頼を受けて、市設建築物の建設・整備等に関して、設計及び施工等の業務を行うものである。 ・業務実施にあたっては、整備コストの縮減を図るなど効率的に推進するとともに、耐震化等による防災性の向上やユニバーサルデザインへの対応、地球環境への配慮、地域景観を先導する良好なデザインの導入といった公共建築物にふさわしい性能の確保を図っている。 ・また、本市における建築技術の取りまとめ部門として建築情報の収集・管理を行い、要綱・要領、指針やマニュアル、仕様書等を作成するとともに、各局に対する技術的指導を行っている。	都市整備局	任意			○	
	市設建築物整備保全事業	・市設建築物については、日常的に利用する市民の利便性や安全性を確保するため、改修や設備の保守点検などの業務を適切かつ確実に実施していく必要がある。 ・本事務は、施設所管局からの依頼を受け、小中学校施設や区庁舎、市民利用施設など多岐にわたる膨大な数の市設建築物の改修、設備の保守点検業務を行うものである。 ・本事務の実施にあたっては、公募により選定した民間事業者を活用し、相談、概算費用の算定、設計、発注、監理、検査、支払い、精算までの一連の業務を行っている。	都市整備局	任意			○	
	市設建築物のファシリティマネジメントに係る事業	・市設建築物の総合的な有効活用を図るファシリティマネジメントを推進するため、全庁横断的な視点で施設整備のあり方を検討するため、関係各局からなる「資産流動化プロジェクト施設チーム」を設置し、その技術的な分野を担っている。 ・総務省から地方公共団体への要請により策定した、インフラ施設を含む公共施設の総合的かつ計画的な維持管理を推進するための基本的な方針である「大阪市公共施設マネジメント基本方針（平成27 年12 月）」に基づき「資産流動化プロジェクト施設チーム」のもとで、市設建築物における予防保全による長寿命化、施設の有効活用による再編整備や、省エネルギー化を推進している。	都市整備局	要綱等	地方公共団体		○	
統計調査	統計調査推進事業	・国などに対して各種統計調査を取り巻く環境整備の要望を行う。 ・調査で得られた統計結果をホームページ等で公表するなど利用しやすい情報の提供を行う。 ・市民、市職員、各種団体、企業、学術研究機関を対象に各種企画検討の基礎データとして、大阪市統計書を刊行し、正確かつ迅速な統計情報を提供する。 ・統計調査員を事前に登録・確保し資質向上を図る。 ・多年にわたり統計調査員として調査に従事し、功労のあった方へ感謝の意を表するため市長感謝状の贈呈及び叙勲等表彰関係事務を行う。	都市計画局	任意			○	
	統計解析事務	・各種統計データの加工分析、統計資料整備、統計解析手法に係る研究を行う。 ・各種行政施策の企画立案等の基礎資料を提供するため、人口分析を行う。 ・各種統計データの加工分析、統計資料整備、統計解析手法に係る研究を行う。 ・本市における経済活動について、各種の統計資料を用いて推計し、本市経済の実態を包括的に把握、分析する。 ・本市の経済構造を明らかにし、地域経済の分析を行うための唯一の手法である産業連関表の作成を行う。	都市計画局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	統計資料室管理用端末運用管理事務	・統計資料室に保管されている統計資料を管理し、来客や電話問い合わせ、庁内からの照会があった際に資料を検索するための端末を設置している。 ・国から送付される各種統計調査結果の整備前データや統計刊行誌の原稿データを蓄積する。	都市計画局	任意			○	
副首都推進	「副首都・大阪」の確立に関する事務	・副首都推進本部において、副首都化に向けた中長期的な取組み方向を定め、これに沿って、副首都に係る「機能面」、「制度面」、「経済成長面」での取組みを府市関係部局と連携しながら推進する。	副首都推進局	任意		○		
政策企画	総合的かつ基本的な政策の企画・調査・調整	・社会経済状況の変化を的確に捉え、かつ、市民目線に立った政策の企画立案 ・市長の方針に基づく重要施策の実現に向けた調査及び総合調整 ・全市的なふるさと納税全般に関する業務、「元気づくり基金」に関する寄附収受及び基金管理	政策企画室	任意			○	
	大阪市人口ビジョン及び大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	・人口の現状分析と将来展望を提示する「大阪市人口ビジョン」と、それを踏まえた5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をとりまとめた「大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進	政策企画室	任意			○	
広聴広報	市民情報プラザの運営	・行政諸活動に関する情報提供や説明の場として、ワンストップで行政情報を市民に提供することを目的とする。 ・行政情報（行政資料に関すること、各種イベント情報など）に関する問合せに回答するほか、各局等で作成・配布しているパンフレット・チラシなどを収集・提供する。 【所在地】北区（大阪市役所内）	総務局	任意			○	
	広報関係事務	・おおさか掲示板の企画・編集及び点字版の作成業務 ・くらしの便利帳の発行 ・ツイッターとフェイスブックを活用した情報を発信 ・映画の告知ポスターとのタイアップによる情報発信 ・広報関係予算に関する指導 ・オープン市役所の運用	政策企画室	任意			○	
	大阪市ホームページ運用管理システム（CMS）運用管理事務	・大阪市ホームページ運用管理システム（CMS）の導入とその運用 ※平成29年度より、ホームページ運用管理システムにかかる業務についてはICT戦略室に移管（トップページ等の運営・管理やコンテンツ構成の全体管理、各所属への指導等ホームページを活用した情報発信にかかる業務については、引き続き広報担当で所管）	政策企画室	任意				○一組
	広報事務処理パソコン運用管理事務	・大阪市ホームページの検証、広報紙のデジタルブック化（アップロード含む）、広報紙音声データの作成、広報写真の管理、大型TVモニター用動画作成、広報用画像の作成等の広報事務を行うパソコンを配置	政策企画室	任意			○	
	広報写真検索システム（フォトライブラリー）運用管理事務	・市政広報用として活用するための、保有する広報写真のデータベース化	政策企画室	任意			○	
	市政広報物デジタルブック化作成システム運用管理事務	・市政広報物のPDFのデジタルブック化及びインターネットの本棚サイトへの掲載	政策企画室	任意			○	
	報道関係業務	・大阪市政記者クラブ（21社加盟）をはじめとする報道機関等への市政情報の提供	政策企画室	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	報道事務処理パソコン運用管理事務	・市長会見の配信	政策企画室	任意			○	
	広聴関係事務	・「市民の声」の制度管理及び公表 ・パブリックコメント手続の制度管理及び公表 ・大阪市総合コールセンターの運用 ・「要望等記録制度」の制度管理及び公表 ・「団体との協議等のもち方に関する指針」の進捗管理 ・庁内案内の実施	政策企画室	任意			○	
	市民の声データベースシステム運用管理事務	・市民の声データベースシステムの運用管理	政策企画室	任意			○	
秘書・褒章・表彰等	秘書関係業務	・市長・副市長の秘書業務 ・「大阪市表彰規則」及び「大阪市職員表彰規則」に基づく表彰業務 ・「大阪市寄附者待遇規則」に基づく、感謝状等の贈呈などの寄付者待遇業務	政策企画室	任意			○	
	勲章・褒章関係事務	・国の褒章条例、栄典事務の手引きの定めるところによる勲章・褒章の上申・伝達	政策企画室	任意			○	
ふるさと寄附金	ふるさと寄附金インターネットクレジット収納システム運用管理事務	・本市に対するふるさと寄附金（個人寄附）について、クレジットカード決済による寄附を可能とするためのシステム（ASPサービス）の利用	政策企画室	任意			○	
情報公開・個人情報保護	情報公開関係事務	・公開請求の受付けを行う。 ・公開請求に対する決定内容に関して各所属への助言・指導等を行い、情報公開の徹底を図る。 ・情報公開審査会や公文書管理委員会の運営に関する事務を行う。 ・市政情報の提供及び公表について、各所属への助言・指導を行う。	総務局	任意			○	
	個人情報保護関係事務	・開示請求等の受付けを行う。 ・開示請求等に対する決定内容に関して各所属への助言・指導等を行い、個人情報保護の徹底を図る。 ・個人情報保護審議会の運営に関する事務を行う。 ・個人情報の取扱いについて、各所属への助言・指導を行う。	総務局	任意			○	
文書管理	公文書館運営事業	公文書は、行政の重要な記録であるだけでなく歴史的文化的にも貴重な資料である。本市では、こういった公文書その他の記録を適正に保存し、広く一般の利用に供することを目的として、公文書館を設置し、運営している。（行政刊行物の収集・保存・利用等に係るもの。） 【所在地】西区	総務局	任意			○	
	文書管理システム運用管理事務	本市事務の基本となる文書について、作成・収受から、起案、決裁等を経て、保存・廃棄に至るまでの一連のライフサイクルを対象とし、電子的に管理するシステムを管理・運用している。	総務局	任意				○一組
	文書管理事務	・市政運営に関する情報は市民の財産であるという基本的認識の下、市政運営に対する市民の信頼の確保を図るため、「大阪市公文書管理条例」を制定し、適正な公文書の管理に努めている。 ・本市で使用する各種公印の管理ルールを定め、新調・廃止に関して各所属と協議するとともに、各所属における公印管理状況を調査し、改善のために必要な指導を行っている。	総務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	文書交換所事務	・本庁舎と分庁舎・区役所・事業所等の間に文書逓送車を運行し、市役所組織相互間の文書の逓送と交換を行っている。 ・大阪府庁、大阪府警との文書交換を行っている。 ・本庁舎から発送する後納郵便物の料金計算、発送を集中処理している。 ・本庁舎宛てに送付される郵便物を一括して収受し、各所属に配付している。	総務局	任意			○	
訴訟	訴訟等事務	本市及び本市の機関を当事者とする訴訟、調停、仮処分等の事件（他の所管に属するもの除く。）について、弁護士の選任、所管局との法的検討、弁護士との間の連絡調整その他争訟事件の処理を行う。	総務局	任意			○	
法務	行政手続事務	・行政手続法第46条の規定に基づき、大阪市行政手続条例を制定しており、審査基準、不利益処分及び行政指導に関する情報をホームページに掲載している。 ・また、「規則等を定める際の意見公募手続等に関する指針」に基づき、規則・告示等を制定・改廃する際に事前に広く市民の意見を求めるよう、各所属に対し指導を行っている。	総務局	任意			○	
	法規事務	・法令の制定改廃、新規事業の実施等に伴い、本市における行政執行の基準となる条例、規則等の各種規程を適宜整備するほか、各所管業務における法律問題に係る調査、検討を行う。 ・また、各所属の法務能力の向上のため、各種研修を実施している。	総務局	任意			○	
	例規追録発行事務	本市の条例、規則、達その他の規程及び一部の告示を収録する大阪市例規の追録を発行するほか、これをデータベース化した例規データベースをホームページを通じて市民等が容易に閲覧・検索できるようにしている。	総務局	任意			○	
	公報発行事務	大阪市公告式条例に基づき、条例、規則、達その他の規程及び公表を要する告示・公告を登載する大阪市公報を毎週金曜日に発行する。	総務局	任意			○	
	リーガルサポーターズ制度関係事務	本市における業務遂行上の法的リスクを適切に管理することを目的として、本市職員が業務を遂行するにあたって必要な法律相談を、適時に弁護士から受けられる体制を整えるものである。	総務局	任意			○	
	法的リスク審査関係事務	本市の業務執行における法的リスク管理を確実に行い、法的問題に起因する損害の発生を抑制することを目的に、各所属における法的リスクの発見や解決について支援するものである。	総務局	任意			○	
	公益通報制度関係事務（条例に基づくもの）	本市職員等の違法又は不適正な行為について、広く通報を受付け、大阪市公正職務審査委員会の指示の下事実調査を行い、調査結果に応じて改善措置を講じることにより、本市におけるコンプライアンスの推進を図る。	総務局	任意			○	
	コンプライアンス等関係事務	・全職員を対象としたコンプライアンス研修や不当要求行為対策等を通じて、本市におけるコンプライアンスの推進を図る。 ・市長の補助機関を代表して、監査報告書の受領など、監査委員との連絡調整事務を行う。	総務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	内部統制関係事務	・業務の有効性及び効率性の確保、法令等の遵守、財務報告の信頼性の確保並びに資産の保全の4つの目的を達成するための、業務執行上のリスクを低減するプロセスである内部統制を導入。 ・全市的に共通するリスクへの対応策の整備等を実施するとともに、リスク把握・評価やリスク対応策の自己点検を実施するなど、各所属の自律的なリスク管理体制の構築に向けた取組みを進めている。	総務局	任意			○	
外郭団体・出資法人等の監理等（広域）	特定団体の再建監理等	特定調停が成立した（株）湊町開発センター（MDC）、アジア太平洋トレードセンター（株）（ATC）及びクリスタ長堀（株）の着実な再建に向けて、外部の有識者を交えた「大阪市特定団体経営監視会議」での意見又は助言を求めながら、所管局との連絡調整及び指導を行う。	市政改革室	任意		○		
所管法人の監理	外郭団体監理業務の総合的な指導・調整	・外郭団体への関与のあり方などについて、各局に対して指導・調整を行う。 ・外郭団体の経営評価に関する事務を行う。 ・上記事務を行うに際して、必要に応じて「大阪市外郭団体評価委員会」からの意見を聴取する。	総務局	任意			○	
	第三セクター等の状況に関する調査事務	総務省からの依頼に基づき調査を行い回答する。	総務局	要綱等	一般市		○	
審議会	審議会事務	行政運営の透明性の向上、簡素効率化等を図るため、審議会等の設置及び運営の適正化を図る。	総務局	任意			○	
市政改革	市政改革の推進	施策・事業の見直しなど歳出の削減・歳入の確保を図るとともに、ICTを活用するなど市民・利用者の視点に立ったサービス向上・業務執行の効率化などの「質の高い行財政運営の推進」、地下鉄事業などの経営システムを見直すほか、民間活力の活用に向けた「官民連携の推進」、人材育成やPDCAサイクルの徹底を図り、改革の担い手となる職員の能力向上や働きやすい職場づくりを推進する「改革推進体制の強化」を3つの柱とした「市政改革プラン2．0」（平成28～31年度）を策定し、実現に向け、区・局運営方針のPDCAサイクルを通じて各区役所・局に対する指導・調整を行い、着実な進捗を図る。	市政改革室	任意			○	
システム管理運営	最先端ICT装備都市推進業務	最先端ICT都市の実現に向け、ICT戦略及びアクションプランを企画立案するとともに、市長直轄組織として、「大阪市ICT戦略の推進に関する規程」に基づき、全市的な観点からICTの徹底活用及び適正利用を推進する。	ICT戦略室	任意			○	
	業務・システム最適化支援事業	基幹系システムは、システムが肥大化し、技術的な陳腐化などにより稼働停止の危惧が生じているため、業務の簡素化・標準化を行いながらシステムの再構築を行うことで、業務・システム最適化を進めており、システム所管のプロジェクトに対する支援業務を行っている。	ICT戦略室	任意				○一組
	基幹系システム統合基盤運用保守業務	・基幹系システム統合基盤は、住民情報系基幹システムにおける共通基盤機能を一括して提供することで、システム全体経費の長期的な縮減に寄与している。 ・また、番号制度に伴う中間サーバ連携機能、宛名管理機能も有しており、制度改正によるシステムの改修や、利用者IDの申請受付けなどの統合運用管理など、システムの運用保守等を行っている。	ICT戦略室	任意				○一組

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	ICT適正化業務	・ICT導入に関する予算要求時及び企画、計画、発注時における詳細なチェックを行い、必要に応じてICT調達ガイドラインの充実を図るなど、ライフサイクルコストの縮減をはじめとした各局のICT調達の適正化を図る ・大阪電子自治体連絡会との連絡調整	ICT戦略室	任意				○一組
	ICT人材育成事務	職員のICTスキルや専門知識を向上させるため、ICT戦略に基づいた体系により随時見直しを行いながら以下の研修を実施している。 ・ICT担当者研修 ・システム専門研修 ・ICT利活用研修	ICT戦略室	任意				○一組
	情報セキュリティ対策事務	大阪市が保有する個人情報をはじめとする情報資産を守るため、情報セキュリティポリシーに基づき、職員の情報セキュリティ意識の向上や情報セキュリティ対策（情報セキュリティ研修、情報セキュリティ内部検査、標的型メール訓練など）の充実強化を図る。	ICT戦略室	任意				○一組
	情報セキュリティ対策事務	大阪市が保有する個人情報をはじめとする情報資産を守るため、情報セキュリティポリシーに基づき、職員の情報セキュリティ意識の向上や情報セキュリティ対策（情報セキュリティ研修、情報セキュリティ内部検査、標的型メール訓練など）の充実強化を図る。	ICT戦略室	任意			○	
	情報処理センター業務（全庁共通ネットワーク等ICT基盤企画・整備・運用管理事務）	・業務系ネットワークや庁内情報ネットワーク等については、単なる通信ネットワークの役割だけではなく、全庁共通ICT基盤としての役割を担っており、ネットワークに接続する各業務システムが互いに影響を与えることなく、円滑にシステム運用を行えるよう、各種機能を整備し、運用を行っている。 ・また、ヘルプデスクを設けて利用者からの障害連絡やパソコン等の操作方法の問い合わせにも対応している。	ICT戦略室	任意				○一組
	情報処理センター業務（庁内情報利用パソコン一括調達事務）	調達事務の簡素化、スケールメリットによる安価な入札効果及び庁内情報ネットワークの安定運用の観点から、平成20年度以降、各所属が調達を予定している庁内情報利用パソコン等を集約し、一括して調達事務を実施している。	ICT戦略室	任意			○	
	情報処理センター業務（中央情報処理センター運営管理事務）	・税務事務システムや国民健康保険等システム、住民基本台帳等事務システム等のサーバ機器や、大量帳票印刷・バッチ処理を行っている統合基盤システム機器等を設置していることから、これらの運転に係るオペレーション業務や、外部業者とのデータ授受等の運用を行っている。 ・厳密な入退館管理を行い、中央情報処理センターへの不正侵入やデータ漏えい防止等のセキュリティ対策の強化を図っている。	ICT戦略室	任意				○一組
	情報処理センター業務（中央情報処理センター（別館）運営管理事務）	大阪市ホームページの公開、電子調達システムや図書館情報ネットワークシステム等の公開系システムや庁内情報ネットワークからのインターネット接続サービスの提供のため、民間のデータセンターが提供しているネットワークサービスを活用した運用を行っている。	ICT戦略室	任意				○一組
	情報処理センター業務（電子申請システム整備・運用管理事務）	大阪市電子申請・オンラインアンケートシステムは、市民がより便利に多くの申請・届出等の手続きを基本的に24時間365日インターネット経由で行えるよう、また、市民ニーズの収集をリアルタイムかつ効果的に行えるようにすることを目的として導入されたシステムであり、平成23年8月1日からは民間業者がサービス提供している「ASP・SaaS型電子申請サービス」を採用しており、申請・届出や所属に対する指導・審査・システム操作の問合せ対応を行っている。	ICT戦略室	任意				○一組

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	情報処理センター業務（総合行政ネットワーク利用管理事務）	大阪市情報通信ネットワークとLGWANとを接続し、LGWANメールや公的個人認証サービス、電子文書交換システム、広域統計情報ネットワークシステム、地方財政決算情報管理システム、戸籍情報システム等を利用しており、LGWANで提供されるサービスの利用等手続きなど、LGWAN利用に関する窓口を担っている。	ICT戦略室	任意				○一組
	顔認証システム運用管理業務	市民に対しマイナンバー関連のカード交付等を行う際に、カードの写真と受取人が同一人物であるか疑わしい時に、本システムを利用して真贋判定を行うもので、運用管理事務としては、ハードの故障やアプリケーションのバージョンアップがあった際に委託業者等との連絡調整を行う。	ICT戦略室	要綱等	一般市		○	
	大阪市オープンデータ基盤運用管理業務	オープンデータの取得・検索、情報提供、活用事例の紹介を行うポータルサイト、オープンデータを一覧表示できるデータカタログサイト、大阪市ホームページ運用管理システム（CMS）との連携機能等から構成される。 ・運用監視作業（メールによる連絡） ・掲載データの管理 ・システム障害時の管理・連絡 ・セキュリティ管理（システムメンテナンス）	ICT戦略室	任意				○一組
	庁内情報利用パソコンリモートコントロールシステム企画・整備・運用管理事務	出張先で迅速に対応が取れない状況にあるとの課題に対して、その対策として、民間事業者からASP サービスとして提供されている「リモートアクセスサービス」を用いて、庁舎外からモバイル端末機（タブレット端末・スマートフォン）を用いて特定の庁内情報利用パソコンを遠隔操作できる環境を提供する。	ICT戦略室	任意				○一組
	大容量ファイル送受信サービス管理業務	メールで送受信出来ない大容量データ（概ね10MB以上のデータ）を、安全かつ迅速に送受信することを目的として「大容量ファイル送受信サービス」を提供する。	ICT戦略室	任意			○	
	ソフトウェアライセンス管理システム運用保守業務	大阪市が保有するソフトウェアのライセンスを管理するための体制の構築に必要な規程の整備をおこないながら、各局等でソフトウェアライセンス管理を統一した手法で、効率的に行うために必要なソフトウェアライセンス管理システムを導入しており、ソフトウェアライセンスシステムの安定稼働を確保するための運用保守およびサーバ等機器の管理を行う。	ICT戦略室	任意				○一組
	勤務情報システム運用管理業務	ICカードを用いた出退勤管理、各種休暇等の申請・出張申請・超過勤務命令等の申請（発生源入力）及び承認（決裁）手続きを行うシステムの運用保守業務及び制度改正時における改修作業の外部委託等を実施し、各業務の適正・効率化を図っている。	人事室	任意				○一組
	職員情報システム運用管理業務	職員の採用・退職・給与支給・昇給昇格等の人事・給与業務の処理を行うシステムの運用保守業務及び制度改正時における改修作業の外部委託等を実施し、人事・給与業務の適正・効率化を図っている。	人事室	任意				○一組
	庶務ガイド運用管理業務	人事給与制度案内や人事・給与・福利厚生に関する各種申請書の出力、給与明細等の閲覧を可能とするシステムの運用保守業務及び制度改正時における改修作業の外部委託等を実施し、各業務の適正・効率化を図っている。	人事室	任意				○一組
	総務事務ファイルサーバ運用管理業務	総務事務センター運営事業における、データ情報の共有・活用を行うためのファイルサーバの運用管理を行う。	人事室	任意				○一組

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	職員児童手当システム運用管理業務	職員児童手当の申請登録、支給計算、受給者台帳の管理を行うシステムの運用保守業務及び制度改正時における改修作業の外部委託等を実施し、各業務の適正・効率化を図っている。	人事室	任意				○一組
	勤労者財産形成貯蓄システム運用管理業務	勤労者財産形成貯蓄の控除データのチェック、控除処理及び納付書作成を行うシステムの運用保守業務及び制度改正時における改修作業の外部委託等を実施し、各業務の適正・効率化を図っている。	人事室	任意				○一組
	臨時職員システム運用管理業務	臨時職員等の報酬・賃金支給にかかる勤怠集約、支給額計算、会計支出処理、社会保険・労働保険の届出状況の管理等を行うシステムの運用保守業務及び制度改正時における改修作業の外部委託等を実施し、各業務の適正・効率化を図っている。	人事室	任意				○一組
	総務事務関連システム再構築事業	人事給与系システムをはじめとする各業務システムの統合や人事・給与関連業務に活用が見込める新たな機能の追加、電子申請機能を盛り込んだ庶務事務システムの新規開発等、より有用で効率的・効果的なシステムへ刷新を図り、一層の総務事務関連業務・システムの最適化によるシステム運用保守経費の削減を目指している。	人事室	任意				○一組
	職員健康診断結果経年管理システム運用管理業務	労働安全衛生法に基づく各種健康診断の実施、各種健康診断後の事後措置の実施等に関して、システム化により事務の効率化を図っている。	人事室	任意			○	
	職員人材開発センター研修用パソコン運用管理業務	・研修用パソコン等機器一式借入の調達業務 ・ソフトウェアのバージョンアップ作業 ・研修用パソコン貸出対応	人事室	任意			○	
市長会等・地方自治制度	地方自治制度関係事務	・地方制度に関する国等の動向の把握、資料の収集・調査研究を行う。 ・地方分権を推進するため、国等に要望活動を行う。	総務局	任意			○	
	市長会・隣接都市関係事務	・全国市長会や近畿市長会・大阪府市長会等を通じて、全国の各市等と緊密な連携を図る。 ・昭和36年4月に締結した協定に基づき、八尾市との間で行政協力の具体化について協議を進める。 ・大阪市隣接都市協議会の活動を通じて、相互に連絡調整を図る。	総務局	任意			○	
選挙管理委員会	選挙に係る任意事務	公職選挙法を中心に法令研究、スキルアップのための研修会・講習会の開催、選挙事務テキスト・選挙関係例規集・選挙関係告示例の修正、指定都市連合会関係事務、公職選挙法その他選挙事務関係の書籍の購入・24区への配付、各種選挙投開票、直接請求に係る統計調査等。	行政委員会事務局	任意			○	
	投票管理システム運用管理事務	・保守業務の委託契約 ・システム変更等に係る場合、区選管へ通知発出	行政委員会事務局	任意			○	
	期日前投票システム運用管理事務	・保守業務の委託契約 ・システム変更等に係る場合、区選管へ通知発出	行政委員会事務局	任意			○	
	投開票集計システム運用管理事務	・保守業務の委託契約 ・システム変更等に係る場合、区選管へ通知発出	行政委員会事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	選挙事務システム運用管理事務	・システム変更等に係る場合、区選管へ通知発出	行政委員会事務局	任意			○	
	国民投票投票管理システム運用管理事務	・保守業務の委託契約 ・システム変更等に係る場合、区選管へ通知発出	行政委員会事務局	任意			○	
	選挙管理委員、監査委員、人事委員　人件費	・選挙管理委員・監査委員・人事委員の人件費支払い事務（各選挙実施時の人件費を除く）	行政委員会事務局	任意			○	
	選挙実施時　人件費	・各種選挙実施時の人件費	行政委員会事務局	任意			○	
市会	秘書・議員接遇、諸儀式及び交際等関係事務	・正副議長秘書、議員控室における接遇等、本市会への表敬をはじめとする国内外賓客の接遇対応、姉妹・友好都市提携している海外都市の議長等への訪問・交流及び行政調査等の実施、議員連絡調整（議員連絡先の周知等）、議長会等都市関係諸会議等関係業務	市会事務局	任意			○	
	傍聴受付け等関係業務	・本会議・委員会の傍聴受付け・案内、手話傍聴の手配、モニター放映にかかる事務	市会事務局	任意			○	
	各種の調査及び資料の収集・整備に関する事務	市会議員の政策立案等に資するため、各種資料の収集、整備、情報提供等を行う。	市会事務局	任意			○	
	市会の広報に関する事務	・大阪市会の審議の様子や議決事項など、市会に関する事項を広く周知する。 ・市民に開かれた市会をめざし、議場見学など、市民が議会と直接触れ合う機会を設ける。	市会事務局	任意			○	
	議員等在席表示システム運用管理事務	・議員等在席表示システムにかかる機器調達・システム保守に関する事務	市会事務局	任意			○	
内部事務	庶務関係業務	・人事・給与・福利厚生関係業務、・文書・公印管理関係業務、・計理・予算決算業務、・市会関係業務、・広聴・広報関係業務、・契約・管財業務、・人材育成関係業務、・法規関係業務、・服務関係業務、・危機管理関係業務、・環境管理関係業務、・照会回答業務（他所属、他都市等）他	市政改革室	任意			○	
	平和関連事業等（他の主管に属さないこと）	平和関連事業、国旗掲揚状況の取りまとめ等、他の局等の主管に属しないことを行う。	総務局	任意			○	
	庶務業務（ICT戦略室・総務局・人事室）	・ICT戦略室、人事室、総務局の全体総括	総務局	任意			○	
	庶務業務	・ICT戦略室の人事、文書、計理、庁舎管理等	ICT戦略室	任意				○一組

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	提案・改善事業事務	・職員提案制度 ・はなまる活動表彰制度	人事室	任意			○	
	庶務業務（職員人材開発センター）	・庶務業務全般 ・人材育成推進委員会　など	人事室	任意			○	
	一般財団法人　大阪市職員互助会への派遣	・当該団体の運営、大阪市及び各関係機関等との連絡調整	総務局	任意			○	
	庶務業務	・室の文書、人事、予算、決算、物品、室業務の進行管理及び事務改善に関する業務	政策企画室	任意			○	
	東京事務所関連事務	・大阪府市の役割分担に応じた事務を遂行していくうえで必要な資料や情報についての、国等への情報収集・調査活動、連絡調整 ・大阪府東京事務所との密接な連携を図りながら、東京及び広く全国へ大阪の地域事情を発信	政策企画室	任意			○	
	市会業務	・議案の提出など大阪市全体としての市会に関する事務	財政局	任意			○	
	庶務関係業務	・文書・公印管理関係業務 ・秘書関係業務 ・OA関係業務 ・庁舎管理業務 ・計理・予算決算業務、契約・管財業務 ・人事・給与・福利厚生関係業務 ・職員研修関連業務	財政局	任意			○	
	広告業務	・各局で実施している印刷物、ホームページ、施設等を活用した広告事業を拡充し、大阪市全体の広告収入を確保するための調査・研究	財政局	任意			○	
	財務省への派遣事務	・財務省への派遣事務	財政局	任意			○	
	庶務関係業務	・局業務の進行管理、人事・給与・福利厚生関係業務、文書・公印管理業務、市会関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算・契約業務、職員研修関連業務、行財政改革・企画関連業務、その他庶務業務	契約管財局	任意			○	
	庶務関係業務	・文書・公印管理関係業務、・市会関係業務、・秘書関係業務、・ICT関係業務、・計理・予算決算業務、・契約・管財業務、・人事・給与・福利厚生関係業務、・所属内研修関係業務、・行政改革・企画関係業務、・規則改正関係業務、・コンプライアンス関係業務、・危機管理関係業務、・広聴・広報関係業務・環境管理関係業務、・各種推進本部関係業務、・照会回答業務（他所属、他都市等）他	会計室	任意			○	
	局の庶務に関する事務	・局の文書、人事、予算、決算及び物品等 ・局業務の進捗管理及び事務改善等	行政委員会事務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担案		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	庶務関係業務	・公印の監守、文書、人事及び給与、福利厚生、予算・決算、物品、議場その他の警備、議会の情報公開（情報公開審査委員会の運営含む）、議員の海外出張、営繕、議会構内管理、広聴広報、情報化推進、環境保全推進、職員研修、訴訟・不服申し立て、事務局職員の公正な職務の執行、指定都市議会事務協議会、その他庶務的事項に関する事務	市会事務局	任意			○	